

新発田市地域防災計画

－資料編－

令和8年5月修正



新発田市防災会議

資料編 目次

1 防災組織に関する資料

1-1	新発田市防災会議委員.....	1
1-2	新発田市防災会議条例.....	2
1-3	新発田市防災会議運営規程.....	4
1-4	新発田市災害対策本部条例.....	6
1-5	新発田市災害対策本部運営規程.....	7
1-6	新発田市災害対策本部組織図.....	24
1-7	新発田市災害対策本部標識等.....	25
1-8	新発田市災害対策本部会議座席表.....	27
1-9	新発田市防災会議連絡員室配置図.....	28
1-10	新発田市災害対策本部事務局配置図.....	29
1-11	新発田市災害対策本部の代替施設.....	30
1-12	新発田市災害救助条例.....	31
1-13	新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	33
1-14	新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	37
1-15	新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例.....	40
1-16	新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則.....	42
1-17	新発田市消防団の設置等に関する条例.....	44
1-18	新発田市消防団規則.....	45
1-19	新発田市自主防災組織補助金交付要綱.....	51
1-20	防災関係機関等連絡先.....	55

2 危険区域及び防災施設等に関する資料

2-1	重要水防箇所（河川）.....	60
2-2	重要水防箇所（海岸）.....	64
2-3	河川水位の危険度レベル.....	65
2-4	加治川（岡田・小松）水位観測所水位基準.....	65
2-5	土砂災害警戒情報の危険度レベル.....	66
2-6	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一覧.....	67
2-7	土砂災害警戒区域における要配慮者施設等.....	72
2-8	雪崩発生危険箇所.....	73
2-9	孤立危険集落.....	75
2-10	保安林指定地域.....	75
2-11	宅地等浸水危険箇所.....	77
2-12	浸水想定区域における要配慮者利用施設等.....	78
2-13	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況.....	80
2-14	水防資材調達先.....	82
2-15	除雪機械保有状況.....	82
2-16	消防機関.....	83
2-17	ヘリポート.....	86

2-18	緊急輸送道路ネットワーク計画.....	90
2-19	緊急時輸送施設及び輸送拠点.....	91
2-20	応援部隊活動拠点候補地.....	91
2-21	危険物貯蔵所・取扱所.....	92

3 緊急給水等に関する資料

3-1	緊急給水機材等.....	93
3-2	水道給水人口.....	93
3-3	上水道施設.....	93
3-4	水道用復旧資機材調達先.....	93
3-5	市指定給水装置工事事業者.....	94

4 医療・防疫等に関する資料

4-1	災害拠点病院等.....	98
4-2	医薬品等調達先.....	103
4-3	小動物・家畜診療機関.....	104
4-4	震災時の防疫対策指針.....	105
4-5	感染症指定医療機関.....	106
4-6	し尿及びごみ処理施設.....	107

5 食料及び生活必需品等に関する資料

5-1	給食施設状況.....	108
5-2	食料・生活必需品等調達先.....	109
5-3	燃料等調達先（災害時応援協定）.....	110
5-4	住民拠点 S S.....	110
5-5	災害備蓄物資保管状況等.....	111

6 輸送車両及び清掃車両等に関する資料

6-1	市有車両の現状.....	114
6-2	緊急通行車両等.....	114
6-3	借り上げ可能ごみ収集用車両.....	115
6-4	借り上げ可能し尿収集用車両.....	115
6-5	バス、タクシー事業所.....	116
6-6	ボート所有機関.....	116

7 通信に関する資料

7-1	市が使用可能な通信手段.....	117
7-2	災害時優先電話.....	117
7-3	新発田市防災行政無線.....	120

8 避難施設に関する資料

8-1	指定避難所.....	125
8-2	福祉避難所.....	127
8-3	指定緊急避難場所.....	128
8-4	民間指定緊急避難場所.....	129
8-5	救護所設置予定施設.....	129
8-6	避難所予定施設.....	131
8-7	旅館組合、入浴施設.....	136

9 応援協定等に関する資料

9-1	災害協定締結状況.....	137
9-2	協定書.....	144

10 遺体の捜索、埋葬に関する資料

10-1	埋葬業者.....	342
10-2	火葬場（新発田保健所管内）.....	342

11 その他の資料

11-1	災害発生状況.....	343
11-2	過去の火災発生状況.....	347
11-3	気象統計.....	347
11-4	水害の記録.....	349
11-5	水害時の主要観測所の雨量記録.....	351
11-6	水害時の加治川治水ダム放流量記録.....	352
11-7	新発田市周辺の活断層.....	354
11-8	気象警報・注意報発表基準.....	357
11-9	津波予報・警報.....	362
11-10	雨の強さと降り方.....	363
11-11	風の強さと吹き方.....	363
11-12	気象庁震度階級関連解説表.....	364
11-13	新発田市道路除雪計画の概要.....	368

11-14	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表.....	369
11-15	被害状況判定基準.....	373
11-16	災害弔慰金、災害援護資金.....	374
11-17	指定文化財.....	379

12 各種災害報告等資料

12-1	参集途中状況報告書.....	382
12-2	被害報告等受付処理票.....	383
12-3	自衛隊災害派遣要請依頼書.....	384
12-4	自衛隊災害派遣撤収要請依頼書.....	385
12-5	災害報告取扱要領.....	386
12-6	災害被害報告（速報）様式.....	390
12-7	災害被害報告（速報）による添付書類.....	391
12-8	災害救助.....	394
12-9	応急対策用緊急通行車両等事前届出兼事前提出済証.....	434
12-10	緊急通行車両確認申請書.....	435
12-11	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	436
12-12	消防庁への火災・災害即報基準.....	439
12-13	罹災証明書.....	442
12-14	加治川水防警報文.....	443
12-15	水防（巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況）報告.....	444
12-16	水防活動報告書.....	445
12-17	水防活動実施報告書.....	446
12-18	応援要請依頼書.....	447
12-19	災害広報文例.....	449
12-20	新発田市ハザードマップ.....	451

1 防災組織に関する資料

1 - 1	新発田市防災会議委員	1
1 - 2	新発田市防災会議条例	2
1 - 3	新発田市防災会議運営規程	4
1 - 4	新発田市災害対策本部条例	6
1 - 5	新発田市災害対策本部運営規程	7
1 - 6	新発田市災害対策本部組織図	24
1 - 7	新発田市災害対策本部標識等	25
1 - 8	新発田市災害対策本部会議座席表	27
1 - 9	新発田市防災会議連絡員室配置図	28
1 - 10	新発田市災害対策本部事務局配置図	29
1 - 11	新発田市災害対策本部の代替施設	30
1 - 12	新発田市災害救助条例	31
1 - 13	新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例	33
1 - 14	新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	37
1 - 15	新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例	40
1 - 16	新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則	42
1 - 17	新発田市消防団の設置等に関する条例	44
1 - 18	新発田市消防団規則	45
1 - 19	新発田市自主防災組織補助金交付要綱	51
1 - 20	防災関係機関等連絡先	55

1-1 新発田市防災会議委員

会長：新発田市長

条例区分	所属機関	職 名	所在地
第 1 号	林野庁関東森林管理局下越森林管理署	署長	大手町 4-4-15
	厚生労働省新潟労働局 新発田労働基準監督署	署長	日渡 96
	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所新発田維持出張所	所長	島潟 665
第 2 号	陸上自衛隊第 30 普通科連隊	連隊長	大手町 6-4-16
第 3 号	新発田市教育委員会	教育長	乙次 281-2
第 4 号	新発田警察署	署長	中央町 4-2-4
第 5 号	新発田地域振興局企画振興部	部長	豊町 3-3-2
	新発田地域振興局健康福祉環境部	部長	豊町 3-3-2
	新発田地域振興局農業振興部	部長	豊町 3-3-2
	新発田地域振興局農村整備部	部長	豊町 3-3-2
	新発田地域振興局地域整備部	部長	豊町 3-3-2
第 6 号	新発田市	副市長（防災監）	中央町 3-3-3
		水道事業者（水道局長）	中央町 3-3-3
		教育総務課長	中央町 3-3-3
第 7 号	新発田地域広域事務組合消防本部	消防長	中田町 3-30-2
	新発田市消防団	団長	中央町 3-3-3
第 8 号	東日本旅客鉄道(株)新潟支社新発田駅	駅長	諏訪町 1-1-5
	東日本電信電話(株)新潟支店	支店長	新潟市中央区 東堀通七番町 1017
	東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	所長	新栄町 3-1-34
	日本郵便(株)新発田郵便局	局長	大手町 4-3-20
	新発田ガス(株)	代表取締役社長	豊町 1-4-23
	新潟交通観光バス(株)新発田営業所	所長	豊町 1-3-14
	新発田市内土地改良区連絡協議会	会長	乙次 281-2
	(一社)新発田北蒲原医師会	会長	本町 4-16-83
	加治川沿岸治水水利水対策協議会	会長（市長）	豊町 3-2408
	(公財)新潟県看護協会新発田支部	支部長	本町 1-2-8
	(株)エフエムしばた	放送局長	中央町 5-8-47
	新発田地区防災協議会復旧部会	会員	中央町 4-10-10
	社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	課長	本町 4-16-83
第 9 号	新発田市防災協会	会長	中央町 3-3-3
	敬和学園大学	助教	富塚 1270

令和 8 年 4 月 1 日現在

1-2 新発田市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 9 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき新発田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新発田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、及び当該重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (3) 本市の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (5) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の長のうちから市長が委嘱する者 7 人以内
 - (2) 陸上自衛隊新発田駐とん地司令
 - (3) 新発田市の教育委員会の教育長
 - (4) 新発田警察署長
 - (5) 新潟県の知事の部内の機関の長のうちから市長が委嘱する者 6 人以内
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから任命する者 3 人以内
 - (7) 新発田地域広域事務組合の消防長及び新発田市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者 13 人以内
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 3 人以内
- 6 委員が前項各号（第 9 号にあっては自主防災組織を構成する者に限る。）に規定するの職を離れ、又は失った時は、その委員の地位を失うものとする。
- 7 第 5 項第 9 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 専門の事項を調査させるため防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門委員の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、25人以内とし、委員の属する機関、団体の役員又は職員の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年3月9日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月4日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年7月10日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月20日から適用する。

附 則（昭和50年9月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月21日条例第3号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 新発田市防災会議運営規程

昭和 47 年 12 月 5 日 防災会議運営規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、新発田市防災会議条例（昭和 38 年新発田市条例第 4 号）第 6 条の規定に基づき、新発田市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議に日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求めその説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

第 7 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第 8 条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(会長代理)

第 10 条 会長に事故あるときは、副市長（防災監）がその職務を代理する。

(異動等の報告)

第 11 条 委員及び幹事は、異動が生じた場合は速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 12 条 防災会議の庶務は、新発田市地域安全課において行う。

(公印)

第 13 条 会長の公印は、別記のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和 47 年 12 月 5 日から施行する。

前文（昭和 55 年 7 月 15 日訓令第 9 号）抄

昭和 55 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（昭和 62 年 12 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日防災会議運営規程第 1 号）

この規程は公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 22 日防災会議運営規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新発田市防災会議運営規程の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 11 日防災会議運営規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(別記)

新発田市
防 災 会
議 会 長

- 備考 1 字体は適宜とする。
2 寸法は 27 ミリメートルとする。

1-4 新発田市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 9 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、新発田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 9 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 43 年 10 月 4 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 9 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 50 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 新発田市災害対策本部運営規程

昭和 47 年 12 月 5 日
災害対策本部規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 第 3 項及び新発田市災害対策本部条例（昭和 38 年新発田市条例第 5 号）第 4 条の規定に基づき、新発田市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部の職員)

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、地域安全課を所管する副市長（以下「防災監」という。）、防災監以外の副市長及び教育長をもって充てる。

2 防災監、防災監以外の副市長及び教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、地域安全課長（以下「副防災監」という。）が副本部長の職務を代行する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、議会事務局長、社会福祉課長、商工振興課長、水道局長、総務課長、財務課長、みらい創造課長、地域安全課長、市民まちづくり支援課長、農林水産課長、地域整備課長、教育総務課長、その他必要に応じその都度市長が指名する者をもって充てる。

4 法第 23 条の 2 第 3 項に規定するその他の職員は、第 8 条の規定により設けられる災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）、対策部及び班に置かれる職員並びに第 11 条の規定により設けられる現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）に置かれる職員とする。

(災害対策本部会議)

第 3 条 本部長の下に、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項について協議するため災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長がその都度指名する者をもって構成する。

3 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長が主宰する。

(本部の位置)

第 4 条 本部は、災害の程度により本部室を市本庁舎 5 階会議室 501～504 又は本部長の指定する場所に置くものとする。

(本部事務局)

第 5 条 本部の活動を掌理するため、本部事務局を置く。

(事務局長及び事務局次長)

第 6 条 本部事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

2 事務局長に副防災監を、事務局次長に地域安全課課長補佐をもって充てる。

3 事務局長は、本部長の命を受け本部事務局の事務を掌理する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局員及び情報連絡員)

第7条 本部事務局に事務局員及び情報連絡員を置く。

- 2 事務局員は、地域安全課職員及び事務局長が指名する者をもって充てる。
- 3 事務局員は、事務局長の指揮の下、本部事務局の事務に従事する。
- 4 対策部長は、所属対策部の職員のうちから情報連絡員をあらかじめ指名し、本部事務局へ派遣する。
- 5 情報連絡員は、事務局長に対し所属対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況等を報告し、事務局長の指示等を所属対策部各班の長に伝達する。
- 6 情報連絡員に事故があるとき、又は欠けたときは、対策部長が所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(本部事務局、対策部及び班等)

第8条 本部事務局及び対策部を置く場合の本部事務局、対策部及び班等の組織及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の基準によりがたいときは、本部長がその都度別に定める。

(対策部長及び対策部副部長)

第9条 対策部に対策部長及び対策部副部長を置く。

- 2 対策部長及び対策部副部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 対策部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 対策部副部長は、対策部長を補佐し、対策部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(班長、副班長及び班員)

第10条 班に班長、副班長及び班員を置く。

- 2 班長、副班長及び班員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 班長は、対策部長の命を受け班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 班員は、班長の指揮の下、班の事務に従事する。

(現地本部の設置)

第11条 本部長は、市の地域において災害により局地的な人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じて本部の一部の事務を行う現地本部を置く。

- 2 現地本部は、災害現場又は災害地域に近い支所庁舎又は市有施設等に設置する。
- 3 現地本部に現地本部長、現地本部員及び現地本部要員を置き、現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員のうちから、現地本部要員は対策部員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。
- 5 現地本部員は、現地本部長の命を受け現地本部の事務に従事する。
- 6 現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

(本部の設置及び廃止)

第 12 条 本部は、市の地域において第 15 条第 2 項に規定する別表第 2 に掲げる配備区分表による対策本部配備基準または対策本部非常配備基準表による災害対策本部配備体制基準の各号いずれかに該当する場合に設置する。

2 本部長は、災害応急対策が概ね完了した場合又は災害が発生するおそれがなくなつたと認められる場合、本部を廃止する。

(警戒本部の設置)

第 13 条 防災監は、市の地域において別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる警戒本部の配備基準のいずれかに該当する場合は、災害に対する警戒のため警戒本部を設置する。

2 警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員を置く。

3 警戒本部長に防災監、警戒副本部長に副防災監をもって充てる。

4 第 2 条第 3 項の規定は、警戒本部の本部員について、第 7 条第 4 項から第 6 項までの規定は、警戒本部の情報連絡員について、第 8 条の規定は、警戒本部の本部事務局、対策部及び班についてそれぞれ準用する。

5 警戒本部長は、警戒本部の事務を掌理し、警戒本部員を指揮監督する。

6 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

7 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。

(警戒体制)

第 14 条 副防災監は、市の地域において別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる警戒体制の配備基準のいずれかに該当する場合は、警戒本部設置前に次の事項について措置するものとする。

(1) 気象及び災害関連情報の収集・伝達

(2) 警戒本部に必要な人員配備

(3) 関係対策部及び防災関係機関等との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において、気象警報又は異状な情報の受理をした当直員は、通報連絡系統に基づき直ちに地域安全課職員に通報して指示を受け、関係対策班長に通報するものとする。

3 地域安全課職員は、通報により直ちに登庁し、情報収集及び関係対策班と連絡調整を行い、副防災監に報告しなければならない。

(配備の基準)

第 15 条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

2 配備の種別、体制等は、別表第 2 風水害等発生時の配備区分表又は同表地震・津波発生時の配備区分表に掲げる対策本部の配備基準並びに別表第 3 に掲げる配備体制表のとおりとする。

3 対策部長は、分掌事務に関する配備計画を立て、これを対策部員に徹底しなければならない。

（災害時行動マニュアルの作成）

第 16 条 本部事務局長、対策部長及び班長は、次に掲げる事項について、災害時行動マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成し、本部又は警戒本部が設置された場合の対応について具体的に定めておくものとする。

- (1) 各班の全ての分掌事務に対応した時系列活動に関する事項
- (2) 他班、関係機関及び関係協定団体等との連絡方法及び具体的手順に関する事項
- (3) 各種伝達系統図に関する事項
- (4) 職員の配備計画に関する事項
- (5) その他各班が応急対策を行うために必要な事項

2 対策部長及び班長は、マニュアルを作成し、又は修正した場合は、速やかに本部事務局へ提出するものとする。

3 対策部長及び班長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な初動体制及び応急対策が実施できるよう、マニュアルを所属職員へ周知徹底するものとする。

（配備の開始及び解除）

第 17 条 配備体制の開始及び解除は、次のとおりとする。

- (1) 警戒体制の配備体制は、副防災監が指令する。
- (2) 警戒本部の配備体制は、防災監が指令する。
- (3) 対策本部の配備体制及び対策本部の非常配備体制は、本部長が指令する。

（災害状況の取扱い）

第 18 条 災害が発生した場合、対策部長は、災害報告等取扱要領（昭和 59 年 10 月 9 日付け消第 784 号新潟県環境生活部長通知）に基づき速やかに被害状況を調査し、副防災監を通じて本部長に報告するものとする。

2 副防災監は、対策部長及び防災関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに速やかに県へ報告するものとする。

（被害情報の取扱い）

第 19 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、副防災監は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概要を逐次県に報告するものとする。

2 副防災監は、災害に関する情報を収受したときは、必要に応じて市民等及び関係機関・団体に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれらに対して採るべき措置等について周知しなければならない。

（その他）

第 20 条 本部を設置したときは、市本庁舎前及び本部室に新発田市災害対策本部の標示をするものとする。

2 本部長、副本部長、本部員その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、別に定める腕章を着用するものとする。

附 則

1 この規定は、昭和 47 年 6 月 1 日から実施する。

2 新発田市災害対策本部規程（昭和 43 年新発田市告示第 65 号）は、廃止する。

3 新発田市災害対策本部規程（昭和 43 年新発田市訓令第 10 号）は、廃止する。

附 則（昭和 51 年 9 月 29 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、昭和 51 年 10 月 1 日から実施する。

前文（昭和 55 年 7 月 15 日訓令第 8 号）抄

昭和 55 年 4 月 1 日から実施した。

附 則（昭和 62 年 12 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 11 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 12 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 22 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、交付の日から施行し、改正後の新発田市災害対策本部規程の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 4 月 12 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、交付の日から施行し、改正後の新発田市災害対策本部規程の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 22 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 12 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 20 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 17 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 4 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 25 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 11 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 26 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 21 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（平成 26 年 4 月 4 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（令和元年 8 月 19 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和元年 8 月 19 日から施行した。

附 則（令和元年 12 月 27 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、令和元年 12 月 27 日から施行した。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日災害対策本部規程第 3 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 11 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 11 日から施行した。

附 則（令和 6 年 5 月 22 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 5 月 22 日から施行した。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 1 日災害対策本部規程第 2 号）

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日災害対策本部規程第 1 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則（経過措置）

令和８年４月１日から気象庁の新たな防災気象情報体系の運用開始日までの間、本表の適用については、次のとおり読み替えるものとする。

- １ 本表中「警戒レベル○）」とあるのは、これを削る。
- ２ 本表中「土砂災害警報」とあるのは、「土砂災害警戒情報」と読み替える。
- ３ その他気象庁が発表する情報の名称変更があった場合は、当該情報に相当する旧情報名称に読み替える。

別表第 1（第 8 条－第 10 条関係）

災害対策本部事務局の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長（副防災監） 事務局次長 地域安全課長補佐	統括調整班 地域安全課 班長 消防防災係長	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及 び廃止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶 務に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関 すること 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関す ること 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※（注 1）緊急時に消防団員が避難所開 設にあたる場合の消防団員への指示 を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機 関等との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への 災害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関す ること 12 被害状況、応急対策状況等の取りまと めに関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関 すること	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

対策部・班等の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
議会対策部 部長 議会事務局長 副部長・情報連絡員 議会事務局次長	議会対策班 議会事務局 班長 庶務調査係長	1 市議会議員の安否確認・連絡調整に すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長（庁舎車 両管理班長兼務） 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 秘書係 車両係 法制執務係 行革推進係 ○情報政策課 選挙管理委員会事 務局（総務課兼務） 選挙管理室	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に 関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取 りまとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調 査に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の 管理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関す ること 7 緊急通行車両の確認手続事務に関す ること 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関 すること 11 財務・物資・会計対策部への協力（食 料・物資への対応）及び部内職員の動員・ 調整に関すること	左記に加え 12 災害関係法令等の解釈 に関すること 13 災害情報関連システム の調整に関すること
	人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 職員の配備体制及び人員の調整に関す ること 2 職員及びその家族の安否確認並びに被 害状況の把握に関すること 3 本部員等の保健衛生に関すること 4 他自治体等への職員の派遣要請及び受 入れに関すること 5 財務・物資・会計対策部への協力（食 料・物資への対応）に関すること	同左
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長（会計班長兼 務） 情報連絡員 財務課長補佐	財務調整班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に 関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取 りまとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること 4 市有地の使用に関すること	左記に加え 5 市有財産関係の被害金 額の取りまとめに関す ること 6 災害関係予算の算定等 に関すること 7 災害関係補助金等の調 整に関すること
	物資支援班 ○契約検査課 検査・技術管理室 監査委員事務局	1 食糧、物資等に関する集約及び対応に 関すること 2 応援協定及び災害救援協定に基づく 県、他市町村及び民間企業等からの食 糧・物資の調達に関すること 3 物資調達業者及び工事関係業者の指導 及び連絡等に関すること 4 支援物資の受入窓口の開設及び受付等 に関すること	同左
	会計班 ○会計課	1 義援金の受付、受入窓口等に関すること 2 災害見舞金の受入れ、管理等に関す ること 3 勤務時間外における災害発生時等の 市役所代表電話の交換に関すること	左記に加え 4 義援金の配分委員会設 置、配分額等に関す ること
渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJI ケン支援専門官	渉外班 ○みらい創造課 企画政策係 ライフデザイン係 班長 企画政策係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に 関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取 りまとめに関すること 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関 すること 4 被災地の視察者等の接遇に関すること 5 国、県等への要望の総括に関すること	左記に加え 7 災害に係る陳情、請願 等に関すること

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
情報連絡員 みらい創造課長補佐		6 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事	
	広報班 ○シティプロモーション室	1 高齢者等避難、避難指示、災害情報等の伝達・広報に関する事 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関する事 3 災害情報等の放送要請に関する事 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関する事	左記に加え 5 災害記録（写真・映像）に関する事 6 災害復興記録等の作成に関する事
市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 市民の安否確認及び問合せに関する事 4 外国人に対する支援に関する事 5 被災外国人との連絡調整に関する事 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関する事 7 人権擁護に関する事 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関する事 9 埋火葬の総括に関する事 10 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関する事	左記に加え 11 被災者等の市民相談の総括に関する事
	家屋調査班 ○税務課	1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関する事 2 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事	左記に加え 3 建物被害調査に関する事 4 被災者台帳作成事務に関する事 5 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関する事 6 税金の災害減免に関する事
	環境衛生班 ○環境衛生課	1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関する事 2 応急仮設トイレの設置に関する事 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関する事 4 死亡した獣畜等の除去に関する事 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関する事 6 ごみの臨時ステーションの選定に関する事 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関する事 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関する事 9 ペット等被災動物に関する事 10 消毒の実施に関する事 11 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事	同左
	支所班 ○豊浦支所 ○紫雲寺支所 ○加治川支所	1 支所区域内の情報収集、伝達及び連絡調整に関する事 2 支所区域内の被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関する事 3 支所区域内に所在する避難所の開設及び運営への協力に関する事 4 支所区域内の自治会、町内会会長等への連絡調整の協力に関する事	左記に加え 5 支所区域の被災者の相談に関する事
医療・福祉対策部 部長 社会福祉課長 副部長 健康推進課長（健康医療班長兼務）	保健医療班 ○健康推進課	1 救護班の編成及び救護所の設置に関する事 2 医療資器材等の調達に関する事 3 医療関係団体等の連絡調整に関する事 4 感染症発生予防及び発生時の対策に関する事 5 臨時予防接種の実施に関する事	同左

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
情報連絡員 健康推進課長補佐 社会福祉課長補佐 スポーツ推進課長補佐		6 避難所の衛生指導に関する事 7 健康調査、健康診断及び助産に関する事 8 避難所の栄養管理指導に関する事 9 こころのケア対策の総括に関する事 10 職員の保健衛生及び健康の保持に関する事	
	社会福祉班 保険年金課 ○高齢福祉課 健康長寿アクティブ交流センター こども課 こども家庭センター 社会福祉課 ふれあい福祉センター 新発田駅前複合施設 避難所担当職員	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 要配慮者対策等の総括に関する事 4 避難所運営の総括に関する事 5 福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事 6 避難所担当職員に関する事 7 避難住民の誘導及び収容に関する事 8 避難者名簿の作成に関する事 9 社会福祉施設等の被害状況の取りまとめ及び応急対策の総括に関する事 10 社会福祉団体との連絡調整に関する事 11 遺体の安置及び移送に関する事 12 災害ボランティア活動の支援の総括に関する事 13 災害ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 14 県・市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 15 園児（幼稚園、保育園、ひまわり学園等）の避難・誘導に関する事 16 園児及び職員の被災状況及び保育への影響状況調査に関する事 17 保育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関する事	左記に加え 18 災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給に関する事 19 災害援護資金、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金の貸付等に関する事 20 生業資金の貸付けに関する事 21 応急仮設住宅入居者選定に関する事
	体育施設班 ○スポーツ推進課	1 社会体育施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関する事 2 社会体育施設の使用に関する事 3 避難所の開設及び運営への協力に関する事	同左
商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策班長兼務） 情報連絡員 観光振興課長補佐	商工対策班 商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 商工業関係の被害調査、報告等に関する事 4 商工業関係団体との連絡調整に関する事 5 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関する事	6 商工業者に対する災害融資関連事業に関する事
	観光対策班 ○観光振興課	1 観光施設の被害状況の把握に関する事 2 観光関係団体との連絡調整に関する事 3 観光滞在者の対応に関する事 4 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事	左記に加え 5 観光施設の風評被害対策に関する事
農林水産対策部 部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長（農林対策班長兼務） 情報連絡員 農業委員会事務局次長	農水対策班 農林水産課（里山保全係除く） 班長 農林水産課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 農業、水産業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 4 農業、水産業及び港湾関係団体との連絡調整に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事 6 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関する事	左記に加え 7 農業、水産業者に対する災害融資関連事務に関する事 8 農・水産物の風評被害対策に関する事

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
	農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1 林業施設等の被害状況及び応急対策の取りまとめに関する事 2 貯木及び流木の災害対策に関する事 3 林業関係団体との連絡調整に関する事 4 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関する事	左記に加え 5 林業者に対する災害融資関連事務に関する事 6 林産物の風評被害対策に関する事
土木・建築対策部 部長 地域整備課長 副部長 維持管理課長 情報連絡員 地域整備課長補佐	地域整備班 地域整備課 ○用地対策室 維持管理課	1 部内の情報収集、伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 道路、公園及び河川の被害状況の把握並びに応急対策に関する事 4 路上障害物の排除及び道路交通の確保に関する事 5 排水機場の運転及び機能確保に関する事 6 緊急車両の運行経路及び避難経路の確保に関する事 7 除排雪に関する事 8 災害復旧に関する資機材の調達及び輸送に関する事 9 風水害等の予防、警戒及び防御に関する事 10 漁港施設の被害状況の把握及び連絡調整に関する事 11 農地及び農業用施設の被害状況の把握、応急対策等に関する事 12 農地のたん水排除に関する事	左記に加え 13 応急仮設住宅用地の確保に関する事
	建築班 ○建築課	1 建築物及び宅地等の応急危険度判定に関する事 2 被災建築物及び宅地等に係る二次災害防止指導及び監督等に関する事	左記に加え 3 市有施設の応急修繕に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 災害復興住宅資金等の融資相談に関する事 6 住宅相談の実施に関する事
上下水道対策部 部長 水道局長（水道局業務課長） 副部長 水道局浄水課長（上水道班長兼務） 情報連絡員 下水道課長補佐	上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 4 水道水の応急給水に関する事 5 水道施設の機能・安全確保に関する事 6 上水道情報の広報に関する事 7 給水応援の受入れに関する事 8 災害関係費用に関する事 9 資材、燃料等の確保・調達に関する事	同左
	下水道班 ○下水道課	1 下水道施設の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 2 下水道施設の機能・安全確保に関する事 3 下水道情報の広報に関する事	同左
教育対策部 部長 教育総務課長 副部長 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設 副班長 教育総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関する事 3 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関する事 4 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関する事 5 児童生徒のこころのケア対策に関する事 6 学校教職員の災害時出動体制の指導に関する事 7 学校への指示、伝達等に関する事 8 給食調理施設の使用に関する事	左記に加え 10 応急教育の指導に関する事

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
		9 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）及び部内職員の動員・調整に関すること	
	文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2 文化財の被害状況等の把握に関すること 3 生涯学習施設の使用に関すること 4 避難所の開設及び運営への協力に関すること 5 医療・福祉対策部への協力（避難所の開設・運営）に関すること	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

全対策部共通分掌事務

1 対策部間の協力・応援に関すること 2 所管施設利用者の安全確保に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策、応急復旧等に関すること 4 災害対策本部事務局への報告に関すること (1)災害対策活動状況 (2)職員の活動状況 (3)その他必要な事項 5 各対策部情報連絡員は災害対策本部事務局に参集すること 6 地域防災計画に基づいた災害時行動マニュアルの作成及び災害対策本部事務局への提出に関すること（平常時）

別表第2(第15条関係)

風水害等発生時の配備区分表

配備区分	配備体制	配備基準	主な参集範囲 想定する主な内容
警戒体制	警戒配備体制 (警戒レベル2相当)	- レベル3大雨警報、又は高潮警報が発表された場合 - 台風情報が発表され市内への影響が予想される場合 - 加治川の水位が氾濫注意水位(警戒レベル2相当)に到達又は到達が見込まれる場合 - 防災監が必要と認める場合	副防災監、地域安全課、維持管理課、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※情報収集、警戒監視、関係機関との連絡調整等
警戒本部	警戒本部配備体制 (警戒レベル3相当)	- レベル3土砂災害警報が発表された場合 - 加治川の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当)に到達又は到達が見込まれる場合 - 大雨・土砂キキクルにおいて「警戒(赤)(警戒レベル3相当)」が市内に出現した場合 - 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 - 市内の一部地域で床下浸水又は道路冠水等の被害が発生した場合 - 暴風警報、暴風雪警報又は大雪警報が発表され市内への影響が予想される場合 - 防災監が必要と認める場合	上記に加え、防災監、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所開設準備、情報伝達(広報)
対策本部	対策本部配備体制 (警戒レベル4相当)	- レベル4氾濫危険情報、大雨危険警報、土砂災害危険警報又は高潮危険警報、レベル5高潮特別警報が発表された場合 - 加治川の水位が氾濫危険水位(警戒レベル4相当)に到達又は到達が見込まれる場合 - 大雨・土砂キキクルにおいて「危険(紫)(警戒レベル4相当)」が出現した場合 - 警戒レベル4「避難指示」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 - 市内の複数地区で浸水又は土砂による被害が発生した場合 - 暴風特別警報、暴風雪特別警報又は大雪特別警報が発表された場合 - 本部長が必要と認める場合	上記に加え、対策本部長、対策副本部長、課長補佐級(副参事含む)以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員(その他職員は自宅待機又は指示により参集) ※避難情報発令の判断・周知、必要な避難所の開設、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定
	対策本部非常配備体制 (警戒レベル5相当)	- レベル5氾濫発生情報、大雨特別警報又は土砂災害特別警報が発表された場合 - 加治川の水位が氾濫発生水位(警戒レベル5相当)に到達又は到達が見込まれる場合 - 大雨・土砂キキクルにおいて「災害切迫(黒)(警戒レベル5相当)」が出現した場合 - 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を決定又は発令が見込まれる場合 - 全市的又は広範囲に甚大な被害が発生した場合 - 本部長が必要と認める場合	全職員自動参集 ※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、必要な避難所の開設、被害拡大防止、広域応援受援対応、災害対策全庁体制

※配備体制の判断は、気象庁が発表する防災気象情報を基本とするが、被害の発生状況、社会的影響その他の事情を踏まえ、必要に応じて上位の配備体制へ移行する。

※気象庁が発表する線状降水帯に関する気象情報(気象解説情報、気象防災速報)又は時系列情報が発表された場合は、警報及び危険度分布等の状況とあわせて総合的に判断し、必要に応じて配備体制の強化を検討する。※職員は参集に当たり、まずは自身及び家族の安全を確保する。

※自宅又は家族の安全確保、居住地の被災、交通途絶その他やむを得ない事情により参集が困難な場合は、この限りでない。

※参集可能な職員は、所属長の指示又は事前に定められた指定拠点等に参集する。

地震・津波発生時の配備区分表

配備区分	配備体制	配備基準	参集範囲と想定される 主な内容
警戒体制	警戒 配備体制	1 震度3の地震が発生した場合	地域安全課当番職員、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※被害情報等の収集・確認、関係機関との連絡調整等
警戒本部	警戒本部 配備体制	1 震度4の地震が発生した場合 2 津波注意報が発表された場合 3 その他防災監が必要と認める場合	上記に加え、防災監、副防災監、地域安全課、対策部長、対策副部長、情報連絡員、課長以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員 ※避難所の開設（津波注意報：藤塚小学校自動開設）、必要な避難所開設準備・受入体制確立、情報伝達（広報）、関係機関との連絡調整
対策本部	対策本部 配備体制	1 津波警報が発表された場合 2 市内で人的又は建物被害が発生し、組織的な災害対応が必要となった場合 3 その他市長が必要と認める場合	上記に加え、対策本部長、対策副本部長、各課長補佐級（副参事含む）以上、指定配備職員及び各対策部が必要と認める職員（その他職員は自宅待機又は指示により参集） ※避難情報発令の判断・周知、避難所の開設（津波警報：一部避難所の自動開設）、応急対策の実施、被害情報の集約・対策方針決定
	対策本部 非常配備 体制	1 震度5弱以上の地震が発生した場合 2 大津波警報が発表された場合 3 市内で甚大な被害が発生し、全市的な災害対応が必要となった場合 4 その他市長が必要と認める場合	全職員自動参集 ※避難情報発令の判断・周知、人命救助・安全確保最優先、全避難所の自動開設、広域応援受援対応、災害対策全庁体制

※配備体制の判断は、震度情報及び津波情報を基本とするが、被害の発生状況、社会的影響その他の事情を踏まえ、必要に応じて上位の配備体制へ移行する。

※職員は参集に当たり、まずは自身及び家族の安全を確保する。

※自宅又は家族の安全確保、居住地の被災、交通途絶その他やむを得ない事情により参集が困難な場合は、この限りでない。

※参集可能な職員は、所属長の指示又は事前に定められた指定拠点等に参集する。

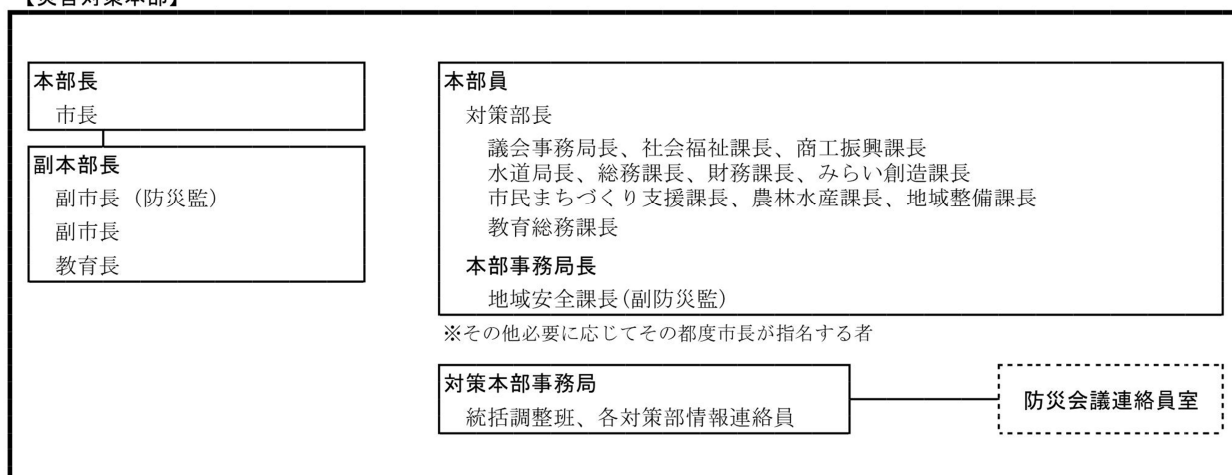
別表第3（第15条関係）風水害等、地震・津波発生時の配備体制表

[illegible]

[illegible]

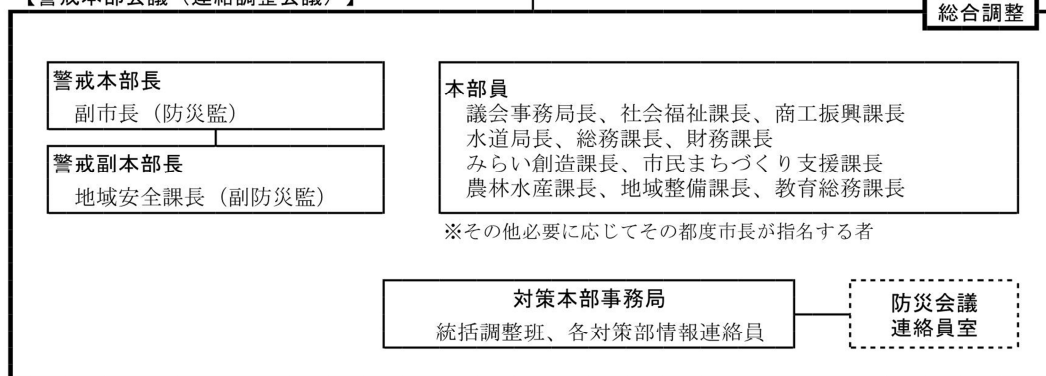
1-6 新発田市災害対策本部組織図

【災害対策本部】



【警戒本部会議（連絡調整会議）】

総合調整



対策部

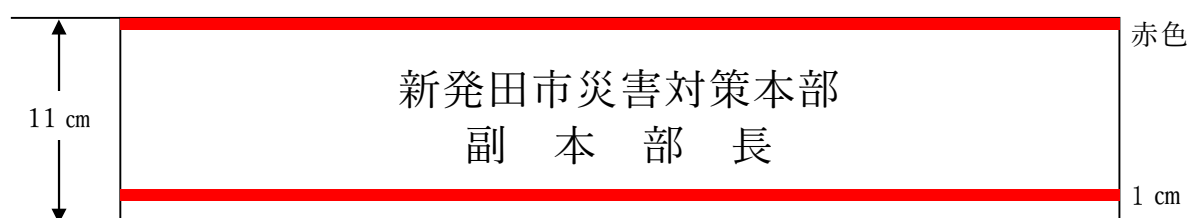
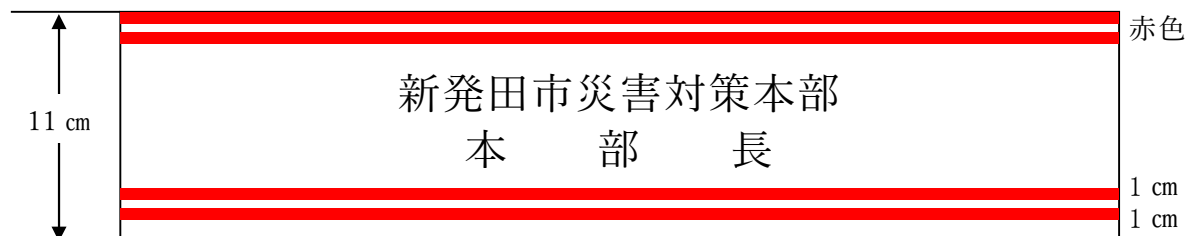


※各班において、別表第1（第8条-第10条関係）の分掌事務の業務を行う。

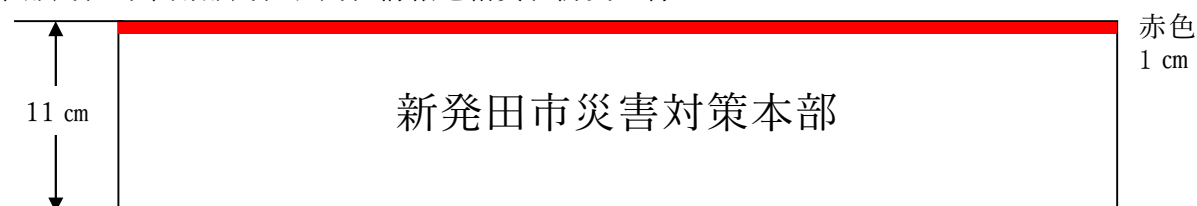
1-7 新発田市災害対策本部標識等

災害対策本部の所在、本部長、副本部長、本部職員の身分を明確に表示するため、標識及び腕章を次のとおり定め、腕章は、当該者にこれを携帯させておくものとする。

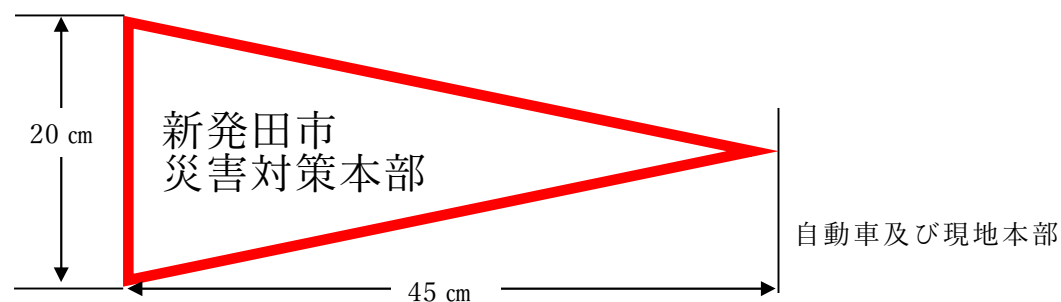
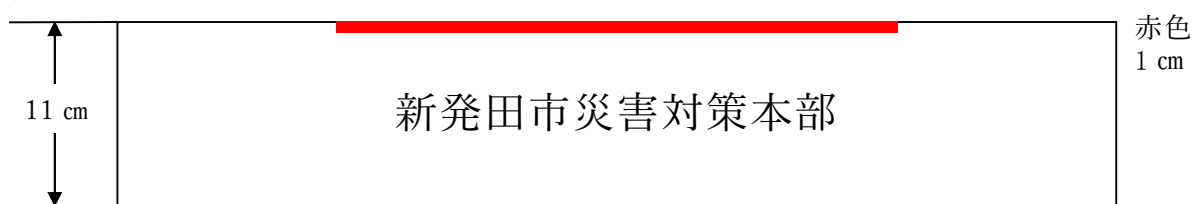
(腕章)



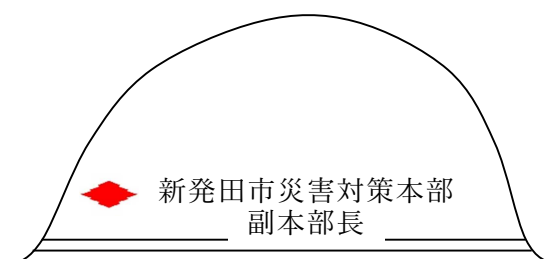
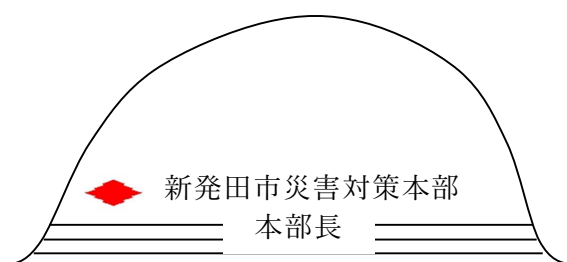
対策部長、対策副本部長、班長、情報連絡員、防災監付



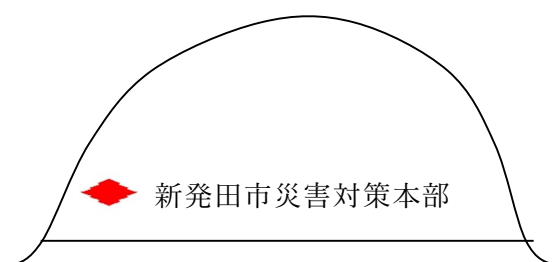
班員



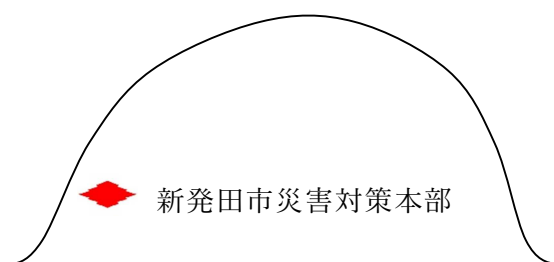
(ヘルメット)



対策部長、対策副部長、班長、情報連絡員、防災監付



班員



※ 技士等で別の公用ヘルメットを支給されている者、又は作業上、保安上から別のヘルメットの着用の必要がある者は、それらのヘルメットを用いることは妨げない。但し、前述の腕章を確実に装着し、内外に身分を明確にすること。

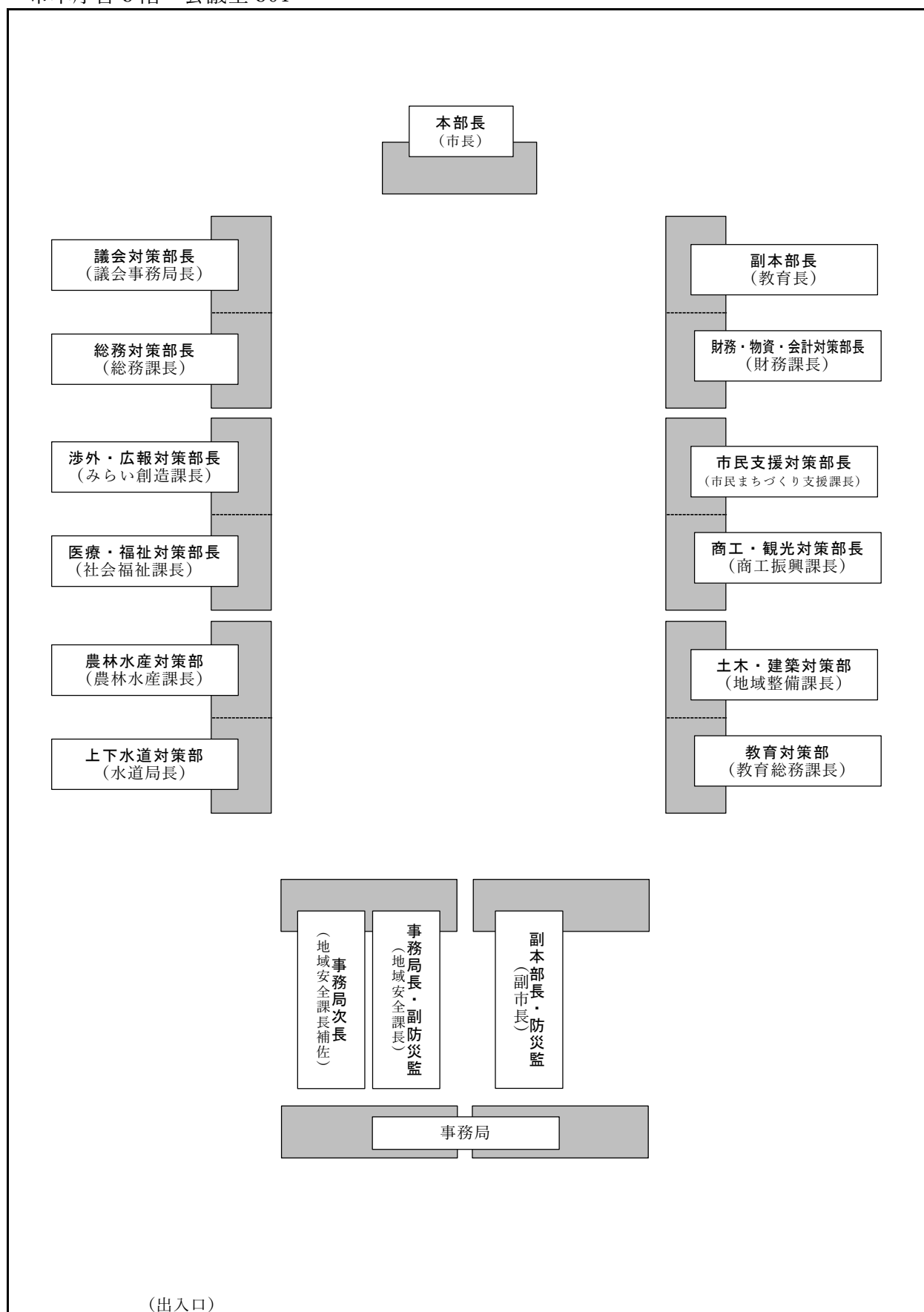
(防災服等の被服)

新発田市職員被服等貸与規則又は新発田市水道局被服貸与規程による「作業服」等を「防災服」等と位置づける。

※ 作業上、保安上から保護具、防護衣、安全靴、革手袋、その他必要な着衣、装備類の着用、携行を妨げない。但し、前述の腕章やヘルメットを確実に装着し、内外に身分を明確にすること。

1-8 新発田市災害対策本部会議座席表

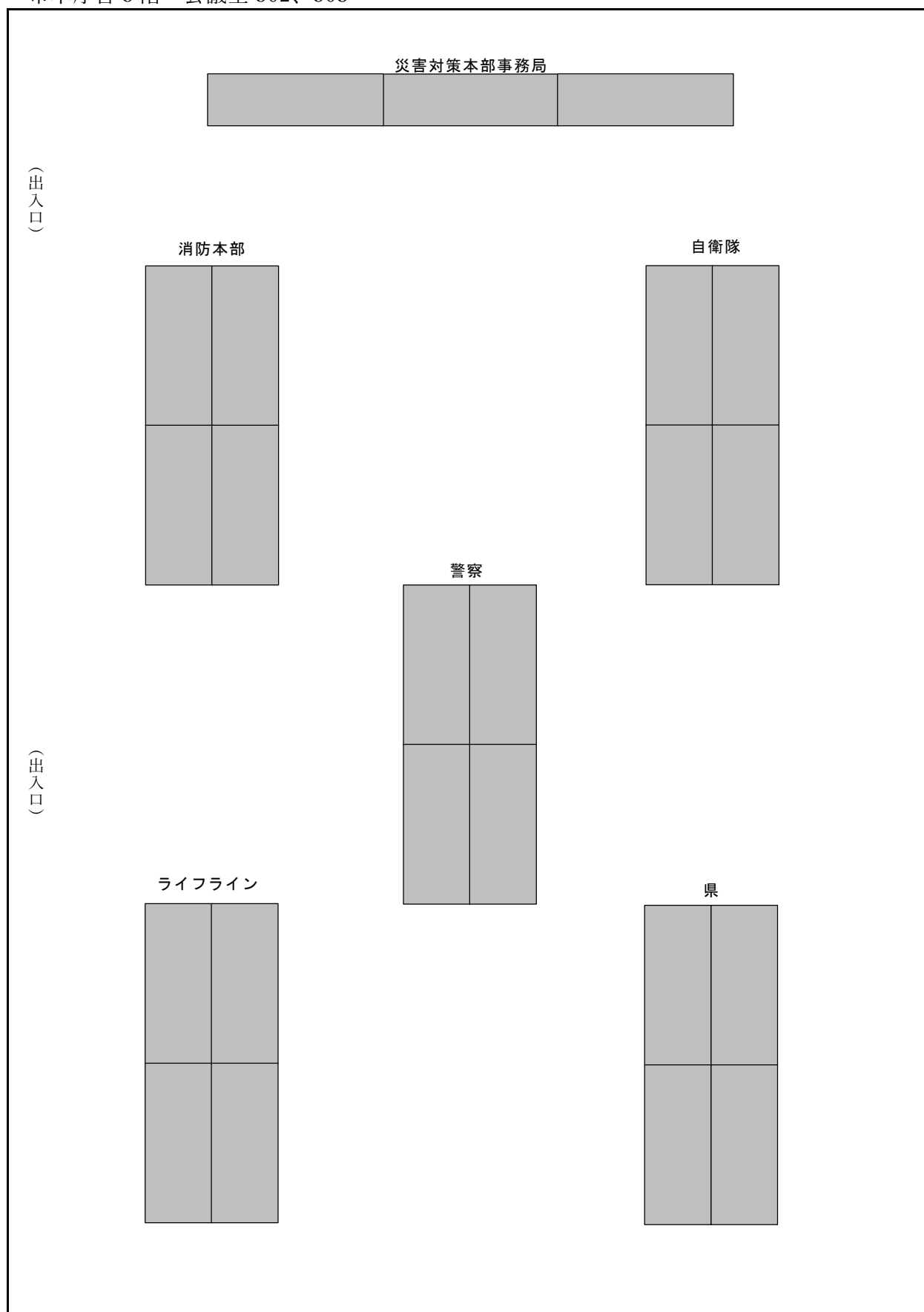
市本庁舎 5 階 会議室 501



※その他必要に応じその都度市長が指名する者をもって充てる。

1-9 新発田市防災会議連絡員室配置図

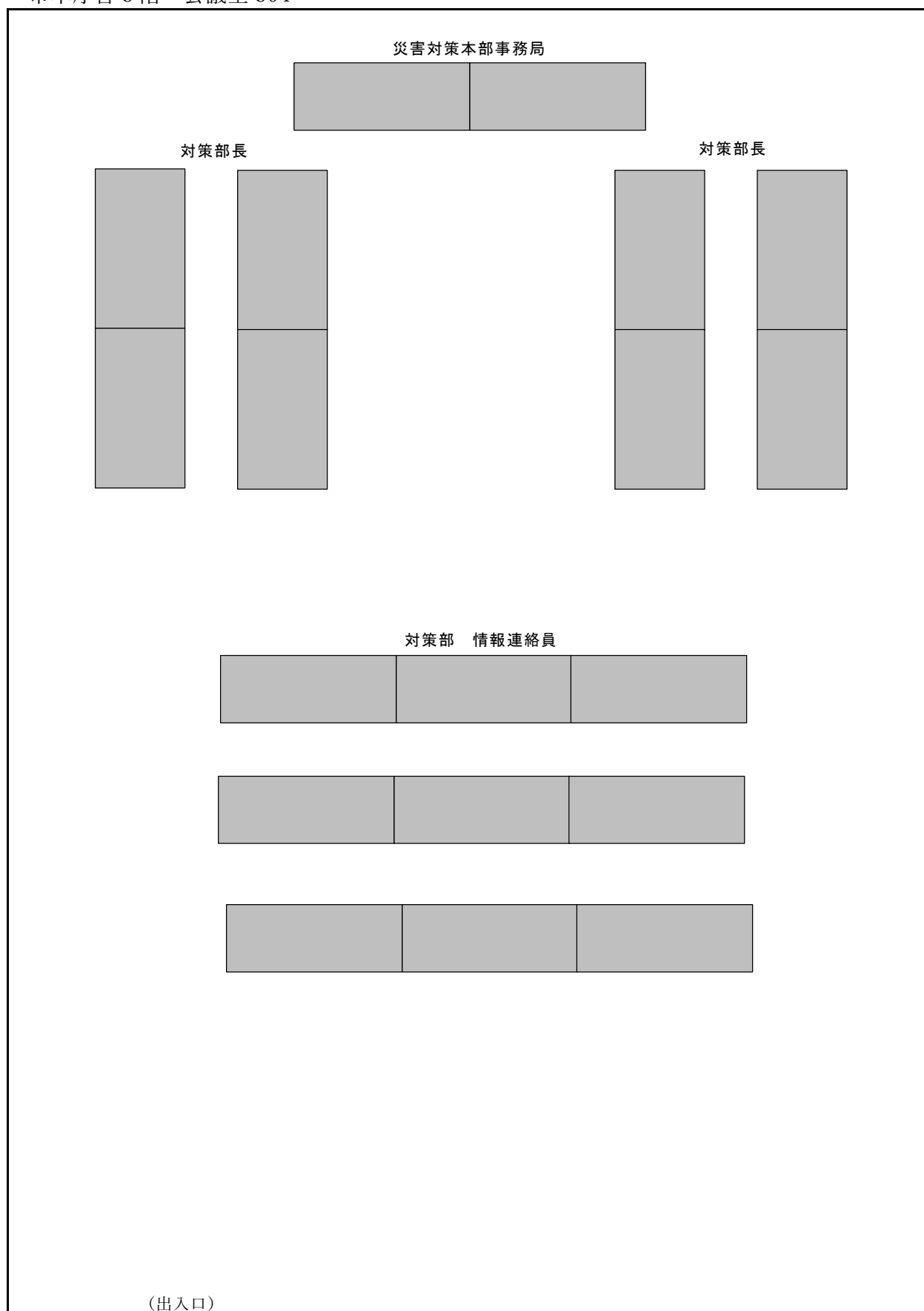
市本庁舎 5 階 会議室 502、503



※防災関係機関、人員については、必要に応じて調整する。

1-10 新発田市災害対策本部事務局配置図

市本庁舎 5 階 会議室 504



1-11 新発田市災害対策本部の代替施設

市本庁舎が被災した場合、災害対策本部を次の施設へ移行する。

(1) 新発田市災害対策本部

ア 第1予備施設：豊浦支所

イ 本部長の指定する他の市有施設

(2) 新発田市災害対策本部会議

ア 第1予備施設：豊浦支所2階 大会議室

イ 本部長の指定する場所

(3) 防災会議連絡員室、災害対策本部事務局、対策部等

必要に応じて、使用可能なスペース（室）をレイアウトする。

(4) 配置は前述の配置図に努める。

(5) 事前保管物品一覧（豊浦支所）

物品名	数量	保管場所	備 考
防災行政無線（携帯機）	3 台	事務室	しばたし 440、441、442（常時充電設置）
防災行政無線充電器	3 台	事務室	
小型発電機	1 台	事務室	
ポータブル発電機	1 台	事務室	
投光機	1 台	事務室	
電源コード	2 台	事務室	30M
懐中電灯	10 個	事務室	乾電池単二 2 本入
乾電池		事務室	
簡易トイレ（便座）	11 基	事務室	
筆記用具	一式	事務室	
避難行動要支援者名簿	1 部	事務室	
自治会等名簿	1 部	事務室	
民生委員・児童委員名簿	1 部	事務室	
新発田市消防団幹部名簿	1 部	事務室	
地域防災計画	2 冊	事務室 警備員室	各編、防災関係機関連絡先、災害 救援協定企業連絡先、新発田市 ハザードマップを含む
国民保護計画	1 冊	警備員室	
水防計画	1 冊	事務室	
消防団災害時活動マニュアル	1 冊	事務室	
新発田市全図No.1 1／25,000	10 枚	事務室	
新発田市全図No.2 1／50,000	10 枚	事務室	

令和8年4月1日現在

1-12 新発田市災害救助条例

昭和 43 年 3 月 27 日 条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い被災者の保護を図ることを目的とする。（平成25条例56・一部改正）

（救助の実施要件）

第 2 条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が県条例第 2 条第 1 号の表に定める住家滅失世帯 2 分の 1 以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないがこれに近い滅失世帯数が発生し、特に救助を必要とする場合又は災害が隔絶した地域に発生し、救助を著しく困難とする等の特別の事情があって市長が必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。（平成25条例56・一部改正）

（救助の種類）

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 被災者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去
- (8) 前各号に定めるもののほか、災害救助法第 4 条第 1 項に定める救助において市長が必要と認める事項

2 前項第 5 号から第 7 号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。（平成25条例56・一部改正）

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第 5 条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず救助を行うことができる。

（市長への委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月28日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（救助の実施要件の特例）

2 改正後の新発田市災害救助条例第2条第1項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に限り、同号中「県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯の2分の1以上」とあるのは「7世帯以上」とする。

附 則（平成25年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-13 新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 29 日 条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金の支給等に関する要綱の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。（昭和51条例27、昭和57条例22・一部改正）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、新発田市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。（昭和51条例27・昭和57条例22・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者と生計をともした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。（昭和50条例3・昭和57条例22・平成23条例30・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。（昭和50条例3・全改、昭和51条例31・昭和53条例11・昭和56条例18・昭和57条例22・平成3条例32・一部改正）

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合（昭和57条例22・一部改正）

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。（昭和57条例22・追加）

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。（昭和57条例22・追加）

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。（昭和57条例22・追加、平成3条例32・一部改正）

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。(昭和57条例22・追加)(昭和57条例22・旧第3章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。(昭和57条例22・旧第9条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害(家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害をいう。以下同じ。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。(昭和50条例3・昭和51条例31・昭和53条例11・昭和56条例18・一部改正、昭和57条例22・旧第10条繰下・一部改正、昭和62条例1・平成3条例32・一部改正)

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。(昭和57条例22・旧第11条繰下)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。(昭和57条例22・旧第12条繰下)

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和57条例22・旧第13条繰下)

附 則 (※略)

附 則 (昭和56年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

附 則 (昭和62年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-14 新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 7 月 23 日 規則第 28 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年新発田市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、新発田市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 3 条の 2 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給 1 を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条の 3 市長は、新発田市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記第 16 号様式)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第 4 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記第 1 号様式。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第5条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（別記第2号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第3号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（別記第4号様式。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第8条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記第 7 号様式）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第 8 号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 12 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記第 10 号様式）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第 11 号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 13 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（別記第 12 号様式）を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第 13 号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第 14 号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 14 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 15 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（別記第 15 号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則（※略）

附 則（昭和 58 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 7 月 10 日から適用する。

1-15 新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例

昭和 53 年 3 月 13 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 暴風・豪雨、火災その他の災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、災害見舞金の支給を行うため新発田市災害見舞基金を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象、火災その他本人の行為に起因又は関連しない不慮の事故により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害を受けた当時、新発田市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金の支給及び金額)

第 3 条 市民が災害により財産若しくは身体に被害を受け、又は死亡した場合には災害見舞金を支給する。

2 被害の状況ごとの 1 災害における 1 人当たりの災害見舞金の額及び災害見舞金の支給を受ける者は、別表に掲げるとおりとする。

(災害見舞金の支給の制限)

第 4 条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。ただし、次の第 1 号から第 3 号までに掲げる給付金の支給を受けた額が、前条の規定による災害見舞金の額に満たない額であるときは、前条の規定による災害見舞金の額を限度にその差額を災害見舞金として支給する。

- (1) 当該災害に関し、新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年新発田市条例第 25 号）の規定に基づく災害弔慰金その他新発田市から見舞金等の給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けた場合
- (2) 当該災害に関し、災害の発生について責任を有する者から給付金の支給を受けた場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該災害に関し、法令又は他の地方公共団体の条例等の規定に基づいて、国又は団体等から給付金の支給を受けた場合
- (4) 第 2 条第 1 号に規定する災害のうち、火災の場合で、出火世帯に故意又は過失により火災を起した者がいる世帯。ただし、別表第 2 項及び第 3 項の規定については、故意により死傷した場合を除き、当該規定を適用する。

(基金の積立て)

第 5 条 毎年度基金として積立てる額は、予算で定める。

(収益金の処分)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益金は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、災害見舞金の支給及び基金の管理に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (※略)

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係) 見舞金支給区分

被害の状況		金額	支給を受ける者
1 住宅に被害を受けた場合	全壊、全焼又は流失	20 万円	(1) 居住世帯の世帯主 (2) 世帯を離れて、住居の一部を借り受け生計を営んでいた市民が、被害を受けた場合は、左の金額の 2 分の 1 以内の額
	半壊、半焼又は半流失	10 万円	
	部分焼及び消火活動による損害	2 万円	住宅の部分焼及び消火活動に伴う水等による損害に係る部分の床面積が、その住宅の延床面積の 1 割以上に達した程度のもの
2 負傷により身体障害者（身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「省令」という。）別表第 5 号に定める身体障害者をいう。）になった場合	省令別表第 5 号の 4 級以上の者	20 万円	当該身体障害者になった者
	省令別表第 5 号の 5 級以下の者	5 万円	
3 死亡の場合	死亡当時、死亡者が見舞金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合	150 万円	死亡者の遺族
	上記以外の場合	75 万円	
備考：死亡の場合において、災害見舞金を支給する遺族の範囲、順位、遺族が遠隔地にある場合その他の事情により支給が困難の場合及び災害見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときの災害見舞金の支給の方法については、新発田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定の例による。			

1-16 新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則

昭和 53 年 9 月 26 日 規則第 25 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例（昭和53年新発田市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害見舞金審査会)

第 2 条 災害見舞金の支給について公正を期するため新発田市災害見舞金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、財務課長、地域安全課長及び社会福祉課長をもって充てる。

5 審査会の庶務は、地域安全課において処理する。（昭和54規則10・昭和62規則18・平成2規則22・平成3規則18・平成7規則22・平成11規則22・平成16規則25・平成17規則109・平成19規則18・平成19規則104・平成21規則4・平成25規則24・一部改正）

(審査等)

第 3 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害見舞金を支給するときは、審査会において審査する。

2 市長は、必要と認めたときは、当該災害に関し、被害を受けた者又はその遺族（以下「被害者等」という。）から証明書等の提出を求めることができる。

(支給した災害見舞金の処置)

第 4 条 市長は、災害見舞金を支給した後において、更に当該災害に関し被害者等が条例第 4 条各号に掲げる給付金の支給を受けたときは、既に支給した災害見舞金について別に定めるところにより処置するものとする。

(その他)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成2年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市表彰規則等の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市町名整理及び住居表示に関する委員会規則等の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成 7 年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市職員被服等貸与規則等の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成11年規則第22号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則の規定は、平成15年 7 月 7 日から適用する。

附 則（平成17年規則第109号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則の規定は、平成17年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成19年規則第18号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年規則第104号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市災害見舞金の支給及び災害見舞基金の設置、管理に関する条例施行規則の規定は、平成19年10月 1 日から適用する。

附 則（平成21年規則第 4 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年規則第24号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

1-17 新発田市消防団の設置等に関する条例

昭和 44 年 3 月 15 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条の規定に基づき、次の消防団を設置する。

新発田市消防団

2 前項の消防団の区域は、新発田市の区域とする。

附 則

1 この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

2 新発田市消防団条例（昭和 30 年新発田市条例第 46 号）は、廃止する。

附 則(平成 18 年条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-18 新発田市消防団規則

昭和 47 年 12 月 28 日 規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 新発田市消防団の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式、及び服制等に関しては、この規則の定めるところによる。

(消防団の組織)

第 2 条 消防団に本部及び分団を置く。

2 分団に部を置く。

3 部に班を置く。

(平成 20 規則 15・令和 3 規則 34・一部改正)

(ラッパ隊)

第 2 条の 2 本部にラッパ隊を置く。

(平成 2 規則 23・追加)

(女性消防隊)

第 2 条の 3 本部に女性消防隊を置く。

(平成 20 規則 15・追加)

(本部)

第 3 条 本部は、地域安全課に置き、命令の伝達、災害情報の収集、応援消防隊との連絡その他消防団の庶務を所掌する。

2 ラッパ隊は、楽器の演奏及び災害時における後方支援活動等を所掌する。

3 女性消防隊は、防災の普及啓発及び災害時における後方支援活動を所掌する。

(平成 2 規則 23・平成 7 規則 22・平成 11 規則 22・平成 14 規則 34・平成 15 規則 75・平成 17 規則 14・平成 20 規則 15・平成 24 規則 41・令和 3 規則 34・一部改正)

(分団)

第 4 条 分団は、火災予防及び警戒、消火の活動その他災害の防除業務を所掌する。

2 部及び班は、分団の事務を分掌する。

3 分団の名称及び管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。

(平成 20 規則 15・令和 3 規則 34・一部改正)

(副団長)

第 5 条 本部に副団長を置く。

2 副団長は、団長を補佐し消防団の事務を整理し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長の指定する順序に従い、その職務を代理する。

3 副団長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の副団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成元規則 6・平成 17 規則 14・平成 20 規則 15・一部改正)

(分団長等)

第6条 分団に分団長及び副分団長を置く。

2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

4 分団長及び副分団長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の分団長及び副分団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成元規則6・平成17規則14・一部改正)

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

(班長)

第8条 班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて班の事務を整理し、所属消防団員を指揮監督する。

(令和3規則34・一部改正)

(基本団員の階級及び定員)

第9条 基本団員(新発田市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例(昭和44年新発田市条例第7号。以下「条例」という。))第1条の2第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。)の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 ラッパ隊員及び女性消防隊員は、本部員とし、職名ごとの階級は、別表第2のとおりとする。

3 基本団員の階級別定員は、別表第3のとおりとする。

(平成2規則23・平成14規則34・平成17規則14・平成20規則15・平成24規則9・令和3規則34・令和5規則13一部改正)

(機能別団員の階級、職務等)

第9条の2 機能別団員(条例第1条の2第2号に規定する機能別団員をいう。以下同じ。)の定員は20人とし、その階級、団員とする。

2 機能別団員の職務は次に掲げるとおりとする。

(1) 災害活動、消火活動、水防活動等

(2) 予防広報、入団促進PR活動

(3) 救急講習会の支援・普及活動

(4) 幼児等への防火指導

(5) 避難所の開設及び運営の補助

(6) 訓練、行事等におけるラッパ吹奏

3 機能別団員は、平常時に行う消防団活動には参加しないことを原則とする。ただし、消防団長は、前項に掲げる職務その他消防団長が必要と認める活動に機能別団員を参加させることができる。

4 機能別団員は、退職しようとするときは、退職願を任命権者に提出しなければならない。

(令和5規則13・追加)

(分限及び懲戒の手続)

第 10 条 新発田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 44 年新発田市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に該当するものとして、市長又は団長（以下「任命権者」という。）が消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、条例第 6 条の規定に該当するものとして戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

3 前項の場合において、停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

4 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(訓練及び礼式)

第 11 条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）の定めるとおりとする。

(服制)

第 12 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）の定めるとおりとする。

(平成 22 規則 53・一部改正)

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか消防団に関して必要な事項は訓令で定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 10 月 1 日から適用する。

2 新発田市消防団規則（昭和 30 年新発田市規則第 7 号）は、廃止する。

3 新発田市消防団員服制規則（昭和 30 年新発田市規則第 8 号）は、廃止する。

4 副団長は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず昭和 47 年 12 月 31 日まで 4 人とする
ことができるものとする。

5 この規則適用前に任命された副団長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず昭和 47 年 12 月 31 日までとする。

附 則（昭和 57 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市消防団規則の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年規則第 23 号）

この規則は、平成 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市職員被服等貸与規則等の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年規則第 22 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 31 号）

この規則は、平成 15 年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 75 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市消防団規則の規定は、平成 15 年 7 月 7 日から適用する。

附 則（平成 17 年規則第 14 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 55 号）

この規則は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 3 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 2 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 15 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市消防団規則の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市消防団規則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年規則第 9 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 41 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 34 号）

この規則中第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 13 号）

この規則は、交付の日から施行し、改正後の新発田市消防団規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

（令和 3 規則 34・全改）

分団の名称及び管轄区域表

分団名	部	管轄区域
第 1 分団	第 1 部から 第 7 部まで	本町 1 丁目～4 丁目、諏訪町 1 丁目～3 丁目、大栄町 1 丁目～7 丁目、竹園町、中央町 1 丁目～5 丁目、大手町 1 丁目～6 丁目、城北町 1 丁目、緑町 3 丁目、御幸町 1 丁目～4 丁目、住吉町 1 丁目～5 丁目、富塚町 1 丁目～3 丁目、新栄町 1 丁目～3 丁目、弓越、奥山新保、富塚、西園町 1 丁目～3 丁目、舟入町 1 丁目～3 丁目、舟入、中曽根町 1 丁目～3 丁目、小舟渡、中曽根

分団名	部	管轄区域
第 2 分団	第 8 部から 第 13 部まで	西名柄、島潟、東新町 1 丁目～4 丁目、新富町 1 丁目～3 丁目、高浜、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、小舟町 1 丁目～3 丁目、中田町 1 丁目～3 丁目、中田、城北町 2 丁目、城北町 3 丁目、小舟、桑ノ口、長畑、中谷内、下名柄、道賀、早道場、三日市、上小松、下小松、上館、新屋敷、新保小路、館野小路、下中、下今泉、金津、茗荷谷
第 3 分団	第 14 部から 第 17 部まで	佐々木、日渡、則清、則清新田、曾根、上中沢、西宮内、北蓑口、西蓑口、飯島甲、飯島乙、下興野、太田新田、飯島新田、鳥穴、砂山、中道
第 4 分団	第 18 部から 第 22 部まで	上内竹、江口、古寺、下内竹、丑首、山崎、小見、下新保、上新保、金谷、豊町 1 丁目～4 丁目、外城、山王、七軒町、古町団地、山崎団地、あやめ団地、下町、上町、いわい団地、豊田団地、杉原、小路、橋本、杉西手
第 5 分団	第 23 部から 第 27 部まで	米倉、大槻、中々山、山内、上赤谷、東赤谷、不動橋、滝谷新田、滝谷、小戸
第 6 分団	第 28 部から 第 32 部まで	大崎、六日町、八幡、八幡新田、小友、浦、浦新田、法正橋、松岡、荒川、瑞波、新荒川、上中山
第 7 分団	第 33 部から 第 39 部まで	宮古木、上大友、車野、下大友、板山、上車野、上羽津、下羽津、本間新田、石喜、上岡田、敦賀、下高関、下岡田
第 8 分団	第 40 部から 第 45 部まで	田貝、虎丸、上三光、下三光、上楠川、下楠川、南楯、東姫田、西姫田
第 9 分団	第 46 部から 第 53 部まで	菅谷、下中山、上荒沢、溝足、熊出、横山、下寺内、上寺内、小出、繁山、下石川、滝、中川、上石川、蔵光、上中江、北中江、下中江、中倉、麓、蔵光（ㄆ切）、東宮内、中妻、黒岩
第 10 分団	第 54 部から 第 59 部まで	上本田、興野、下本田、八万、月岡、温泉、岡屋敷、滝沢、中ノ通、天王、三ツ樹、福島、乗廻、中ノ目新田、竹俣万代、加治万代、万代、大沢、吉浦、下飯塚
第 11 分団	第 60 部から 第 64 部まで	下中ノ目、乙次、大伝新道、大伝本村、横堀、戸板沢、動木橋、切梅、二ツ堂、竹ノ花、池ノ端、荒町上区、荒町下区、上端、蛇塚、小坂、赤橋、久保、佐々川、太斎
第 12 分団	第 65 部から 第 68 部まで	関稲 1、関稲 2、稲荷岡 1、稲荷岡 2、稲荷岡 3、下中沢、福富、上真中、本真中、下真中、下古田、大島 1、大島 2、藤塚浜
第 13 分団	第 69 部から 第 72 部まで	小川、長島 1、長島 2、真野原 1、真野原 2、米子、河岸場、真野原外、人橋、二ツ山
第 14 分団	第 73 部から 第 77 部まで	下山田、住田、箱岩、平山、横岡、西浦、下西山、下中（加治川）、上今泉、関妻、川口、稲荷、野中、塚田、下城、吉田、古楯、小島、湖南、向中条、高田、押廻、川尻、古川、二本木、高山寺、釜杭、草荷
第 15 分団	第 78 部から 第 81 部まで	境、寺尾、金山、貝塚、下小中山、下坂町、金沢、貝屋、小国谷、相馬、中俵、金塚、岡島、戸野港、大野

別表第 2（第 9 条関係）

（平成 14 規則 34・全改、平成 20 規則 15・一部改正、平成 24 規則 9・旧別表第 2 繰下、令和 3 規則 34・旧別表第 2 の 2 繰上）

ラッパ隊員及び女性消防隊員の階級

ラッパ隊員及び女性消防隊員の職名	階級
隊長	分団長
副隊長	副分団長
班長	部長
副班長	班長
隊員	団員

別表第 3（第 9 条関係）

（令和 3 規則 34・全改・一部改正、令和 5 規則 13・一部改正）

消防団員の階級別定員

階級 団本部 分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	4	2	2	2	2	22	35
第 1 分団			1	2	7	15	97	122
第 2 分団			1	2	6	12	82	103
第 3 分団			1	1	4	9	47	62
第 4 分団			1	2	5	12	52	72
第 5 分団			1	2	5	11	45	64
第 6 分団			1	1	5	10	51	68
第 7 分団			1	2	7	15	71	96
第 8 分団			1	2	6	12	44	65
第 9 分団			1	3	8	17	80	109
第 10 分団			1	2	6	15	62	86
第 11 分団			1	2	5	10	51	69
第 12 分団			1	1	4	8	58	72
第 13 分団			1	1	4	8	56	70
第 14 分団			1	1	5	10	45	62
第 15 分団			1	1	4	8	36	50
計	1	4	17	27	83	174	899	1,205

1-19 新発田市自主防災組織補助金交付要綱

令和4年7月14日

告示第178号

新発田市自主防災組織補助金交付要綱（昭和46年新発田市告示第49号）の全部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施した。

（趣旨）

第1条 この要綱は、自主防災組織の設立を促し、及び自主防災組織の活動を推進するとともに、避難所運営委員会の活動を促進することにより、本市における地域防災力の向上を図ることを目的に、新発田市自主防災組織等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行うことを目的に、単一の自治会又は複数の自治会等を区域として、住民が自主的に設置した組織をいう。
- (2) 避難所運営委員会 市が指定する避難所の運営を、当該避難所の施設管理者と協働して行うことを目的に、住民が自主的に設立した組織をいう。

（交付対象者及び対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自主防災組織又は避難所運営委員会とし、補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が行う防災活動及び防災活動に必要な資機材の購入
- (2) 避難所運営委員会が行う避難所運営に係る活動

（補助金の種別、金額等）

第4条 補助金の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織活動費補助金
- (2) 自主防災組織資機材購入費補助金
- (3) 避難所運営委員会活動費補助金

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付は、自主防災組織又は避難所運営委員会につき、補助金の種別ごとに1回（別表備考欄に「3箇年度」又は「複数年度に分割して」とある場合は、「3箇年度」又は「複数年度」をもって1回）とする。

4 前項の規定にかかわらず、自主防災組織が自主防災組織資機材購入費補助金の交付を既に受けている場合であっても、当該自主防災組織が継続的に防災訓練等を実施している場合であって、市長が必要と認めるときは、自主防災組織資機材購入費補助金を追加で1回交付することができるものとする。

（災害時の特例）

第5条 自主防災組織資機材購入費補助金を活用して購入した資機材が、災害により、破損し、又は亡失した場合であって、その破損し、又は亡失した資機材を補充するときは、自主防災組織資機材購入費補助金の対象事業とすることができる。この場合において、補助金の額は補助対象経費の総額の2分の1の額（その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、別に定める補助金交付申請書に次の表に規定する書類を添え、市長に申請しなければならない。

種別	添付書類
自主防災組織活動費補助金	自主防災組織の規約及び役員名簿 防災活動実施計画書 収支予算書 その他市長が必要と認める書類
自主防災組織資機材購入費補助金	自主防災組織の規約及び役員名簿 防災資機材購入計画書 見積書の写し 継続して防災訓練等を実施していることが確認できる書類 （第4条第4項に規定する補助に限る。） その他市長が必要と認める書類
避難所運営委員会活動費補助金	避難所運営委員会の規約及び役員名簿 活動実施計画書 収支予算書 その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、別に定める補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助事業が完了した場合は、別に定める補助金実績報告書に次の表に規定する書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

種別	添付書類
自主防災組織活動費補助金	防災活動実施報告書 収支決算書 その他市長が必要と認める書類
自主防災組織資機材購入費補助金	防災資機材に係る請求書及び領収書の写し 防災資機材の保管場所又は配置場所を明らかにした書類 その他市長が必要と認める書類
避難所運営委員会活動費補助金	活動実施報告書 収支決算書 その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が、虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第4条関係)

種別	交付対象者	補助対象経費	補助金の額	備考
自主防災組織活動費補助金	自主防災組織	防災活動に必要な経費 (例示) 謝礼、旅費、研修会参加費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料及び借上料 等	補助対象経費の額 (その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。) 単年度の上限 2万円 (3箇年度の上限額は6万円)	3箇年度補助することができる。
自主防災組織資機材購入費補助金	自主防災組織	防災活動に必要な資機材の購入費 (例示) 情報収集・伝達用品(ハンドマイク、トランシーバー、携帯ラジオ、腕章	補助対象経費の総額の3分の2の額 (その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)	左記上限金額に達するまで複数年度に分割して補助することができる。

		等）、消火用品（消火器、消火器の薬剤、消火器収納箱、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ホース、ノズル、ハンドル、消火栓用資機材格納箱、ヘルメット、とび口、防火衣等）、救出用品（バール、のこぎり、スコップ、なた、ハンマー、油圧ジャッキ、ペンチ、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター等）、救護用品（担架、救急セット、テント、毛布、シート等）、避難用具（強力ライト、標旗、ロープ、警笛等）、給食・給水用品（炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ガスボンベ等）、水防用品（救命胴衣、防雨シート、ツルハシ、かけや、土のう袋等）、防災倉庫 等	上限 14万円	
避難所運営委員会活動費補助金	避難所運営委員会	避難所運営委員会の活動に必要な経費（例示） 謝礼、旅費、研修会参加費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料及び借上料 等	補助対象経費の額（その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。） 単年度の上限 1 避難所当たり2万円（3箇年度の上限額は6万円）	3箇年度補助することができる。 補助する年度は連続した年度とする。

1-20 防災関係機関等連絡先

(1) 市

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
新発田市役所	〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3	22-3030 22-3110	地域安全課(直)28-9510 FAX 24-9005
新発田市豊浦支所 (協働推進係)	〒959-2323 新発田市乙次 281-2	22-6776 22-4256	
新発田市紫雲寺支所 (協働推進係)	〒957-0232 新発田市真野原外 3331-5	41-3112 41-3452	
新発田市加治川支所 (協働推進係)	〒959-2415 新発田市住田 510	33-3102 33-3930	
新発田市地域整備庁舎 (地域整備課)	〒957-0053 新発田市中央町 5-2-13	26-3556 26-3559	維持管理課 28-7099
新発田市教育委員会 (教育総務課)	〒959-2323 新発田市乙次 281-2	22-9531 26-3755	
新発田市水道局 (業務課)	〒957-0026 新発田市下内竹 747	20-0141 26-3711	

(2) 警察

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
新発田警察署	〒957-0053 新発田市中央町 4-2-4	23-0110 26-6161	
下町交番	〒957-0052 新発田市大手町 1-4-13		
新発田駅前交番	〒957-0054 新発田市諏訪町 1-16-5		
赤谷駐在所	〒957-0464 新発田市上赤谷 2702-1		新発田警察署 23-0110
五十公野駐在所	〒957-0021 新発田市五十公野 5170-4		新発田警察署 23-0110
石喜駐在所	〒957-0353 新発田市石喜 222-19		新発田警察署 23-0110
七葉駐在所	〒959-2452 新発田市上館甲 705-3		新発田警察署 23-0110
佐々木駐在所	〒957-0071 新発田市曾根 99-2		新発田警察署 23-0110
菅谷駐在所	〒959-2511 新発田市菅谷 1016-7		新発田警察署 23-0110
乙次駐在所	〒959-2323 新発田市乙次 289-2		新発田警察署 23-0110
月岡駐在所	〒959-2334 新発田市月岡 705-3		新発田警察署 23-0110
天王駐在所	〒959-2325 新発田市天王 672-1		新発田警察署 23-0110
古川駐在所	〒959-2433 新発田市古川 2-3		新発田警察署 23-0110
金塚駐在所	〒959-2477 新発田市下小中山 1024-160		新発田警察署 23-0110
稲荷岡駐在所	〒957-0204 新発田市稲荷岡 849-2		新発田警察署 23-0110
米子駐在所	〒957-0225 新発田市米子 46-2		新発田警察署 23-0110

(3) 消防本部

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
新発田地域広域事務組合 消防本部	〒957-0006 新発田市中央町 3-30-2	22-1119 26-6690	
新発田消防署	〒957-0006 新発田市中央町 3-30-2	22-3701 26-6690	衛星携帯電話番号 090-4126-6130
中央分署	〒957-0053 新発田市中央町 5-4-7	26-6710 26-0360	
さくら分署	〒959-2431 新発田市釜杭 324	24-2116 24-2117	
豊浦出張所	〒959-2323 新発田市乙次 50	24-4615 24-4615	
川東出張所	〒957-0341 新発田市下羽津 1908	25-3200 25-3200	

(4) 県防災局

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
危機対策課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1638 025-282-1640	025-285-5511 ※夜間対応を必要とする際は、防災局当直に取り次ぎを依頼すること。
防災企画課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1604 025-282-1607	
消防課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1664 025-282-1667	
原子力安全対策課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1	025-282-1698 025-285-2975	

(5) 新発田地域振興局

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
企画振興部 (総務担当)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-5112 22-1447	時間外（警備員室） 26-9026
健康福祉環境部 (医薬予防課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9651 26-6800	衛星携帯電話番号 080-1319-0079
下越動物保護管理センター	〒957-0064 新発田市奥山新保 430	24-0207 24-0272	
農業振興部 (庶務課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9162 22-2670	ngt111340@pref.niigata.lg.jp
農村整備部 (農村計画課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9652 26-7302	
地域整備部 (計画調整課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9653 26-6449	
地域整備部 (維持管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-3766 26-6449	
地域整備部 (道路課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-9563 26-6449	
地域整備部 (治水課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	22-5115 26-6449	
地域整備部 (ダム管理課)	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	26-1326 24-0403	
地域整備部 (内の倉分室)	〒957-0345 新発田市小戸	28-2259 28-2259	
地域整備部 (加治分室)	〒957-0462 新発田市滝谷	28-2556 28-2556	

(6) 指定地方行政機関

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
北陸農政局新潟県拠点	〒951-8035 新潟市中央区船場町 2-3435-1	025-228-5216 025-223-2264	
関東森林管理局下越森林管理署	〒957-0052 新発田市大手町 4-4-15	22-4146 22-4148	
第九管区海上保安本部 (警備救難部環境防災課)	〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-0118 025-288-2613	警備救難部運用司令センター 025-285-0122
新潟海上保安部 (警備救難課)	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1-5-4	025-247-0118 025-244-1004	
新潟地方気象台	〒950-0954 新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-281 -5872 025-281-5861	
信越総合通信局 (防災対策推進室)	〒380-8795 長野県長野市旭町 1108	026-234-9961 026-234-9969	
新発田労働基準監督署	〒957-8506 新発田市日渡 96	27-6680 27-6715	
新発田公共職業安定所	〒957-8506 新発田市日渡 96	27-6677 27-6670	
北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所	〒999-1363 山形県西置賜郡小国町 小国小坂町 3-48	0238-62-2566 0238-62-2613	調査課 0238-62-2079 (電話) 0238-62-4720 (FAX)
北陸地方整備局新潟国道事務所 新発田維持出張所	〒957-0011 新発田市島潟 665	26-0337 26-1873	

(7) 指定公共機関

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
東日本旅客鉄道(株)新潟支社 新発田駅	〒957-0055 新発田市諏訪町 1-1-5	26-2027 23-5943	
東日本旅客鉄道(株)新潟支社 新潟保線設備技術センター新潟保 線センター	〒950-0086 新潟市中央区花園 1-1-7	025-365-0018 025-247-8126	
NTT 東日本(株)	〒951-8519 新潟市中央区 東掘通七番町 1017-1	025-227-6801 025-226-8770	
(株)ドコモ CS 新潟支店 ネットワーク部災害対策担当	〒950-8576 新潟市中央区八千代 1-3-9	025-240-7163 025-240-7145	災害対策担当メールアドレス niigatabousai- ml@ml.nttdocomo.com
K D D I (株)新潟支店	〒951-8055 新潟市中央区礎町通 2 ノ町 2077	025-224-0077 025-224-0078	
日本赤十字社新潟県支部	〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町 1-3- 12	025-231-3121 025-231-3122	
N H K 日本放送協会新潟放送局	〒951-8508 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141 025-265-1145	
東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	〒957-0063 新発田市新栄町 3-1-34	0120-175-366 26-6118	同左
東北電力ネットワーク(株) 新潟電力センター変電課	〒950-0964 新潟市中央区綱川原 664-222	025-283-5055 025-283-6558	新潟電力制御所(夜間休日) 025-283-9688 (電話) 025-283-5085 (FAX)
東日本高速道路(株)新潟支社	950-0917 新潟市中央区天神 1-1	025-286-7311 025-286-7336	管制司令(当直者)直通 025-286-7313
東日本高速道路(株)新潟管理事務所	〒950-0145 新潟市江南区亀田早通 3233	025-287-4411(代) 025-287-7025(直) 025-287-4422	工務担当課長 090-3145-1881

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
日本通運(株)新潟支店中条物流課新 発田デポ	〒957-0072 新発田市日渡 118	32-6620 21-5566	
日本郵便(株)新発田郵便局	〒957-0052 新発田市大手町 4-3-20	22-2450 23-6245	

(8) 自衛隊

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
陸上自衛隊第 30 普通科連隊	〒957-8530 新発田市大手町 6-4-16	22-3151 22-3151	
海上自衛隊新潟基地分遣隊	〒950-0047 新潟市東区臨海町 1-1	025-273-7771 025-273-7771	
航空自衛隊新潟救難隊	〒950-0031 新潟市東区船江町 3-135	025-273-9211 (内線 218・ 213(時間外))	FAX 227 電話で交換手に FAX を送信 したい旨を伝えること

(9) 指定地方公共機関

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
加治川沿岸土地改良区連合	〒957-0016 新発田市豊町 3-2408	26-5671 22-4818	kajiren@juno.ocn.ne.jp
新発田ガス(株)	〒957-0016 新発田市豊町 1-4-23	22-4181 24-1102	
(社)新潟県エルピーガス協会 新発田支部(株)丸新新発田営業所	〒957-0082 新発田市佐々木 2240-5	27-3230 27-6262	同左
新潟交通観光バス(株)新発田営業所	〒957-0016 新発田市豊町 1-3-14	23-2111 21-1122	
中越通運(株)新発田営業所	〒957-0101 聖籠町東港 7-15-15	025-278-1713 025-256-2572	
(社)新潟県トラック協会下越支部	〒957-0062 新発田市富塚町 3-6-2	27-6301 27-6303	
(株)新潟放送	〒951-8133 新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532 025-267-5810	
(株)NST 新潟総合テレビ	〒950-0909 新潟市中央区八千代 2-3-1	025-249-8900 025-249-8881	
(株)テレビ新潟放送網	〒950-8555 新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8151 025-283-8159	
(株)新潟テレビ 21	〒951-8052 新潟市中央区下大川前 六ノ町 2230-19	025-223-7009 025-223-0194	houdou-desk@uextv.co.jp
(株)エフエムラジオ新潟	〒950-0908 新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2314 025-245-3399	放送部担当者 090-1813-1837
(株)エフエムしばた	〒957-0053 新発田市中央町 5-8-47	23-8800 23-8810	
(株)新潟日報新発田総局	〒957-0052 新発田市大手町 4-4-6	22-2430 26-6035	

(10) その他公共的防災関係機関・団体等

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
北新潟農業協同組合	〒957-0011 新発田市島潟 1184-1	26-2600 22-4979	
新発田商工会議所	〒957-8550 新発田市中央町 4-10-10	22-2757 23-5885	
しばた商工会	〒959-2323 新発田市乙次 475-3	22-3925 23-5491	

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
しばた商工会 紫雲寺支所	〒957-0204 新発田市稲荷岡 2371	41-2319 41-2044	
しばた商工会 加治川支所	〒959-2415 新発田市住田 510	33-3931 33-3932	
新潟漁業協同組合北蒲原支所	〒957-0231 新発田市藤塚浜 3585-464	41-2068 41-2568	
さくら森林組合	〒959-2525 新発田市中倉 48-2	29-0600 29-0601	
新発田市社会福祉協議会	〒957-0054 新発田市本町 4-16-83	23-1000 26-3300	

(12) 近隣消防本部

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の連絡手段
新潟市消防局 (指令課)	〒950-1141 新潟市中央区鐘木 257-1	025-288-3270 025-288-3275	
阿賀野市消防本部 (指令室)	〒959-2003 阿賀野市安野町 14-4	0250-62-0119 0250-63-8974	
村上市消防本部 (指令室)	〒958-0876 村上市塩町 12-6	0254-53-0119 0254-53-0690	

(13) 近隣市町

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	その他の 連絡手段
新潟市役所	〒951-8550 新潟市中央区学校町 1-602-1	025-228-1000 025-224-0768	危機対策課 025-226-1146
阿賀野市役所	〒959-2092 阿賀野市岡山町 10-15	0250-62-2510 0250-62-0281	総務課 0250-61-2471
胎内市役所	〒959-2693 胎内市新和町 2-10	43-6111 43-5502	総務課 43-6102
聖籠町役場	〒957-0192 聖籠町大字諏訪山 1635-4	27-2111 27-2119	生活環境課 27-1962
阿賀野市上下水道局	〒959-2024 阿賀野市中島町 7-20	0250-62-2159 0250-62-2489	josuido@city.agano.lg.jp/jo suido@city.agano.niigata.jp

2 危険区域及び防災施設等に関する資料

2-1	重要水防箇所（河川）	60
2-2	重要水防箇所（海岸）	64
2-3	河川水位の危険度レベル	65
2-4	加治川（岡田・小松）水位観測所水位基準	65
2-5	土砂災害警戒情報の危険度レベル	66
2-6	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一覧	67
2-7	土砂災害警戒区域における要配慮者施設等	72
2-8	雪崩発生危険箇所	73
2-9	孤立危険集落	75
2-10	保安林指定地域	75
2-11	宅地等浸水危険箇所	77
2-12	浸水想定区域における要配慮者利用施設等	78
2-13	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況	80
2-14	水防資材調達先	82
2-15	除雪機械保有状況	82
2-16	消防機関	83
2-17	ヘリポート	86
2-18	緊急輸送道路ネットワーク計画	90
2-19	緊急時輸送施設及び輸送拠点	91
2-20	応援部隊活動拠点候補地	91
2-21	危険物貯蔵所・取扱所	92

2-1 重要水防箇所（河川）

(1) 県重要水防箇所評定基準（河川）

区分 種別	重点 区間	重 要 度		要注意区間
		A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 （溢水）	A 区間で、 特に水 防時に 重点的 に巡視 すべき 区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

区分 種別	重点 区間	重 要 度		要注意区間
		A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘				陸閘が設置されている箇所。

(資料：令和8年度新発田市水防計画)

(2) 重要水防箇所数（河川）

区 分	重要水防箇所								計	
	重点		A		B		要注意			
	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)
一級河川	2	3,300	3	4,150	20	43,870	0	0	25	51,320
二級河川	0	0	2	1,100	39	88,380	0	0	41	89,480
計	2	3,300	5	5,250	59	132,250	0	0	66	144,100

(資料：令和8年度新発田市水防計画)

(3) 重要水防箇所一覧（河川）

(ア) 阿賀野川水系（一級河川）

河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区 間	予 想 される 危 険	対策水防工法
	都市	町村	大字		重点 区間	A	B			
中田川	新発田		小舟町 東新町	堤防高 (流下能力)		右 900 左 900	右 4,700 左 4,700		越水	積み土のう工
				(小計)		(2)1,800	(4)9,400			
福島湯	新発田		鳥穴 天王	堤防高	右 1,000	右 2,350			越水	積み土のう工
	新発田		天王 中ノ通	堤防高			右 950		越水	積み土のう工
				(小計)	(1)1,000	(1)2,350	(2)950			
松岡川	新発田		乗廻	堤防高 (流下能力)			右 650 左 650		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
	新発田		中ノ目新田 下中ノ目	法崩れ すべり			右 2,700 左 2,700		欠壊	積み土のう工
				(小計)			(4)6,700			
太田川	新発田		佐々木 北簀口	漏水 法崩れ すべり	右 2,300	右 2,300	右 2,700 左 5,000		漏水 欠壊	月の輪工 シート張り工
	新発田		ニツ堂 小坂	法崩れ すべり			右 1,900 左 1,860		欠壊	シート張り工
				(小計)	(1)2,300	(1)2,300	(4)11,460			
芋卸江川	新発田		動木橋 蒲新田	堤防高			右 1,220 左 1,220		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
	新発田		蒲新田	堤防高			右 2,160		越水	積み土のう工

河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区 間	予 想 される 危 険	対策水防工法
	都市	町村	大字		重点 区間	A	B			
			大崎				左 2,160		欠壊	木流し工
				(小計)			(4)6,760			
荒川川	新発田		中ノ通	堤防高			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
	新発田		月岡 荒川	堤防高			右 2,800 左 2,800		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
				(小計)			(4)7,600			
小島川	新発田		月岡	堤防高			右 1,000		越水 欠壊	積み土のう工
				(小計)			(1)1,000			

(イ) 落堀川水系（二級河川）

河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区 間	予 想 される 危 険	対策水防工法
	都市	町村	大字		重点 区間	A	B			
十文字川	新発田		長者館 高山寺	堤防高			右 800 左 800		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
				(小計)			(2)1,600			
大井川	新発田		湖南 上今泉	法崩れ すべり			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
				(小計)			(2)3,400			
見透川	胎内 新発田		北成田 相馬	堤防高			右 2,900 左 2,900		越水	積み土のう工 シート張り工
	新発田		相馬 川口	堤防高		右 550 左 550	右 900 左 900		越水	積み土のう工
	新発田		川口	堤防高			右 700		越水	積み土のう工
				(小計)		(2)1,100	(5)8,300			
金山川	新発田		相馬	堤防高			右 200 左 200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
	新発田		貝塚	堤防高			右 1,200 左 1,200		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				(小計)			(4)2,800			
貝屋川	新発田		金塚 貝屋	堤防高			右 1,230 左 1,230		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
	新発田		貝塚 貝屋	堤防高			左 800		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				(小計)			(3)3,260			
箱岩川	新発田		横岡 住田	堤防高			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				(小計)			(2)3,400			
今泉川	新発田		川口	堤防高			右 970 左 970		越水 欠壊	積み土のう工
				(小計)			(2)1,940			

(ウ) 加治川水系（二級河川）

河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区 間	予 想 される 危 険	対策水防工法
	都市	町村	大字		重点 区間	A	B			
加治川	北蒲原 新発田	聖籠	次第浜 小戸	堤防高			右 19,800 左 19,780		越水 欠壊	シート張り工 すて土のう工
				(小計)			(2)39,580			
姫田川	新発田		早道場 虎丸	堤防高			右 5,380 左 6,100		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
	新発田		田貝	法崩れ すべり			右 500		欠壊	木流し工 シート張り工
				(小計)			(3)11,980			
坂井川	新発田		小皂 麓	堤防高			右 1,700 左 1,700		越水 欠壊	木流し工 シート張り工
	新発田		菅谷 下小出	法崩れ すべり			右 1,400 左 1,400		欠壊	木流し工 シート張り工
				(小計)			(4)6,200			

河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意 区 間	予 想 される 危 険	対策水防工法
	都市	町村	大字		重点 区間	A	B			
石川川	新発田		下石川	法崩れ すべり			右 500 左 500		欠壊	木流し工 シート張り工
				(小計)			(2)1,000			
小出川	新発田		下小出	洗掘			右 50 左 50		欠壊	すてブロック 工
				(小計)			(2)100			
百々淵川	新発田		石喜	堤防高			右 860 左 860		越水	積み土のう工
				(小計)			(2)1,720			
蟹川	新発田		宮古木 上大友	堤防高			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
				(小計)			(2)2,100			
高知山川	新発田		南俣	法崩れ すべり			右 500 左 500		欠壊	積み土のう工 木流し工
				(小計)			(2)1,000			

(資料：令和 8 年度新発田市水防計画)

2-2 重要水防箇所（海岸）

(1) 県重要水防箇所評定基準（海岸）

区分 種別	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	要注意区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績のあるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが、注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 消波等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前面が洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘のおそれがないと考えられるが、注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し、又は過去に大きな破損の実績があるもの。	施工してから数年がたち堤体に破損があるもの、又はそのおそれが十分あるもの。	近年施工したものであるが、注意を要する区域

（資料：令和8年度新発田市水防計画）

(2) 重要水防箇所数（海岸）

区 分	重要水防箇所								計	
	重点		A		B		C			
	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)	箇所	延長 (m)
藤塚浜	0	0	0	0	0	0	1	850	1	850
計	0	0	0	0	0	0	1	850	1	850

（資料：令和8年度新発田市水防計画）

(3) 重要水防箇所一覧（海岸）

海岸名	位置			評定基準	A	B	C	現況	予想される危険	対策水防工法
	都市	町村	大字							
藤塚浜	新発田		藤塚浜	水衝箇所			850	水防上注意	洗掘欠壊	ブロック投入工
合計							(1)850			

（資料：令和8年度新発田市水防計画）

2-3 河川水位の危険度レベル

警戒 レベル	水 位	市、住民に求める行動
5	氾濫の発生	・市は災害発生情報を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。
4	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 堤防の溢水や破堤など重大な被害発生のおそれのある水位	・市は避難指示を発令する。 ・住民は全員避難する。
3	避難判断水位 高齢者等避難を行う目安となる水位	・市は高齢者等避難を発令する。 ・避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。
2	氾濫注意水位（警戒水位） 水防機関が水防活動を行うために出動する水位	・水防団（消防団）は出動する。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。
1	水防団待機水位（通報水位）	・水防団（消防団）は待機する。 ・住民は災害への心構えを高める。

2-4 加治川（岡田・小松）水位観測所水位基準

警戒 レベル	水 位	水量		内 容
		岡田	小松	
5	氾濫の発生	17.37m (堤防高)	15.60m (堤防高)	溢水の発生、又は堤防が破堤し、極めて危険な状態
4	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	16.18m	13.43m	市長が避難指示を行う目安の一つとなる水位
3	避難判断水位	15.30m	13.01m	市長が高齢者等避難を行う目安の一つとなる水位
2	氾濫注意水位 (警戒水位)	14.30m	11.94m	水防団が出動する目安となる水位
1	水防団待機水位 (通報水位)	13.80m	11.00m	各水防機関が水防活動に対して準備する水位

2-5 土砂災害警戒情報の危険度レベル

警戒 レベル	情 報	市、住民に求める行動
5	土砂災害特別警報 土砂キキクル「災害切迫」（黒）	・市は緊急安全確保を発令し、逃げ遅れた住民の救援等にあたる。 ・住民は命を守るための最善の行動をとる。
4	土砂災害危険警報 土砂キキクル「危険」（紫）	・市は避難指示を発令する。 ・対象地域内の住民は全員ができるだけ早期に避難を完了する。
3	土砂災害警報 土砂キキクル「警戒」（赤）	・市は高齢者等避難を発令する。 ・対象地域内の避難行動要支援者は避難を開始する。その他の住民は避難の準備または自発的に避難をする。
2	土砂災害注意報 土砂キキクル「注意」（黄）	・市は警戒体制に移行し、気象情報の収集・伝達を行う。 ・住民は気象・河川等に関する情報に注意し、避難に備え自らの避難行動を確認する。
1	早期注意情報	・住民は災害への心構えを高める。

2-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の一覧

(1) 市内土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧

土砂災害 危険箇所数	土砂災害警戒区域の指定数						
	急傾斜		土石流		地滑り		小計
		特別		特別		特別	特別
167	83	67	117	59	3	0	203

令和7年3月末現在

(2) 土砂災害警戒区域等一覧

メッシュ 番 号	該当する自治会名	区域名	自然現象の種類	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
ヒ-15	乙次	三ツ山	急傾斜地の崩壊	○	○
		真木山	急傾斜地の崩壊	○	—
	万代	万代(4)	土石流	○	—
		万代(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		万代(1)	土石流	○	—
ヒ-16	万代	万代(3)	急傾斜地の崩壊	○	○
		万代(2)	土石流	○	—
		万代(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		万代(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		万代(1)	土石流	○	—
		万代(3)	土石流	○	—
		万代(4)	土石流	○	—
	上中山区会	北本田沢	土石流	○	—
		南本田沢	土石流	○	—
		中本田沢	土石流	○	—
		増川	土石流	○	—
		中居	土石流	○	○
		中居	急傾斜地の崩壊	○	○
		中居(2)	土石流	○	—
	月岡温泉区自治会	月岡	急傾斜地崩壊	○	○
	滝沢区	滝沢	急傾斜地崩壊	○	○
フ-14	上横岡	山ノ下	急傾斜地崩壊	○	○
		西浦	急傾斜地崩壊	○	○
		西浦下西山	急傾斜地崩壊	○	○
	下山田	上の沢(1)	土石流	○	○
		上の沢(2)	土石流	○	○
		門崎	急傾斜地の崩壊	○	○
		下山田-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	住田自治会	住田	急傾斜地崩壊	○	○
	新保小路自治会	新保小路	急傾斜地崩壊	○	○
フ-15	下新保自治会	下新保	急傾斜地の崩壊	○	○
	いわい団地町内会	五十公野-3	急傾斜地の崩壊	○	○
		五十公野-1	急傾斜地の崩壊	○	○
		水目沢	土石流	○	○
	七軒町	七軒町	急傾斜地の崩壊	○	○
		五十公野-4	急傾斜地の崩壊	○	○
	古寺	五十公野-2	急傾斜地の崩壊	○	○
		古寺	地すべり	○	—
	八幡自治会	八幡	急傾斜地崩壊	○	○
	浦自治会	浦	急傾斜地崩壊	○	○
		浦(2)	急傾斜地崩壊	○	—
	上町区自治会	五十公野-1～3	急傾斜地崩壊	—	—
	下町	五十公野-3	急傾斜地崩壊	○	○
	戸板沢区	狐沢	急傾斜地の崩壊	○	○

メッシュ 番 号	該当する自治会名	区域名	自然現象の種類	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
フ-16	松岡自治会	松岡甲	急傾斜地崩壊	○	○
	荒川集落	清岩沢	土石流	○	○
		南清岩沢	土石流	○	○
		抜沢	土石流	○	—
		長峰	急傾斜地の崩壊	○	○
		田ノ沢	土石流	○	○
		浦山	急傾斜地の崩壊	○	○
		見城	土石流	○	○
	見城二区	見城沢	土石流	○	○
		木落川	土石流	○	—
		見城甲	急傾斜地の崩壊	○	○
		堂の裏川	土石流	○	○
	上中山区会	北本田沢	土石流	○	—
		本村	急傾斜地の崩壊	○	○
		栗ノ入沢	土石流	○	○
	上中山区会	寺川	土石流	○	○
		北増川沢	土石流	○	○
		増川	土石流	○	—
		増川-1	急傾斜地の崩壊	○	○
		増川-2	急傾斜地の崩壊	○	○
		中居	土石流	○	○
		中居	急傾斜地の崩壊	○	○
		中居(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		中居(3)	急傾斜地の崩壊	○	○
		中居(2)	土石流	○	—
	荒川集落	水上沢	土石流	○	○
	新荒川集落	新荒川	土石流	○	—
へ-13	小国谷	小国谷川	土石流	○	○
		小国谷(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
	貝屋	一ノ沢川	土石流	○	○
		二ノ沢川	土石流	○	—
		寺沢川	土石流	○	○
	上荒沢自治会	滝谷川	土石流	○	—
	金山	堤沢	土石流	○	—
		金山川	土石流	○	○
		金山(1)	土石流	○	—
		金山(2)	土石流	○	—
		金山(3)	土石流	○	○
		金山(4)	土石流	○	—
		金山(2)	急傾斜地崩壊	○	○
		金山(1)	急傾斜地崩壊	○	○
	境	アノ山沢	土石流	○	○
	溝足自治会	溝足沢	土石流	○	—
	下中山	下中山沢	土石流	○	○
	下横岡自治会	葡萄沢	土石流	○	○
		蚊ヶ谷川	土石流	○	○
		下谷川	土石流	○	—
		横岡(1)	土石流	○	—
		下横岡	急傾斜地崩壊	○	○
		横岡(2)	急傾斜地崩壊	○	○
へ-14	横山自治会	柳沢	土石流	○	○
		伊勢沢	土石流	○	—
		横山(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		横山(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		柿ノ木沢	土石流	○	—
	横山自治会	穴沢	土石流	—	—

メッシュ 番 号	該当する自治会名	区域名	自然現象の種類	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
	下中山	穴沢	土石流	○	○
	菅谷自治会	二子沢(1)	土石流	○	—
		馬越沢(1)	土石流	○	○
		馬越沢(2)	土石流	○	○
		京沢	土石流	○	—
		二子沢(2)	土石流	○	—
		寺境沢	土石流	○	—
		奥ノ院沢	土石流	○	○
		日向平沢	土石流	○	—
		寺ノ沢	土石流	○	—
		峠ノ沢	土石流	○	—
		菅谷	急傾斜地の崩壊	○	○
		暗ノ沢(1)	土石流	○	—
		暗ノ沢(2)	土石流	○	○
	上横岡	山ノ下	急傾斜地崩壊	○	○
		無沢	土石流	○	—
		横岡(1)	急傾斜地崩壊	○	○
	下横岡自治会	横岡(1)	土石流	○	—
		下横岡	急傾斜地崩壊	○	○
	西浦下西山	下西山	急傾斜地崩壊	○	○
	平山	平山(1)	土石流	○	○
		平山	急傾斜地崩壊	○	○
	下中山	山本	急傾斜地の崩壊	○	○
	横山自治会	穴沢	土石流	—	—
	下中山	穴沢	土石流	○	○
	下山田	上の沢(1)	土石流	○	○
		上の沢(2)	土石流	○	○
		門崎	急傾斜地の崩壊	○	○
		下山田・2	急傾斜地の崩壊	○	○
	住田自治会	住田	急傾斜地崩壊	○	○
	上寺内	林ノ沢	土石流	○	—
	茗荷谷	ヒキジ沢	土石流	○	○
		茗荷谷(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		茗荷谷(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		ジロウクラ	土石流	○	—
		ダイツボ沢	土石流	○	—
		トノリ沢	土石流	○	—
		ヤチ沢	土石流	○	—
		サワノイリ沢	土石流	○	—
		コヤツ沢	土石流	○	○
	箱岩区	箱岩(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		箱岩(3)	急傾斜地の崩壊	○	○
		寺小路川	土石流	○	—
		滝ノ沢川	土石流	○	—
		箱岩沢	土石流	○	—
		箱岩(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		安寿の沢	土石流	○	—
	小出	シダミ沢	土石流	○	○
	滝自治会	滝(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
		滝沢	土石流	○	○
		滝(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		観音沢	土石流	○	○
	上石川自治会	上石川(H25)	地すべり	○	—
		上石川(H25)	地すべり	○	—
	麓	稲荷沢(1)	土石流	○	—
		水沢	土石流	○	—

メッシュ 番 号	該当する自治会名	区域名	自然現象の種類	警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
		矢弦沢	土石流	○	—
		お墓沢(1)	土石流	○	—
		お墓沢(2)	土石流	○	○
		十二杉沢	土石流	○	—
		稲荷沢(2)	土石流	○	—
		麓-1	急傾斜地の崩壊	○	○
	麓	麓-2	急傾斜地の崩壊	○	○
		麓-3	急傾斜地の崩壊	○	○
		麓-4	急傾斜地の崩壊	○	○
		麓-5	急傾斜地の崩壊	○	○
	東宮内自治会	東宮内沢	土石流	○	—
		東宮内	急傾斜地崩壊	○	○
へ-15	田貝自治会	田貝甲	急傾斜地の崩壊	○	—
		南俣(1)	急傾斜地の崩壊	○	○
		イグリ沢	土石流	○	○
		南俣(2)	急傾斜地の崩壊	○	○
へ-16	大槻自治会	沢口川	土石流	○	○
	小戸区	小戸(2)		○	—
		小戸甲	急傾斜地崩壊	○	—
		小戸		○	—
	山内自治会	真木川	土石流	○	○
		郡谷川	土石流	○	—
		釜ゴツ沢	土石流	○	—
		竹ノ子沢	土石流	○	○
	中々山	殿島沢	土石流	○	○
		中々山	急傾斜地崩壊	○	○
		中々沢	土石流	○	—
		殿島沢	土石流	○	○
へ-17	滝谷新田	猿田沢(2)	土石流	○	○
		中ノ沢(1)	土石流	○	○
		猿田沢(1)	土石流	○	○
		中ノ沢(2)	土石流	○	—
		新田乙	急傾斜地の崩壊	○	○
		不動沢	土石流	○	○
		不動沢	急傾斜地の崩壊	○	—
		新田甲	急傾斜地の崩壊	○	○
	上赤谷第2	杉の沢	土石流	○	○
		夏井川	土石流	○	○
	上赤谷第一	上赤谷	地滑り	○	—
		上赤谷甲	急傾斜地の崩壊	○	○
		上赤谷甲-1	急傾斜地の崩壊	○	—
	上赤谷第一	上赤谷	急傾斜地の崩壊	○	—
		上赤谷-1	急傾斜地の崩壊	○	—
		六軒町-1	急傾斜地の崩壊	○	—
		六軒町-2	急傾斜地の崩壊	○	—
	滝谷	寺沢	土石流	○	○
		滝谷沢西沢	土石流	○	○
		滝谷乙	急傾斜地の崩壊	○	○
		東赤谷沢	土石流	○	○
ホ-13	上荒沢自治会	上ノ沢川(1)	土石流	○	○
		上ノ沢川(2)	土石流	○	○
		滝谷川	土石流	○	—
		横山沢	土石流	○	—
		釜ノ沢(1)	土石流	○	—
		釜ノ沢(2)	土石流	○	—
		上荒沢	急傾斜地の崩壊	○	○

メッシュ 番 号	該当する自治会名	区域名	自然現象の種類	警戒区域 (イエロゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
ホ-14	溝足自治会	溝足沢	土石流	○	—
	下中山	下中山沢	土石流	○	○
	熊出	熊出	急傾斜地崩壊	○	—
	溝足自治会	溝足沢	土石流	○	—
	下中山	下中山東沢	土石流	○	○
		下中山	急傾斜地の崩壊	○	○
		山本	急傾斜地の崩壊	○	○
		山本-1	急傾斜地の崩壊	○	—
	横山自治会	穴沢	土石流	—	—
	下中山	穴沢	土石流	○	○
	上寺内	上寺内(1)	急傾斜地の崩壊	○	—
		上寺内(2)	急傾斜地の崩壊	○	—
		弥平沢	土石流	○	—
		水無沢	土石流	○	○
		二斗蒔沢	土石流	○	○
		林ノ沢	土石流	○	—
ホ-17	滝谷	寺沢	土石流	○	○
		滝谷沢西沢	土石流	○	○
		大沢	土石流	○	○
	滝谷	滝谷沢東沢	土石流	○	○
		滝谷甲	急傾斜地の崩壊	○	○
		滝谷乙	急傾斜地の崩壊	○	○
		弥市沢	土石流	○	○
		東赤谷沢	土石流	○	○
		滝谷沢	土石流	○	—
		スチベ沢	土石流	○	○

令和 8 年 4 月 1 日現在

2-7 土砂災害警戒区域における要配慮者施設等

【土砂災害の避難確保計画作成が義務付けられた浸水のおそれがある施設】

土砂災害防止法第7条に基づき新潟県が指定した、土砂災害による被害が想定される区域内に立地し、同第8条の2に規定される避難確保計画の作成及び訓練実施が義務付けられた施設である。

(1) 障がい者福祉施設

区分	施設名	所在地	避難確保計画
土砂災害警戒区域等 (急傾斜地崩壊)	ジョブプレイスのぞみふぁーむ	五十公野 4685-42	○
	緑風園	五十公野 4681-1	○

令和8年4月1日現在（資料：地域安全課）

2-8 雪崩発生危険箇所

国土交通省所管				林野庁所管		
雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
29	258	6	15	-	2	9

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

（注）＜雪崩危険箇所関係＞

○国土交通省所管分について

- ・「平成12年度調査（平成16年度公表）雪崩危険箇所調査表」（砂防課）による。
- ・内訳は、上記調査表記載のとおり。
- ・「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要支援者関連施設等のある箇所
- ・「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- ・「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

○林野庁所管分について

- ・「なだれ危険箇所調査（令和元年度末現在）：治山課」による。
- ・国有林内のなだれ危険箇所および、民有林内のなだれ危険箇所を上記調査表に記載。

(1)雪崩発生危険箇所Ⅰ

箇所番号	危険箇所名	大字名等	自治会名	保全対象
				人家戸数
206.01	寺山(1)	上赤谷	上赤谷第一区	25
206.02	寺山(2)	上赤谷	上赤谷第一区	30
206.03	弥市沢	東赤谷	滝谷区	2
206.04	前山(1)	麓	麓	4
206.05	滝谷(1)	滝谷甲	滝谷区	18
206.06	滝谷(2)	滝谷乙	滝谷区	13
206.11	増川(2)	上中山	上中山	5
206.12	見城(1)	上中山	見城第2区	6
206.14	荒川(1)	荒川	荒川	20
206.16	荒川(3)	荒川	荒川	18
206.20	菅谷	菅谷	菅谷	5
206.21	滝	滝	滝	13
206.22	麓	麓	麓	2
206.24	前山(2)	麓	麓	8
206.25	下新保	下新保	下新保	8
206.26	五十公野(1)	五十公野	いわい団地	—
206.27	五十公野(2)	五十公野	いわい団地	—
206.28	見城(3)	上中山	見城第2区	5
206.29	増川(1)	上中山	上中山	6
206.30	米倉	米倉	大槻	16
206.31	小戸(3)	小戸	小戸区	7
206.32	小戸(1)	小戸	小戸区	—
206.34	甲	松岡	松岡	—
206.35	菅谷(2)	菅谷	菅谷	13
206.37	麓(2)	麓	麓	6
308.01	横岡	横岡	上横岡区	7
308.02	下西山	下西山	西浦下西山区	8
308.03	下山田(1)	下山田	下山田区	7
308.05	下山田(2)	下山田	下山田区	6

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

(2) 雪崩発生危険箇所Ⅱ

箇所番号	危険箇所名	大字名等	自治会名	保全対象
				人家戸数
206.10	南俣	田貝	田貝	3
206.13	見城(2)	上中山	見城第2区	4
206.15	荒川(2)	荒川	荒川	2
206.33	小戸(2)	小戸	小戸区	1
206.36	東赤谷	東赤谷	滝谷区	1
206.38	麓(3)	麓	麓	4

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

2-9 孤立危険集落

集落名	総戸数	住民数	雪崩による 孤立可能性
小国谷	2	3	なし
溝足	14	32	なし
小出	49	131	なし
上荒沢	31	76	なし
上赤谷（不動橋含む）	79	153	なし
新荒川	10	19	なし
滝谷新田	41	78	なし
滝谷	15	27	なし
中々山	34	64	なし
茗荷谷	27	84	なし
箱岩	34	82	なし
田貝	51	138	なし

令和7年11月1日現在（資料：市民まちづくり支援課、住民基本台帳）

2-10 保安林指定地域

(1) 水源かん養保安林

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
滝谷	赤倉岐	4108 番ほか 8 筆	54.03			○
	東台	4114 番ほか 9 字 256 筆	244.81			○
山内	真木	1970 番ほか 1 筆	44.33			○
小戸	七瀧沢	3313 番 2	207.73			○
		3313 番 3	31.22			○
	豆沢	2402 番ほか 28 字 208 筆	243.90			○
	小足無沢	3179 番ほか 9 字 46 筆	153.40			○
	釜沢	1850 番ほか 10 字 127 筆	40.86			○
下中山	刑部谷内	399 番ほか 5 字 38 筆	46.78			○
	上沢	1001 番 11 ほか 2 字 23 筆	41.77			○
小出	三平沢	1058 番ほか 1 字 11 筆	13.58			○
	大平	1142 番 1 ほか 1 字 10 筆	12.57			○
小出	陣ノ沢	1078 番ほか 1 字 25 筆	30.00			○
田貝	金掘場	2008 番 2	11.73			○
熊出	下沢	511 番 1 ほか 1 字 12 筆	41.32			○
茗荷谷	ヤミソ	1171 番 1 ほか 1 字 102 筆	36.32			○
万代	大谷内	1253 番	2.00			○
計 17			1,256.35			

令和7年11月1日現在（資料：農林水産課）

(2) 土砂流出防備保安林

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
荒川	大沢	5828 番ほか 4 字 4 筆	46.11	○		
	大平	5818 番ほか 1 字 1 筆	37.31			○
	舟割山	5843 番 2 ほか 2 字 2 筆	22.22			○
		5843 番 1 ほか 6 字 6 筆	49.62		○	
	下藤沢	5824 番ほか 8 字 9 筆	84.60		○	
	権蔵沢	5516 番ほか 1 字 4 筆	5.96			○
小戸	岩谷	2330 番 1 ほか 2 字 5 筆	0.32			○
上寺内	下マナイタ	2077 番	12.06			○

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
上赤谷	大沢	4533 番 2	5.10	○		
		4528 番 1	17.12	○		
		4512 番ほか 3 筆	0.31			○
		4503 番ほか 5 筆	0.20	○		
	葭谷内沢	1 番ほか字 25 筆	11.90			○
	伝ヶ沢	4340 番ほか 1 字 156 筆	137.64		○	
	蛇場見	3383 番ほか 1 筆	0.62			○
上荒沢	大松	64 番ほか 16 筆	58.68		○	
大槻	馬越	4361 番ほか 1 字 2 筆	0.14	○		
大槻	山田	3471 番 2 ほか 25 字 155 筆	87.84			○
麓	前山	1181 番ほか 13 筆	0.83	○		
		1148 番ほか 27 筆	1.27			○
	堰山	1239 番丁ほか 1 字 3 筆	9.55			○
黒岩	加治山	496 番 4 ほか 1 筆	22.44	○		
中々山	古発沢	1324 番乙ほか 2 字 2 筆	7.05	○		
	長峯	1212 番甲ほか 7 字 118 筆	34.95	○		
田貝	自生院	1787 番ほか 1 字 9 筆	5.71			○
上中山	元ノ沢	甲 1526 番ほか 5 筆	0.08			○
滝谷	滝谷越途	3628 番 1 ほか 1 字 10 筆	0.43			○
	内野	4684 番乙ほか 1 字 1 筆	0.08			○
	中宮	1690 番ほか 1 字 8 筆	0.14			○
横岡		1393 番ほか 88 筆	25.87		○	
滝	滝ノ入	689 番ほか 44 筆	32.43		○	
貝屋		476 番 1 ほか 90 筆	33.33			○
		434 番 1 ほか 8 筆	7.95			○
		476 番 2 ほか 21 筆	3.19			○
箱岩		466 番ほか 101 筆	8.41		○	
松岡	滑沢	乙 65	29.92		○	
計 36			801.38			

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：農林水産課）

(3) 土砂崩壊防備保安林

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
上赤谷	大沢	4535 番 2	2.84	○		
	寺山	5659 番 1	0.82			○
中々山	鎌倉沢	1160 番 2 ほか 1 字 1 筆	1.16	○		
計 3			4.82			

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：農林水産課）

(4) 水害防備保安林

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
松岡	北平中村郷	乙 48 番	4.01	○		
	婦夫坂	乙 53 番 2 ほか 1 字 1 筆	6.98	○		
		乙 53 番 2 ほか 3 字 4 筆	4.66	○		
計 3			15.65			

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：農林水産課）

(5) その他

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
藤塚浜	石山海岸	3584 番 15 ほか 1 字 46 筆	47.43		○	
	石山海岸	3585 番 240 ほか 25 筆	18.29		○	

位 置			指定面積 (ha)	工事の概要		
大字	小字	地番		既成	着手	未着手
	石山海岸	3585 番 112 ほか 1 筆	3.85		○	
	石山海岸	3585 番 478 ほか 1 筆	1.28		○	
滝沢	無沢	1404 番 2 ほか 2 筆	22.78	○		
上赤谷	寺山	5802 番 1	0.18	○		
万代	大谷内	1253 番	2.00			○
五十公野	サネヤマ	4685 番 4 ほか 6 字 4 筆	17.52		○	
計 8			113.33			

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：農林水産課）

2-11 宅地等浸水危険箇所

大字（町名）	排水の状況		保全対象		摘要	担当課
	面積 (ha)	排水 方法	人家 (戸)	公共 建築物		
豊町	7.6	自然 排水	126		豊町 1 号雨水幹線 L=756m 豊町 2 号雨水幹線 L=580m	下水道課
五十公野	2.5	〃	56		三尺川雨水幹線 L=3,020m	
東新町	1.3	〃	29		板敷雨水幹線 L=405m	
東新町	1.0	〃	22		水押川 1 号雨水幹線 L=1,134m	
舟入町	2.3	〃	60		舟入川 1 号雨水幹線 L=2,296m	
中曽根町	5.18	〃	114		中曽根 1 号雨水幹線 L=777m	
中曽根町 （中曽根町）	(2.3)		49			
豊町 （豊町）	2.9	〃	50		塚の目 1 号雨水幹線 L=1,439m	
東新町 （東新町）	2.7	〃	90		塚の目 2 号雨水幹線 L=1,512m	
城北町 （城北町）	2.1	〃	70		城北 2 号雨水幹線 L=187m	
緑町	9.0	〃	154		緑町雨水幹線 L=925m	商工振興課
	5.5	〃	129		（緑町第 2 排水区）	
島潟	14.5	〃	41		野田第 73 号排水路 L=416m	
板敷	0.5	〃	5		野田第 62 号排水路 L=221m	維持管理課
藤塚浜	2.1	〃	13	2	松塚漁港臨港道路	
下小中山	26.6	〃	197		法定外水路	
緑町 2 丁目	9.0	強制 排水	148	3	緑町第 2 排水区	
上中山	2.2	〃	28		上中山（見城）地内	
横岡	2.4	自然 排水	13	1	普通河川下谷川	
藤塚浜	28.0	強制 排水	25		藤塚浜工業団地	

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：下水道課、商工振興課、維持管理課）

2-12 浸水想定区域における要配慮者利用施設等

洪水時の避難確保計画作成が義務づけられた浸水のおそれがある施設

水防法第 15 条に基づき新潟県に指定された、加治川（水位周知河川）の氾濫による浸水想定区域であるものであり、同 15 条の 3 第 1 項に規定される避難確保計画の作成及び訓練実施が義務づけられた施設である。（令和 8 年 4 月 1 日現在）

ア 障がい者福祉施設

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
～0.5m	スマイル 3	大手町 6-5-17	○
	スマイル 8	弓越 1315-104	○
	コンフォートテラス	城北町 2-8-16	○
	中井さくら園	小舟町 2-9-13	○
	パル comfy 陽だまり苑 （高齢者福祉施設と重複）	中央町 5-4-2	○
	放課後等デイサービスらくら	城北町 2-8-16	○
	にこふるビーム	東新町 4-4-5	○
	放課後等デイサービスにこふるポップ	東新町 4-4-5	○
	生活訓練施設らいと	押廻 1357	○
0.5～3m	スマイル 1	緑町 2-3-10	○
	さんさん館 i（グループホーム棟含む）	島潟 1454 ほか 4 筆	○
	ココン新発田	新栄町 1-10-16	○
	叶音（かのん）AB	島潟 1525-1	○
	アザレア（東新町）	東新町 2-6-13	○
	アクティビティケアセンターあおの空	大手町 5-2-7	○

イ 高齢者福祉施設

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
～0.5m	はあとふるあたご デイサービスセンター城北町	城北町 3-3-31	○
	デイサービスセンターきらきら	城北町 1-1-12	○
	パル comfy 陽だまり苑 （障がい者福祉施設と重複）	中央町 5-4-2	○
	いいでの里	金谷 197	○
	特設養護老人ホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○
	グループホーム ぢりめき	佐々木地利目木 2610	○
0.5～3m	陽だまり苑	岡田 1746-1	○
	加治川の里	向中条 2843-1	○
	富塚・のぞみの里	富塚 1355	○
	島潟地域ふれあいルーム	島潟 536-3	○
	大槻地域ふれあいルーム	大槻 120	○
	アクティブデイしばた緑町	緑町 1-13-10	○
	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520-1	○

ウ 医療関連施設

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
～0.5m	有田病院	金谷 197	○
0.5～3m	関塚医院	小舟町 2-1-23	○
	北越病院	緑町 2-20-19	○

エ 児童福祉施設等

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
～0.5m	あやめこども園	大手町 3-2-30	○
	ひかり保育園	舟入町 2-1-23	○
	あい子ども園	豊町 4-11-18	○

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
	パル kids 陽だまり園	中央町 5-4-2	○
	うすが森保育園 (うすが森保育園地域子育てセンター含む)	大槻 4211-414	○
	豊浦保育園 (豊浦保育園地域子育てセンター含む)	大伝 456-1	○
	さくら通り保育園 (認外)	岡田 1593-5	○
	米子保育園	真野原 1731-8	○
	佐々木児童クラブ	則清 956-1	○
	豊浦児童クラブ	大伝 465-2	○
0.5～3m	認定こども園東幼稚園	舟入町 3-4-14	○
	ルンビニ保育園	新富町 3-2-3	○
	たから保育園	則清 1516	○
	三の丸こども園	中央町 5-8-19	○
	まごころ保育園しばた	城北町 2-9-3	○
	中井保育園	小舟町 2-3-25	○
	ななは保育園 (ななは保育園地域子育てセンター含む)	三日市 857	○
	あけぼの保育園(認外)	金谷 215-31	○
	サトウフーズすずのもり保育園 (認外)	奥山新保 286-1	○
	こうぬま児童クラブ	緑町 2-6-36	○
	外ヶ輪児童クラブ	中央町 5-8-9	○
	児童センター	緑町 2-6-36	○

オ 学校等

浸水深	施設名	所在地	避難確保計画
～0.5m	西新発田高等学校	西園町 3-1-2	○
0.5～3m	外ヶ輪小学校	中央町 5-8-9	○
	猿橋小学校	中曽根町 3-8-29	○
	二葉小学校	中田町 3-6-1	○
	佐々木小学校	則清 856	○
	本丸中学校	緑町 2-7-22	○
	佐々木中学校	則清 102	○
	新発田商業高等学校	板敷 521-1	○
	新発田中央高等学校	曾根 570	○
	新潟職業能力開発短期大学校	新富町 1-7-21	○
	敬和学園大学	富塚 1270	○

○要配慮者利用施設等

- ・病院、診療所等（有床施設に限る）
- ・老人福祉施設、介護老人保健施設、児童福祉施設(保育園等)、身体障がい者厚生援護施設、知的障がい者援護施設、精神障がい者社会復帰施設等

※利用者自宅等への訪問型事業のみの施設は除く。

※保育園等については、認可保育施設及び認可外保育施設のうち届出施設を範囲とする。

- ・幼稚園、養護学校等

○参考資料・算出根拠

- ・新発田市ハザードマップ（平成 30 年 4 月）

2-13 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況

河川名	補助・自営の別	備蓄場所			管 理 団体名	水防資材器材							
		郡市	町村	大字		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄線	蛇籠	ト ビ ニ ール シ ー	スコップ
加治川	自	新発田		中田町	新発田市	26,200		240	250	150		650	40
	自	新発田		江 口	新発田市	4,000	50	20		25			5
	自	新発田		下新保	新発田市	1,200	100	20	190	30			20
	自	新発田		岡田左岸	新発田市	1,200		12	130	5			14
	自	新発田		島 潟	新発田市	3,200		36	240	15		42	19
	自	新発田		長 畑	新発田市	2,000		16	100	50			10
	自	新発田		大 友	新発田市	3,500	100	20	250	50			17
	自	新発田		下高関	新発田市	2,000		20	112	20			35
	自	新発田		岡田右岸	新発田市	1,450		16	235	5			18
	自	新発田		小 松	新発田市	2,000	50	168	450	5			19
	自	新発田		押廻中川	新発田市	2,000	30	8	300	50			35
	(小計)					51,750	330	776	2,557	445		695	272
	坂井川	自	新発田		菅 谷	新発田市	5,700		11	100			
自		新発田		北中江	新発田市	1,350		20	281	11			7
自		新発田		早道場小邑	新発田市	800		20	217	10			11
(小計)					7,850		51	598	23			30	
姫田川	自	新発田		早道場	新発田市	1,500		12	180	7			16
	(小計)					1,500		12	180	7			15
太田川	自	新発田		佐々木	新発田市	5,700		28	165	50		1	8
	(小計)					5,700		28	165	50		1	8
荒川川	自	新発田		本田	新発田市	2,200			300				
小島川	(小計)					2,200			300				
大田川	自	新発田		乙次	新発田市	4,100			110			3	
松岡川	(小計)					4,100			110			3	
見透川	自	新発田		金塚	新発田市	2,000	150	300	200	20		3	30
貝屋川	(小計)					2,000	150	300	200	20		3	30
	合計①					74,900	480	1,167	4,110	556		702	356

県有	新発田地域振興局②	5,350	136	20		750		82	70
	市内備蓄合計 (①+②)	80,250	616	1,187	4,110	1,306		784	426

※県有については一覧以外に 鉄製杭：307 本 T字マット：2 枚 吸着マット：1,010 枚 鉄パイプ：40 本
ジャンボ土のう：552 枚 オイルフェンス 100mなどの備蓄あり

水防資材器材														
カ ケ ヤ	ロ ー プ	ハ ン マ ー	ツ ル ハ シ	鍬	オ ノ	鎌	ペ ン チ	鋸	ナ タ	シ ノ	カ ッ タ ー	照 明 器 具	一 輪 車	タ コ
丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	ケ
16	10	13	2		4	4	1	5	1		10	15	10	
3	2					4	4	3	4	2			5	3
5	2	4	3	2	2	2	4	1	2	3			2	4
2		5	3	4	4	8		2	1	2			1	3
2	2		1	1		2	2			2			1	8
2			1			2	1			2			1	4
3	2	5	1	1	3	3	3	2	2				2	3
3	2	10	10	7	4		6	7	3				1	2
3	6	5	2	3	2	8			2				1	3
4	2	8	4	5	1	2	2	1	1	2			2	4
5	2	2	7	4	4	2	1	3	1	2			2	2
51	37	52	44	37	34	48	32	34	21	15	10	15	31	43
4	2					3	2	2	1	2				
1		10	6	4	3	4	2	6					1	4
2	2	6	3	5	2	17	4	9	2	2				3
7	4	16	9	9	5	24	8	17	3	4			1	7
3	2	11	3	5	1	2	2	3	3				1	3
3	2	11	3	5	1	2	2	3	3				1	3
5	2					3	2	2	1	2				
5	2					3	2	2	1	2				
													1	
													1	
2		9	3		2	4	2	2	4				1	1
2		9	3		2	4	2	2	4				1	1
68	45	88	59	51	42	81	46	58	32	21	10	15	35	54

6	20	6	6			7	8	2	4	8	4	3	11	
74	65	94	65	51	42	88	54	60	36	29	14	18	46	54

(資料：令和8年度新発田市水防計画)

2-14 水防資材調達先

調達業者名	所在地	電話番号	調達資材概要
東海物産(株)新潟支店新発田営業所	新発田市島潟 203-1	22-4171	ビニール袋類
(株)岩村組	新発田市稲荷岡 794	41-2072	布袋類、スコップ類、縄
田村商店	新発田市大栄町 7-2-7	22-2492	玉縄
(株)伊藤材木店	新発田市島潟 1183-1	22-2983	杭、長縄、丸太
(株)伊藤組	新発田市島潟 1273-1	22-4176	砂、砂利、栗石
(株)石井組	新発田市小舟町 1-7-1	22-3261	山砂
(株)関川産業	新発田市日渡 112	27-2151	番線、スコップ類
田辺金物店	新発田市住吉町 1-2-3	22-2201	スコップ類他

(注) 上記業者の他、水防資材調達業者は、原則市の物品の調達等入札参加資格者名簿により選定するものとする。
(資料：令和 8 年度新発田市水防計画)

2-15 除雪機械保有状況

(1) 市道

配置場所	車体形状	台数	連絡責任者（所有者）	備考
市道（車道・歩道）	除雪ドーザ	9	維持管理課 28-7099	貸与 直営
	ロータリー除雪車	3		
	除雪グレーダ	1		
	ショベルローダ	5		
	小型除雪車	6		
	小型除雪機	12		
合 計		36		

(資料：令和 7 年度新発田市道路除雪計画書)

(2) 一般国道、主要地方道、一般県道（新発田地域振興局管内）

配置場所	車体形状	台数	連絡責任者（所有者）	備考
一般国道、主要地方道、一般県道	除雪グレーダ	16	新発田地域振興局 地域整備部維持管理課 22-5114	貸与
	除雪ドーザ	3		
	ロータリー除雪車	4		
	凍結防止剤散布車	6		
	小型ロータリー歩道除雪車	11		
	歩道除雪機	2		
合 計		42		

(資料：令和 7 年度冬期道路交通確保計画書(新発田地域振興局地域整備部))

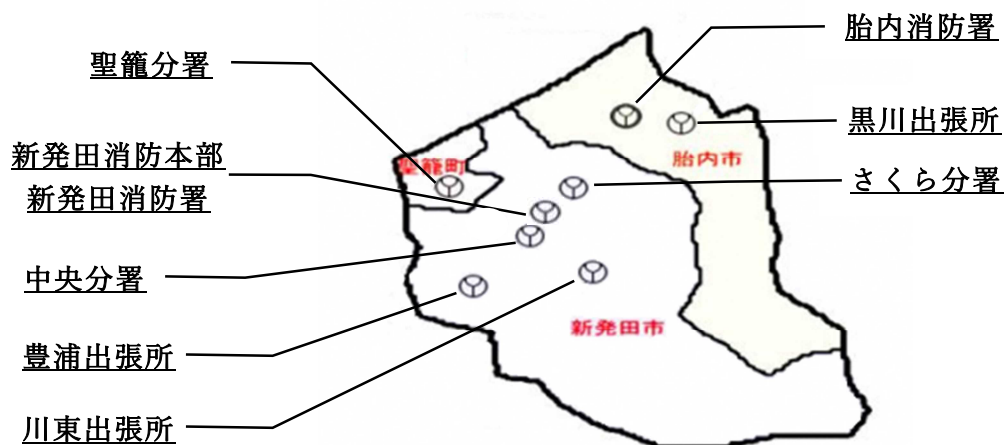
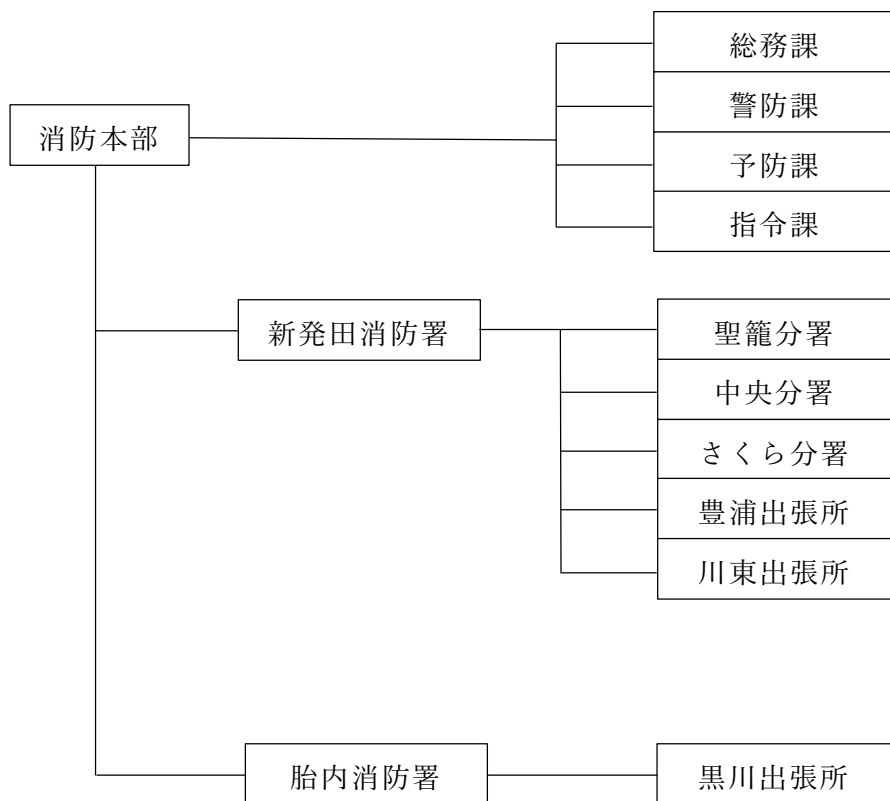
(3) 国道 7 号（新潟国道事務所新発田維持出張所管内）

配置場所	車体形状	台数	連絡責任者（所有者）	備考
国道 7 号	除雪トラック(10t)	3	新潟国道事務所 新発田維持出張所 26-0337	
	除雪グレーダ	2		
	高速圧雪整正機	1		
	ロータリー除雪車	0		
	凍結防止剤散布車	2		
	小型除雪車（搭乗式）	6		
合 計		14		

(資料：令和 7 年度除雪計画書(新潟国道事務所新発田維持出張所))

2-16 消防機関

(1) 消防本部、消防署の組織体制及び配置図



(2) 消防職員

署所名		職員数	所在地
新発田地域広域消防本部		27 人	新発田市新栄町 1-8-31
新発田消防署	新発田消防署	38 人	新発田市新栄町 1-8-31
	聖籠分署	19 人	聖籠町大字諏訪山 2350-1
	中央分署	18 人	新発田市中央町 5-4-7
	さくら分署	18 人	新発田市釜杭 324
	豊浦出張所	12 人	新発田市乙次 50
	川東出張所	12 人	新発田市下羽津 1908
胎内消防署	胎内消防署	28 人	胎内市新和町 2-24
	黒川出張所	12 人	胎内市黒川 1643-2
計		184 人	

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：消防本部総務課）

(3) 消防車両

車種 所属		消防自動車等										その他					合計
		普通ポンプ車	水槽付消防車	梯子車	化学車	大型化学高所放水車	原液搬送車	救助工作車	救急車	指令車	小計	資機材搬送車	救急普及啓発広報車	広報・査察・連絡車	人員搬送車	小計	
消防本部										1	1		1	3	1	5	6
新発田消防署	新発田消防署	1	1	1	1			1	1	1	7	2		1		3	10
	聖籠分署		1			1	1		1		4						4
	中央分署		1						2		3						3
	さくら分署		1						2		3						3
	豊浦出張所	1	1						1		3						3
	川東出張所		1						1		2						2
	小 計	2	6	1	1	1	1	1	8	1	22	2		1		3	25
胎内消防署	胎内消防署	2	1		1			1	1	1	7			1		1	8
	黒川出張所		1						1		2						2
	小 計	2	2		1			1	2	1	9			1		1	10
合 計		4	8	1	2	1	1	2	10	3	32	2	1	5	1	9	41

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：消防本部警防課）

(4) 災害対策資機材保有状況（消防本部）

種類 所属		放射線防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服	簡易型防護服	酸素呼吸器	空気呼吸器	防塵マスク	防毒マスク	表面汚染検査用	複合型ガス測定器	除染シャワー（式）	除染剤散布器（器）
新発田消防署	新発田消防署	2	2	2	200	3	26	23	5	2	4	1	1
	聖籠分署						7	3			1		
	中央分署						3						
	さくら分署						3						
	豊浦出張所						8						
	川東出張所						3						
	小 計	2	2	2	200	3	53	26	5	2	5	1	1
胎内消防署	胎内消防署		2		10		20	7	5	2	2		1
	黒川出張所				3		3						
	小 計		2		13		23	7	5	2	2		1
合 計		2	4	2	213	3	76	33	10	4	7	1	2

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：消防本部警防課）

(5) 消防団員

分団数	部数	定数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ（車両積載なし）
15	81	1,205	4	77	42

令和 8 年 4 月 1 日現在（資料：地域安全課）

(6) 消防水利

区分		公設	私設	計
消 火 栓		1,695	17	1,712
防火井戸		90	0	90
防火水槽	100 m ³	0	0	0
	40～100 m ³	149	0	149
	20～40 m ³	185	0	185
その他（プール等）		22	0	22

令和 8 年 4 月 1 日現在（資料：地域安全課）

2-17 ヘリポート

(1) 飛行場外離着陸場（新潟県消防防災航空隊通年申請：航空法第79条）

飛行場外離着陸場名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系
五十公野公園 陸上競技場サブグラウンド	新発田市五十公野 5724 五十公野公園陸上競技場サブグラウンド	北緯 37度56分22秒 東経 139度21分14秒
内の倉	新発田市大字滝谷地内 内の倉ダム緑地広場	北緯 37度50分42秒 東経 139度26分34秒
箱岩	新発田市箱岩 83-1 他 185 筆 工業団地用地	北緯 37度59分25秒 東経 139度23分02秒
新発田中央公園	新発田市本町4丁目地内 市カルチャーセンター隣	北緯 37度56分58秒 東経 139度20分21秒
ニノックススキー場駐車場	新発田市上三光大平山国有林 62 ト林小班 ニノックススノーパーク駐車場	北緯 37度55分39秒 東経 139度27分56秒
二王子岳	新発田市大字滝谷地内 二王子岳山頂付近	北緯 37度53分57秒 東経 139度29分56秒
アイネスしばた	新発田市大手町 4-7-1 芝生広場	北緯 37度57分13秒 東経 139度19分36秒

(2) ヘリポート敵地選定基準

区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種
小型		陸上自衛隊 OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.30m 警察本部 はるかぜ 機体長 13.00m 新潟県ドクターヘリ AW109SP 機体長 13.00m
中型		陸上自衛隊 UH-1J 機体長 17.44m UH-60JA 機体長 19.76m 海上自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 航空自衛隊 UH-60J 機体長 19.76m 海上保安庁 らいちょう1 機体長 17.70m らいちょう2 機体長 17.70m 県警察本部 こしかぜ 機体長 16.02m ときかぜ 機体長 17.12m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16.62m
大型		陸上自衛隊 CH-47JA 機体長 30.18m 海上自衛隊 MH-53E 機体長 30.19m 航空自衛隊 CH-47J 機体長 30.18m

注 この基準は、国土交通省及び防衛省の定めた（認めた）基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。（同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。）

「選定に当たって考慮すべき事項」

- 1 勾配：十分に平坦であり、最大勾配は5%（4.5°）以上であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合はヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

（資料：県地域防災計画資料編 令和7年度修正版）

(3) ヘリポート適地

施設名	幅×長さ	所在地	施設責任者	電話	避難所 との兼用
猿橋中学校グラウンド	100×60	住吉町 1-7-1	校長	23-1175	兼
本丸中学校グラウンド	150×80	緑町 2-7-22	校長	22-2525	兼
第一中学校グラウンド	140×80	御幸町 4-5-25	校長	23-1151	兼
東中学校グラウンド	180×90	五十公野 4981	校長	22-3824	兼
七葉中学校グラウンド	107×115	上館 84-2	校長	22-3524	兼
佐々木中学校グラウンド	80×140	則清 102	校長	27-2505	兼
佐々木小学校グラウンド	70×80	則清 856	校長	27-2011	兼
二葉小学校グラウンド	60×100	中田町 3-6-1	校長	22-2164	兼
旧松浦小学校グラウンド	60×100	法正橋 39	教育総務課長	22-9531	兼
旧米倉小学校グラウンド	110×65	米倉 4211-260	教育総務課長	22-9531	兼
青少年宿泊施設	70×50	上赤谷 2173	生涯学習課長	28-2116	兼
川東小学校グラウンド	90×40	下羽津 1938	校長	25-2009	兼
県立新発田竹俣特別支援学校	90×55	下楠川 702	校長	31-1500	兼
旧菅谷小学校グラウンド	120×65	繁山 702	教育総務課長	22-9531	兼
七葉小学校グラウンド	110×35	黒岩 66	校長	29-3305	兼
猿橋小学校グラウンド	150×80	中曽根町 3-8-29	校長	22-2123	兼
住吉小学校グラウンド	100×60	住吉町 3-6-22	校長	24-1148	兼
御免町小学校グラウンド	100×60	大栄町 4-5-33	校長	22-2216	兼
東豊小学校グラウンド	100×50	東新町 4-10-8	校長	23-5075	兼
陸上自衛隊新発田駐屯地	50×200	大手町 6-4-16	駐屯地司令	22-3151	
新発田中央公園（カルチャーセンター）	60×100 50×100	本町 4-16-83	スポーツ推進課長	28-9660	兼
旧荒橋小学校グラウンド	70×100	荒町 1483	教育総務課長	22-9531	兼
豊浦小学校グラウンド	100×90	大伝 465-2	校長	22-9531	兼
旧天王小学校グラウンド	60×140	天王甲 18	商工振興課長	28-9650	兼
旧本田小学校グラウンド	100×50	本田丙 12	教育総務課長	22-9531	兼
豊浦中学校グラウンド	110×150	乙次 50	校長	24-4492	兼
月岡カリオンパーク	50×70	月岡 827	観光振興課長	28-9960	兼
真木山中央公園野球場	90×90	乙次 41-1	豊浦地区公民館長	22-2081	
加治川小学校グラウンド	128×104	上今泉 366	校長	33-2435	兼
加治川中学校グラウンド	100×180	川口 330	校長	33-2214	兼
加治川地区屋外運動場	70×100	押廻 1428	加治川地区公民館長	33-2433	兼
大天城公園野球場	85×85	箱岩 219	加治川地区公民館長	33-2433	兼
紫雲寺小学校グラウンド	115×75	稲荷岡 2389	校長	41-2022	兼
旧米子小学校グラウンド	110×85	真野原外 1773	教育総務課長	22-9531	兼
旧藤塚小学校グラウンド	100×80	藤塚浜 4063-3	教育総務課長	22-9531	兼
紫雲寺中学校グラウンド	95×110	真野原外 3499	校長	41-4000	兼
五ヶ字運動広場	100×120	真野原外 2846	紫雲寺地区公民館長	41-2291	兼
五十公野公園陸上競技場	65×100	五十公野 5724	スポーツ推進課長	28-9660	
紫雲の郷多目的広場	65×100			41-3740	
藤塚浜海水浴場駐車場	60×40	藤塚浜 966	県立紫雲寺記念公園管理事務所		
豊浦総合運動施設 多目的グラウンド	188×100	吉浦 1650	豊浦地区公民館長	22-2081	

令和 8 年 4 月 1 日現在

(4) 県内各機関のヘリコプターの仕様等

ア 新潟県消防防災航空隊

連絡先 電話 025-270-0263 (夜間) 025-285-5511 (県庁警備員室)

愛称	はくちょう
型式	アグスタ式 A W139 型
最大速度	310 km/h
航続距離※1	857 km (予備燃料を除く)
航続時間※1	4 時間 03 分 (予備燃料を除く)
最大運航高度※2	約 6,096 m
座席数	15 席 (乗員含む)
常駐場所	新潟空港内

イ 新潟県警察航空隊

連絡先 電話 025-285-0110 (内 5770 警備第二課) (夜間) 同上 (総合当直)

愛称	こしかぜ
型式	レオナルド式 A W139 型
最大速度	309 km/h
航続距離※1	1,014 km (予備燃料を除く)
航続時間※1	3 時間 55 分 (予備燃料を除く)
最大運航高度※2	約 6,000 m ※
座席数	14 席 (乗員含む)
常駐場所	新潟空港内

愛称	ときかぜ
型式	ベル式 412 E P 型
最大速度	260 km/h
航続距離※1	680 km (予備燃料を除く)
航続時間※1	3 時間 (予備燃料を除く)
最大運航高度※2	約 6,000 m ※
座席数	15 席 (乗員含む)
常駐場所	新潟空港内

愛称	はるかぜ
型式	アグスタ式 A 109 E 型
最大速度	309 km/h
航続距離※1	600 km (予備燃料を除く)
航続時間※1	2 時間 30 分 (予備燃料を除く)
最大運航高度※2	約 6,000 m ※
座席数	8 席 (乗員含む)
常駐場所	新潟空港内

ウ 第九管区海上保安本部

連絡先 電話 025-285-0118 (内 3315、3317 環境防災課)
(夜間) 025-285-0122 (警備救難部運用司令センター)

愛称	らいちょう
型式	アグスタ式 A W139 型
最大速度	309 km/h
航続距離※1	—
航続時間※1	—
最大運航高度※2	—
座席数	15 席 (乗員含む)
常駐場所	新潟空港内

愛称	みさご
型式	シコルスキー式 S76D型
最大速度	287 km/h
航続距離※1	－
航続時間※1	－
最大運航高度※2	－
座席数	14 席（乗員含む）
常駐場所	巡視船「えちご」に搭載

エ 航空自衛隊新潟救難隊

連絡先 電話 025-273-9211（内 218 飛行班）
（夜間）同上（内 213 救難隊当直）

愛称	ヒーロー 2機常駐
型式	シコルスキー式 UH60J
最大速度	260 km/h
航続距離※1	1,200 km（予備燃料を除く）
航続時間※1	5 時間 30 分（予備燃料を除く）
最大運航高度※2	約 4,200m ※
座席数	14 席（乗員含む）
常駐場所	新潟救難隊基地内（新潟空港内）

オ 新潟県東部ドクターヘリ（基地病院：新潟大学医歯学総合病院）

連絡先 電話 025-368-9096（ドクターヘリ運航管理室）
（夜間）025-223-6161（同上）

型式	レオナルド式 AW109 S P 型
最大速度	280 km/h
進出距離	片道 150～190 km
定員	7 名
待機場所	新潟大学医歯学総合病院又は新潟市中央区の地上ヘリポート

カ 新潟県西部ドクターヘリ（基地病院：長岡赤十字病院）

連絡先 電話 0258-28-5140（ドクターヘリ運航管理室）
（夜間）0258-28-3600（代表）

型式	レオナルド式 AW109 S P
最大速度	280 km/h
進出距離	片道 150～190 km
定員	7 名
待機場所	長岡赤十字病院

※1 航続距離・時間は、搭乗人員数、搭載貨物重量、燃料搭載量等により異なる。

※2 最大運航高度は、機体の性能上の最大値を示してあるが、搭乗員が酸素供給装置を装着していない場合は、内部規則により、約 3,000m に制限される。

（資料：県地域防災計画資料編 令和 7 年度修正版）

2-18 緊急輸送道路ネットワーク計画

(1) 緊急輸送道路 起・終点表（県）

機能区分※	道路種別	路線名	起 点	終 点	路線延長 (km)
第 1 次	高速自動車国道	日本海沿岸東北自動車道	新潟市江南区嘉木（新潟中央 JCT）	村上市猿沢（朝日まほろば IC）	67.5
	国道（津波指定）	国道 7 号	新潟市中央区本町 7 番町	村上市中浜（山形県境）	110.8
	国道（津波指定外）	国道 113 号	北蒲原郡聖籠町大字別行	胎内市桃崎浜	24.8
第 2 次	国道（津波指定外）	国道 290 号	岩船郡関川村大字土沢（国道 113 号）	新発田市島潟（国道 7 号）	28.1
		国道 290 号	新発田市新富町 2（国道 7 号）	阿賀野市保田（国道 49 号）	27.5
		国道 290 号	新発田市大栄町 7 丁目（市道田所町線）	新発田市諏訪町 2 丁目（県道新発田津川線）	0.3
		国道 460 号	新発田市新栄町 2 丁目（国道 7 号）	阿賀野市北本町（国道 49 号）	17.6
	主要地方道	県道新発田津川線	新発田市諏訪町 2 丁目（国道 290 号）	新発田市五十公野（県道八幡新田島潟線）	3.3
		県道新発田紫雲寺線	新発田市中央町 3 丁目（県道新発田停車場線）	新発田市藤塚浜（国道 113 号）	11.7
		県道新発田停車場線	新発田市中央町 3 丁目（国道 290 号）	新発田市大手町 1 丁目（県道新発田紫雲寺線）	0.3
	一般県道	八幡新田島潟線	新発田市大字八幡新田（国道 290 号）	新発田市五十公野（県道新発田津川線）	1.7
			新発田市五十公野（県道新発田津川線）	新発田市島潟（国道 7 号）	3.1

（資料：県地域防災計画 令和 7 年度修正版）

※ア 第 1 次緊急輸送道路

(ア) 広域的な輸送に必要な主要幹線道路

(イ) 県庁所在地、地方中心都市、重要港湾および空港などを連絡する道路

イ 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場などの主要な防災拠点（公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点など）を連絡する道路

ウ 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次、第 2 次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路

(2) 緊急輸送道路 起・終点表（市）

下表のとおり、新発田市緊急輸送道路を指定する。但し、(1)の県指定道路と交差する箇所については、市指定から除く。

路線名	区 間	距離 (km)
主要地方道新発田停車場線	佐々木交差点～石川小路交差点	5.2
主要地方道新発田停車場線	本町交差点～新発田駅	0.4
主要地方道新発田津川線	七軒町交差点～市水道局前交差点	1.5
県道次第浜新発田線	真野原外交差点～小舟町交差点	5.0
県道米倉板山新発田線	石喜交差点～新発田駅	5.6
県道鳥穴日渡線	鳥穴交差点～日渡交差点	5.0
県道豊栄天王線	鳥穴交差点～天王交差点	3.1
県道月岡停車場月岡線	上中山交差点～中之通交差点	4.8

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：地域安全課）

2-19 緊急時輸送施設及び輸送拠点

物資の集積・配送等輸送拠点施設（市指定施設及び民間施設）

施設の名称	所在地	ヘリ発着
サン・ビレッジしばた	新発田市五十公野 6080	中
維持管理事務所	新発田市荒町 1483	×
月岡カリオンパーク	新発田市月岡温泉 827	中
イオン新発田店（駐車場）	新発田市住吉町 5-11-5	×
パワーコメリ新発田店（駐車場）	新発田市舟入 971	中

※その他、必要に応じた市有施設等

2-20 応援部隊活動拠点候補地

災害時に、自衛隊や消防機関など全国から派遣される応援部隊が進出し、活動や宿営等を行う拠点の候補となる施設（ベースキャンプ・指揮所・活動隊員の自炊・被災者への炊き出し等の活動用地、車両の駐車場、臨時ヘリポート等が確保でき、大型車両等がアクセスできる施設）。

No.	施設名	所在地
1	五十公野公園	新発田市五十公野
2	紫雲寺記念公園	新発田市藤塚浜
3	アイネスしばた	新発田市大手町

（資料：県地域防災計画資料編 令和7年度修正）

2-21 危険物貯蔵所・取扱所

(1) 危険物施設の現況

調査対象は危険物施設として設置を許可した施設のうち、完成検査済証を交付した施設

製造所	貯蔵所							計
	屋内貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	
2	28	16	4	47	3	121	6	225
取扱所						危険物施設 合計		
給油 取扱所	第一種 販売取扱所	第二種 販売取扱所	移送 販売取扱所	一般 取扱所	計			
62				51	113			
						340		

令和 7 年 3 月 31 日現在(資料：消防年報(消防本部発行))

(2) 高压ガス保安法関係施設

一種製造所					
コンビナート	一般ガス	LP ガス	一般 LP	冷凍	計
0	4	5	0	0	9
二種製造所	販売業所				
	一般ガス	LP ガス	一般 LP	冷凍	計
55	43	18	1	0	62
高压ガス貯蔵所	特定高压ガス消費所	容器検査所	高压ガス保安法関係施設合計		
12	4	1	143		

令和 2 年 3 月 31 日現在 (資料：県地域防災計画資料編)

(3) 液化石油ガス法関係

販売所	保安機関事業所	充填設備	特定協定設備
21	21	5	0

令和 2 年 3 月 31 日現在 (資料：県地域防災計画資料編)

(4) 火薬類取扱施設の現況

火薬類取扱施設							
煙火製造所	貯蔵所						合計
	1 級火薬庫	2 級火薬庫	3 級火薬庫	実包火薬庫	煙火火薬庫	庫外貯蔵所	
0	0	0	0	0	0	1	1

令和 2 年 3 月 31 日現在 (資料：県地域防災計画資料編)

(5) 放射線使用事業所の現況

総数			医療機関			研究機関			教育機関			民間企業			その他機関		
総数	許可	届出	総数	許可	届出	総数	許可	届出	総数	許可	届出	総数	許可	届出	総数	許可	届出
4	1	3	1	1								1		1	2		2

(資料：県地域防災計画資料編 平成 31 年 3 月 31 日現在【出典：原子力規制委員会 HP】)

(注) ア 取扱の「許可」が必要な使用者

- ・ 密封されていない放射性同位元素の使用者で事業所全体の RI の数量が法令で定められる数量を超える場合
- ・ 密封線源 1 個あたりの R I (放射性同位元素) の数量 (放射能：B q) が、法令で定められる核種ごとの数量 (下限数量) の 1,000 倍を超え、かつ密封線源 1 個あたりの R I の濃度 (B q / g) が、法令で定められる核種ごとの濃度を超える場合

イ 取扱の「届出」で良い使用者

密封線源 1 個あたりの R I の数量が、核種ごとに定められた数量 (下限数量) の 1 倍を超え、1,000 倍以下で、かつ 1 個あたりの R I の濃度が核種ごとに定められた濃度を超える場合

ウ 上記の他、放射性同位元素等の販売業者及び廃棄業者はどんな場合でも取扱の「許可」が必要。

3 緊急給水等に関する資料

3－1	緊急給水機材等.....	93
3－2	水道給水人口.....	93
3－3	上水道施設.....	93
3－4	水道用復旧資機材調達先.....	93
3－5	市指定給水装置工事事業者.....	94

3-1 緊急給水機材等

給水車		給水タンク		携帯容器	
容量(t)	台数(台)	容量(t)	数量(基)	容量(ℓ)	数量(個)
2	1	1	2	20	6
				10	334

令和7年11月1日現在（資料：水道局）

3-2 水道給水人口

上水道	
箇所数	給水人口
1	86,238

令和7年11月1日現在（資料：水道局）

3-3 上水道施設

給水人口	戸数	施設能力 (m ³ /日)
86,238	35,174	61,730

令和7年11月1日現在（資料：水道局）

3-4 水道用復旧資機材調達先

業者名	住所	電話番号	備考
昭和企業(株)	新発田市富塚町 2-1-3	23-8171	パイプ 工具類
渡辺パイプ(株)新発田サービスセンター	新発田市大栄町 5-1-3	26-3651	
(株)畑山商店	新発田市御幸町 1-7-15	23-3115	
新潟企業(株)	新潟市中央区万代 4-4-8 COZMIX II	025-247-0123 (総務部) 025-244-3939 (管工機械部)	
新潟燃商(株)	新潟市中央区竜ヶ島 1-4-10	025-247-7306	
敦井産業(株)	新潟市中央区下大川前通四ノ町 2230-12	025-229-8050	
和光建材(株)	新潟市秋葉区川口 580-22	0250-23-3711	
(株)丸北	新潟市中央区南笹口 2-7-32	025-246-1151	建設機械 工具
(株)大谷商会	新潟市東区逢谷内 463	025-274-7111	
水ingエンジニアリング(株) 北関東支店新潟営業所	新潟市中央区新光町 16-4 荏原新潟ビル 4F	025-281-4132	ポンプ類
和興機電(株)	東京都台東区根岸 1-5-12	03-3875-1276	
(株)大岩マシナリー新潟支店新潟営業所	新潟市中央区米山 4-20-13 ヨコキビル II 2 階	025-240-0747	

令和7年11月1日現在（資料：水道局）

3-5 市指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	所在地	電話番号
1	(株)関川水道	新発田市日渡 1 1 2 番地	0254-27-3221
2	新発田水道工事(株)	新発田市西園町 1 丁目 7 番 5 号	0254-22-3550
4	大進電業(株)	新発田市佐々木 1 8 9 5 番地 9	0254-21-5000
5	新菖工業(株)	新発田市富塚町 1 丁目 1 番 3 3 号	0254-22-5523
7	(株)中山商会	新発田市住吉町 5 丁目 2 番 1 7 号	0254-24-1414
9	(株)増子工業所	新発田市富塚町 1 丁目 2 番 4 号	0254-24-4553
10	(株)下越住設センター	新発田市富塚町 2 丁目 1 番 3 号	0254-24-9728
12	菖栄ライフ(株)	新発田市富塚町 3 丁目 2 番 1 2 号	0254-24-9373
13	(株)大堀商会	新発田市五十公野 3 4 3 9 番地	0254-24-4133
14	白新工業(株)	新潟市北区白新町 1 丁目 8 番 1 号	025-386-1010
16	(株)ナカムラ	新潟市中央区米山 4 丁目 6 番 1 2 号	025-241-7121
18	(株)トヤマ	新発田市新栄町 2 丁目 7 番 2 5 号	0254-21-2111
20	(有)島津管工	新発田市下小中山 2 5 7 番地 1	0254-33-2655
21	(株)H & T	新潟市北区葛塚 4 8 3 7 番地	025-384-8810
23	(株)松田設備工業	阿賀野市岡山町 3 番 1 4 号	0250-62-2632
25	(株)千代田設備	新潟市中央区下所島 2 丁目 1 7 番 3 号	025-284-1141
28	(株)北聖	聖籠町大字山倉 2 9 5 番地の 2	0254-27-3357
29	(株)テクノナガイ	新潟市北区白新町 2 丁目 2 番 1 5 号	025-387-3117
31	(株)大二工業	新潟市中央区鏡 3 丁目 2 番 6 号	025-241-1357
32	(株) 暁工業	新潟市北区太田字法花鳥屋 4704 番地 1	025-386-8824
35	(有)幸栄設備	新潟市北区嘉山 2 4 3 番地 1	025-386-4456
37	(株)ハセガワ	新発田市小舟町 3 丁目 7 3 0 番地	0254-23-0800
38	旭電工(株)	村上市塩町 1 2 番 1 4 号	0254-53-4261
42	(株)宮島工業所	胎内市東本町 4 番 1 2 号	0254-43-3114
47	(株)ミツマ	阿賀野市沖 1 2 8 番地	0250-62-4150
50	(株) 馬場工務店	新発田市浦 9 0 1 番地	0254-24-7612
52	(株)新潟パイプ工業	新潟市中央区下所島 2 丁目 1 7 番 1 号	025-284-1708
53	新潟興業(株)	新潟市江南区山ニツ 6 0 7 番 1	025-286-7338
54	(有) 一不二配管工業	新潟市東区江南 4 丁目 1 番地 1 5	025-287-2200
56	(有)新潟設備工業	新潟市秋葉区下興野町 1 4 9 番地 1	0250-23-3221
58	(有)コトブキ住設	新潟市東区東中島 2 丁目 9 番 2 6 号	025-277-3336
62	(株)宏栄工業	新潟市江南区亀田緑町 4 丁目 2 番 5 号	025-381-5184
67	(株)平山電気商会	村上市上片町 2 番 1 9 号	0254-52-5215
68	(有)遠藤設備工業	阿賀野市笹岡 1 2 9 4 番地	0250-62-4308
69	(株)浄化槽技術センター	新潟市秋葉区小口 8 7 8 番地 2	0250-22-2530
71	(株)宮 作	村上市片町 4 番 1 2 号	0254-53-4650
72	(有)板垣設備	村上市天神岡 3 8 4 番地 1	0254-53-1956
74	(株)寺尾設備工業	新潟市西区寺尾 2 番 4 1 号	025-268-3612
78	(株)第一管工	胎内市東本町 2 5 番 6 3 号	0254-43-4674
80	(株)カトウ工業	聖籠町大字蓮野 1 1 8 1 - 1	0254-27-8512
83	(株)ミツル電工	新発田市城北町 2 丁目 1 2 番 2 3 号	0254-26-1100
84	(株)聖籠第一設備	聖籠町大字網代浜 9 1 9 - 3	0254-27-3855
85	(株)金井電設新潟支社	新潟市北区下大谷内 3 7 8 - 3 7	025-259-8585
86	渡辺勤栄商会	新発田市押廻 5 8 番地	0254-22-4215
88	クラシマ設備	新発田市大友 8 4 8 番地	0254-25-3581
90	(有)みなと設備	新潟市北区松浜 1 丁目 1 番地 2 7	025-259-7509
91	(株)オオハシ	新発田市真野原外 3 4 0 0 番地	0254-41-2590
92	(株)司管工	新潟市北区川西 4 丁目 3 5 番地	025-386-7579
94	(有)アクアリフォーム	村上市北新保 6 3 6 番地 1 4	0254-66-7867
95	カタノ設備	胎内市塩沢 3 8 2 番地	0254-47-2194
96	(株)加藤工業所	阿賀野市小島 3 4 5 番地	0250-67-2615
98	藤拓工業	胎内市坂井 4 1 番地 丑	0254-48-3823 090-2669-8212

指定 番号	事業者名	所在地	電話番号
99	(有)ムラヤマ住宅設備	新潟市秋葉区福島 1 0 7 番地 6	0250-25-1455
100	タカハシ設備	新発田市菅谷 9 4 9 番地	0254-29-2777
101	(有)丸富工業	新潟市北区川西 2 丁目 9 番 2 号	025-386-7776
103	(株)ホーイーテック	新潟市東区卸新町 2 丁目 2 0 6 6 番 8	025-384-8712
105	(株)帆苺組	阿賀野市保田 1 1 1 1 番地	0250-68-1166
109	鈴木設備	新潟市西区五十嵐二の町 8636-13	025-378-4438
110	N.K 設備	関川村中束 6 5 6 - 6	0254-64-0695
111	(株)エステー工事	新潟市中央区二葉町 2 丁目 5166 番地 76	025-385-6922
113	(有)熊谷工業所	新潟市西区五十嵐中島 3 丁目 1 番 1 6 号	025-262-4410
117	興洋管建(株)	新潟市中央区白山浦 1 丁目 6 1 4 番地 5 9	025-267-1177
118	(有)荒川住宅設備	村上市藤沢 1 8 8 番地 1	0254-62-4653
120	(有)新潟システムサービ ス	新潟市東区逢谷内 6 丁目 8 番 1 号	025-273-7851
125	(株)加藤組	新発田市富島 4 8 4 番地 3	0254-41-2456
128	(株)協和管工	村上市仲間町字坂下 5 2 2 番地 3	0254-53-1883
130	(株)桃崎設備	胎内市桃崎浜 2 8 8 番地 1	0254-46-2387
132	(株)佐藤さく井設備	胎内市高畑字新割 2 7 1 番地の 2	0254-45-2740
133	遠藤工業(有)	新潟市東区空港西 2 丁目 1 番 1 8 号	025-272-2558
135	小木工業(株)	新潟市中央区山ニツ 7 1 5 番地 3	025-287-1016
137	(有)ナカムラ	新潟市秋葉区荻島 1 丁目 5 番 5 号	本社 0250-22-1945 営業所 0250-21-0808
139	(株)ウォーターライフ	新潟市西区亀貝 3371 KAMEGAI BASE 2 階	025-374-7503
141	スカイ・エンジニアリ ング(株)	胎内市水沢町 1 番 1 号	0254-43-6403
144	八洲設備工業(株)	新潟市東区江南 6 丁目 2 番地 1 7	025-286-1341
145	(株) 石垣設備	新潟市北区島見町上往来 1 5 9 0 番地	025-259-4011
146	(株) 上松設備	阿賀野市千原 2 2 8 番地 1	0250-62-6287
147	(有) サトウ設備	新潟市北区葛塚 4 5 3 4 番地 1	025-386-7403
148	宮下設備	新発田市下寺内 6 0 2 番地	0254-29-3036 090-4841-7492
151	(有)ヒダカ	新潟市北区下土地亀 2 4 9 番地	025-278-3855
153	(株)大隆工業	五泉市山崎甲 1 1 4 番地 1	0250-41-0710
154	新発田管工事業協同組 合	新発田市新富町 2 丁目 6 番 2 3 号	0254-26-1507
155	(株)富樫設備	村上市北中 8 3 5 番地 2	0254-75-2765
157	(株)カエツ工業	胎内市東牧 7 2 6 番地 2 8	0254-47-2311
160	(有)アイメック	村上市松沢 4 0 番地 1 8	0254-60-1100
161	安田設備工業(株)	阿賀野市保田 7 5 0 番地 1	0250-68-3381
162	東亜住設(株)	胎内市北本町 7 番 9 号	0254-43-2328
163	栗山設備	新発田市住吉町 3 丁目 5 番 1 0 号	0254-26-6097
164	(有)片桐配管工業	阿賀野市上高田 6 5 9 番地 1	0250-62-1130
167	(有)阿部井戸屋設備	阿賀野市下条町 1 2 番 7 3 号	0250-62-2448
169	小林住設	新発田市富塚町 1 丁目 1 番 1 号	0254-22-7975
172	(株)金田建設	新発田市小坂 1 0 2 番地	0254-22-0020
175	(有) 鶴巻設備	五泉市村松甲 4 6 7 3 番地 1	090-7190-4487
176	(株)ミスターパイプレン チ	新潟市中央区下所島 2 丁目 1 7 番 3 号	025-284-8070
177	(株)胎内設備	胎内市飯角 1 6 番地 1	0254-43-2626
178	(株)ケンオウ	三条市石上 3 丁目 1 0 番 1 3 号	0256-35-5161
180	福西電気商会	阿賀野市安野町 7 番 2 1 号	0250-62-2753
181	(有)わかば第一水道	徳島市新浜本町 1 丁目 8 番 7 1 号	088-663-1797
182	(有)須貝電器	岩船郡関川村大字土沢 9 1 5 - 1	0254-64-1088

指定 番号	事業者名	所在地	電話番号
184	(株)K I B U設備	新潟市東区岡山1522-10	025-278-8938
185	(株)佐久間組	新潟市北区木崎2183番地	025-387-3752
186	(株)クレド	新発田市五十公野5160番地14	0254-26-3387
187	樺沢設備	新発田市大手町3丁目4番6号	0254-24-7525 090-1847-0745
190	(株)サクマ	村上市岩船三日市2番50号	0254-56-7634
191	飯豊電設工業(株)	新発田市豊町2丁目18番5号	0254-24-2134
196	代南設備	新潟市北区太郎代15-3	025-290-7582
197	(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
199	(有)エスエス工業	新潟市江南区横越上町2丁目12番16号	025-385-4425
201	(株)コスモデンキ	新潟市西区横尾434番地1	0254-23-1145
202	(株)横山電機商会	村上市下助渕1342番地	0254-66-6108
204	(有)キューブ	新潟市東区紫竹7丁目32番20号	025-273-7757 (本社) 025-282-7593 (下場事務所)
205	みずや	新発田市月岡温泉601番地	090-5213-4855
207	(株)都市環境	新発田市富塚町2丁目1002番地	0254-22-6337
210	(株)豊和工業	加茂市千刈3丁目14番28号	0256-53-0066
211	(株)協立工業	新潟市西区の場流通2丁目3番地18	025-269-0555
214	(株)遠山組	村上市金屋1898番地1	0254-62-2275
215	(株)ユウダイ設備工業	新潟市西区大野町3703番地1	025-374-6550
216	(株)山下技建	新潟市北区浦木2519番地	025-388-2568
217	(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1ウエノビル6F	082-502-6644
219	(有)福永管工業	新潟市中央区関屋大川前2丁目13番8号	025-231-2942
220	(株)アイユーテック	新潟市中央区女池南2丁目11番1-206号	025-281-6067
222	鈴木商会	胎内市平木田1527番地13	0254-20-7265
224	グローバルライフ(株)	新発田市下内竹476番地1	0254-20-1900
225	熊倉設備工業(株)	新潟市南区上浦513番地6	025-211-2375
226	栄進工業	新潟市西蒲区巻甲4081	0256-72-7997
229	(有)イマイ工業	新発田市岡田472番地12	0254-24-8878
230	タカハシ設備工業	新潟市中央区白山浦2丁目56-2	025-265-7639
231	(株)大田電気	村上市黒田396番地	0254-72-1053
232	(株)清水	新潟市北区美里1丁目6番11号	025-288-6557
233	(株)タカギ	福岡県北九州市小倉南区堀越413	0120-328-413
234	(株)松澤設備	五泉市千原523-4	0250-58-6372
235	あまい住設(株)	村上市久保多町12番10号	0254-53-6605
236	大竹設備	新発田市五十公野4700	090-7804-2629
237	(株)シンエイ	大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	06-6944-7797
238	ケイアール設備	阿賀野市北本町17番17号	090-2259-6798
239	(株)村上エレテック	村上市下助渕1483番地5	0254-60-1010
240	(株)新越工業	五泉市町屋甲921番地1	0250-43-6526
241	(有)ベター住器サービス	新潟市西区寺尾台3丁目6番7号	025-269-3926
242	(株)綿半工務	新発田市新栄町3丁目4番11号	0254-21-5656 0254-27-8500 (下越店)
243	(株)ミナミ住設	東京都世田谷区尾山台1丁目2番17号(本社) 新潟市中央区山二ツ4丁目10番8号(新潟営業所)	03-3704-5611 (本社) 025-257-0010 (新潟営業所)
244	いとう設備	北蒲原郡聖籠町大字藤寄799-5	090-8683-9897
245	さくら水道(株)	阿賀野市蒔田655番地	0250-62-4649
246	(株)ダイテツ	胎内市下高田803番地1	0254-28-7822
247	(株)ゼウス	村上市山居町1丁目15番14号	0254-53-8181
248	(株)イースマイル Biz	大阪府大阪市中央区瓦屋町3丁目7番3号	06-6648-9898

指定 番号	事業者名	所在地	電話番号
249	(株)サクマ管工	新潟市秋葉区大鹿 6 1 0 番地 7	0250-23-3100
250	大洋工業(株)	新潟市中央区上沼 7 0 7 番地 3	025-281-9001
252	ぞーさん水道	村上市飯野 2 丁目 8 番 8 号	080-2022-7084
253	(株)ケンメンテ	新潟市江南区横越上町 1 丁目 4 - 2 0	025-385-4196
254	(株)西奈美組	胎内市西条 1 9 6 番地	0254-43-2349
255	アップリンク	北蒲原郡聖籠町大字二本松 1454-3	090-5425-1849
256	合同会社ムツキ	新潟市秋葉区山谷町 1 丁目 13 番 37 号 3	025-364-0790
257	(株)エネサンス新潟	新潟市江南区曙町 2 丁目 8 番 1 号(本社) 五泉市本田屋 7 6 5 番地(五泉事業所)	0250-58-2105 (五 泉事業所)
258	(株)ゆい工房	新潟市北区白新町 2 丁目 2 番 1 5 号	025-387-3185

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：水道局）

4 医療・防疫等に関する資料

4－1	災害拠点病院等.....	98
4－2	医薬品等調達先.....	103
4－3	小動物・家畜診療機関.....	104
4－4	震災時の防疫対策指針.....	105
4－5	感染症指定医療機関.....	106
4－6	し尿及びごみ処理施設.....	107

4-1 災害拠点病院等

- (1) 災害拠点病院（指定年月日：新潟大学医歯学総合病院・魚沼基幹病院以外…平成 8 年 11 月 30 日、新潟大学医歯学総合病院…平成 20 年 4 月 1 日、魚沼基幹病院…平成 27 年 6 月 1 日）

※基幹災害拠点病院は地域災害拠点病院を兼ねる。

区分	病院名	電話番号 FAX 番号	住所
基幹災害拠点病院	長岡赤十字病院	0258-28-3600 0258-28-9000	長岡市千秋 2 丁目 297-1
	新潟大学医歯学総合病院	025-223-6161 025-227-0719	新潟市中央区旭町通 1-754
地域災害拠点病院 (下越)	(厚)村上総合病院	0254-53-2141 0254-52-4362	村上市田端町 2-17
	(県)新発田病院	22-3121 26-3874	新発田市本町 1-2-8
	下越病院	0250-22-4711 0250-24-4740	新潟市秋葉区東金沢 1459-1
	新潟市民病院	025-281-5151 025-281-5187	新潟市中央区鐘木 463-7
	(済)新潟病院	025-233-6161 025-233-8880	新潟市西区寺地 280-7

令和 7 年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

- (2) 新発田保健所管内病院

病院名	所在地・連絡先	経営主体 開設年月日	使用許可病床数		診療科目	備考
新潟県立新発田病院	新発田市 本町 1-2-8 TEL:22-3121 FAX:26-3874	県 H18.11.1	一 般	429	内・循内・脳 内・外・呼外・ 心外・消外・乳 外・整・形・脳 外・精・小・皮・ 泌・産婦・眼・ 耳・リハ・放・ 病診・救急・ 麻・歯外	地域 H20.5.14 救 H30.11.1
			療 養			
			精 神	45		
			結 核			
			感染症	4		
			計	478		
新潟県立リウマチ センター	新発田市 本町 1-2-8 TEL:22-7751 FAX:23-7762	県 H18.11.1	一 般	100	リウ・リハ	
			療 養			
			精 神			
			結 核			
			感染症			
			計	100		
あがの市民病院	阿賀野市 岡山町 13-23 TEL:0250-62-2780 FAX:0250-62-1598	阿賀野市 H16.4.1	一 般	196	内・神内・外・ 心外・整・脳 外・小皮・泌・ 産婦・眼・耳・ リハ・放・麻・ 歯外	
			療 養			
			精 神			
			結 核			
			感染症			
			計	196		
有田病院	新発田市 金屋 197 TEL:22-4009 FAX:22-4003	医療法人 有心会 S55.4.1	一 般		内・精・神・心 内	
			療 養			
			精 神	220		
			結 核			
			感染症			
			計	220		
脳神経センター 阿賀野病院	阿賀野市 保田 6317-15	医療法人 潤生会 S53.1.1	一 般	44	内・神内・リハ	
			療 養	93		
			精 神			

病院名	所在地・連絡先	経営主体 開設年月日	使用許可病床数		診療科目	備考
	TEL:0250-68-3500 FAX:0250-68-3690		結核			
			感染症			
			計	137		
黒川病院	胎内市 下館字大開 1522 TEL:47-2422 FAX:47-3181	医療法人 白日会 H4.12.1	一般		内・外・精・神・ 歯	特例：100
			療養			
			精神	269		
			結核			
			感染症			
			計	269		
北越病院	新発田市 緑町 2-20-19 TEL:26-1010 FAX:26-5231	医療法人 M&B コラボレ ーション H8.1.1	一般	55	呼内・循内・消 内・整・脳外・ リハ	
			療養			
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	55		
竹内病院	新発田市 中央町 4-6-6 TEL:22-2612 FAX:22-2638	医療法人 竹内会 H2.2.1	一般	30	内・神内・心 内・小・リハ・ 放	
			療養			
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	30		
豊浦病院	新発田市 荒町甲 1611-8 TEL:21-0066 FAX:21-0062	医療法人 愛広会 H17.3.1	一般		内・漢方内・リ ハ	
			療養	180		
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	180		
中条中央病院	胎内市 西本町 12-1 TEL:44-8800 FAX:44-8696	医療法人 共生会 H9.2.1	一般	90	内・外・整・小・ 皮・眼・歯外	救 H30.3.7
			療養			
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	90		
新潟手の外科 研究所病院	北蒲原郡聖籠町 諏訪山 997 TEL:27-0003 FAX:27-0012	一般財団法人 新潟手の外 科研究所 H24.7.12	一般	50	整	救 H30.10.2
			療養			
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	50		
新潟聖籠病院	北蒲原郡聖籠町 大字蓮野 5968-2	医療法人社 団 葵会 H28.8.17	一般	60	内・外・整・リ ハ・眼・脳外	
			療養	180		
			精神			
			結核			
			感染症			
			計	240		

病院数 12	一般	1,054	救急病院 3
	療養	453	
	精神	534	
	結核	0	
	感染症	4	
	計	2,045	

令和 7 年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

診療科目名の略語

内	内科	心内	心療内科
精	精神科	神内	神経内科
児精	児童精神科	神	神経科
老精	老年精神科	神小	神経小児科
消	消化器科	透内	人工透析内科
消内	消化器内科	消内(内視鏡)	消化器内科(内視鏡)
消外	消化器外科	循内	循環器内科
呼	呼吸器科	循	循環器科
腎内	腎臓内科	腎リウ	腎臓リウマチ科
ア	アレルギー科	リウ	リウマチ科
胃	胃腸科	外	外科
小	小児科	形	形成外科
整	整形外科	形美外	形成・美容外科
心外	心臓血管外科	胸外	胸部外科
呼内	呼吸器内科	胸血外	胸部血管外科
呼外	呼吸器外科	乳外	乳腺外科
小外	小児外科	泌	泌尿器科
小整	小児整形外科	肛	肛門科
皮	皮膚科	肛外	肛門外科
性	性病科	産	産科
産婦	産婦人科	眼	眼科
婦	婦人科	放	放射線科
耳	耳鼻いんこう科	放診	放射線診断科
糖内	糖尿病内科	放治	放射線治療科
リハ	リハビリテーション科	麻	麻酔科
脳内	脳神経内科	頭外	頭頸部外科
脳外	脳神経外科	大腸肛外	大腸・肛門科
血内	血液内科	内分内	内分泌内科
内代謝内	内分泌・代謝内科	糖内分内	糖尿病・内分泌内科
乳内分外	乳腺・内分泌外科	べ外	べインクリニック外科
べ整外	べインクリニック形成外科	内視鏡	内視鏡内科
病診	病理診断科	臨検	臨床検査科
救急	救急科	新内	新生児内科
感内	感染症内科	呼感内	呼吸器・感染症内科
肝胆膵内	肝臓・胆のう・膵臓内科	腫内	腫瘍内科
耳頭外	耳鼻いんこう・頭頸部外科	緩ケア内	緩和ケア内科
歯	歯科	矯歯	矯正歯科
小歯	小児歯科	歯外	歯科口腔外科

用語の説明等

特例：医療法施行規則第30条の32該当の病床

補正：医療法施行規則第30条の33該当の病床

救：救急病院認定開始年月日

特機：特定機能病院

地域：地域医療支援病院

(資料：県地域防災計画資料編 令和7年度修正版抜粋)

(3) 市内一般診療所

医療機関名	診療項目	所在地	電話番号
東谷医院	内・消	中央町 4-11-22	24-5555
阿部医院	内・神内	五十公野 6804-1	21-2251
安斎クリニック	内・外・消・整・肛・リハ	東新町 1-4-5	21-3141
いけだ耳鼻科 駅前医院	耳・ア	諏訪町 1-3-5	23-2123
いしい眼科	眼	諏訪町 1-9-28	24-5265
今井眼科医院	眼	本町 3-2-1	23-8887
信田眼科医院	眼	舟入町 1-2-36	20-5588
大杉脳外科医院	内・脳外・リハ	新栄町 1-2-21	23-8211
片桐記念クリニック	内・腎内	住吉町 4-3-9	24-5515
木島整形外科	整・リハ・リウ	豊町 4-1-4	26-7271
けんちゃんクリニック	内・循・呼・外	新富町 2-6-18	24-8111
小島医院	内・小・消・胃	本田 3470-5	32-2558
斎藤医院	内・内分内	豊町 2-2-23	24-1336
笹川医院	内・循・小	下小中山 392	33-2427
佐々木医院	内・消・放	中央町 5-3-18	22-4555
新発田ひらた内科クリニック	内・呼内・ア	富塚町 2-1-28	22-1159
しばた心と体クリニック	精・心内・内	住吉町 4-8-26	28-3200
新発田皮フ科	皮・ア	新栄町 2-11-56	22-1112
小児科桑島医院	小	大手町 3-5-19	22-3075
城北クリニック	内・消	中曽根町 1-3-25	21-1171
須貝医院	内	藤塚浜 1884	41-2048
すずき医院	精・心内	御幸町 2-12-1	20-5055
すどう小児クリニック	ア・小	豊町 2-9-1	26-8881
関耳鼻科クリニック	ア・気・耳	住吉町 4-20-2	20-5225
関塚医院	産・婦	中田町 2-17-15	26-1405
せき内科・消化器科医院	内・消	本町 3-5-15	26-1231
高橋クリニック	泌	新富町 1-1-27	20-3210
たかはし脳外科皮フ科医院	内・皮・ア・脳外・リハ	住吉町 2-3-17	20-5577
田中医院	内・神内・小・放	諏訪町 3-4-6	22-3917
富樫医院	皮・整	中央町 3-2-11	22-3901
富田産科婦人科クリニック	小・産・婦	諏訪町 1-2-15	22-1155
富田耳鼻科クリニック	ア・耳	舟入町 3-11-18-7	20-1133
中川内科医院	内・循	大手町 2-1-8	22-4658
なかだい整形外科医院	整・リハ	新栄町 2-11-61	21-2255
二王子温泉クリニック	内・整・眼	虎丸向野 452	25-3535
西新発田クリニック	内・消・外	佐々木 175	27-3717
西新発田整形外科クリニック	整・リハ・リウ	住吉町 4-16-16	26-7070
花野内科医院	内・消	稲荷岡 2252	41-2138
馬場医院	内・小・放	中央町 3-12-12	22-2964
原消化器内科医院	内・消	豊町 4-5-1	26-8123
皮ふと子どもツインスマイルクリニック	皮・ア・小	諏訪町 1-2-11 ツネしばた MINTO 館 2 階	28-8777
平塚ファミリークリニック	内・外	真野原 1719-4	41-0011
松沢医院	ア・気・耳	本町 2-8-13	22-2880
三浦内科医院	内	新栄町 1-6-17	23-7111
三日市内科クリニック	内・消	三日市 605-1	23-7788
緑町内科・消化器科やまだクリニック	内・消・胃	緑町 2-16-9	26-7177
みゆき町内科クリニック	内	御幸町 4-6-2	28-7901
山崎皮膚科医院	皮・ア	大手町 1-13-8	26-3533
若桑クリニック	内・皮・外・肛・麻・胃	富塚町 1-15-9	22-5700
渡部整形外科	整・リハ・リウ	緑町 3-3-2	28-6363

(資料：健康推進課：新発田北蒲原医師会 HP より医療機関一覧 令和 7 年 11 月 1 日現在)

(4) 一般歯科診療所

医療機関名	所在地	電話番号	備考
赤松歯科医院	月岡温泉 590	32-3166	
阿部矯正歯科医院	緑町 2-16-23	24-0508	
有田歯科医院	大栄町 3-3-18	23-5411	
飯島歯科医院	下羽津 2112-1	25-3391	
いいじま歯科クリニック	新栄町 2-2-3	23-0648	
石井歯科クリニック	豊町 4-5-3	26-6298	
石橋歯科医院	三日市 473-3	21-1484	
稲富歯科医院	城北町 3-8-2	26-8008	
うがむら歯科医院	緑町 1-13-21-3	22-2232	
遠藤歯科クリニック	荒町甲 1456-3	24-0100	
大平歯科医院	御幸町 2-4-6	23-2117	
おぐま歯科医院	本町 2-8-17	28-8834	
片桐歯科医院	中曽根町 3-13-4	20-0648	
片山歯科医院	豊町 2-1-20	22-1188	
河内歯科医院	稻荷岡 2068	41-2016	
北村歯科医院	下飯塚 82	23-5055	
木戸歯科医院	舟入町 2-5-4	23-8020	
キフネ歯科医院	住吉町 3-3-30	23-5588	
貴船歯科クリニック	大手町 5-2-12	26-5366	
くまくら歯科医院	大栄町 2-2-20	26-8148	
小宮歯科医院	住吉町 4-2-20	24-5959	
齋藤デンタルクリニック	東新町 4-8-18-7	21-0031	
佐藤歯科医院	大手町 2-5-2	22-2134	
佐藤歯科医院	下小中山 1024	33-2903	
歯科小林クリニック	小舟町 2-1-21	24-0808	
白勢歯科医院	諏訪町 1-4-9	23-2130	
スズキ歯科医院	緑町 2-4-12	26-5506	
鈴木歯科医院	中央町 4-11-15	22-5505	
田上歯科医院	五十公野 5083-3	22-8148	
田崎歯科医院	上館甲 701	24-6880	
豊島歯科医院	中央町 1-1-2	22-2169	
長島歯科医院	中央町 1-3-6	22-2282	
西方歯科医院	大手町 2-9-10	22-2755	
西方歯科診療所	大栄町 3-1-16	23-6480	
布村歯科医院	大栄町 6-6-21	26-1579	
野田歯科医院	佐々木 164	27-8301	
ハート歯科クリニック	中曽根町 1-3-10	21-7667	
HARADA DENTAL CLINIC	豊町 2-6-27	23-2333	
星野歯科医院	住吉町 4-19-2	21-0960	
まるやま歯科医院	富塚町 1-24-15	28-9242	
村山歯科医院	大栄町 7-1-8	23-1019	
メディケア歯科クリニック	住吉町 5-11-5 イオンモール新発田 1 階	28-7838	※
柳川歯科医院	新富町 1-5-10	22-6655	
山崎歯科医院	大手町 2-2-2	24-2171	
山城歯科医院	西園町 3-1-33	23-6222	
山田歯科医院	中央町 1-6-19	24-8318	

※歯科医師会員外

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：健康推進課 令和 7 年 4 月 1 日現在新潟県歯科診療所名簿、新発田市歯科医師会会員歯科診療所一覧）

4-2 医薬品等調達先

会社名	所在地	電話番号
アイリスオーヤマ(株)	宮城県仙台市青葉区五橋 2-12-1	022-221-3400
(株)五十嵐薬品	新潟県新発田市本町 1-2-3	0254-26-1581
ヴィレックス合同会社	大阪府松原市田井城 1-6-22,5F-A	072-294-6450
エア・ウォーター東日本(株)甲信越支社中越営業所	新潟県見附市新幸町 9-14	0258-86-6821
(株)カタギリ	新潟県新潟市中央区女池神明 1-1601-3	025-284-3091
(有)加藤商店	新潟県新発田市豊町 4-8-24	0254-22-4363
クロスウィルメディカル(株)	新潟県新潟市東区紫竹卸新町 1808-22	025-272-3311
(株)謙信堂武道具	新潟県新潟市中央区東出来島 11-18 新潟サンリ ンビル 1F	025-256-8991
(株)光栄産業	新潟県新潟市北区木崎 1811-6	025-386-9332
こどもの安全サポーター	新潟県柏崎市長浜町 6-17	0257-47-7982
三恵(株)	新潟県三条市元町 15-16	0256-33-1281
(株)三和商会	新潟県新発田市豊町 2-6-23	0254-22-3079
(株)スズケン新潟支店	新潟県新潟市西区流通センター2-2-5	025-260-4147
セコム上信越(株)	新潟県新潟市中央区新光町 1-10	025-281-5000
(株)大昭商事	新潟県上越市大字石沢 1416-20	025-524-2234
(有)田上屋商店	新潟県新発田市大栄町 1-2-1	0254-22-2763
(株)東京法規出版	東京都文京区本駒込 2-29-22	03-5977-0300
東邦薬品(株)新発田営業所	新潟県新発田市富塚町 3-1-14	0254-23-6881
(株)新潟県厚生事業協同公社	新潟県長岡市北陽 3-1-1	0258-24-9311
(株)新潟第一興商	新潟県新潟市中央区株川岸通 1-2300	025-224-4075
(株)新潟富士薬品	新潟県新潟市中央区東堀前通 3 番町 375	025-229-1256
日精サービス(株)	新潟県長岡市十二潟町 188-2	0258-24-6344
日本光電工業(株)北関東支店	埼玉県さいたま市中央区上落合 6-10-8	050-3822-4644
(株)はあとふるあたご福祉用具新発田	新潟県新発田市新富町 1-4-10	0254-23-1173
(株)バイタルネット新発田支店	新潟県新発田市新富町 2-760-1	0254-24-2139
福味商事(株)	福島県本宮市本宮字館町 161-2	0243-34-2328
富士フィルムメディカル(株)北関東支社	埼玉県さいたま市大宮区浅間町 2-240	048-645-6006
(株)保健福祉ネットワーク	東京都台東区北上野 2-28-2 プリムラハセビル	03-5806-3553
(株)本高	新潟県新発田市本町 2-8-15	0254-26-7676
(株)マルタケ	新潟県新潟市西区流通センター4-6-2	025-268-6311
(株)悠久堂医科器械店	新潟県長岡市石動南町 8-1	0258-47-1848

(資料：健康推進課：新発田市入札参加資格者名簿 営業種目 医療 衛生 薬品 / 衛生材料、医療薬品)

4-3 小動物・家畜診療機関

(1) 小動物関係

機関名	所在地	電話番号
さくら動物病院	新発田市本町 4-11-9	21-2020
シバタ動物病院	新発田市住吉町 3-1-25	22-1840
にいの動物病院	新発田市新栄町 1-7-20	26-2423
新発田シートン動物病院	新発田市中曽根町 1-3-7	23-7171
松田動物病院	新発田市上館 71-1	26-3330
三井田家畜医院	新発田市豊町 3-9-24	26-5386
緑の森動物クリニック	新発田市緑町 2-853-1	28-7515

令和 7 年 11 月 1 日現在(資料：農林水産課)

(2) 家畜関係

機関名	所在地	電話番号
下越家畜保健衛生所	新発田市下飯塚 139-3	22-3067
食肉衛生検査センター	新発田市奥山新保 430	24-5281

令和 7 年 11 月 1 日現在(資料：農林水産課)

4-4 震災時の防疫対策指針

方針		被害地帯に発生が予想される伝染病のうち、特に赤痢、腸チフス、パラチフス等腸疾患系感染症や日本脳炎等の発生を未然に防止するため、飲料水の確保と消毒方法の徹底を期し、かつし尿処理の適切な運用と併せ清掃並びに、ねずみ族、昆虫等の駆除の充実により被災市民の健康保持に努める。					
手順		主体象	使用薬剤	方法	実施時期	備考	
第1次	A	井戸埋設 井戸汚水侵入	(清掃)	・汚水を汲み出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す ・浅井戸の場合は新しい砂利を井戸底に引きつめる ・飲用する前に水質検査を受ける	引水後直ちに		
	B	便槽埋没 便槽汚水浸水	(清掃)	・浄化槽のバクテリアが死滅するため、消毒薬は流さない ・使用前に保守点検業者に相談する			
	C	床下浸水家屋	(清掃と乾燥)	・浸水家屋全戸を対象に、清掃と乾燥を行う。 ・床上浸水の場合は消毒を行う。 次亜塩素酸ナトリウム ①清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。 ②金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。 消毒用アルコール／逆性石けん 清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。		次亜塩素酸ナトリウム0.1%液	
		床上浸水家屋	(清掃と乾燥) 次亜塩素酸ナトリウム 消毒用アルコール 逆性石けん			消毒用アルコール（希釈せず原液のまま使用） 逆性石けん（10%塩化ベンザルコニウム）0.1%液	
	D	全戸		戸口調査		被災地域の規模に応じた班編制を行う。	
第2次	A	全戸		戸口調査	第1次手順実施後引き続き行う。	被災地域の規模に応じた班編制を行う	
第3次		第1次、第2次手順の不完全地区を重点に実施する。					
概ね準備すべき機械・器具・薬剤		1 消毒及びねずみ族・昆虫駆除関係 (1) 機械：噴霧器、散布機 (2) 器具：ジョーロ、ろ水機（移動式）、給水車 (3) 薬剤：次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、逆性石けん ※薬剤の種類は、被災地の実情に応じて変更して差し支えない。 2 清掃関係 (1) 機械：バキュームカー、トラック、ブルドーザー、ショベルカー (2) 器具：一輪車、スコップ、つるはし、ほうき、ちりとり					

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

4-5 感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき県知事が指定する医療機関

第1種感染症指定医療機関：(新潟市民病院 病床数2床)

→ 同法第6条に定める「一類感染症※1」、「二類感染症※2」又は「新型インフルエンザ等感染症※3」患者の入院を担当

第2種感染症指定医療機関：次表のとおり

→ 同法第6条に定める「二類感染症」又は「新型インフルエンザ等感染症」患者の入院を担当

感染症指定医療機関の配置

第1種感染症 指定医療機関（床数）	第2種感染症 指定医療機関（床数）	所在地	電話番号
	県立新発田病院(4)	新発田市本町1-2-8	22-3121
新潟市民病院(2)	新潟市民病院(6)	新潟市中央区鐘木463-7	025-281-5151

平成31年4月1日現在（資料：県地域防災計画資料編 令和7年度修正版）

※1：一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

※2：二類感染症

急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がH5N1、H7N9であるものに限る）をいう。

※3：新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザをいう。

4-6 し尿及びごみ処理施設

(1) し尿処理施設

施設設置者	管理者	施設の名称	規模(kℓ/日)	施設の所在地
新発田市	新発田市長	新発田クリーンアップ いなほ	95	新発田市中曽根字中坪 1612-3 TEL:28-7372

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

(2) 一般廃棄物焼却施設

施設設置者	管理者	施設の名称	施設の名称・所在地
新発田地域広域事務組合 (新発田市、胎内市)	新発田市長	中条地区塵芥焼却場	胎内市高岡 7-123 TEL:46-3434 FAX:46-3436
		新発田広域クリーンセンター	新発田市大字藤掛 625-1 TEL:24-6217 FAX:24-0521

令和7年度修正版（資料：県地域防災計画資料編）

5 食料及び生活必需品等に関する資料

5－1	給食施設状況.....	108
5－2	食料・生活必需品等調達先.....	109
5－3	燃料等調達先（災害時応援協定）.....	110
5－4	住民拠点 S S	110
5－5	災害備蓄物資保管状況等.....	111

5-1 給食施設状況

(1) 市調理施設

施設名	所在地	電話番号	給食数	備考
北共同調理場	中田町 3-1419	22-1297	2,610	外ヶ輪小、二葉小、東豊小、豊浦小、本丸中、第一中
西共同調理場	佐々木 2452-22	27-2365	2,650	猿橋小、住吉小、御免町小、佐々木小、猿橋中、佐々木中、御免町幼稚園
五十公野共同調理場	五十公野 5170-4	24-7560	980	東小、東中、豊浦中、県立新発田竹俣特別支援学校、県立新発田竹俣特別支援学校いじみの分校
七葉共同調理場	上館 84 - 2	20-8188	800	川東小、七葉小、川東中、七葉中、加治川中
紫雲寺共同調理場	真野原外 3499	41-2514	730	紫雲寺小、加治川小、紫雲寺中
中井保育園	小舟町 2-3-25	23-1236	73	中井保育園
天ノ原保育園	下内竹 769-1	22-3622	80	天ノ原保育園
松浦保育園	荒川 542	32-1505	44	松浦保育園
うすが森保育園	大槻 4211-414	28-5281	40	うすが森保育園
川東保育園	下羽津 1578-1	25-2067	95	川東保育園
菅谷保育園	菅谷 144	29-2124	44	菅谷保育園
ななは保育園	三日市 857	23-3113	116	ななは保育園
豊浦保育園	大伝 456-1	27-9200	178	豊浦保育園
藤塚浜保育園	藤塚浜 4063-3	41-2468	53	藤塚浜保育園
紫雲寺保育園	真野原外 3428	41-2413	98	紫雲寺保育園
米子保育園	真野原 1731-8	41-2464	54	米子保育園
大峰保育園	下小中山 328	33-2416	99	大峰保育園

※保育園は利用定員数ベース

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：教育総務課、こども課）

5-2 食料・生活必需品等調達先

(1) 第一種大規模小売店舗（3,000 m²以上）

店舗名	所在地	電話番号	備考
イオンモール新発田	住吉町 5-11-5	21-7500	食品、日用品、衣料品
ウオロクコモ店	舟入町 3-12-11	21-2210	食品、日用品、衣料品
ウオロク緑店	緑町 3-3-23	23-6000	食品、日用品、衣料品
コメリパワー新発田店	舟入 971	20-1050	日用品
ひらせいホームセンター新発田店	新栄町 3-6-12	27-1711	日用品
ひらせい生鮮広場新発田店	新栄町 3-6-12	27-1700	食品
ひらせいホームセンター加治店	上館道上 463	23-8158	日用品
ひらせい生鮮広場加治店	上館道上 463	23-8152	食品

令和7年11月1日現在（資料：商工振興課）

(2) 第二種大規模小売店舗（500 m²～3,000 m²）

店舗名	所在地	電話番号	備考
アベイル西新発田店	富塚町 1-19-17	21-3535	衣料品
イオンスタイル新発田中田	中田町 3-1324	20-0150	食品、日用品
ウエルシア新発田本町店	本町 3-2-6	21-7663	薬品、日用品、食品
ウエルシア新発田加治店	上館 483	20-2011	薬品、日用品、食品
ウオロク東新町店	東新町 4-21-24	24-8121	食品、日用品
ウオロク住吉店	住吉町 4-1-21	23-8811	食品、日用品
ウオロク小舟店	小舟町 1-7-4	20-5005	食品、日用品
カワチ薬品新発田店	舟入町 3-2-3	22-4172	薬品、日用品、食品
クスリのアオキ富塚店	富塚町 2-4-31	21-0500	薬品、日用品、食品
クスリのアオキ新発田豊町店	豊町 4-9-5	21-0070	薬品、日用品、食品
クスリのアオキ南豊町店	豊町 3-8-8-6	28-8506	薬品、日用品、食品
クスリのアオキ新発田新富店	新富町 2-1-22	28-8190	薬品、日用品、食品
クスリのアオキ住吉店	住吉町 5-4-9	20-1200	薬品、日用品
コメリハード&グリーン五十公野店	五十公野 6960	21-1430	日用品
コメリハード&グリーン紫雲寺店	稲荷岡 804	41-0750	日用品
コメリハード&グリーン豊浦店	大字天王字妻勝 805-1	21-6016	日用品
ココカラファイン新発田東新町店	東新町 1-15-17	20-5566	薬品、日用品、食品
ココカラファイン新発田舟入店	舟入町 1-101	23-3011	薬品、日用品、食品
サンキ西新発田店	富塚町 2-19-3	23-5391	衣料品
ジーユー新発田店	舟入町 3-3-2	20-1795	衣料品
チャレンジャー新発田店	富塚町 3-14-14	21-0621	食品、日用品
ダイレックス新発田店	舟入町 1-12-3	28-7933	薬品、日用品、食品
ツルハドラッグ紫雲寺店	稲荷岡字原付 807	41-0268	薬品、日用品、食品
ツルハドラッグ新発田舟入町店	舟入町 3-10-22	28-8579	薬品、日用品、食品
ツルハドラッグ新発田三日市店	三日市字小島 424	20-5268	薬品、日用品、食品
ドラッグトップス小舟町店	小舟町 1-1-5	20-8912	薬品、日用品、食品
ドラッグトップス富塚店	富塚町 2-20-26	20-0010	薬品、日用品、食品
ドラッグトップス舟入	舟入町 3-13-992-2	23-7775	薬品、日用品、食品
ドン・キホーテ新発田店	新栄町 2-4-6	0570-026-011	食品、衣料品、日用品
西松屋新発田店	舟入町 2-4-21	080-7613-5953	衣料品、日用品
西松屋新発田ミッドタウン小舟店	小舟町 1-1-32	080-4605-7306	衣料品、日用品
バースデイ新発田店	新栄町 2-353	21-3115	衣料品
原信 西新発田店	富塚町 2-19-19	22-6877	食料品、日用品
ひらせいホームセンター豊町店	東新町 1-3802-1	26-8501	日用品、食品
ファッションセンターしまむら新発田店	新栄町 2-353	21-1273	衣料品
ファミリードラッグ新発田本町店	本町 2-485-1	20-2500	薬品、日用品、食品

店舗名	所在地	電話番号	備考
マツモトキヨシフレスポ新発田店	富塚町 3-13-14	20-3330	薬品、日用品、食品
マツモトキヨシ新発田東新町店	東新町 4-21-24	20-5510	薬品、日用品、食品
ユニクロ新発田店	富塚町 2-20-22	21-4533	衣料品

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：商工振興課）

5-3 燃料等調達先（災害時応援協定）

団体名等	所在地	電話番号	備考
新潟県石油商業組合北蒲原支部新発田支会	新富町 1-6-27	26-2022	ほんま商店新発田中央公園前給油所
新潟県エルピーガス協会新発田支部	本田庚 180	32-2703	（株）渡正

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：地域安全課）

5-4 住民拠点 S S

自家発電機を備え、災害時に地域の燃料供給拠点となる施設

住民拠点 S S	運営者名	住所	電話番号
セルフ舟入給油所	新潟石油販売株式会社	舟入町 3-13-9	20-3332
新発田バイパス給油所	宮嶋石油販売株式会社	城北町 3-3-20	22-2707
住吉町給油所	有限会社内田燃料店	住吉町 3-3-32	22-6906
新発田中央公園前給油所	本間商店株式会社	新富町 1-6-27	26-2022
新発田中央給油所	株式会社川崎商会	中曽根町 1-9-17	26-2444
オートピアマスイ給油所	名新物産有限会社	中曽根 643-1	26-2611
新発田給油所	株式会社川崎商会	新栄町 3-6-10	27-2271
セルフ豊浦給油所	新潟石油販売株式会社	天王 757-1	32-0050
月岡給油所	株式会社渡正	本田庚 180	32-2703
新発田給油所	株式会社新野商店	富塚町 3-1-30	24-5505
豊町給油所	株式会社イマイエネルギー	豊町 4-1-13	23-5579
五十公野給油所	有限会社高嶋商店	五十公野 4827-1	22-4098
川東給油所	菅 亮栄	石喜 213-1	25-2055
紫雲寺給油所	株式会社岩村物産	稲荷岡 796	41-2259
月岡給油所	株式会社月岡スタンド	月岡 768	32-2702
荒町とんとん前給油所	宮島石油販売株式会社	荒町甲 1773	20-7790
ルート 7 新発田給油所	宮島石油販売株式会社	中田町 1-3-5	23-6100
新発田南バイパス給油所	宮島石油販売株式会社	富塚町 3-12-19	28-7788
JA セルフ新発田給油所	株式会社ライフサポート北越後	緑町 2-1317	26-5636

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：経済産業省資源エネルギー庁 HP）

5-5 災害備蓄物資保管状況等

(1) 保管場所

地区	小学校区	施設の名称	指定 避難所	備考
本庁	外ヶ輪	外ヶ輪小学校	○	体育館ステージ下
		健康長寿 <i>Active</i> 交流センター	○	あおり館 1 階インフォメーション裏用具室
		カルチャーセンター	○	地下（蓄電設備室）
		市民文化会館	○	空調機械室
		新潟職業能力開発短期大学校	○	講堂後方の物置
		生涯学習センター	○	地下室（機械室）
		アイネスしばた		防災倉庫
		本庁舎		5 階防災倉庫
	猿橋	猿橋小学校	○	体育館男子更衣室
		猿橋中学校	○	体育館ステージ下
		西新発田高等学校	○	書庫
	御免町	御免町小学校	○	体育館手前倉庫
		第一中学校	○	体育館入口左、災害用備蓄倉庫
		新発田農業高等学校	○	大体育館ステージ下
		新発田南高等学校	○	地下倉庫 2
	二葉	二葉小学校	○	新校舎行き階段下段ボール室
		本丸中学校	○	校舎北階段下倉庫
		学校給食北調理場		玄関左廊下キャビネット内上部
		さんさん館 i		物品庫（2 階）
		中井保健センター	○	体育館用具室
	住吉	住吉小学校	○	体育館ステージ下
	東豊	東豊小学校	○	体育館ステージ袖
		新発田高等学校	○	体育館 2 階倉庫
		新発田商業高等学校	○	貯水槽室
		東豊コミュニティ防災センター	○	防災倉庫
五十公野	東	東小学校	○	倉庫 2
		東中学校	○	用具室
松浦		旧松浦小学校	○	体育館ステージ下、保健室
		松浦農村環境改善センター		会議室
米倉		旧米倉小学校	○	体育館わきの物置
		米倉農村環境改善センター		屋外倉庫
赤谷		あかたにの家	○	体育館ステージ下
		新発田地区公民館赤谷分館		和室（テレビ下収納）
川東	川東	川東小学校	○	用具庫 2
		川東中学校	○	体育館開放用入口脇右倉庫 体育館入口正面物置
		旧車野小学校	○	体育館わきの物置
		県立新発田竹俣特別支援学校	○	器具庫
菅谷	菅谷	旧菅谷小学校	○	体育館わきの物置
加治	七葉	七葉小学校	○	備蓄庫
		七葉中学校	○	体育館ステージ下
佐々木	佐々木	佐々木小学校	○	体育館下
		佐々木中学校	○	体育館下
		新発田中央高等学校	○	階段下倉庫
豊浦	豊浦	豊浦小学校	○	体育館用具庫 1 倉庫ほか
		旧天王小学校	○	ステージ下
		旧荒橋小学校	○	体育館下
		旧本田小学校	○	体育館下倉庫
		豊浦中学校	○	男子更衣室
		豊浦支所		和室（テレビ下収納）
		豊浦支所重機倉庫		防災倉庫 重機倉庫

地区	小学校区	施設の名称	指定 避難所	備考
紫雲寺	紫雲寺	紫雲寺小学校	○	女子更衣室
		紫雲寺中学校	○	備蓄庫
		大島体育館	○	用具庫 2
		紫雲寺地区公民館		防災倉庫
	米子	旧米子小学校	○	視聴覚準備室
	藤塚	旧藤塚小学校	○	体育館 2 階物置
加治川	加治川	加治川小学校	○	防災備蓄倉庫
		加治川中学校	○	掃除用具庫
		加治川地区公民館	○	発電機室
		加治川地区公民館中川分館	○	事務室和室
		加治川コミュニティセンター	○	管理室
		加治川支所		防災倉庫

令和 8 年 4 月 1 日現在

(2) 備蓄物資保管状況

区分	品名	保存 年数	細品目又は規格	保管数量
食料品	主食			
	乾パン	11 年		1,200 食
	パン類	5 年	パンデバー	1,187 食
	クラッカー	5 年		1,220 食
	ご飯	5 年	アルファ米	8,450 食
	おかゆ	5 年	アルファ米	500 食
	副食			
	保存水			
	飲料水	5 年	ペットボトル 2ℓ	6,318 本
	飲料水	5 年	ペットボトル 500 ml	10,978 本
	粉ミルク	1 年		240 食
寝具	粉ミルク	1 年	アレルギー対応	180 食
	液体ミルク	1 年		144 本
	毛布			6,642 枚
	組立ベッド			1 組
	折りたたみベッド			15 組
	段ボールベッド			150 組
	タオルケット			1,948 枚
避難所用	敷きマット			2,007 枚
	間仕切りユニット		6 畳	51 組
	段ボールパーテーション			2,000 枚
	パーソナルテント			4 組
	ファミリールーム			130 張
	プライベートルーム			5 台
	防災畳			208 枚
生活必需品	非常用簡易トイレ			678 箱
	携帯トイレ			29,500 個
	非常用簡易トイレ（便座）			137 セット
	組立トイレ（便座のみ）			30 組
	組立トイレ用簡易テント			43 組
	組立トイレ用簡易テント		中型	5 組
	紙コップ			2,530 個
	紙皿			2,400 枚
	丸丼			3,200 個
	先割れスプーン			2,000 個
	生理用品	3 年		112 袋
用 衛 生 品	おむつ	5 年	乳幼児用	704 枚
	おむつ	5 年	大人用	1,050 枚
	トイレットペーパー	年		1,056 ロール

区分	品名	保存年数	細品目又は規格	保管数量
	ウェットティッシュ	5 年		200 袋
	マスク		1 箱 50 枚	720 箱
	ペーパータオル			1,800 袋
	歯ブラシ（大人用）			10,000 本
	歯ブラシ（子ども用）			500 本
感染予防品	消毒アルコール（一斗缶）	5 年		15 缶
	農業用マルチ			29 巻
	園芸用ポール			364 本
	避難所運営セット		消しゴム付き鉛筆	12 本
			鉛筆削り	1 個
			ボールペン	10 本
			マッキー（黒）	1 本
			マッキー（赤）	1 本
			セロテープ	1 個
			ハサミ	1 個
			手指用消毒液	1 本
			タオル（白）	10 枚
			タオル（青）	10 枚
			スズランテープ（赤）	1 巻
			スズランテープ（青）	1 巻
			養生テープ	5 巻
			ハンドソープ	4 本
			ハンドソープ詰替え用	1 本
			フェイスシールド	10 枚
			使い捨て手袋（M）	1 箱
			使い捨て手袋（L）	1 箱
			ライター（2.5ℓ）	1 本
			クラフトテープ（紙ガムテープ）	1 巻
			非接触型温度計	1 台
			ポリ袋（20 枚入）	1 袋
			白紙（A3）	50 枚
	防護服			60 着
	シューズカバー			60 セット
	オートディスペンサー			3 機
	アルコールスタンド			3 台
その他	スコップ			20 本
	段ボール			258 枚
	石油ストーブ			109 台
	電子レンジ			1 台
	懐中電灯			114 個
	ランタン			114 台
	発電機			51 台
	投光機			51 台
	コードリール			47 台
	蓄電池		県貸与品 102 台	111 台
	ブルーシート			491 枚
	炊飯袋			4,000 枚
	テント	2×3 間		3 組
	ほ乳瓶			100 本
	発熱剤			1,250 セット
	ポリタンク			76 個
	ポリバケツ			50 個
	ポリバケツ内側			57 個
	給水袋			300 袋
	ビブス			1,020 着
	扇風機			96 台
	灯油ポンプ			24 個
	誘導灯			102 本
	ストーブガード			70 枚

令和 8 年 4 月 1 日現在

6 輸送車両及び清掃車両等に関する資料

6－1	市有車両の現状.....	114
6－2	緊急通行車両等.....	114
6－3	借り上げ可能ごみ収集用車両.....	115
6－4	借り上げ可能し尿収集用車両.....	115
6－5	バス、タクシー事業所.....	116
6－6	ボート所有機関.....	116

6-1 市有車両の現状

市有車両台数

	車種							計
	大 型 自 動 車	中 型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自動車 (貨物登 録含む)	小 型 貨 物 車	特 殊 途 用 自 動 車	
災害対策本部事務局						1	85	86
議会対策部								0
総務対策班		3	4	1	2	1		11
財務・物資・会計対策部								0
渉外・広報対策部								0
市民支援対策部	6	2	2	1	11	2	1	25
医療・福祉対策部		1	1	3	30			35
商工・観光対策部				2	5			7
農林水産対策部	6			6	5	1	11	29
土木・建築対策部			2	2	13	1	32	50
上下水道対策部				3	11	1	6	21
教育対策部		12	2	4	21	3		42
計	12	18	11	22	98	10	135	306

※リース車両を含む

※二輪車、小型特殊自動車を含まず

(令和7年11月1日現在)

市有バス車両

車種	車両番号	取得年月	定員	所管課
いすゞエルガミオ	新潟 200 は 456	H30.8	58	公共交通推進室
いすゞエルガミオ	新潟 230 さ 457	R1.8	58	公共交通推進室
いすゞエルガミオ	新潟 230 さ 458	R3.8	57	公共交通推進室
日野リエッセ	新潟 200 さ 2288	H28.4	26	公共交通推進室
日産シビリアン	新潟 200 さ 1532	H21.12	29	公共交通推進室
日野ポンチョ	新潟 200 か 1403	R4.8	32	公共交通推進室
日野ポンチョ	新潟 200 か 1404	R4.8	32	公共交通推進室
いすゞエルガミオ	新潟 200 か 1459	R5.9	57	公共交通推進室

(令和7年11月1日現在)

6-2 緊急通行車両等

(1) 緊急自動車(道路交通法第39条)

車種	車両番号	取得年月	所管課
日産エクストレイル	新潟 800 せ 1063	R1.9	地域安全課
ホンダインサイト	新潟 800 す 3458	H22.3	
トヨタカローラフィールダー	新潟 800 さ 6174	H14.12	加治川支所
トヨタヤリスクロス	新潟 800 せ 5141	R7.3	維持管理課
三菱キャンター	新潟 800 す 7612	H27.7	
日産キャラバン	新潟 800 す 281	H18.8	
トヨタカローラフィールダー	新潟 800 せ 225	H30.10	
いすゞエルフダブルキャブ	新潟 800 す 8817	H28.12	
スバルXV	新潟 800 せ 1811	R2.10	
いすゞエルフダブルキャブ	新潟 800 せ 3855	R5.3	
スズキエスクード	新潟 800 さ 5687	H14.7	下水道課
トヨタカローラフィールダー	新潟 800 せ 5140	R7.3	水道局業務課
日産エクストレイル	新潟 800 す 6845	H26.6	水道局業務課
トヨタプロボックス	新潟 800 す 7729	H22.5	水道局浄水課

(令和7年11月1日現在)

(2) 緊急通行車両等事前届出済車両（災害対策基本法第 76 条）

車種	車両番号	取得年月	所管課
スズキワゴン R	新潟 580 の 8451	H23.7	教育総務課
トヨエースダブルキャブ	新潟 400 て 2776	H21.11	教育総務課
トヨタヴォクシー	新潟 500 ほ 809	H14.5	教育総務課
トヨタハイエース	新潟 400 す 1684	H11.12	市民文化会館
トヨタコースター	新潟 200 さ 537	H14.3	こども課（加治川庁舎）
三菱ローザ	新潟 200 さ 706	H15.6	こども課（加治川庁舎）
日野リエッセ	新潟 200 さ 1405	H20.7	総務課
ホンダシャトル	新潟 502 ほ 2362	R1.9	こども課
日産キャラバン	新潟 400 て 1351	H21.7	環境衛生課
いすゞエルフ	新潟 800 す 2438	H20.12	水道局業務課
日産シビリアン	新潟 200 さ 18	H10.5	健康長寿アクティブ交流センタ

※事前届出車両

事前に警察に届け出ること、緊急時に緊急通行車両としてみなされる車両をいう。

※廃車等の手続きを行う場合は、地域安全課への報告及び協議すること。

（令和 7 年 11 月 1 日現在）

6-3 借り上げ可能ごみ収集用車両

ごみ収集委託業者

事業者名	車両名称	積載量 (kg)	車両 台数	実所有 車両	所在地	電話番号
小柳産業(株)	塵芥車	2,000	12	33	八幡新田 416	22-7010
	トラック	2,000	3	9		
(有)住吉産業	塵芥車	2,000	2	9	早道場 593-1	23-6022
	トラック	2,000	1	4		
(株)新発田廃棄物センター	塵芥車	2,000	1	8	城北町 2-12-18	23-5533
	トラック	2,000	1	1		
(有)紫雲寺清掃社	塵芥車	2,000	1	3	真中 2128	41-2359
	トラック	2,000	1	1		
加治川クリーンサービス	塵芥車	4,000	1	2	下小中山 373-1	33-2104
	トラック	2,000	1	1		
計	塵芥車		17	55		
	トラック		7	16		

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：環境衛生課）

6-4 借り上げ可能し尿収集用車両

し尿処理委託・浄化槽清掃業許可業者

事業者名	バキュームカー			実所有 車両	所在地	電話番号	し尿 収集 委託	浄化槽 清掃 許可
	大型	中型	小型					
小柳産業(株)		3		7	八幡新田 416	22-7010	○	○
(有)北信		3		4	佐々木 1766-9	27-6290	○	○
新発田衛生社		1		2	諏訪町 2-3-28	22-4371	○	○
(株)都市環境		2		7	富塚町 2-1002	22-6337	○	○
(有)紫雲寺清掃社		1		2	真中 2128	41-2359	○	○
(株)新潟環境保全サービス		1		2	藤塚浜 3130-9	41-4357	○	○
計		10		24				

※中型：3,000ℓ クラス

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：環境衛生課）

6-5 バス、タクシー事業所

(1) バス貸切事業

事業所	所在地	電話番号
(有)シティバス	富塚町 1-921-1	24-3017
(有)高砂観光バス下越営業所	佐々木 2184-18	27-7996
新潟交通観光バス(株)新発田営業所	豊町 1-3-14	23-2111
(株)北新バス	佐々木 2591-179	27-2577
村上観光新発田営業所	新富町 2-1-17	23-0360
(株)ケー・オー・ケー・ケー	大栄町 6-6-4	22-1404
NPO 法人七葉 ※自家用有償地域運行事業者	菅谷 3350	29-2002

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：公共交通推進室）

(2) タクシー事業

事業所	所在地	電話番号
(株)下越タクシー	豊町 4-1-32	24-4714
新発田観光タクシー(株)	小舟町 1-1-28	22-3188
太陽交通新発田中央(株)	中田町 1-1111	26-3009

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：公共交通推進室）

6-6 ボート所有機関

機関名	所在地	電話	船種	定員	船数
新発田市(新発田消防署保管)	新栄町 1-8-31	22-1119	ゴムボート	6	2
消防本部	新発田消防署	22-1119	ウレタンボート	6	1
	胎内消防署	胎内市新和町 2-24	ゴムボート	6	1
	聖籠分署	聖籠町大字諏訪山 2350-1	ゴムボート	6	1
	さくら分署	新発田市釜杭 324	ゴムボート	6	1
陸上自衛隊新発田駐屯地	大手町 6-4-16	22-3151	ゴムボート	5	16
			渡河ボート	11	8

令和 7 年 11 月 1 日現在

7 通信に関する資料

7－1	市が使用可能な通信手段.....	117
7－2	災害時優先電話.....	117
7－3	新発田市防災行政無線.....	120

7-1 市が使用可能な通信手段

(1) 電話回線など

- ア NTT一般加入電話
- イ NTT災害時優先電話
- ウ NTTDoCoMo 災害時優先携帯電話
- エ KDDI 災害時優先携帯電話

(2) その他

- ア 新発田市防災行政無線
本庁、各支所、地域整備部庁舎、水道局庁舎、消防本部
消防団本部（本庁）、各分団長、消防団配備車両（車載） 等
- イ 新潟県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）
県庁、県地域機関、総務省消防庁、他の都道府県及び市町村、消防本部
- ウ 携帯電話 各部局・課が所有している携帯電話
- エ 特設公衆電話（NTT） 市所管の指定避難所等に設置されている。
※発信専用であり、受信できないことに注意する。
※発信は災害時優先電話と同様に、一般回線に優先する。

7-2 災害時優先電話

災害時の救援や復旧、公共の秩序を維持するなどのために、あらかじめ電気通信事業法に基づき、重要通信の確保を行うため特に指定する電話である。また、被災地や途中の電話設備が全滅しない限り、優先的に利用することが可能である。

※発信が優先であり、受信は一般電話と変わらないことに注意する。

(1) 災害時優先電話の利用方法

- ア 発信時に有効に機能するので、災害が発生し、輻そう状態となったとき、発信用として使用する。
- イ 着信時は、手短に済ませる。

(2) 災害時優先電話

No.	所管課	登録番号	所在地
1	総務課	22-3103	中央町 3-3-3
2	地域安全課	22-4400	中央町 3-3-3
3	地域整備庁舎	24-2125	中央町 5-2-13
4	東小学校	22-3641	五十公野 4862
5	川東小学校	25-2009	下羽津 1938
6	七葉小学校	29-3305	黒岩 66
7	佐々木小学校	27-2011	則清 856
8	紫雲寺小学校	41-2022	稲荷岡 2389
9	旧米子小学校	41-2036	真野原外 1773
10	旧藤塚小学校	41-2073	藤塚浜 4063-3
11	加治川小学校	33-2435	上今泉 366-1
12	旧菅谷小学校	29-2018	繁山 70
13	旧天王小学校	32-3101	天王甲 18
14	旧本田小学校	32-2603	本田丙 12

No.	所管課	登録番号	所在地
15	川東中学校	25-2011	下羽津 1566-1
16	七葉中学校	24-5219	上館乙 84-2
17	佐々木中学校	27-2505	則清 102
18	紫雲寺中学校	41-4000	真野原外 3499
19	加治川中学校	33-2214	川口 330
20	新発田地区公民館赤谷分館	28-2341	上赤谷 2689
21	豊浦地区公民館	22-2081	乙次 26-2
22	水道局	23-7190	下内竹 747
23	江口浄水場	28-5101	江口 550
24	新発田地域広域消防本部川東出張所	25-3200	石喜 643
25	中井デイサービスセンター	22-4315	小舟町 2-690
26	豊浦支所	22-8130	乙次 281-2
27	西デイサービスセンター	23-0421	富塚町 1-9-13
28	加治川支所	33-3104	住田 510
29	農林水産課	33-3105	住田 510
30	菅谷コミュニティセンター	29-2002	菅谷 3350

令和7年11月1日現在（資料：総務課）

(3) 特設公衆電話

No.	避難所名	住所	設置場所	回線数
1	外ヶ輪小学校	中央町 5-8-9	体育館棟	10
2	猿橋小学校	中曽根町 3-8-29	体育館入口	10
3	御免町小学校	大栄町 4-5-33	体育館棟	10
4	二葉小学校	中田町 3-6-1	体育館棟	10
5	東豊小学校	東新町 4-10-8	体育館棟	10
6	住吉小学校	住吉町 3-6-22	体育館棟	10
7	東小学校	五十公野 4862	体育館棟	9
8	川東小学校	下羽津 1938	体育館棟	7
9	七葉小学校	黒岩 66	体育館棟	9
10	佐々木小学校	則清 856	体育館棟	8
11	豊浦小学校	大伝 465-2	体育館棟	9
12	紫雲寺小学校	稲荷岡 2389	体育館棟	10
13	旧米子小学校	真野原外 1773	体育館棟	10
14	旧藤塚小学校	藤塚浜 4063-3	体育館棟	8
15	加治川小学校	上今泉 366	体育館棟	10
16	旧松浦小学校	法正橋 39	体育館棟	8
17	旧米倉小学校	大槻 4211-260	体育館棟	6
18	旧車野小学校	大友 17-1	体育館棟	7
19	旧菅谷小学校	繁山 70	体育館棟	9
20	旧天王小学校	天王 18	体育館棟	9
21	旧荒橋小学校	荒町 1483	体育館棟	7
22	旧本田小学校	本田 12	体育館棟	10
23	本丸中学校	緑町 2-7-22	体育館棟	10
24	第一中学校	御幸町 4-5-25	体育館棟	10
25	猿橋中学校	住吉町 1-7-1	体育館棟	10
26	東中学校	五十公野 4981	体育館棟	10
27	川東中学校	下羽津 1566-1	体育館棟	10
28	七葉中学校	上館 84-2	体育館棟	10
29	佐々木中学校	則清 102	体育館棟	10
30	豊浦中学校	乙次 50	体育館棟	10
31	紫雲寺中学校	真野原外 3499	体育館棟	10
32	加治川中学校	川口 330	体育館棟	10
33	新発田高校	新発田市豊町 3-7-6	体育館入口	6
34	県立新発田農業高校	大栄町 6-4-23	体育館入口	6
35	新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	体育館入口	6

No.	避難所名	住所	設置場所	回線数
36	新発田商業高校	新発田市板敷 521-1	体育館入口	6
37	県立西新発田高等学校	西園町 3-1-2	体育館入口	6
38	県立新発田竹俣特別支援学校	下楠川 702	体育館棟	6
39	新発田中央高等学校	曽根 570	体育館入口	2
40	新潟職業能力開発短期大学校	新富町 1-7-21	体育館入口	2
41	健康長寿アクティブ交流センター	中央町 3-13-3	あおり館インフォメーション脇	5
42	市民会館	中央町 4-11-7	玄関ホール	6
43	カルチャーセンター	本町 4-16-83	1 階玄関ホール	9
44	青少年宿泊施設あかたにの家	上赤谷 2173	体育館棟	6
45	大島体育館	大中島 37	玄関ホール	3
46	加治川地区体育館	住田 547-1	玄関ホール	6
47	加治川地区公民館	住田 501	玄関ホール	2
48	加治川地区公民館中川分館	押廻 1447	玄関ホール	3
49	加治川コミュニティセンター	下小中山 1107	体育館棟玄関	4
50	さんさん館 i	島潟 1454		2
51	東豊コミュニティ防災センター	豊町 4-8-30		3

※差込口のみ常設で、電話機は各施設 1 台配布済み。使用回線数に応じて一般の電話に繋げて使用する。

令和 8 年 4 月 1 日現在（資料：地域安全課【NTT 東日本-関信越新潟災害対策室】）

7-3 新発田市防災行政無線

(1) 行政用

無線局名	形態等	出力(W)	配備課等	備考
統制台	固定	10	地域安全課	151：遠隔制御器
しばたし 201	半固定	5	地域安全課	201-01：遠隔制御器
しばたし 202	半固定	5	中央公赤谷分館	202-01：遠隔制御器
しばたし 203	半固定	5	地域整備課	203-01：遠隔制御器
しばたし 301	車載	5	地域安全課	日産 エクストレイル
しばたし 302	車載	5	地域安全課	ホンダ インサイト
しばたし 303	車載	5	地域安全課	日産 キャラバン
しばたし 304	車載	5	維持管理課	トヨタ ヤリスクロス
しばたし 305	車載	5	維持管理課（維持管理事務所）	いすゞ ビックホーン
しばたし 306	車載	5	維持管理課	トヨタ カローラフィールダー
しばたし 307	車載	5	維持管理課（維持管理事務所）	日産 キャラバン
しばたし 308	車載	5	維持管理課	マツダ MPV
しばたし 309	車載	5	維持管理課（維持管理事務所）	いすゞ エルフダブルキャブ
しばたし 310	車載	5	維持管理課（維持管理事務所）	いすゞ エルフダブルキャブ
しばたし 311	車載	5	維持管理課（維持管理事務所）	三菱 キャンター
しばたし 312	車載	5	地域整備課	マツダ CX-5
しばたし 313	車載	5	地域安全課	
しばたし 314	車載	5	豊浦支所	スズキ エブリイワゴン
しばたし 315	車載	5	紫雲寺支所	
しばたし 316	車載	5	加治川支所	トヨタ カローラフィールダー
しばたし 401	携帯	2	地域安全課	
しばたし 402	携帯	2	地域安全課	
しばたし 403	携帯	2	地域安全課	
しばたし 404	携帯	2	地域安全課	
しばたし 405	携帯	2	地域安全課	
しばたし 406	携帯	2	地域安全課	
しばたし 407	携帯	2	サンワークしばた	
しばたし 408	携帯	2	あかたにの家	指定避難所
しばたし 409	携帯	2	東豊コミュニティ防災センター	指定避難所
しばたし 410	携帯	2	地域安全課	
しばたし 411	携帯	2	地域安全課	
しばたし 412	携帯	2	地域安全課	
しばたし 413	携帯	2	地域安全課	
しばたし 414	携帯	2	地域安全課	
しばたし 415	携帯	2	生涯学習センター	指定避難所
しばたし 416	携帯	2	総務課	
しばたし 417	携帯	2	観光振興課	
しばたし 418	携帯	2	観光振興課	
しばたし 419	携帯	2	農林水産課	
しばたし 420	携帯	2	農林水産課	
しばたし 421	携帯	2	教育総務課	
しばたし 422	携帯	2	教育総務課	
しばたし 423	携帯	2	水道局業務課	
しばたし 424	携帯	2	水道局浄水課	
しばたし 425	携帯	2	維持管理課	
しばたし 426	携帯	2	維持管理課	
しばたし 427	携帯	2	維持管理課	
しばたし 428	携帯	2	維持管理課	
しばたし 429	携帯	2	維持管理課	
しばたし 430	携帯	2	維持管理課	
しばたし 431	携帯	2	維持管理課	
しばたし 432	携帯	2	維持管理課	
しばたし 433	携帯	2	維持管理課	
しばたし 434	携帯	2	維持管理課	

無線局名	形態等	出力(W)	配備課等	備考
しばたし 435	携帯	2	ほっとしばたケアセンター	福祉避難所（民間）
しばたし 436	携帯	2	あおの風	福祉避難所（民間）
しばたし 437	携帯	2	維持管理課（維持管理事務所）	
しばたし 438	携帯	2	維持管理課（維持管理事務所）	
しばたし 439	携帯	2	中井保健センター	指定避難所
しばたし 440	携帯	2	豊浦支所	
しばたし 441	携帯	2	豊浦支所	
しばたし 442	携帯	2	豊浦支所	
しばたし 443	携帯	2	紫雲寺支所	
しばたし 444	携帯	2	紫雲寺支所	
しばたし 445	携帯	2	紫雲寺支所	
しばたし 446	携帯	2	加治川支所	
しばたし 447	携帯	2	加治川支所	
しばたし 448	携帯	2	加治川支所	
しばたし 449	携帯	2	七葉中学校	指定避難所
しばたし 450	携帯	2	七葉小学校	指定避難所
しばたし 451	携帯	2	二葉小学校	指定避難所
しばたし 452	携帯	2	東小学校	指定避難所
しばたし 453	携帯	2	住吉小学校	指定避難所
しばたし 454	携帯	2	佐々木中学校	指定避難所
しばたし 455	携帯	2	佐々木小学校	指定避難所
しばたし 456	携帯	2	加治川中学校	指定避難所
しばたし 457	携帯	2	加治川小学校	指定避難所
しばたし 458	携帯	2	外ヶ輪小学校	指定避難所
しばたし 459	携帯	2	旧天王小学校	指定避難所
しばたし 460	携帯	2	川東中学校	指定避難所
しばたし 461	携帯	2	川東小学校	指定避難所
しばたし 462	携帯	2	御免町小学校	指定避難所
しばたし 463	携帯	2	新発田中央高校	指定避難所
しばたし 464	携帯	2	新発田南高校校	指定避難所
しばたし 465	携帯	2	新発田商業高校	指定避難所
しばたし 466	携帯	2	新発田農業高校	指定避難所
しばたし 467	携帯	2	新発田高校	指定避難所
しばたし 468	携帯	2	本丸中学校	指定避難所
しばたし 469	携帯	2	旧本田小学校	指定避難所
しばたし 470	携帯	2	東豊小学校	指定避難所
しばたし 471	携帯	2	旧松浦小学校（教育総務課）	指定避難所
しばたし 472	携帯	2	猿橋中学校	指定避難所
しばたし 473	携帯	2	猿橋小学校	指定避難所
しばたし 474	携帯	2	大島体育館	指定避難所
しばたし 475	携帯	2	旧米倉小学校（教育総務課）	指定避難所
しばたし 476	携帯	2	旧米子小学校	指定避難所
しばたし 477	携帯	2	紫雲寺中学校	指定避難所
しばたし 478	携帯	2	紫雲寺小学校	指定避難所
しばたし 479	携帯	2	職業能力開発短期大学校	指定避難所
しばたし 480	携帯	2	旧荒橋小学校	指定避難所
しばたし 481	携帯	2	旧菅谷小学校	指定避難所
しばたし 482	携帯	2	旧藤塚小学校	指定避難所
しばたし 483	携帯	2	西新発田高校	指定避難所
しばたし 484	携帯	2	豊浦中学校	指定避難所
しばたし 485	携帯	2	地域安全課	
しばたし 486	携帯	2	第一中学校	指定避難所
しばたし 487	携帯	2	東中学校	指定避難所
しばたし 488	携帯	2	豊浦小学校	指定避難所
しばたし 489	携帯	2	旧車野小学校（教育総務課）	指定避難所
しばたし 490	携帯	2	加治川コミュニティセンター	指定避難所
しばたし 491	携帯	2	カルチャーセンター	指定避難所

無線局名	形態等	出力(W)	配備課等	備考
しばたし 492	携帯	2	健康長寿アクティブ交流センター	指定避難所
しばたし 493	携帯	2	加治地区公民館	指定避難所
しばたし 494	携帯	2	加治地区公民館中川分館	指定避難所
しばたし 495	携帯	2	市民文化会館	指定避難所
しばたし 496	携帯	2	さんさん館 i	福祉避難所(民間)
しばたし 616	携帯	2	新発田竹俣特別支援学校	指定避難所
しばたし 111	FAX		地域安全課	半固定局付随
しばたし 203-06	FAX		地域整備課	半固定局付随

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：地域安全課）

※基地局

大峰山中継基地局（大峰山山頂付近）、月岡中継基地局（月岡温泉地内市有地）

赤谷中継基地局（青少年宿泊施設「あかたにの家」地内）

本庁中継基地局（新発田市役所本庁舎）

(2) 消防団用

無線局名	形態等	出力(W)	所管分団等	備考
しばたし 317	車載	5	第 4 分団 18 部	日野 消防ポンプ自動車
しばたし 318	車載	5	第 6 分団 29 部	日野 消防ポンプ自動車
しばたし 319	車載	5	第 9 分団 46 部	日野 消防ポンプ自動車
しばたし 320	車載	5	第 12 分団 65 部	日野 消防ポンプ自動車
しばたし 497	携帯	2	新発田地域広域消防本部	
しばたし 498	携帯	2	広域消防本部新発田署	
しばたし 499	携帯	2	消防団長	
しばたし 500	携帯	2	地域安全課	
しばたし 501	携帯	2	地域安全課	
しばたし 502	携帯	2	副団長	
しばたし 503	携帯	2	地域安全課	
しばたし 504	携帯	2	副団長	
しばたし 505	携帯	2	副団長	
しばたし 506	携帯	2	地域安全課	
しばたし 507	携帯	2	副団長	
しばたし 508	携帯	2	第 1 分団長	
しばたし 509	携帯	2	第 2 分団長	
しばたし 510	携帯	2	第 3 分団長	
しばたし 511	携帯	2	第 4 分団長	
しばたし 512	携帯	2	第 5 分団長	
しばたし 513	携帯	2	第 6 分団長	
しばたし 514	携帯	2	第 7 分団長	
しばたし 515	携帯	2	第 8 分団長	
しばたし 516	携帯	2	第 9 分団長	
しばたし 517	携帯	2	地域安全課	
しばたし 518	携帯	2	第 10 分団長	
しばたし 519	携帯	2	第 11 分団長	
しばたし 520	携帯	2	第 12 分団長	
しばたし 521	携帯	2	第 13 分団長	
しばたし 522	携帯	2	第 14 分団長	
しばたし 523	携帯	2	第 15 分団長	
しばたし 524	携帯	2	第 1 分団第 1 部	
しばたし 525	携帯	2	第 1 分団第 2 部	
しばたし 526	携帯	2	第 1 分団第 3 部	
しばたし 527	携帯	2	第 1 分団第 4 部	
しばたし 528	携帯	2	第 1 分団第 5 部	
しばたし 529	携帯	2	第 1 分団第 6 部	
しばたし 530	携帯	2	第 1 分団第 7 部	
しばたし 531	携帯	2	第 2 分団第 8 部	
しばたし 532	携帯	2	第 2 分団第 9 部	
しばたし 533	携帯	2	第 2 分団第 10 部	

無線局名	形態等	出力(W)	所管分団等	備考
しばたし 534	携帯	2	第 2 分団第 11 部	
しばたし 535	携帯	2	第 2 分団第 12 部	
しばたし 536	携帯	2	第 2 分団第 13 部	
しばたし 537	携帯	2	第 3 分団第 14 部	
しばたし 538	携帯	2	第 3 分団第 15 部	
しばたし 539	携帯	2	第 3 分団第 16 部	
しばたし 540	携帯	2	第 3 分団第 17 部	
しばたし 541	携帯	2	地域安全課	
しばたし 542	携帯	2	第 4 分団第 19 部	
しばたし 543	携帯	2	地域安全課	
しばたし 544	携帯	2	第 4 分団第 20 部	
しばたし 545	携帯	2	第 4 分団第 21 部	
しばたし 546	携帯	2	第 4 分団第 22 部	
しばたし 547	携帯	2	第 5 分団第 23 部	
しばたし 548	携帯	2	第 5 分団第 24 部	
しばたし 549	携帯	2	第 5 分団第 25 部	
しばたし 550	携帯	2	第 5 分団第 26 部	
しばたし 551	携帯	2	地域安全課	
しばたし 552	携帯	2	第 5 分団第 27 部	
しばたし 553	携帯	2	第 6 分団第 28 部	
しばたし 554	携帯	2	第 6 分団第 30 部	
しばたし 555	携帯	2	第 6 分団第 31 部	
しばたし 556	携帯	2	第 6 分団第 32 部	
しばたし 557	携帯	2	第 7 分団第 33 部	
しばたし 558	携帯	2	第 7 分団第 34 部	
しばたし 559	携帯	2	第 7 分団第 35 部	
しばたし 560	携帯	2	第 7 分団第 36 部	
しばたし 561	携帯	2	第 7 分団第 37 部	
しばたし 562	携帯	2	第 7 分団第 38 部	
しばたし 563	携帯	2	第 7 分団第 39 部	
しばたし 564	携帯	2	第 8 分団第 40 部	
しばたし 565	携帯	2	第 8 分団第 41 部	
しばたし 566	携帯	2	第 8 分団第 42 部	
しばたし 567	携帯	2	第 8 分団第 43 部	
しばたし 568	携帯	2	第 8 分団第 44 部	
しばたし 569	携帯	2	第 8 分団第 45 部	
しばたし 570	携帯	2	第 9 分団第 47 部	
しばたし 571	携帯	2	第 9 分団第 48 部	
しばたし 572	携帯	2	第 9 分団第 49 部	
しばたし 573	携帯	2	第 9 分団第 50 部	
しばたし 574	携帯	2	第 9 分団第 51 部	
しばたし 575	携帯	2	第 9 分団第 52 部	
しばたし 576	携帯	2	第 9 分団第 53 部	
しばたし 577	携帯	2	地域安全課	
しばたし 578	携帯	2	第 10 分団第 54 部	
しばたし 579	携帯	2	地域安全課	
しばたし 580	携帯	2	第 10 分団第 55 部	
しばたし 581	携帯	2	地域安全課	
しばたし 582	携帯	2	第 10 分団第 56 部	
しばたし 583	携帯	2	第 10 分団第 57 部	
しばたし 584	携帯	2	地域安全課	
しばたし 585	携帯	2	第 10 分団第 58 部	
しばたし 586	携帯	2	第 10 分団第 59 部	
しばたし 587	携帯	2	第 11 分団第 60 部	
しばたし 588	携帯	2	第 11 分団第 61 部	
しばたし 589	携帯	2	第 11 分団第 62 部	
しばたし 590	携帯	2	第 11 分団第 63 部	

無線局名	形態等	出力(W)	所管分団等	備考
しばたし 591	携帯	2	第 11 分団第 64 部	
しばたし 592	携帯	2	第 12 分団第 66 部	
しばたし 593	携帯	2	第 12 分団第 67 部	
しばたし 594	携帯	2	第 12 分団第 68 部	
しばたし 595	携帯	2	第 13 分団第 69 部	
しばたし 596	携帯	2	第 13 分団第 70 部	
しばたし 597	携帯	2	第 13 分団第 71 部	
しばたし 598	携帯	2	第 13 分団第 72 部	
しばたし 599	携帯	2	第 14 分団第 73 部	
しばたし 600	携帯	2	第 14 分団第 74 部	
しばたし 601	携帯	2	第 14 分団第 75 部	
しばたし 602	携帯	2	第 14 分団第 76 部	
しばたし 603	携帯	2	第 14 分団第 77 部	
しばたし 604	携帯	2	第 15 分団第 78 部	
しばたし 618	携帯	2	第 15 分団第 79 部	
しばたし 606	携帯	2	第 15 分団第 80 部	
しばたし 607	携帯	2	第 15 分団第 81 部	
しばたし 608	携帯	2	消防団女性消防隊	
しばたし 609	携帯	2	第 4 分団第 18 部	
しばたし 610	携帯	2	第 6 分団第 29 部	
しばたし 611	携帯	2	第 9 分団第 46 部	
しばたし 612	携帯	2	第 12 分団第 65 部	
しばたし 613	携帯	2	消防団ラッパ隊	
しばたし 614	携帯	2	消防団本部	地域安全課
しばたし 615	携帯	2	消防団本部	地域安全課

※管轄分団の表記は今後修正予定

(資料：地域安全課、令和 8 年 4 月 1 日現在)

8 避難施設に関する資料

8－1	指定避難所.....	125
8－2	福祉避難所.....	127
8－3	指定緊急避難場所.....	128
8－4	民間指定緊急避難場所.....	129
8－5	救護所設置予定施設.....	129
8－6	避難所予定施設.....	131
8－7	旅館組合、入浴施設.....	136

8-1 指定避難所

小学 校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入可能 面積(㎡)	収容 可能 人数		水害 時 開設 有無	加治川氾濫時の 最大浸水深		標高 (m)
					4 ㎡ に 1 人	3.3 ㎡ に 2 人		県 100 mm/h	市 70 mm/h	
外ヶ輪	外ヶ輪小学校	中央町 5-8-9	22-2549	校舎 1,974 体育館 940	729	1,766	2 階 以上	～ 3.0m	～ 0.2m	9.1
	健康長寿アクティ ブ交流センター	中央町 3-13-3	22-1254	あおり館 280 きやり館 607	222	537	○		～ 0.2m	9.5
	カルチャーセンタ ー	本町 4-16-83	23-3050	アリーナ 1,540 柔道場 319 剣道場 319	544	1,320	○			12.5
	市民文化会館	中央町 4-11-7	26-1576	2,151	538	1,303	○			9.7
	新潟職業能力 開発短期大学校	新富町 1-7-21	23-2168	体育館 752	188	455	2 階 以上	～ 3.0m	～ 0.2m	9.2
	生涯学習センター	中央町 5-8-47	26-7191	1,236.2	309	748	2 階 以上	～ 3.0m		9.0
猿橋	猿橋小学校	中曽根町 3-8-29	22-2123	校舎 2,186 体育館 936	781	1,892	○	～ 0.5m		6.0
	猿橋中学校	住吉町 1-7-1	23-1175	校舎 2,286 体育館 1,200 武道場 462	987	2,392	○			7.0
	西新発田高等学校	西園町 3-1-2	22-2009	体育館 1,788	447	1,083	○			8.2
御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	校舎 1,805 体育館 974	695	1,684	○			10.1
	第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	校舎 2,050 体育館 1,080 武道場 324	864	2,093	○			10.3
	新発田農業高等学 校	大栄 6-4-23	22-2303	体育館 1,710	428	1,036	○			11.1
	新発田南高等学 校	大栄町 3-6-6	22-2178	体育館 1,060	265	642	○			11.2
二葉	二葉小学校	中田町 3-6-1	22-2164	校舎 1,471 体育館 890	590	1,430	×	～ 5.0m	～ 0.5m	7.6
	本丸中学校	緑町 2-7-22	22-2525	校舎 2,650 体育館 1,179 武道場 333	1,041	2,522	2 階 以上	～ 3.0m		8.5
	中井保健センター	小舟町 2-3-31	24-4311	322	80	195	×	～ 3.0m	～ 0.5m	6.6
	中井体育館	小舟町 2-3-31	24-4311	541	135	327	×	～ 3.0m	～ 0.5m	6.6
住吉	住吉小学校	住吉町 3-6-22	24-1148	校舎 1,488 体育館 723	553	1,340	○			8.6
東豊	東豊小学校	東新町 4-10-8	23-5075	校舎 2,049 体育館 972	755	1,830	○			12.5
	新発田高等学校	豊町 3-7-6	22-2008	体育館 2,401	600	1,455	○			13.7
	新発田商業高等学 校	板敷 521-1	26-1388	体育館 1,452	363	880	2 階 以上	～ 3.0m		12.5
	東豊コミュニティ 防災センター	豊町 4-8-30	22-8586	626	156	379	○		～ 0.2m	13.4
東	東小学校	五十公野 4862	22-3641	校舎 1,474 体育館 538	503	1,219	○			19.4
	東中学校	五十公野 4981	22-3824	校舎 1,726 体育館 954 武道場 200	720	1,745	○			22.1
	旧松浦小学校（校 舎）	法正橋 39	22-9531	校舎 785	196	475	○			20.4
	松浦屋内多目的運 動場（旧松浦小学 校体育館）	法正橋 39	28-9660	体育館 600	150	363	○			20.4
	旧米倉小学校	大槻 4211-260	22-9531	校舎 569 体育館 504	268	650	○	～ 0.5m		53.5

小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入可能面積(㎡)	収容可能人数		水害時 開設有無	加治川氾濫時の 最大浸水深		標高 (m)
					4 ㎡ に 1 人	3.3 ㎡ に 2 人		県 100 mm/h	市 70 mm/h	
東	あかたにの家	上赤谷 2173	28-2116	校舎 652 体育館 504	289	700	○			112.0
川東	川東小学校	下羽津 1938	25-2009	校舎 947 体育館 628	394	954	○			18.4
	川東中学校	下 羽 津 1566-1	25-2011	校舎 914 体育館 778 武道場 154	462	1,118	○			18.7
	旧車野小学校	大友 17-1	22-9531	校舎 271 体育館 637	227	550	○			39.5
	新発田竹俣 特別支援学校	下楠川 702	31-1500	体育館 632	158	383	○			22.8
七葉	七葉小学校	黒岩 66	29-3305	校舎 1,148 体育館 567	429	1,039	○		~0.2m	13.1
	七葉中学校	上館 84-2	22-3524	校舎 1,150 体育館 1,391 武道場 575	779	1,888	○		~ 0.2m	11.0
	旧菅谷小学校	繁山 70	29-2018	校舎 975 体育館 640	404	978	○			35.1
佐々木	佐々木小学校	則清 856	27-2011	校舎 998 体育館 521	380	920	○	~ 0.5m		5.4
	佐々木中学校	則清 102	27-2505	校舎 987 体育館 605 武道場 336	482	1,168	○	~ 0.5m		6.3
	新発田中央高等学校	曾根 570	27-2466	体育館 1,832	458	1,110	○	~ 3.0m		5.1
豊浦	豊浦小学校	大伝 465-2	22-2034	校舎 1,050 体育館 683	433	1,050	○			12.0
	旧天王小学校	天王 18	32-3101	校舎 945 体育館 678	406	983	○			3.0
	旧荒橋小学校	荒町 1483	22-3501	校舎 683 体育館 532	304	736	○			13.7
	旧本田小学校	本田 12	32-2603	校舎 1,214 体育館 682	474	1,149	○			7.5
	豊浦中学校	乙次 50	24-4492	校舎 1,600 体育館 1,218	705	1,707	○			10.9
紫雲寺	紫雲寺小学校	稲荷岡 2389	41-2022	校舎 1,082 体育館 767	462	1,120	○			9.5
	紫雲寺中学校	真野原 3499	41-4000	校舎 1,166 体育館 1,125 武道場 169	615	1,490	○			8.2
	大島体育館	大中島 37	41-2291	500	125	303	○		~ 1.0m	6.0
米子	旧米子小学校	真 野 原 外 1773	41-2036	校舎 900 体育館 750	413	1,000	○			9.4
藤塚	旧藤塚小学校	藤 塚 浜 4063-3	41-2073	校舎 799 体育館 684	371	898	○			6.8
加治川	加治川小学校	上今泉 366	33-2435	校舎 1,358 体育館 892	563	1,363	○		~ 0.2m	8.6
	加治川中学校	川口 330	33-2214	校舎 1,412 体育館 1,050 武道場 133	649	1,572	○			8.1
	加治川地区体育館	住田 547	33-2433	1,148	287	695	○			8.0
	加治川地区公民館	住田 501	33-2433	407	102	246	○			7.9
	加治川地区 公民館中川分館	押廻 1447	22-0657	607	152	367	○	~ 3.0m	~ 1.0m	7.7
	加治川 コミュニティセン ター	下 小 中 山 1107	33-2130	体育館 786	197	476	○			14.5

令和 8 年 4 月 1 日現在

- ※1 避難所とは、自宅での生活が困難になった人の当面の避難先（施設）をいう。
- ※2 避難者1人当たり 4 m^2 のスペースを確保できるようにするため、想定可能人員は、面積 $\div 4\text{ m}^2 \times 1$ 人で算出。（市地域防災計画本編「避難体制整備」より）
 なお、旧基準である 3.3 m^2 に2人の人員も参考として記載。
- ※3 収容人員の面積
- (1) 小・中学校
 - ア 校舎
校長室・職員室・保健室・放送室・理科室・図書室・コンピュータ室・給食室・廊下等を含めないため、総面積の70%
 - イ 体育館
ステージ、用具室を含めないため、アリーナのみの面積
 - (2) 県立高校
原則、体育館のみの面積（災害の規模に応じて、校舎、第2体育館、武道場など使用する範囲を学校管理者と協議）
 - (3) カルチャーセンター
アリーナ、卓球練習場、柔道場、剣道場の面積
 - (4) 生涯学習センター
学習コーナー・エールコーナー、ホワイエ、多目的ホール、第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室、パソコン実習室、創作実習室の面積

8-2 福祉避難所

No.	施設の名称	所在地	電話番号	管理者	収容可能人員
1	新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i	島潟 1454	22-9900	社会福祉法人 のぞみの家福祉会	10 人
2	生活介護事業所あおの風	御幸町 2-14-14	28-8631		15 人
3	ほっとしばたケアセンター （認知症対応型共同生活介護）	豊町 3-5-11	23-0155	株式会社 ほっとしばた ケアセンター	10 人
4	ほっとしばたケアセンターひまわり （通所介護サービス）	豊町 3-5-12	23-0155		10 人
5	ほっとしばたケアセンター （短期入所生活介護サービス）	豊町 3-5-12	23-0155		10 人
6	介護老人保健施設 二王子	虎丸 452	25-3737	医療法人社団 M & B コラボレーション	10 人
7	特別養護老人ホーム二の丸	上館 520 番地 1	23-3166	社会福祉法人 二王子会	10 人
8	特別養護老人ホームつきおかの里	本田 393 番地	32-3925		10 人
9	パル陽だまり苑	中央町 5-4-2	23-1117	社会福祉法人いじ みの福祉会	10 人
10	大峰保育園	下小中山 328-1	33-2745	新発田市	36 人

令和8年5月27日現在

- ※1 収容可能人員
 避難者が避難生活に必要なスペースを確保できるようにするため、収容可能人員は施設管理者と協議のし算出
- 2 福祉避難所とは、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人の当面の避難先（施設）をいう。

8-3 指定緊急避難場所

小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入 可能 面積	収容 可能 人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の 最大浸水深	
						地震	洪水	土砂災害	津波	県 (100 mm /h)	市 (70 mm /h)
外ヶ輪	外ヶ輪小学校	中央町 5-8-9	22-2549	16,104	16,104	○	○	○	○	~3.0 m	~0.2 m
	新潟職業能力開発短期大学 校	新富町 1-7-21	23-2168	9,500	9,500	○	○	○	○	~3.0 m	~0.2 m
	新発田中央公園	本町 4-16		114,000	114,000	○	○	○	○		
	新発田城址公園	大手町 6-3		36,300	36,300	○	○	○	○		
	新発田駅前公園	本町 1-14		13,000	13,000	○	○	○	○		~0.2 m
	外ヶ輪公園	中央町 5-9		18,500	18,500	○	×	○	○	~3.0 m	~0.2 m
	アイネスしばた	大手町 4-7-1		12,670	12,670	○	○	○	○		
猿橋	猿橋小学校	中曽根町 3-8-29	22-2123	14,583	14,583	○	○	○	○	~0.5 m	
	猿橋中学校	住吉町 1-7-1	23-1175	18,963	18,963	○	○	○	○		
	西新発田高等学校	西園町 3-1-2	22-2009	13,956	13,956	○	○	○	○	~0.5 m	
	新発田公園（西公園）	西園町 3-14		12,400	12,400	○	×	○	○	~0.5 m	~0.2 m
	あやめ公園	新栄町 1-1		2,600	2,600	○	○	○	○	~3.0 m	
	舟入公園	舟入町 1-12		1,600	1,600	○	×	○	○		~0.2 m
御免町	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	13,958	13,958	○	○	○	○		
	第一中学校	御幸町 4-5-25	23-1151	20,415	20,415	○	○	○	○		
	新発田農業高等学校	大栄町 6-4-23	22-2303	19,775	19,775	○	○	○	○		
	新発田南高等学校	大栄町 3-6-6	22-2178	17,356	17,356	○	○	○	○		
	南公園	大栄町 3-4		14,000	14,000	○	○	○	○		
二葉	二葉小学校	中田町 3-6-1	22-2126	10,033	10,033	○	×	○	○	~5.0 m	~0.5 m
	本丸中学校	緑町 2-7-22	22-2525	20,259	20,259	○	○	○	○	~3.0 m	
	中井保健センター駐車場	小舟町 2-3-31		2,860	2,860	○	×	○	○	~3.0 m	~0.5 m
東	東小学校	五十公野 4862	22-3641	8,354	8,354	○	○	○	○		
	東中学校	五十公野 4981	22-3824	16,813	16,813	○	○	○	○		~0.2 m
	旧松浦小学校	法正橋 39	22-9531	10,456	10,456	○	○	○	○		
	旧米倉小学校	大槻 4211-260	22-9531	11,135	11,135	○	○	○	○	~3.0 m	
	あかたにの家	上赤谷 2173	28-2116	5,676	5,676	○	○	○	○		
川東	川東小学校	下羽津 1938	25-2009	6,890	6,890	○	○	○	○		
	川東中学校	下羽津 1566-1	25-2011	11,073	11,073	○	○	○	○		
	県立新発田竹俣特別支援学 校	下楠川 702	31-1500	7,766	7,766	○	○	○	○		
菅谷	旧菅谷小学校	繁山 70	29-2018	8,685	8,685	○	○	○	○		
	七葉小学校	黒岩 66	29-3305	8,081	8,081	○	○	○	○		
七葉	七葉中学校	上館 84-2	22-3524	25,022	25,022	○	○	○	○		~0.2 m
佐々木	佐々木小学校	則清 856	27-2011	12,014	12,014	○	○	○	○	~0.5 m	
	佐々木中学校	則清 102	27-2505	12,762	12,762	○	○	○	○	~0.5 m	
	新発田中央高等学校	曾根 570	27-2466	30,618	30,618	○	○	○	○	~3.0 m	
住吉	住吉小学校	住吉町 3-6-22	24-1148	14,676	14,676	○	○	○	○	~3.0 m	
東豊	東豊小学校	東新町 4-10-8	23-5075	13,841	13,841	○	○	○	○		
	新発田高等学校	豊町 3-7-6	22-2008	26,054	26,054	○	○	○	○	~0.5 m	
	新発田商業高等学校	板敷 521-1	26-1388	20,255	20,255	○	○	○	○	~3.0 m	
東豊	東豊コミュニティ防災セン	豊町 4-8-30	22-8586	1,515	1,515	○	○	○	○		~

小学校区	施設の名称	所在地	電話番号	受入 可能 面積	収容 可能 人数	災害種別毎の指定の有無				加治川氾濫時の最大浸水深	
						地震	洪水	土砂災害	津波	県 (100 mm /h)	市 (70 mm /h)
	ター										0.2 m
豊浦	豊浦小学校	大伝 465-2	22-2034	12,521	12,521	○	○	○	○		
	旧天王小学校	天王 18	32-3101	12,955	12,955	○	○	○	○		
	旧荒橋小学校	荒町 1483	22-3501	8,729	8,729	○	○	○	○		
	旧本田小学校	本田 12	32-2603	10,970	10,970	○	○	○	○		
	豊浦中学校	乙次 50	24-4492	20,031	20,031	○	○	○	○		
	月岡カリオンパーク	月岡温泉 827		1,600	1,600	○	○	○	○		
紫雲寺	紫雲寺小学校	稲荷岡 2389	41-2022	8,675	8,675	○	○	○	○		
米子	旧米子小学校	真野原外 1773	41-2036	10,000	10,000	○	○	○	○		
藤塚	旧藤塚小学校	藤塚浜 4063-3	41-2073	13,914	13,914	○	○	○	○		
紫雲寺	紫雲寺中学校	真野原外 3499	41-4000	15,457	15,457	○	○	○	○		
	五ヶ字運動広場	真野原 2846		8,600	8,600	○	○	○	○		
米子	米子運動公園	米子 99		12,300	12,300	○	○	○	○		~0.5 m
藤塚	葉塚山公園	藤塚浜 4023		2,500	2,500	○	○	○	○		
	県立紫雲寺記念公園海水浴場 第2駐車場	藤塚浜 299		9,000	9,000	○	○	○	○		
加治川	加治川小学校	上今泉 366	33-2435	16,162	16,162	○	○	○	○		~0.2 m
	加治川中学校	川口 330	33-2214	27,496	27,496	○	○	○	○		
	加治川コミュニティセンター	下小中山 1107	33-2130	2,300	2,300	○	○	○	○		
	加治川地区屋外運動広場	押廻 1428		5,780	5,780	○	×	○	○	~3.0 m	~1.0 m
	大天城公園野球場	箱岩 2041		9,172	9,172	○	○	○	○		

令和8年4月1日現在

- 1 県立紫雲寺記念公園海水浴場第2駐車場（藤塚）は、海水浴場利用者等の津波避難場所であり、内地から海方向には避難しない。
- 2 小・中学校の面積は、グラウンド保有面積。
- 3 避難者1人当たり1㎡のスペースを確保できるようにするため、収容可能人員は、面積÷1で算出。（市地域防災計画本編「避難体制整備」より）
- 4 避難場所とは、切迫した危険を回避するための一時的な避難先（屋外）をいう。
- 5 災害対策基本法49条第4項の規定による指定緊急避難場所は、指定緊急避難所の廃止又は滞在の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減の変更を行う場合は県を通じて内閣総理大臣に報告すること。（施設管理者→市地域安全課→県→国）

8-4 民間指定緊急避難場所

No.	名称	管理者	住所	電話番号
1	(株)中条ゴルフ倶楽部	代表取締役	胎内市村松浜 555 番地	45-3636
2	(株)北日本ホーム食品	代表取締役社長	藤塚浜 3544 番地 2	41-4101

8-5 救護所設置予定施設

救護所とは、災害時に応急手当てを中心とした医療救護活動を行うほか、地域医療が回復するまでの間、避難生活の長期化による健康被害を防ぐこと等を目的に、避難所において保健師等により健康管理を行う場です。

No.	名称	住所	電話番号	FAX 番号
1	外ヶ輪小学校	中央町 5-8-9	22-2549	23-7203
2	御免町小学校	大栄町 4-5-33	22-2216	24-4610
3	猿橋小学校	中曽根町 3-8-29	22-2123	22-5892
4	住吉小学校	住吉町 3-6-22	24-1148	23-3993
5	東豊小学校	東新町 4-10-8	23-5075	23-5189
6	二葉小学校	中田町 3-6-1	22-2164	22-6690
7	東小学校	五十公野 4862	22-3641	22-8644
8	旧松浦小学校	法正橋 39		
9	旧米倉小学校	大槻 4211-260		
10	あかたにの家	上赤谷 2173	28-2116	28-2123
11	川東小学校	下羽津 1938	25-2009	25-2911
12	旧菅谷小学校	繁山 70		
13	七葉小学校	黒岩 66	29-3305	31-2012
14	佐々木小学校	則清 856	27-2011	27-2275
15	旧荒橋小学校	荒町 1483		
16	豊浦小学校	大伝 465-2	22-2304	23-7002
17	旧天王小学校	天王甲 18		
18	旧本田小学校	本田丙 12		
19	紫雲寺小学校	稲荷岡 2389	41-2022	41-2042
20	旧米子小学校	真野原外 1773		
21	旧藤塚小学校	藤塚浜 4063-3		
22	加治川小学校	上今泉 366	33-2435	33-3663
23	新発田地区救急診療所・休日救急歯科診療所	本町 1-16-14	23-8350	

8-6 避難所予定施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難を余儀なくされた者等を既に開設している避難所に収容しきれない場合等に、それを補完する避難所として開設する予定の施設で、避難を余儀なくされた者等の生命及び身体の安全を一定の期間又は一時的に保護する施設です。

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
隣保館	住吉町 2-3-28	26-5984	374.92 m ²
住吉コミュニティセンター	住吉町 5-4-25	26-7060	801.05 m ²
五十公野コミュニティセンター	五十公野 4930-1	26-8139	1,801.78 m ²
佐々木コミュニティセンター	則清 956-1	27-6627	816.10 m ²
御幸町ふれあいコミュニティセンター	御幸町 3-11-9	26-5276	377.50 m ²
猿橋コミュニティセンター	住吉町 1-7-17	20-5361	2,722.77 m ²
菅谷コミュニティセンター	菅谷 3350	29-2002	999.80 m ²
七葉コミュニティセンター	三日市 862	24-0778	807.40 m ²
川東コミュニティセンター	下羽津 1908	25-2025	776.82 m ²
松浦農村環境改善センター	法正橋 676	26-3392	661 m ²
米倉農村環境改善センター	米倉 1419	28-5204	310 m ²
本町 1 丁目公会堂	本町 1-5-13	24-7700	93 m ²
本町 2 丁目公会堂	本町 2-4-7		61.885 m ²
西塚ノ目公会堂	本町 4-15-13		
上鉄旭公民館	大栄町 6-8-8	23-5060	145.454 m ²
東町公会堂	諏訪町 3-6-15	26-1931	
歴史図書館	中央町 4-11-27	24-2100	2,084.51 m ²
ふれあい会館	中央町 5-4-9		190.61 m ²
四之町公会堂	御幸町 1-6-13		28.09 m ²
三之町会館	大栄町 1-5-1	26-0954	94.6 m ²
七区公会堂	大栄町 7-6-5	26-2406	172.42 m ²
大栄町 5 丁目公会堂	大栄町 5-8-18	26-0265	86.92 m ²
両町公会堂	大栄町 7-8-17		131.18 m ²
わ組会館	大手町 1-3-11		
外ヶ輪会館	大手町 5-10-2	26-3191	72.73 m ²
本丸集会所	大手町 6-1-29		64.6 m ²
みどり会館	緑町 3-2-14	23-3972	112.62 m ²
城北町 1 丁目公会堂	城北町 1-6-5	26-0961	127.513 m ²
新井田地域ふれあいセンター	緑町 1-7-12		185.48 m ²
城北町 3 丁目集会所	城北町 3-5-7		73.42 m ²
下鉄会館	西園町 1-2-18		194.64 m ²
新築地公会堂	西園町 1-13-5	26-8805	102.4 m ²
西園町 2 丁目公会堂	西園町 2-7-2	26-0967	123.12 m ²
西園町 3 丁目公会堂	西園町 3-14-61		52 m ²
職人町公会堂	御幸町 1-8-6		26.4 m ²
御幸町二丁目公会堂	御幸町 2-9-3	26-5994	90.479 m ²
住吉公会堂（農家組合所有）	住吉町 2-8-38		
豊町 1・2 丁目公会堂	豊町 1-9-12	22-4812	26.446 m ²
豊団地集会所（市営団地内）	豊町 3-5-6	22-1489	70.04 m ²
西町内会集会所	東新町 1-4-3	22-8495	49.586 m ²
東新町 3 丁目公会堂	東新町 3-6-3	26-7301	132.43 m ²
板敷公会堂	東新町 4-12-6		59.4 m ²
新富町 1 丁目公会堂	新富町 1-4-8		129.41 m ²
新富町二丁目町内会公会堂	新富町 2-5-7		102.68 m ²
新富町 3 丁目自治会館	新富町 3-3-14		80.73 m ²
小舟町 1 丁目集会所（市営団地内）	小舟町 1-5-11		59.625 m ²
中田公会堂	中田町 2-2-19	26-2589	59.869 m ²
小舟渡集落ふれあいセンター	小舟町 3-16		104.34 m ²
あやめ団地集会所	小舟町 1-633-2		66.25 m ²

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
中曽根公会堂	中曽根町 2-10-16	22-5885	
南中曽根公会館	中曽根町 2-271-18		79.50 m ²
ハートフルなかそね集会場（市営団地内）	中曽根町 2-6-4		
舟入公会堂	舟入町 1-5-19		
舟入町 2 丁目公会堂	舟入町 2-1-7		114.876 m ²
富塚町中交流センター	富塚町 2-11-15	23-3924	
弓越生活改善センター	富塚町 1-14-2	26-0970	67.33 m ²
下木戸公会堂（農家組合所有）	富塚町 3-16-24		
新栄町公会堂	新栄町 2-5-28		163.13 m ²
新栄団地集会所（市営団地内）	新栄町 2-12-21		
島潟公会堂（島潟生活改善センター含む）	島潟 536-3	24-4169	
高浜公会堂	板敷 722	26-3626	64.462 m ²
西名柄公会堂	西名柄 79		90 m ²
下名柄公会堂	西名柄 3120		49.5 m ²
長畑公会堂	長畑 570-1	22-1664	70.3 m ²
中谷内公会堂	中谷内甲 170	23-5270	76.033 m ²
桑ノ口公会堂	桑ノ口 348	26-2032	119.25 m ²
道賀集落ふれあいセンター	道賀 130-1	22-6768	101.86 m ²
江口集落ふれあいセンター	江口 506	28-5331	85.86 m ²
上内竹集落開発センター	上内竹 545-4	28-5838	121.52 m ²
下内竹公会堂	下内竹 282		86 m ²
丑首集落ふれあいセンター	丑首 145-1		58.94 m ²
天ノ原集落開発センター	下内竹 613-25	26-7522	140.58 m ²
山崎公会堂	山崎 116-3		62.81 m ²
古寺公会堂	古寺 141-1		92.86 m ²
上新保集落開発センター	上新保 468-2	26-6552	115.93 m ²
下新保集落開発センター	下新保 541-1	22-4859	109.31 m ²
金谷公会堂	金谷 147		63.5 m ²
古町公会堂	五十公野 5094		100.5 m ²
七軒町公会堂	五十公野 5144-1	23-6152	140.76 m ²
山王公会堂	五十公野 241		64.462 m ²
橋本公会堂	五十公野 1623-1		91 m ²
小路公会堂	五十公野 1661-1		94.215 m ²
上町公会堂	五十公野 4685-47	22-1165	416.97 m ²
下町公会堂	五十公野 4689		132 m ²
杉原公会堂	五十公野 3433-4	26-1808	125.8 m ²
いわい団地公会堂	五十公野 4664-21		89.43 m ²
山崎団地町内会公会堂	山崎 140-19	26-3252	121.72 m ²
大崎公会堂	大崎 84-1		40.5 m ²
六日町公会堂	六日町 131		40.72 m ²
八幡集落開発センター	八幡 1477	24-4383	220.74 m ²
八幡新田公会堂	八幡新田 845	23-2166	101.85 m ²
浦集落改善センター	浦 257-1	24-4322	197.52 m ²
浦新田会場	浦新田乙 31-2	24-7468	97.53 m ²
法正橋会場	法正橋 34-1	24-4363	491.5 m ²
小友公会堂	小友 642		
瑞波公会堂	瑞波 19		40.425 m ²
松岡公会堂	松岡甲 1684-2	22-2948	155.68 m ²
荒川公会堂	荒川 5347	32-3095	184.8 m ²
新荒川集会所	荒川 5929-1		
上中山公会堂	上中山乙 207	32-3472	112.396 m ²
中居分館	上中山乙 53-2		
田家集会所	荒川 2753-2	32-2857	
大槻集落開発センター	大槻 4211-422	28-5441	168.467 m ²
山内公会堂	山内 1245-2	28-5232	138.88 m ²
中々山公会堂	中々山 445-2	28-2526	85.95 m ²
上赤谷集会所			

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
元宮集会所	上赤谷 1189-丙		124 m ²
滝谷新田集落ふれあい交流センター	滝谷新田 167-1		165.289 m ²
小戸公民館	小戸 1306	28-5068	190.082 m ²
永福庵（宮古木集会所）	宮古木 389-1		94 m ²
車野公会堂	大友 181-4	25-2925	109.24 m ²
上車野公会堂	宮古木 3339	25-3318	79.338 m ²
上大友集落開発センター	大友 1344-1	25-2921	155 m ²
下大友構造改善センター	大友 1341	25-2956	181 m ²
本間新田公会堂	本間新田 92-2		79.338 m ²
板山地域利用改善センター	板山 2591-3	25-3393	267 m ²
上羽津地域利用改善センター	上羽津 595-6	25-2425	188.43 m ²
下羽津構造改善センター	下羽津 1430	25-2653	224.42 m ²
田貝公会堂			
田貝集落ふれあいセンター	田貝 268-2		144.91 m ²
虎丸公会堂	虎丸 375	25-2110	195.83 m ²
上三光集落集会場	上三光 793-3	25-2870	
下三光集落開発センター	下三光 117-2	25-2955	175.57 m ²
上楠川公会堂	上楠川 271-1		213.45 m ²
下楠川集落開発センター	下楠川 18-1	25-2953	142.43 m ²
南楯集落開発センター	南楯 385	25-2202	109.091 m ²
東姫田集落開発センター	東姫田 420-1	25-2929	119.93 m ²
西姫田集落開発センター	西姫田 193-1	25-3502	99.173 m ²
下高関構造改善センター	下高関 397-2	25-2922	103.305 m ²
敦賀公会堂	敦賀 152		41 m ²
上岡田生活改善センター	岡田 229	25-2474	77.84 m ²
下岡田公会堂	岡田 1373-1	26-5990	154.545 m ²
上荒沢担い手センター	上荒沢 627-1	29-2940	117.59 m ²
溝足集落ふれあいセンター	溝足 167		51.33 m ²
熊出公会堂	熊出 390		72.727 m ²
下中山公会堂	下中山 723-1	29-2948	77.686 m ²
横山集落ふれあいセンター	横山 152		84.47 m ²
下寺内担い手センター	下寺内 598	29-2286	95.867 m ²
上寺内公会堂	上寺内 1041	29-2868	203.306 m ²
小出集落開発センター	小出 731-1	29-2822	125.66 m ²
下小出集会所	菅谷 85		49.58 m ²
菅谷集落ふれあいセンター	菅谷 739-1	29-2694	221.1 m ²
滝ふれあい交流センター	滝字道下 365		106 m ²
下石川公会堂	下石川 302-1	29-2160	105.02 m ²
上石川集落開発センター	上石川 386-1	29-2951	
中川公会堂	中川 274-2	29-2168	112.165 m ²
丸山公会堂			
蔵光集落ふれあいセンター	蔵光 2645	29-2493	277.63 m ²
打越集会所			
上中江集落開発センター		29-2536	105.9 m ²
下中江担い手センター	下中江 152-1	29-2561	46.281 m ²
北中江集落開発センター	北中江 228-3	29-2552	79.338 m ²
和殿堂（公会堂）	麓 508	29-2580	105.785 m ²
べ切公民館	早道場 900-3		86 m ²
べ切ふれあい交流センター	蔵光 3852-1		
ふじとふれあいセンター	東宮内 207	29-2758	91.09 m ²
黒岩ふれあい交流センター	黒岩 183		41 m ²
三日市公会堂		22-4853	90.082 m ²
三日市早道場集落開発センター	三日市 152-2	22-4869	
小皂公会堂	早道場 931		56 m ²
小松公会堂	上小松 230		34 m ²
上館公会堂	上館乙 52	22-8879	187.15 m ²
新屋敷集落ふれあいセンター	新屋敷 88-1		72.6 m ²

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
新保小路ふれあい交流センター	新保小路 347-2		96 m ²
館野小路公会堂	館野小路 157		57 m ²
下中公会堂	下中 253	26-1854	181.76 m ²
金津集会所	金津 132		24.013 m ²
茗荷谷集落開発センター	茗荷谷 862-1	24-4329	101 m ²
佐々木公会堂（第一）	佐々木 178-2	27-2607	230 m ²
佐々木公会堂（第二）	佐々木 240		96 m ²
大字佐々木第二生活改善センター	佐々木		
佐々木第三集落ふれあいセンター	佐々木 325-3		84.17 m ²
佐々木地利目木公会堂（第四公会堂）	佐々木 358-1		72.03 m ²
山之口公会堂	佐々木 473-14		
大正通集落ふれあいセンター	佐々木 1908		67.08 m ²
曾根集落開発センター	曾根 239		102.68 m ²
上中沢西公会堂	上中沢 426-6		60.44 m ²
日渡公会堂	日渡 741	27-2698	89.26 m ²
則清公会堂	則清 866-10		57.93 m ²
西宮内集落開発センター	西宮内 119	23-3922	90.909 m ²
北蓑口集落ふれあいセンター	北蓑口 518-2	24-3866	67.768 m ²
西蓑口公会堂	西蓑口 269		
西蓑口ふれあいセンター			
飯島甲ふれあい交流センター	飯島甲 70		99.174 m ²
飯島乙集落開発センター	飯島乙 171-3		68.7 m ²
下興野集落開発センター	下興野 108	27-2673	169 m ²
両新田集落ふれあいセンター	下興野 1742-1	27-1640	144.6 m ²
鳥砂公民館	鳥穴 188-4	27-4330	264 m ²
上端公民館	荒町甲 888-1		96 m ²
蛇塚公民館	荒町甲 938	22-1928	122 m ²
上荒町公民館	荒町 1542	26-5012	358 m ²
荒町下区集落開発センター	荒町甲 1870-1	23-3979	213 m ²
太斉ふれあいセンター	太斉 551	22-4841	114 m ²
久保集落開発センター	荒町 444	23-3991	113 m ²
佐々川区集会所	荒町 1022-1	23-5764	55 m ²
小坂集落開発センター	小坂 87-1	26-3172	155 m ²
赤橋ふれあいセンター	赤橋 622-1	26-7034	105 m ²
切梅公民館	切梅 12-1	22-6751	134 m ²
二ツ堂公民館	二ツ堂 520	23-3945	59 m ²
竹ヶ花公民館	竹ヶ花 62	22-3422	60 m ²
池之端集落開発センター	池之端 1212-1	24-7629	166 m ²
戸板沢公民館	戸板沢 160-2	26-3841	61 m ²
動木橋公民館	小坂 1103-1	22-0028	59 m ²
横堀公民館	大伝 786-9		41 m ²
大伝本村集落開発センター	大伝 1119-6	22-0027	83 m ²
大伝新道集落センター	大伝 697-8	24-9998	113 m ²
下中ノ目構造改善センター	下中ノ目 676	22-0223	261 m ²
中ノ目新田ふれあいセンター	中ノ目新田 636	23-3900	173 m ²
乙次集落開発センター	乙次 287-1	22-0252	187 m ²
下飯塚集落センター	下飯塚 156		73 m ²
吉浦ふれあいセンター	吉浦 200-2	22-0311	126 m ²
大沢ふれあいセンター	下飯塚 595	22-0360	120 m ²
竹俣万代ふれあいセンター	竹俣万代 111	23-3904	84 m ²
加治万代ふれあいセンター	加治万代 33	22-0289	108 m ²
万代公民館	万代 26	26-5356	59 m ²
天王集落研修センター	天王 836-1	32-3798	290 m ²
三ツ樹公民館	三ツ樹 829	22-0621	120 m ²
福島ふれあいセンター	福島 217-1	23-3908	122 m ²
乗廻集落開発センター	乗廻 436-2	22-0534	184 m ²
興野農事集会所	本田癸 12-7	32-3663	198 m ²

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
上本田区公民館	本田 壬 15-8	32-3510	214.77
下本田集落開発センター	本田 戊 636	32-3232	163 m ²
八万ふれあいセンター	本田 庚 497-1	32-3585	98 m ²
岡屋敷公民館	岡屋敷 830	32-2840	120 m ²
月岡公民館	月岡 739-3	32-2069	128 m ²
月岡温泉公民館	月岡 311-5	32-2310	175 m ²
滝沢ふれあいセンター	滝沢 629-1	32-3539	102.35 m ²
中之通集落開発センター	本田 3671-1	32-3605	
人橋集落開発センター	真野原外 481-4		89.43 m ²
二ツ山公会堂	真野原外 19		51.34 m ²
河岸場集落開発センター	真野原 546-3	41-2977	149.05 m ²
真野原外公会堂	真野原外 1203-1		95.58 m ²
真野原一公会堂	真野原 1915-2		58.24 m ²
真野原二公会堂	真野原外 1409-3		61.875 m ²
米子公会堂	米子 40-3	41-2965	91 m ²
小川集落開発センター	小川 85-4		129.18 m ²
長島集落開発センター	長島 173-1	41-2187	139.77 m ²
関稲一公会堂	関井 600-2	41-2183	
関稲二公会堂	稲荷岡 2323-2		69.3 m ²
稲荷岡一公会堂	稲荷岡 2075-1		75.9 m ²
稲荷岡二公会堂	稲荷岡 901-1		54.65 m ²
稲荷岡三公会堂	稲荷岡 3550-2		70.95 m ²
下中沢集落開発センター	下中沢 1120-6	41-2995	132.49 m ²
福富集落開発センター	富島 593-2	41-2952	125.04 m ²
上真中ふれあいセンター	真中 1864-1	41-2992	70.95 m ²
本真中公会堂	富島 578-1		46.2 m ²
下真中公会堂	真中 2081-16		74.25 m ²
下古田集落開発センター	真野原 2997-5		129.1 m ²
大島一公会堂	大中島 431		64.35 m ²
大島二公会堂	大中島 54		118.8 m ²
藤塚浜公会堂	藤塚浜字浜山 901-1		
下山田公会堂	下山田 1232-2	33-2352	54.54 m ²
住田営農研修センター	箱岩 2111-4	33-2129	140.49 m ²
箱岩集落ふれあいセンター	箱岩 1544-1	33-2126	122.31 m ²
上横岡・平山集落開発センター	横岡 1908-2		95.58 m ²
西浦・下西山研修センター	西浦 26-16		74.79 m ²
下横岡集落開発センター	横岡 466-6	33-2025	100.68 m ²
下中集会所	下中 56	26-3421	71.07 m ²
上今泉構造改善センター	上今 1314-3	26-1273	176.85 m ²
関妻公会堂	関妻 91-7		66.11 m ²
川口公会堂	川口 377-1		167.37 m ²
稲荷・野中公会堂	稲荷 17-4	33-2134	132.23 m ²
吉田集落開発センター	吉田 251-2		95.45 m ²
塚田集落開発センター	塚田 152-38	33-2138	76.99 m ²
古楯集落開発センター	古楯 50-3	33-2222	89.53 m ²
小島担い手センター	小島 115-2	33-2135	85.95 m ²
湖南集落開発センター	湖南 1600-2	33-2139	160.69 m ²
向中条農業研修センター	向中条 2610	24-4766	207.15 m ²
押廻集落開発センター	押廻 742-1	24-0392	170.24 m ²
川尻集落開発センター	川尻 43-6		104.71 m ²
古川公会堂	古川 732-1		136.63 m ²
高山寺集落開発センター	高山寺 53-3	24-7933	83.47 m ²
上草荷集落開発センター	草荷 256-1		112.8 m ²
草荷・宮古集落開発センター	草荷 1167-2		96.69 m ²
境集落センター	境 56-1		33.6 m ²
寺尾生活改善センター	寺尾 119		48.2 m ²
金山公会堂	金山 1470		92.83 m ²

避難所予定施設	所在地	電話番号	延床面積
貝塚公会堂	貝塚 629		90.9 m ²
下小中山公会堂	下小中山 803-1		73.85 m ²
下坂町公会堂	下坂町 434		72.14 m ²
貝屋集落開発センター	貝屋 71		68.31 m ²
小国谷公会堂	小国谷 283-1		33.05 m ²
相馬営農研修センター	相馬 297-3		148.76 m ²
中俵ふれあいセンター	中俵 64		132.29 m ²
上金塚公会堂	金塚 396-1	33-2123	71.07 m ²
下金塚ふれあいセンター	金塚 437-4		145.31 m ²
岡島公会堂	岡島 8-2		79.33 m ²
駅前公会堂	下小中山 352-4		137.18 m ²
戸野港公会堂	戸野港 12-2		41.32 m ²
大野集落開発センター	大野 76		90.9 m ²
光陽団地集会所	下小中山 1106-1		53.16 m ²
桜ヶ丘団地集会所	下小中山 1014-41		158.67 m ²
朝日団地集会所	下小中山 1116-38		39.66 m ²

令和 8 年 5 月 27 日現在

(資料：人権啓発課、市民まちづくり支援課、健康推進課、農林水産課、歴史図書館)

8-7 旅館組合、入浴施設

(1) 旅館組合等

名称	住所	電話番号
新潟県旅館ホテル組合新発田支部（ますがた荘）	新発田市五十公野 4498-1	22-3473
月岡温泉旅館協同組合	新発田市月岡温泉 546-1	32-2975

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：観光振興課）

(2) 入浴施設

名称	住所	電話番号
新発田温泉 あやめの湯	新発田市板敷 795-1	26-1173
紫雲の郷館	新発田市藤塚浜 966	41-1126
百花の里 城山温泉	新発田市浦 1040-1	21-2626
月岡温泉共同浴場美人の泉	新発田市月岡温泉 403-8	32-1365
飯豊の湯	新発田市大栄町 1-5-1	22-2455
虹の里 交流館	新発田市藤掛 639-1	23-9775

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：観光振興課）

9 応援協定等に関する資料

9－1	災害協定締結状況.....	137
9－2	協定書.....	144

9-1 災害協定締結状況

(1) 自治体等相互応援協定

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害応急対策活動の相互応援に関する協定(義士親善友好都市交流会議(忠臣蔵サミット))	北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市・桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区・港区・新宿区・墨田区、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市・野洲市、兵庫県相生市、豊岡市、加西市、丹波篠山市、加東市、赤穂市、広島県三次市、熊本県山鹿市	H8.4.1	(1)非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 (2)被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 (3)被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供	144
災害時における相互応援協定(新発田地域広域消防本部管内市町村)	胎内市、聖籠町	H8.4.1	(1)住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動 (2)食糧、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 (5)児童、生徒の受入れ (6)被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋	146
友好都市災害時相互応援協定(石川県加賀市)	石川県加賀市	H8.9.1	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及び斡旋 (4)応援に必要な職員の派遣 (5)災害救助ボランティアの斡旋 (6)被災家庭の児童生徒の受入れ	148
姉妹都市災害時相互応援協定(長野県須坂市)	長野県須坂市	H7.12.2	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)ボランティアのあっせん (6)児童生徒の受入れ	150

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
			(7)被災者を一時収容するための施設の提供又はあつせん	
全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定(全国市町村あやめサミット連絡協議会加盟市区町村)	北海道厚岸町・長万部町、宮城県多賀城市、山形県長井市、福島県鏡石町・会津美里町、茨城県潮来市、千葉県佐倉市・香取市、山梨県南アルプス市	H12.4.26	(1)災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援 (2)被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援 (3)備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあつせん (4)被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん	152
大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定(新潟県及び県内市町村)	新潟県及び県内市町村	H31.3.11	国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務	156
災害時における近隣市町村相互援助協定(近隣市町村)	新潟市、長岡市、三条市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町	H18.8.1	(1)日用品、食料、資材、機械、器具の提供 (2)職員の派遣	154
災害時の情報交換に関する協定(国土交通省北陸地方整備局)	国土交通省北陸地方整備局	H23.3.1	(1)一般被害状況に関すること (2)公共土木施設(河川・海岸・道路・公園・下水道・港湾等)の被害状況に関すること	159
災害時における相互応援に関する協定(千葉県浦安市)	千葉県浦安市	H25.5.21	(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 (2)食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供 (3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあつせん (4)応急復旧活動等に必要な職員の派遣 (5)被災家庭の児童生徒の受入れ	160
災害時における相互応援協定に関する協定	神奈川県海老名市	R3.11.8	(1)食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (3)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供 (4)救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 (5)被災者を一時収容するための施設の提供又はあつせん	162

(2) 物資等の供給

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトリーズ ジャパン(株) 下越支店東港セールスセンター	H17.7.4	物資の調達及び供給、地域貢献型自動販売機による災害時における救援物資提供	167

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時における食糧供給に関する協定	サトウ食品(株)	H18.1.23	食糧の調達及び安定提供	171
災害時における救援物資の供給に関する協定	サントリービバレッジサービス(株)関東・信越営業本部(新潟東支店)	H29.2.17	物資の調達及び供給、緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品の無償提供	203
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー(株)新潟工場	H25.3.21	段ボール製品、段ボール製簡易ベッド、その他、乙の取り扱う商品の調達及び安定提供	207
災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園（新潟東部支店）	R4.4.1	飲料水の提供、災害対応型自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供	208
災害時における量の供給に関する協定	下越量業組合	H30.10.31	量の供給及び搬送	237
災害時における物資の供給等に関する協定	(株)ウオロク	H31.2.1	食料品、日用品等の供給及び店舗駐車場の利用	241
災害時における協力に関する協定	(株)コメリ(パワー新発田店)	H20.4.17	コメリパワー新発田店の駐車場の利用、及び物資の取り揃え	175
災害時における物資供給等に関する協定	イオンリテール(株)イオンモール新発田	H18.7.13	避難場所として駐車場の開放、物資の調達及び安定提供の協力	177
災害時における物資供給及び店舗駐車場の提供に関する協定	アークランズ株式会社	H29.8.25	(1)食料品、飲料品、生活・日用品等の物資の供給 (2)店舗駐車場の利用	234
災害時における石油等供給に関する協定	新潟県石油商業組合新発田支部新発田支会	H18.7.13	石油等の調達及び安定供給の協力	172
災害時におけるLPガス供給に関する協定	(社)新潟県LPガス協会新発田支部	H18.7.13	LPガスの調達及び安定供給の協力	173
災害時における救急医薬品の調達等に関する協定	(社)下越薬剤師会	R2.12.4	救急医薬品の調達	274
災害時における医療救護活動に関する協定	(社)新発田北蒲原医師会	H19.11.1	医療救護活動の協力	178
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H18.7.13	資機材等物資の調達及び安定提供の協力	174
災害時における機材の供給に関する協定	(株)エムオーテック(新潟営業支店)	H26.6.1	重仮設機材の供給、搬送及び人的協力	212
災害時における仮設ハウス等の供給に関する協定	(株)ナガワ	H28.3.8	仮設ハウス、暖房機器、その他甲が指定する什器備品、倉庫等の供給	223
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)カナモト	H26.4.25	レンタル機材の供給	210
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン新潟営業所	R2.2.7	地図製品等の供給	248
災害時における機材のレンタル供給に関する協定	株式会社アクティオ	R4.12.1	レンタル機材の供給	306

(3) 応急復旧活動

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時の協力に関する協定	東北電力(株)新発田電力センター	H30.8.24	(1)災害情報の提供、共有 (2)災害対策本部への社員の派遣 (3)防災拠点施設の電力設備の復旧	236

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁
災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県測量設計業協会	H20.9.1	(1)公共土木施設の被災状況の調査 (2)公共土木施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計 (3)市管理の林業用施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	182
災害時の応援業務に関する協定	(社)新潟県農業土木技術協会	H20.10.1	(1)農地、農業用施設等の被災状況の調査 (2)農地、農業用施設等の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計	184
災害時における水道施設の応急給水及び応急復旧の応援に関する協定	新発田管工事業協同組合	H13.12.1	水道施設の応急給水及び応急復旧の応援	199
災害時の応援業務に関する協定	新発田地区防災協議会 (新発田商工会議所内)	H21.1.28	(1)復旧・復興に関する業務 (2)避難所対策(運営)に関する業務 (3)物資支援に関する業務 (4)家屋等被害判定に関する業務	201
災害時における応急対策業務に関する協定	新潟県瓦工事業共同組合	H26.10.22	応急対策工事	214
災害時における水道施設に係る応急対策業務の応援に関する協定	(株)日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体	R3.4.1	(1)水道業務に関する電話対応・広報活動 (2)応急給水活動	227
災害時における車両等障害物除去に関する協定	NPO 法人全日本レッカー協会	H28.12.21	車両等障害物除去	232
災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	R2.3.4	公共下水道管路施設及び農業集落排水管路施設等の応急復旧(巡視、点検、調査、清掃、修繕)	252
災害時における水道施設の電気設備応急復旧の応援に関する協定	菖城電設協同組合	H20.12.12	水道施設の電気設備応急復旧の応援	308
災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)日本石材産業協会新潟県支部 (一社)日本石材産業協会	R4.5.11	(1)転倒又は残置された石造物や土石等の撤去・集積・復旧等 (2)応急対策活動に必要な資材の提供 (3)その他実施可能なもの	310

(4) 放送

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁
新発田市災害緊急放送に関する協定	(株)エフエムしばた	R8.3.1	災害情報、被害状況、ライフラインに関する情報、災害救助・支援の状況などに関する情報の緊急(割込み)放送	337

(5) 情報収集・輸送

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時の情報収集等に関する協定	新発田ハイヤー・タクシー協会	R1.12.23	(1)要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業務 (2)応急対策を行うために必要な物資の輸送業務 (3)災害の状況及び被害情報の収集	205
ドローンを活用した災害時における情報収集に関する協定	株式会社トップライズ	R7.4.10	(1)災害時等において、市からの要請により航空映像、画像情報の収集による被災状況調査業務（ドローンによる空撮） (2)収集したデータ情報の処理、加工業務	325

(6) 施設使用（避難所、避難場所、救護所）

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立新発田高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	256
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立新発田商業高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	258
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立新発田竹俣特別支援学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	260
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立新発田南高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	262
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立新発田農業高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	264
災害時における避難所としての使用に関する協定	新潟県立西新発田高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	266
災害時における避難所としての使用に関する協定	新発田中央高等学校	R2.2.25	(1)指定避難所等の開設のために必要な鍵の貸与 (2)指定避難所等の開設及び運営に協力	268
津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定	(株)中条ゴルフ倶楽部	R2.11.1	避難場所としての敷地及び建物の一部を使用	270
津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	(株)北日本ホーム食品	R2.11.1	避難場所としての敷地及び建物の一部を使用	272
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合新発田支部	R3.8.26	大規模災害時、避難先としての宿泊施設の提供	292
災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	月岡温泉旅館協同組合	R3.8.26	大規模災害時、避難先としての宿泊施設の提供	295
災害時における救護所としての施設利用に関する協定	下越福祉行政組合	R7.10.31	大規模災害時における救護所の設置及び運営	332

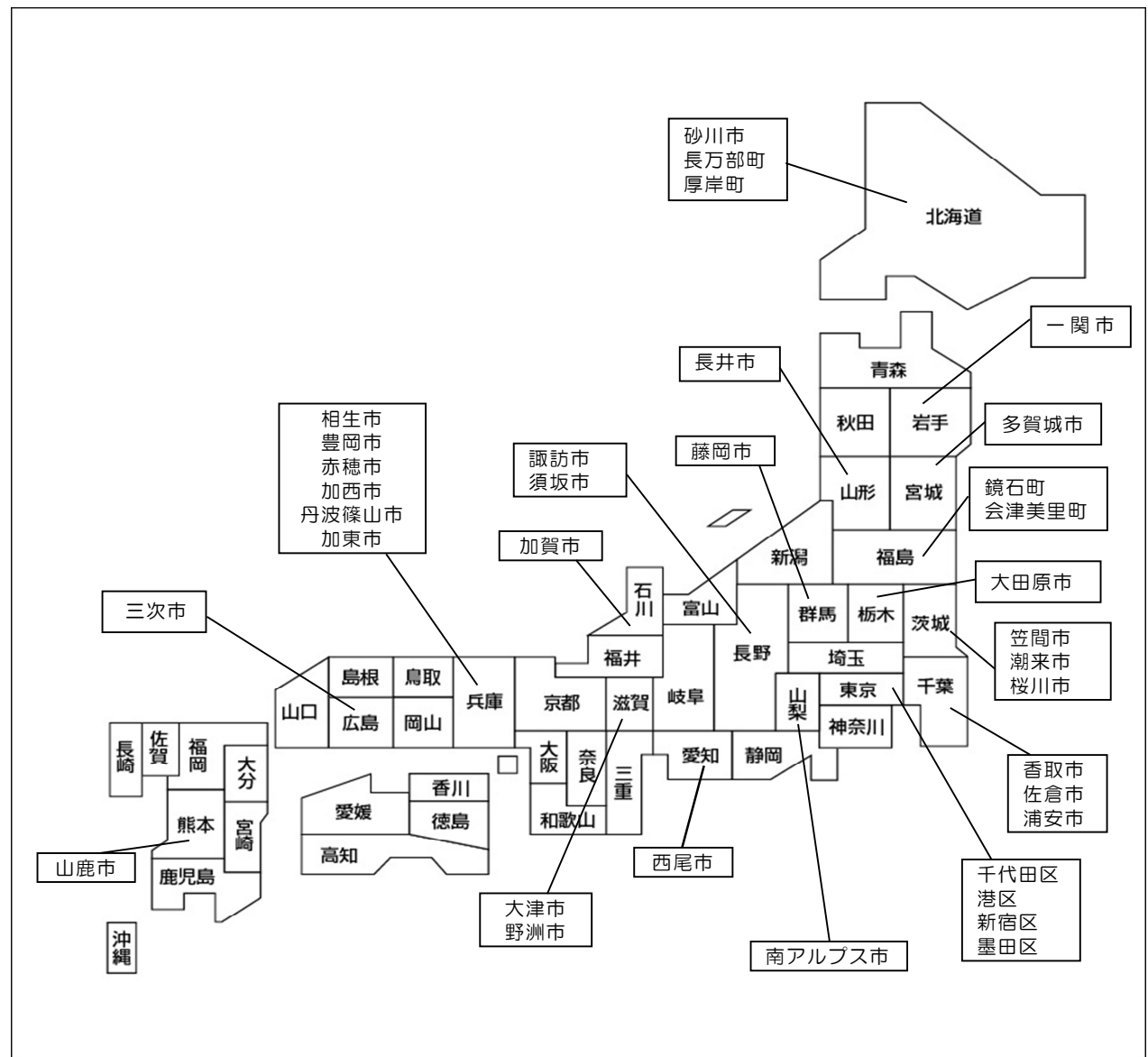
(7) 福祉避難所

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	社会福祉法人のぞみの家福祉会	R2.4.30	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	218
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	株式会社ほっとしばたケアセンター	R1.12.24	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	243
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団 M & B コラボレーション	R4.4.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	302
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人二王子会	R6.10.1 R6.12.1	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	315
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人いじみの福祉会	R7.9.19	要配慮者を収容する福祉避難所としての施設利用	327

(8) その他

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書 掲載頁
災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)新発田郵便局、菅谷郵便局	H9.6.16	(1)緊急車両等としての車両の提供 (2)被災者の避難所開設状況及び被災者の避難先リスト等相互提供 (3)郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4)災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策	164
災害時における新発田市と公益社団法人隊友会新潟県隊友会新潟支部との応援に関する協定	(公社)隊友会新潟県隊友会新潟支部	H30.10.31	(1)復旧・復興の補助 (2)避難所運営の補助 (3)救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸下等の補助 (4)平時における防災普及活動への応援	239
※災害時の応援業務に関する協定	新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士会	H27.4.22	被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設	216
※災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県と新潟県弁護士会	H28.3.14	被災者への法律相談	225
住民の安全確保に関する協定	東京電力株式会社	H25.1.9	平常時における相互の連携を図る。	281
※災害時の応援業務に関する協定	(株)新潟電設業協会	H18.3.30	(1)災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん (2)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査 (3)県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去 (4)施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事 (5)応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事	180
※公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援計画	(公社)日本水道協会新潟県支部	S53.8.1	水道施設の被害状況の把握及び応急給水・復旧	186
災害時における下水道	(一社)新潟県下水道維持改築協会	R3.3.8	円滑な復旧支援の実施を図り、	286

協定名称	締結先	締結日	内容	協定書掲載頁
管路施設の復旧支援協力に関する協定			災害により被災した下水道管路施設の機能を早期復旧	
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	R3.3.8	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧	289
防災パートナーシップに関する協定	株式会社新潟放送	R3.10.20	(1)緊急時の情報伝達の要請 (2)災害情報の提供 (3)災害情報の伝達 (4)平常時の連携	298
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3.11.10	(1)ホームページのアクセス負荷軽減 (2)ヤフーサービス上への防災情報等の掲載	300
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	(福)新発田市社会福祉協議会	R4.6.1	災害ボランティアセンターの設置・運営	312
災害時における法律相談に関する協定	新潟県弁護士会	R7.1.31	法律相談会の開催	323
災害時等における葬祭協力等に関する協定	新潟県葬祭業協同組合	R7.12.24	災害等発生時の遺体の収容、安置、搬送等の協力	335



※官庁及び新潟県内協定市町村は地図上に表示していない。

令和8年5月1日現在

9-2 協定書

義士親善友好都市交流会議（忠臣蔵サミット）

平成 8 年 4 月 1 日 締結

平成 18 年 4 月 1 日 再締結

平成 24 年 3 月 1 日 再締結

平成 25 年 4 月 1 日 再締結

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県太田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（相互応援）

第 3 条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策に円滑に遂行するものとする。

（連絡担当部局）

第 4 条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第 5 条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、下記の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2) 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
- (4) その他応急対策活動に必要な措置

（応援措置の履行）

第 6 条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区が負担するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第8条 協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。

(実施の細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。
この協定の成立を証するため本書23通を作成し、協定市区記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

北海道砂川市長	吉岡 雅文	愛知県西尾市長	榊原 康正
岩手県一関市長	勝部 修	滋賀県大津市長	越 直美
茨城県笠間市長	山口 伸樹	滋賀県野洲市長	山仲 善彰
茨城県桜川市長	中田 裕	兵庫県相生市長	谷口 芳紀
栃木県大田原市長	津久井富雄	兵庫県豊岡市長	中貝 宗治
群馬県藤岡市長	新井 利明	兵庫県赤穂市長	豆田 正明
東京都千代田区長	石川 雅己	兵庫県加西市長	西村 和平
東京都港区長	武井 雅昭	兵庫県篠山市長	酒井 隆明
東京都新宿区長	中山 弘子	兵庫県加東市長	安田 正義
東京都墨田区長	山崎 昇	広島県三次市長	増田 和俊
新潟県新発田市長	二階堂 馨	熊本県山鹿市長	中嶋 憲正
長野県諏訪市長	山田 勝文		

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期するため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住民の生命と財産を守るための救出救助、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水等、日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入れ
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供または斡旋
- (7) 前号に掲げるもののほか、被災市町村の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市町村が応援を要請する場合は、被害の状況、応援要請の内容を明らかにして電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(緊急応援活動の実施)

第4条 前条にかかわらず、いずれかの協定市町村内の地域において地震等の大規模災害が発生したことが明らかな場合は、その他の地域の協定市町村が自主的判断により応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市町村が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町村で協議して定めるものとする。

(連絡担当者)

第6条 協定市町村は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年とする。ただし、期間満了の1カ月前までに協定市町村のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書7通を作成し、各市町村が記名押印の上、各1通を保有する。

別表

新発田市、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村

平成8年4月1日

新発田市	新発田市長	片山	吉忠
豊浦町	豊浦町長	芹野	秀夫
聖籠町	聖籠町長	渡辺	廣吉
加治川村	加治川村長	高橋	公則
紫雲寺町	紫雲寺町長	鬼嶋	正之
中条町	中条町長	熊倉	信夫
黒川村	黒川村長	伊藤	孝二郎

平成 8 年 9 月 1 日 締結
平成 17 年 11 月 1 日 再締結
平成 24 年 10 月 6 日 再締結

友好都市災害時相互応援協定書

新発田市と加賀市（以下「友好都市」という。）は、友好都市の区域内において災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、相互扶助の精神に基づき、救援協力し、応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、平成 8 年 9 月 1 日及び平成 17 年 11 月 1 日に締結した協定を、東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある相互応援とするため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及び斡旋
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 被災家庭の児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市の要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第 2 条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援経費の実施）

第 3 条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 友好都市は、応援の要請がない場合であっても、災害時相互応援協定実施要綱で定める先遣隊を派遣する。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第4条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度友好都市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第7条 友好都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、友好都市が協議して定めるものとする。

(効力の開始)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、友好都市は、記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月6日

新潟県新発田市中心部4丁目10番4号 新発田市長 二階堂 馨

石川県加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市長 寺前 秀一

姉妹都市災害時相互応援協定書

姉妹都市である紫雲寺町と須坂市は、いずれかの地域において災害が発生した場合に、被災市・町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類、内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者を一時収容するための施設の提供又はあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市・町（以下「要請市・町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、電信等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(指揮権)

第3条 この協定に基づき、要請市・町域内で応援業務に従事する者は、要請市・町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した人件費、旅費（日当を含む。）は、応援を要請された市・町（以下「応援市・町」という。）が負担する。
- (2) 派遣された職員の滞在費、災害対策基本法施行令第19条により制定された条例に規定する災害派遣手当及び救援物資の調達その他援助に要した経費は、要請市・町が負担する。

第5条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市・町が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市・町への往復途中に生じたものを除き、要請市・町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請手続きが正確かつ円滑に実施できるよう、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 紫雲寺町 総務課長
- (2) 須坂市 総務部庶務課長

(資料の交換)

第7条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、市・町協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成7年12月2日

紫雲寺町長 鬼嶋 正之

須坂市長 永井 順裕

全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定

全国市町村あやめサミット連絡協議会に加盟している自治体（以下「自治体」という。）間において、地震等による大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自治体の地域で発生した大規模災害に関し、自治体間の相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
- (2) 被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
- (3) 備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の窓口等）

第3条 あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡するとともに、必要な情報を随時、相互に交換するものとする。

（応援の手段）

第4条 応援は、情報収集等を行い自治体が被災したと確認又は判断されるときは、会長自治体（会長自治体が被災した場合は、名誉会長自治体）と連絡をとり、自主的に応援を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担する。
 - (2) 援助に要する経費は、援助を行う自治体が負担する。
- 2 前項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた自治体と応援した自治体で協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料の情報交換会（会議）をあやめサミットに併せて行うものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、自治体が既に締結している協定を妨げるものではない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書 34 通を作成し、その 1 通に同意書を添付のうえ、名誉会長自治体が保有する。また、その他の自治体は残りの 33 通にそれぞれ同意書の写しを添付のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 4 月 26 日

全国あやめサミット連絡協議会
会長 佐原市長 鈴木全一

次の 34 自治体の長の同意書を添付する。

北海道長万部町、北村、厚岸町、岩手県東和町、宮城県古川市、多賀城町、一迫町、南方町、山形県長井市、福島県鏡石町、会津高田町、新潟県新発田市、栄町、茨城県潮来町、栃木県高根沢町、埼玉県北川辺町、菖蒲町、庄和町、千葉県佐原市、山梨県増穂町、櫛形町、静岡県伊豆長岡町、長野県明科町、岐阜県海津町、愛知県東郷町、三重県多度町、滋賀県中主町、兵庫県大河内町、和歌山県中津村、鳥取県江府町、広島県上下町、福岡県瀬高町、大分県日田市、宮崎県都城市

(以下、同意書省略)

注：令和 7 年 4 月 1 日現在の加盟市町村

北海道長万部町、厚岸町、宮城県多賀城市、山形県長井市、福島県鏡石町、会津美里町、新潟県新発田市、茨城県潮来市、千葉県佐倉市、香取市、山梨県南アルプス市

災害時における近隣市町村相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 必要とする場所
- (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡協議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議（以下「連絡会議」という。）を年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡協議会は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申し出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次1年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市	長岡市	三条市	新発田市	加茂市	燕市	五泉市	阿賀野市、佐渡市
聖籠町	弥彦村	田上町					

平成18年8月1日

新潟市		五泉市	
新潟市長	篠田 昭	五泉市長	五十嵐 基
長岡市		阿賀野市	
長岡市長	森 民夫	阿賀野市長	本田 富雄
三条市		佐渡市	
三条市長	高橋 一夫	佐渡市長	高野 宏一郎
新発田市		聖籠町	
新発田市長	片山 吉忠	聖籠町長	渡邊 廣吉
加茂市		弥彦村	
加茂市長	小池 清彦	弥彦村長	大谷 良孝
燕市		田上町	
燕市長	小林 清	田上町長	佐藤 邦義

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

- 第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。
- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
 - 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

- 第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。
- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

- 第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。
- 2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

(平時の取組)

第13条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第14条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第 15 条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 17 条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は平成 31 年 3 月 11 日から適用する。
- 2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と、新発田市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 新発田市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 新発田市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設(河川・海岸・道路・公園・下水道・港湾等)の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町 1-1-1
新潟美咲合同庁舎 1 号館
国土交通省北陸地方整備局長 前川 秀和

乙) 新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
新発田市長 二階堂 馨

災害時における相互応援に関する協定書

新発田市と浦安市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号及び原子力対策特別措置法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、相互扶助の精神に基づき、救援協力し、応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲において実施するものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災家庭の児童生徒の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災地から要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第2条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により連絡するとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援の要請がない場合であっても、被災の状況等に応じ自主的に応援を行うものとする。

この場合は、応援の内容をあらかじめ電話等により連絡するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第4条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 前項の規定によりがたいときは、その都度両市で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定はの締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月21日

新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 二階堂 馨

千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市長 松崎 秀樹

災害時における相互応援に関する協定書

新潟県新発田市と神奈川県海老名市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品等の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧活動等に必要な物資及び資機材の提供
- （4）救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供又はあつ旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援期間
- （7）その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被災市の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員又はその遺族若しくは被扶養者に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災

市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第 8 条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備及び平時からの交流促進に努める。

（他の協定との関係）

第 9 条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（効力の発生）

第 10 条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

（その他）

第 11 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 11 月 8 日

新潟県新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号

新潟県新発田市

新発田市長 二 階 堂 馨

神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

神奈川県海老名市

海老名市長 内 野 優

平成 9 年 6 月 16 日締結

平成 27 年 6 月 1 日再締結

平成 29 年 3 月 2 日再締結

災害発生時における新発田市と新発田市内郵便局の協力に関する協定

新潟県新発田市（以下「甲」という。）と新発田市内郵便局（以下「乙」という。）は、新発田市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、新発田市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）等又は転居届の配付・回収を含む。

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 新発田市地域安全課長

乙 日本郵便株式会社 新発田郵便局長 (総務部長)

(協議)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

附 則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月2日

甲 新潟県新発田市中心3丁目3番3号
新発田市 新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新発田市大手町4丁目3番20号
日本郵便株式会社 新発田郵便局長 渡辺 英樹
新潟県新発田市菅谷1120-1
日本郵便株式会社 菅谷郵便局長 高橋 浩幸

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 新発田市役所 電話：〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

第
1

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所

〒	—

・ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

平成 17 年 7 月 4 日 締結
 令和 6 年 3 月 27 日 再締結
 令和 7 年 3 月 27 日 再締結

災害時における救援物資提供に関する協定書

新発田市（以下、「甲」という。）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

本協定は、次の設置場所に設置している地域貢献型自動販売機及び災害対応型自動販売機（以下、「自動販売機」という。）による、災害時における救援物資提供に関する乙の甲に対する協力について、必要事項を定めることを目的とする。

	設置先名称	所在地	設置場所
1	新発田市本庁舎	新発田市中央町 3 丁目 3-3	1 階札の辻広場前廊下
2	新発田市加治川支所庁舎	新発田市住田 510	1 階玄関ホール
3	新発田市健康長寿アクティブ交流センター	新発田市中央町 3 丁目 13-3	あおり館入口脇
4	新発田市カルチャーセンター	新発田市本町 4 丁目 16-83	正面入口階段前
5	サンビレッジしばた	新発田市五十公野 6080	施設入口脇
6	西新発田駅前災害対策機	新発田市富塚町 1 丁目 18-29	駅前公衆トイレ前
7	新発田市ボランティアセンター	新発田市本町 4 丁目 16-83	道路前建物脇
8	新発田市青少年健全育成センター	新発田市緑町 2 丁目 6-36	入口脇
9	佐々木コミュニティセンター	新発田市則清 965-1	入口脇
10	新発田温泉あやめの湯	新発田市板敷 795-1	入口脇
11	アイネスしばた（リハビリ支援機）	新発田市大手町 4 丁目 7-1	駐車場内（県道内）
12	市営住宅町裏	新発田市大栄町 2 丁目 3-19	住宅入口前
13	新発田城址公園（オリンピック支援機）	新発田市大手町 6 丁目 3	公園公衆トイレ前
14	川東コミュニティセンター	新発田市下羽津 1908	入口脇
15	キネス天王（旧天王小学校）	新発田市天王甲 18	正面玄関
16	新発田市児童運動センター（ユウネスしばた）	新発田市住吉町 1-7-17	入口脇
17	新発田駅前複合施設（イクネスしばた）	新発田市諏訪町 1-2-12	駐輪場 1（諏訪神社側）

第 2 条（協力内容）

1. 甲の所在地を管轄する行政区域内にて地震・水害等の災害が発生もしくは発生する恐れがある場合において、甲の所在地を管轄する行政区域に、災害対策基本法等、国または地方公共団体が定める法令に基づき災害対策本部が設置された場合、甲は乙に対し次項の協力を要請できるものとする。
2. 乙は甲に対し、甲から要請を受けた時点における、自動販売機の機内在庫商品（以下、「本商品」という。）に限り、無償提供するものとする。ただし避難期間が長期に及ぶようなときは甲・乙協議の上、災害救助として随時補充または、指定避難所へ直接搬入し提供するものとする。
3. 乙が本条に基づき本商品を提供するにあたり、甲に対し USB メモリーキー（以下、「本物件」という。）を貸与する場合、甲は本物件の預り証を発行すると共に、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失・破損した場合、乙に対し実費を支払うものとする。
4. 本協定有効期間中に自動販売機の運営及び設置に要する費用は乙の負担とし、管理については乙が責任をもって行うものとする。

5. 自動販売機に要する電気料については、甲が発行する納付書に基づき乙が支払期限を守り支払うものとする。
6. 本協定有効期間中は、自動販売機の行政財産目的外使用料については、甲は免除するものとする。
7. 自動販売機で販売する商品の販売価格は、乙との協議のもと決めた標準小売価格とする。

第3条（協力要請および実施）

1. 甲は、本協定に基づき本商品の提供が必要な場合、乙に対し別紙救援物資提供要請書による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。
2. 夜間等により了承が得られないときは、甲の判断により開錠することができるものとする。
3. 自動販売機の開錠については、乙から貸与されている本物件内のソフトにより甲が行うものとする。
4. 乙は、甲から前項に定める内容にて協力要請があった場合、要請内容を確認の上、甲に対し本商品提供の諾否の通知を行うものとする。
5. 自動販売機の機内在庫状況およびライフラインの停止等協力要請時点または要請後の状況次第では、本商品の提供ができないことを、甲は承諾するものとする。

第4条（期間）

1. 本協定の有効期間は令和7年3月27日から令和8年3月31日までの間とし、行政財産を使用し自動販売機での販売を維持するものとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙いずれからも異議申し出のない場合、本協定は、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本協定有効期間中に原契約が終了したときは、本協定は当然に終了するものとし、将来に向かって失効する。
3. 本協定が終了、且つ乙の甲に対する本物件の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から1ヶ月以内に本物件を返却するものとする。

第5条（解除）

甲または乙が次の各号の1つに該当するときは、相手方是何ら事前の催告を要せず、直ちに本協定を解除することができる。

- (1) 本協定のいずれかの条項に違反したとき。
- (2) 手形もしくは小切手の不渡り、租税滞納処分、仮差押え、仮処分もしくは強制執行の申し立てを受け、または競売、破産、会社更生・民事再生その他類似の手の開始を自ら申し立てもしくは申し立てられたとき、または、その恐れがあるとき。
- (3) 事業の廃止もしくは合併によらず解散したとき、または監督官庁から営業停止、営業免許、もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- (4) 事前の連絡なく2週間以上連絡が途絶えたとき。
- (5) その他重大な背信行為により、当事者間の信頼関係が破壊され、本協定を継続しがたい事由が生じたとき。

第6条（反社会的勢力）

甲および乙は、現在および将来にわたって相互に、自己が、暴力団、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）ではないことを表明・確約し、相手方が反社会的勢力に属すると認められるときは、通知・催告することなく直ちに本協定および甲乙間の取引に関する一切の契約を解除することができることとする。なお、甲

または乙が本条に基づき本協定および甲乙間の契約を解除した場合、解除者は相手方に対し損害賠償義務を負担しないものとする。

第7条（別途協議事項）

本協定に定めのない事項等に関しては、甲乙誠意をもって別途協議の上、解決するものとする。

第8条（合意管轄）

甲および乙は、本協定および本協定に付随する契約に関し紛争が生じた場合、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（旧協定および関係協定）

1. 令和5年5月29日に甲乙で締結した「災害時における救援物資提供に関する協定」は、本協定の締結をもって失効するものとする。
2. 設置先名称「アイネスしばた（オリンピック支援機）」について、本協定第2条第1項で規定する災害時を除き、本協定と平成29年6月9日に甲乙で締結した「自動販売機設置協定」と齟齬が生じた場合は「自動販売機設置協定」の規程を優先するものとする。
3. 設置先名称「市営住宅町裏」について、本協定第2条第1項で規定する災害時を除き、本協定と平成30年10月26日に甲乙で締結した「自動販売機設置管理協定書」と齟齬が生じた場合は「自動販売機設置管理協定」の規定を優先するものとする。なお、電気料金の支払い方法については本協定第2条第1項で規定する災害時の場合でも本協定第2条第5項を適用せず、平成30年10月26日に甲乙で締結した「自動販売機設置管理協定書」の規定を適用するものとする。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月27日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県北蒲原聖籠町位守町160-44
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
ベンディング山形支店 東港セールスセンター
支店長 重藤 達朗

別紙

救援物資提供要請書

年 月 日

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 様

災害時における救援物資提供に関する協定書に基づき、次のとおり要請します。

救援物資の種類及び数量	災害対応型自動販売機の機内在庫商品及びその全て
災害対応型自動販売機 設置場所	
要請日時	
要請者	
その他	
事前に口頭、電話で要請した場合、下記項目もあわせて記載	
要請日時	
要請者	
貴社対応者	

住 所：_____

団 体 名：_____

代表者名：_____ 印

災害時における食糧供給の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、災害時において、新発田市（以下「甲」という。）と佐藤食品工業株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧の調達及び安定提供の協力に関する事項について定めるものとする。

(食糧供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が食糧を必要とするときは、甲は乙に対し、食糧の供給について要請することができる。

(食糧供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、食糧の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

(食糧)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧は、被害の状況に応じ、乙が供給できる食糧の中から甲が指定することとする。

(食糧供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第6条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した食糧の対価については甲が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成 18 年 1 月 23 日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新潟市宝町13番5号
佐藤食品工業株式会社
代表取締役社長 佐藤 功

災害時における石油等供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県石油商業組合北蒲原支部新発田支会（以下「乙」という。）は、災害時における石油等の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のある恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、石油等の調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（石油等供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が石油等を必要とするときは、甲は乙に対し、石油等の供給について要請することができる。

（石油等供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油等の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（石油等供給の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の石油等は、被害の状況に応じ、乙が供給できる石油等の中から甲が指定することとする。

（石油等供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した石油等の対価については甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年7月13日

甲 新潟県新発田市中心部4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新発田市御幸町1丁目3番4号
新潟県石油商業組合北蒲原支部新発田支会
支会長 新野 慶悦

災害時におけるLPガス供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県LPガス協会新発田支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（LPガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

（LPガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（LPガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

（LPガス供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年7月13日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県胎内市黒川1341
社団法人 新潟県エルピーガス協会新発田支部
支部長 小谷 亮

災害時における物資供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生のある恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、資機材等物資の調達及び安定提供の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給について要請することができる。

（物資供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（物資供給の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、乙が供給できる資機材等の物資の中から甲が指定することとする。

（物資供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第3条及び第4条の規定により、乙が供給した物資の対価については甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年7月13日

甲 新潟県新発田市中心部4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新潟市清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

災害時における協力に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社コメリ（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害時の安定した住民生活の確保のため、「コメリパワー新発田店」の駐車場の利用、及び物資の取り揃えに関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（駐車場利用の協力要請）

第3条 災害時において、甲が乙の駐車場を緊急物資供給拠点等として利用することが必要なときは、甲は乙に対し、別図に基づき駐車場の利用について要請することができるものとする。

（駐車場利用の要請に基づく協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の店舗被災復旧活動や事業活動を妨げない範囲で、甲に協力するものとする。

2 駐車場の使用期間、管理、運営、その他必要な事項について、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

（物資の取り揃えの協力要請）

第5条 災害時において、甲は乙に対し、被災状況に応じ必要な物資の取り揃えを要請することができるものとする。

（物資の取り揃えの要請に基づく協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特段の支障がない限り必要な物資を取り揃えるものとする。

（要請手続きの方法）

第7条 第3条及び第5条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定を定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成20年4月17日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役会長 捧 賢一

災害時における物資供給等に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害の発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、避難場所として駐車場の開放、物資の調達及び安定提供（以下「物資供給等」という。）の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発効する。

（物資供給等の協力要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給について要請することができる。

（物資供給等の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、駐車場の開放、物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（物資供給の範囲）

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、乙が供給できる物資の中から甲が指定することとする。

（物資供給等の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第3条及び第4条の規定により、乙が供給した物資の対価については甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成18年7月13日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新発田市住吉町5丁目11番5号
イオン株式会社 関東カンパニー新潟事業部
ジャスコ新発田店長 中島 規行

災害時における医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関して、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町（以下「甲」という。）と社団法人新発田北蒲原医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し又は災害が発生する恐れがあり、医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 収容医療機関への転送の可否及び順位の決定
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) その他医療救護に必要な業務

（医療救護活動に対する指揮）

第5条 医療救護活動に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護班に係る連絡調整は、甲・乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品の提供）

第8条 乙が派遣する救護班の使用する医薬品等は、甲が調達し、不足を生じた場合は、甲が補給の措置を講ずるものとする。ただし、乙が派遣する救護班は、最小限必要と思われる物品等を携行するものとする。

（収容医療機関の選定）

第9条 重症患者等の処置、収容を行う収容医療機関の選定は、乙が行うものとする。

（報告）

第10条 医療救護班の班長は、必要な記録を行い、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務被害及び物的被害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医療費)

第 11 条 救護所における患者（被害者）が負担する医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者（被害者）が負担する。

(費用弁償等)

第 12 条 甲の要請により、乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に伴う経費
- (2) 医療救護班が携行又は調達した医薬品等の実費
- (3) その他

2 前項に規定する費用弁償等の額については、甲・乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第 13 条 甲は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「災害救助法」という。）に基づく要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合においては、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）に定めるところにより、扶助金を支給するものとする。

2 災害救助法に基づかない要請のときは、乙が加入する傷害保険により補償するものとする。

3 傷害保険に要する費用は甲が負担する。

(医療事故の処理)

第 14 条 応急救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(有効期間及び更新)

第 15 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定める事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書を 5 通作成し、甲・乙捺印の上各自 1 通を保有する。

平成 19 年 11 月 1 日

甲	新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号 阿賀野市岡山町 10 番 15 号 胎内市新和町 2 番 10 号 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4	新発田市長 阿賀野市長 胎内市長 聖籠町長	片山 吉忠 本田 富雄 吉田 和夫 渡邊 廣吉
乙	新発田市本町 4 丁目 16 番 83 号 社団法人 新発田北蒲原医師会	会長	片桐 正則

※本協定は、新潟県が取り交わした協定であるが、本協定に基づき、新発田市内において応援業務の必要が生じた時は、県に要請することなく当該協会第1ブロック(阿賀北)長に要請することにより応援業務が行われる。(平成18年12月20日付地安第1018号「事務連絡」)

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県地域防災計画(震災対策計画)に基づき、新潟県が社団法人新潟電設業協会に対し、県の地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援と要請するときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 新潟県知事(以下「甲」という。)及び社団法人新潟電設業協会長(以下「乙」という。)は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用建築電気設備資機材の提供及びあっせん
- (2) 県管理公共施設のうち建築電気設備に関する被災状況の調査
- (3) 県管理公共施設のうち建築電気設備に関する障害物の除去
- (4) 施設被害のうち建築電気設備に関する応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅建設のうち建築電気設備に関する工事
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な建築電気設備に関する応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭又は電話により要請を行い、後日、速やかに文書を提供する。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年3月30日

甲 新潟県
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

乙 社団法人 新潟電設業協会
会 長 小熊 勉義

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、新発田市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の支持に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 市管理公共土木施設（道路、河川、上下水道、公園、漁港等）の被災状況の調査
- (2) 市管理公共土木施設（道路、河川、上下水道、公園、漁港等）の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前号の他、市管理の林業用施設の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(要請手続きの方法)

第8条 第3条及び第5条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定で定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙押印のうえ、各自1通保有する。

平成20年9月1日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新潟市中央町白山浦1丁目621番22
社団法人 新潟県測量設計業協会
会長 古川 征夫

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、新発田市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県農業土木技術協議会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対応について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 農地、農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 農地、農業用施設等の被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提供するものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲は要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来さないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(要請手続きの方法)

第8条 第3条及び第5条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 この協定で定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙押印のうえ、各自1通保有する。

平成20年10月1日

甲 新潟県新発田市中心町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号
新潟セントラルビル4階
社団法人 新潟県農業土木技術協会
理事長 新保 仁

公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援計画

昭和 53 年 8 月 1 日制定 (略)

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

1 趣旨(要綱第 1 条)

本計画は、公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱(以下「要綱」という。)に基づき、公益社団法人日本水道協会新潟県支部(以下「県支部」という。)の正会員及び準正会員(以下「正会員等」という。)の相互応援に関して必要な事項を定める。

2 組織(要綱第 4 条)

- (1) 公益社団法人日本水道協会新潟県支部長(以下「県支部長」という。)は、災害等発生時における応援活動等を迅速かつ確実に処理するため、情報連絡に係るエリア及びエリア代表を別表第 1 のとおり定める。
- (2) エリア代表は、県支部長と連携し、エリア内の被害状況の把握及び応援活動を行う際に必要な正会員等の取りまとめを行う。
- (3) 県支部長である正会員等が被災し、適切な連絡調整等が行えない場合には、県支部長は、その職務を代行する正会員等を別表第 1 の順位のとおりに指名する。
- (4) エリア代表である正会員等が被災し、適切な連絡調整等が行えない場合には、県支部長は別表第 1 に定める正会員等の中からエリア代表の職務を代行する正会員等を指名する。

3 情報連絡体制(要綱第 4 条)

- (1) 正会員等は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者等を予め定める。
- (2) 連絡担当部署、連絡担当責任者等については、新潟県が作成する水道関係緊急連絡名簿に準ずる。

4 マニュアル等の整備(要綱第 5 条)

- (1) 県支部長及びエリア代表は、正会員等が各種マニュアルや図面等の作成に必要な情報を提供するなど、正会員等の災害時対応能力の向上に努める。
- (2) 正会員等は、応援を受け入れた場合を想定し、応援活動が迅速かつ適切に行われるよう、別表第 2 に掲げる事項について応援受入れマニュアルを作成する。
- (3) 県支部長は、年度当初の調査等により、各正会員等が作成する応援受入れマニュアルを把握する。
- (4) 正会員等は、応援受入れマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに県支部長に報告する。
- (5) 正会員等が整備する図面は、給水区域全図、詳細図及び住宅地図とし、その標準的な仕様については別表第 3 に定める。

5 災害等が発生した場合の初動対応(要綱第 6 条)

- (1) 県支部長及びエリア代表は、県支部内で災害等が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害等による被害を受け、他の正会

員等の応援が必要になった正会員等（以下「被災正会員等」という。）からの応援要請に速やかに対応することができるように応援体制の準備を行う。

- (2) 正会員等は、県支部内において地震が発生した場合には、別表第４の設置基準の定めるところにより、応援体制を整える。
- (3) 正会員等は、新潟県内で災害等が発生し、県支部長から応援要請の連絡を受けた場合には、直ちに応援体制を整え、応援を要請した被災正会員等に全面的に協力する。
- (4) 県支部長は、県支部内において震度６弱以上の地震が発生し、かつ、被災地の水道施設の被害状況が確認できない場合には、直ちに現地に先遣調査隊を派遣する。
- (5) 要綱第６条第２項に規定する先遣調査隊の編成は、県支部長とエリア代表が協議して決定する。
- (6) 先遣調査隊の業務範囲及び編成例を別表第５に定める。
- (7) 被災正会員等は、先遣調査隊等の調査に基づき、災害発生日の翌日を目途に、県支部長等と協議し、次の項目を含む復旧方針案を作成する。
 - ア 被害状況の把握
 - イ 応急給水計画
 - ウ 応急復旧計画
 - エ 復旧見込み
 - オ 報道機関対応者
- (8) 先遣調査隊は、県支部長の指示により解散する。

6 応援の要請（要綱第７条）

- (1) 被災正会員等が県支部長に対して応援要請を行う際には、次の項目を明らかにして、電話・ファクシミリ等の通信手段を用いて行い、速やかに災害応援要請書を送付する。
 - ア 応援要請を行った事業体名
 - イ 応援要請を行った日時、連絡担当職員の氏名
 - ウ 被害の概要（被災した主要な水道施設、減断水戸数等）
 - エ 必要とする応援活動内容及び規模
 - オ その他応援活動に必要な事項
- (2) 県支部長は、被災正会員等から応援要請があった場合には、被災正会員等からの要請に見合う内容・規模の応援が行えるよう、各エリア代表に対し、エリア内の正会員等の取りまとめを依頼する。
- (3) エリア代表は、県支部長からの依頼に見合う内容・規模の応援となるようエリア内の各正会員等と連絡調整を行い、応援可能な体制を取りまとめ、速やかに県支部長に報告する。
- (4) 県支部長は、応援要請の規模から必要と認めた場合は、新潟県等その他の関係機関と調整を図り、被災正会員等が締結している協定及び地理的条件も考慮したうえで、公益社団法人日本水道協会中部地方支部長に応援を要請することができる。
- (5) 応援要請を行う際の情報連絡体制の詳細を別表第６に定める。
- (6) 被災正会員等は、友好都市等と締結している協定に基づき、本計画以外のルートで災害応援を受けた場合には、速やかに県支部長に報告する。

7 応援隊の派遣（要綱第８条）

- (1) 県支部長から応援隊の派遣の指示を受けた正会員等（以下「応援正会員等」という。）の基本編成は、別表第７に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、被災正会員等と応援正会員等及び県支部長が協議し決定する。

- (2) 応援正会員等は、応援隊を派遣する際に次の項目について経過記録を作成することとし、後日、被災正会員等からの求めに応じて経過記録に係る情報提供を行わなければならない。
 - ア 応援隊の詳細（人員・作業内容・車両・応急給水用具等）
 - イ 被災地入りするまでの詳細（移動ルート・移動時間等）
 - ウ 現地作業に係る諸経費（高速道路料金・宿泊費等）
 - エ 水道給水対策本部との打ち合わせ事項（議事録等）
- (3) 応援正会員等は、被災状況に応じ、給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか、野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、デジタルカメラ等を携帯する。
- (4) 応援正会員等は、被災正会員等、又は要綱第 10 条に規定する水道給水対策本部の指示に従う。
- (5) 応援正会員等及び応援活動に従事する工事業者は、所属する会員名（事業体名）又は社名等を表示した腕章等を着用し、その身分を明示して活動する。

8 応援活動（要綱第 9 条）

- (1) 応援活動は、被災正会員等が定めた応急給水及び応急復旧に関する地域防災計画又は独自マニュアル等に基づき、関係各機関と調整し協力を得るなどして行う。
- (2) 応援正会員等が、工事業者とともに活動しようとする場合は、応援正会員等が応援に従事する工事業者に連絡し、被災地域での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を派遣する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として応援正会員等が締結する。
- (3) 工事業者の斡旋に関して、県支部長又はエリア代表は、正会員等を通じて必要な工事業者に連絡し、被災地域での応援活動の業務を請け負う意思があるかを確認し、当該業務の請負について同意した工事業者を斡旋する。この場合において、当該業務を請け負う工事業者との契約は、原則として被災正会員等が締結するものとし、当該契約締結について当該工事業者の意思を確認するものとする。
- (4) 燃料の提供に関して、県支部長又はエリア代表は、正会員等を通じて燃料の運搬供給業務を行う業者に連絡し、運搬供給を請け負う意思を確認し、被災正会員等の意向に従い、当該業務を依頼する。この場合において、当該業務を請け負う業者との契約は、原則として被災正会員等が締結するものとし、当該契約締結について当該業者の意思を確認するものとする。
- (5) 応援作業中の労務災害の取り扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 応援正会員等の職員については、出張中の公務災害として取り扱うこととし、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受ける。
 - イ 当該業務に従事する工事業者は、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けるため、応援正会員等は当該業務に従事させる前に、この工事業者が労働者災害補償保険（労災保険）に加入していることを書類等により確認しなければならない。

9 水道給水対策本部の設置（要綱第 10 条）

- (1) 水道給水対策本部は、被災正会員等、県支部長、新潟県、その他必要があると認められる者で構成する。
- (2) 水道給水対策本部に、本部長及び本部員を置く。
- (3) 本部長は、被災正会員等とし水道給水対策本部を統括する。

- (4) 本部員は、本部長が指名し、本部長を補佐する。ただし、公益社団法人日本水道協会中部地方支部（以下「中部地方支部」という。）等に応援を要請した場合は、中部地方支部等の代表者を本部長が指名して本部員とすることができる。
- (5) 水道給水対策本部組織の構成例を別表第 8 に定める。

10 水道給水対策本部の運営（要綱第 10 条）

水道給水対策本部は、被災正会員等との連絡調整を行い、次に掲げる事務を行う。

- (1) 応援体制の整備及び把握
- (2) 応援活動（応急給水・応急復旧）における指揮命令系統の確立
- (3) 被害状況の把握
- (4) 応援受入れ体制の支援
- (5) 応援正会員等及び県支部外からの応援事業体間相互の連絡調整
- (6) 応援正会員等及び県支部外からの応援事業体への情報提供
- (7) 公益社団法人日本水道協会、中部地方支部及びその他関係各機関との連絡調整
- (8) その他、本部長が必要と認める事務

11 応援の受入れ体制（要綱第 11 条）

応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、水道給水対策本部は被災正会員等が定めた応援受入れマニュアルに基づき、応援正会員等の職員及び工事業者の宿泊施設並びに応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設や駐車場について指定することが困難な場合は、可能な限り応援正会員等に対して必要な情報を提供する。

12 中継正会員等の活動及び費用（要綱第 12 条）

中継正会員等は、応援正会員等の職員の休憩場所や駐車場の提供等、応援正会員等の職員の移動補助を目的とした活動を行うこととし、その活動に要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

13 支援拠点正会員等の活動及び費用（要綱第 13 条）

支援拠点正会員等は、給水基地となる水道施設の提供、応援正会員等の職員の宿泊施設確保の補助、応援正会員等の職員が各種情報連絡を行うための通信手段の貸与をする等情報連絡の補助等を行うこととし、それらに要した費用は、応援に要する費用負担の原則に準じて扱うものとする。

14 応援に要する費用負担の原則（要綱第 15 条）

応援に要する費用負担の原則については、次に掲げるほか別表第 9 に定める。

- (1) 応援正会員等の職員に係る人件費は、応援正会員等が負担するものとする。ただし、旅費及び諸手当（応援の有無に関わらず支給されることとなる基本的な手当を除く。以下同じ。）については、応援正会員等の規定により算出した旅費相当額及び諸手当相当額の範囲において、被災正会員等の負担とする。
- (2) 応援正会員等の職員が応援活動に係る業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における災害補償は、応援正会員等の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合における治療費は、被災正会員等の負担とする。
- (3) 応援正会員等の職員の被災地における宿泊や食料にかかる経費については、被災正会員等の負担とする。ただし、それを補完する目的で応援正会員等の職員が携行する食料や生活用品等については、応援正会員等の負担とする。

- (4) 応援職員とともに応援に従事する工事業等者の派遣に要する経費は、被災正会員等の負担とし、同行する応援正会員等の基準により算定する。
- (5) 法令上特別の定めその他の特別の定めにより、応援正会員等が応援に要した費用について、国、地方公共団体等から補填があった場合は、その補填額を被災正会員等の負担額から控除する。
- (6) 先遣調査隊に係る費用については、上記(1)から(5)までの規定の例によるものとし、この場合において「被災正会員等の負担」とあるのは「県支部の負担」とする。ただし、その規模が県支部の負担によりがたい場合は別途協議のうえ決定する。
- (7) 先遣調査隊が、中部地方支部の先遣調査隊を兼ねる場合の費用負担については、別途協議のうえ決定する。

15 応援経費の繰替え支弁（要綱第 15 条）

- (1) 応援正会員等は、被災正会員等が応援経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災正会員等から要請があった場合は、応援経費を一時繰替え支弁することができる。
- (2) 応援正会員等が、応援経費を一時繰替え支弁した場合は、次のとおり被災正会員等に応援経費を請求する。
 - ア 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
 - イ 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
 - ウ 機械器具類については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 被災正会員等への請求は、関係書類を添付した応援正会員等からの請求書により行う。
- (4) 上記によりがたい場合は、被災正会員等と応援正会員等及び県支部長によりその都度調整を行う。

16 損害賠償に関する特則（要綱第 15 条）

応援正会員等が応援活動に係る業務において第三者に対し損害を与えた場合には、原則として、その損害が応援活動に係る業務の従事中に生じたものについては被災正会員等が、被災地への往復途中に生じたものについては応援正会員等が、それぞれ賠償の責任を負う。

17 県支部水道災害対策会議の設置（要綱第 16 条）

- (1) 応援活動の円滑な実施のため、正会員等で組織する県支部水道災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）のメンバーは、県支部長が指名する正会員等及びエリア代表とする。
- (2) 災害対策会議は、年 1 回、定期的に開催する。
- (3) 災害対策会議は県支部長が招集する。
- (4) 災害対策会議の庶務は、県支部事務局が処理する。
- (5) 県支部長は、必要に応じて、災害対策会議に必要な事項を協議するための検討会を設置することができる。なお、検討会の開催時期及び開催メンバーについては県支部長がエリア代表と協議のうえ決定する。

18 円滑な相互応援の実施に向けて（要綱第 17 条）

- (1) 県支部長は、災害等発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、必要な情報の調査を行うことができる。
- (2) 正会員等は、前項に規定する必要な情報の報告を県支部長が指定した調査表により作成し、県支部長に送付する。
- (3) 県支部長は、前項に規定する調査を行った場合は、調査表を取りまとめ、集約のうえ各正会員等と情報共有を行う。

- (4) 正会員等は、調査表の内容に変更が生じた場合には、速やかに県支部長に連絡する。
- (5) 正会員等は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害等発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。
- (6) 正会員等は、平常時より災害等発生時における物資の調達体制を整えておく。
- (7) 正会員等は、防災関係物資について、規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。
- (8) 県支部長は、災害等発生時における相互応援を円滑に行うために必要となる訓練を行う。

別表第1 情報連絡に係るエリア分け及びエリア代表

県支部長	エリア代表	正会員等
	新発田市	村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村
	新潟市	五泉市、佐渡市、新潟東港地域水道用水供給企業団、阿賀町、明和工業(株)
	三条市	燕市、加茂市、三条地域水道用水供給企業団、田上町、弥彦村
	長岡市	小千谷市、見附市、南魚沼市、魚沼市、湯沢町、出雲崎町
	柏崎市	十日町市、津南町
	上越市	糸魚川市、妙高市

※新潟県地域振興局の区分けに基づいて各エリアを区分し、県支部理事をエリア代表とする。

※県支部長都市である「新潟市」が被災し、その職務を遂行できない場合の代行都市の順位 1：長岡市 2：上越市

※エリア代表都市が被災した場合、そのエリア内の連絡調整に係る取りまとめを行う都市は、県支部長が被災していない都市から指名する。

別表第2 応援受け入れマニュアルに掲載する事項

項目	編成
一般事項	1 各応援活動に関する方法及び手順 2 各応援活動の担当及び担当との連絡方法 3 作業報告の内容及び手続 4 応援職員及び工事業者のための宿舎及び駐車場の確保、給食の手配並びに防寒等に関する対策 5 他機関との応援体制
応急給水活動	1 応急給水の水源となる水道施設等 2 応急給水拠点の位置 3 給水車の要請リスト
応急復旧活動	1 資機材の備蓄及び整備状況 2 必要となる資機材の種別 3 応急復旧資機材の標準的な仕様

別表第 3 正会員等が整備する図面の標準的な仕様

種別	縮尺	備考
給水区域全図 (管路全体図)	1/10,000	応急給水計画、応急復旧計画策定時に不可欠。 - 水道システムの概要を容易に理解できるものとする。 - 基幹施設(取水場・浄水場・配水場・ポンプ場等)、主要管路(φ75mm以上)、口径、付属設備(消火栓・バルブ・空気弁等)を明記する。 - マッピングシステムを導入している場合においても、緊急性を考慮し、必要と思われる枚数は印刷し複数の事業所等に分散して保管する。 - 応急給水拠点、救急医療機関、学校・官公庁等を明示した図面も用意しておく。
詳細図 (配水管図)	1/2,500 程度	◎ 漏水調査及び配水管修繕工事に必要。 - 管種、口径、付属設備(消火栓・バルブ・空気弁等)を明記する。 - 消火栓番号が記入され、バルブ台帳等によりバルブの開閉状況やオフセットがわかるものが望ましい。 - マッピングシステムを導入しており予め印刷保管しておくことが困難な場合は、マッピングシステムのバックアップ(電源・データ分散保存・PDF化・操作員・印刷機等)についても考慮しておく。
詳細図 (給水管図)	1/500	◎ 応急復旧後半から給水管修繕工事に必要。 - 住宅、メーター、栓まで記載されたものが望ましい。 - マッピングシステムを導入しており予め印刷保管しておくことが困難な場合は、マッピングシステムのバックアップ(電源・データ分散保存・PDF化・操作員・印刷機等)についても考慮しておく。
住宅地図	1/3,000 程度	◎ 応援正会員等が応急給水及び応急活動において、現場で使用するために必要。 最新版でなくとも複数確保しておくことが望ましい。

別表第 4 県支部内地震発生時における応援活動等に関する体制及びその設置基準

種別	設置基準	体制
注意体制	震度 5 (弱) の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行しうる体制とする。
警戒体制	震度 5 (強) の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、県支部長の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6 (弱) 以上の地震が発生したとき。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、県支部長の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。

※震度は気象庁の「計測震度」による。

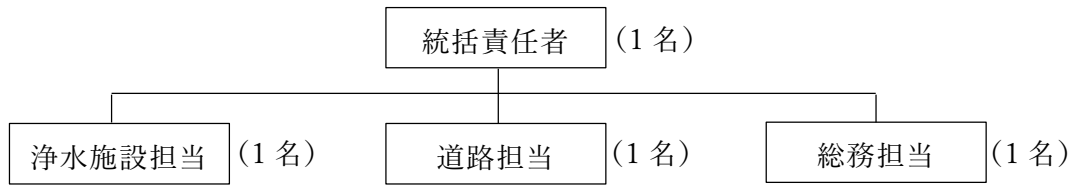
別表第 5

先遣調査隊の業務範囲と基本編成

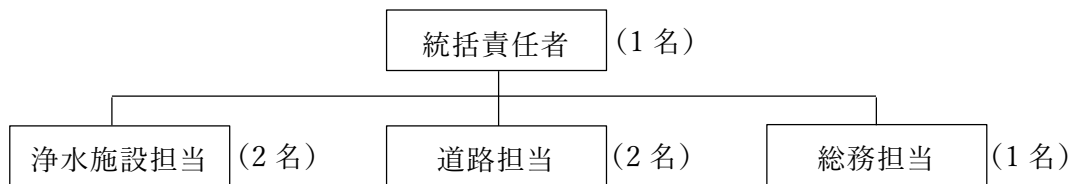
業務範囲	
1	被災正会員等と協議のうえ、現地水道システムの把握（図面の準備）、現地における被害状況の調査・集約、水道給水対策本部設置に必要な補助等を行う。
2	必要に応じて、応急給水等の応急対策、及び、被災正会員等への応援要請の必要性や要請規模についての意見具申を行う。
基本編成	
1	被災正会員等の被災状況に応じて、統括責任者、浄水場担当、管路担当、総務担当等を派遣する。
2	統括責任者は、原則として県支部長都市から派遣し、先遣調査隊の活動の統括を行う。
3	隊員の作業分担については、統括責任者が決定する。
4	複数の正会員等が被災した場合、県支部長はエリア代表と協議のうえ、複数の先遣調査隊を派遣するか、1 隊が複数の被災正会員等を補助するかを決定する。

基本編成例

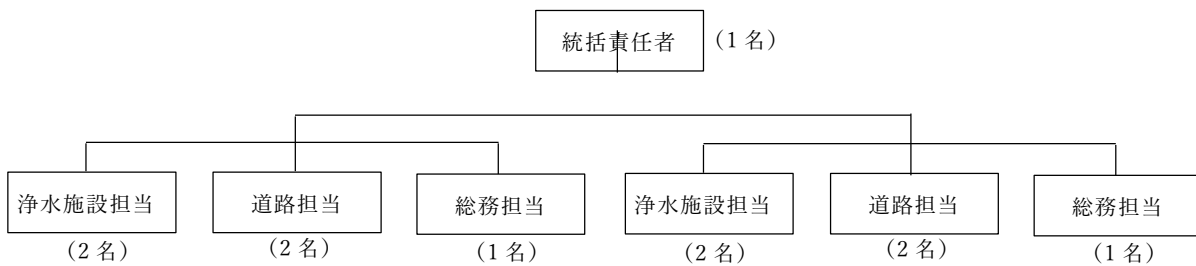
①・・・被害が発生していると思われる場合



②・・・被災正会員等と連絡が取れない、又は重大な被害が発生していると思われる場合

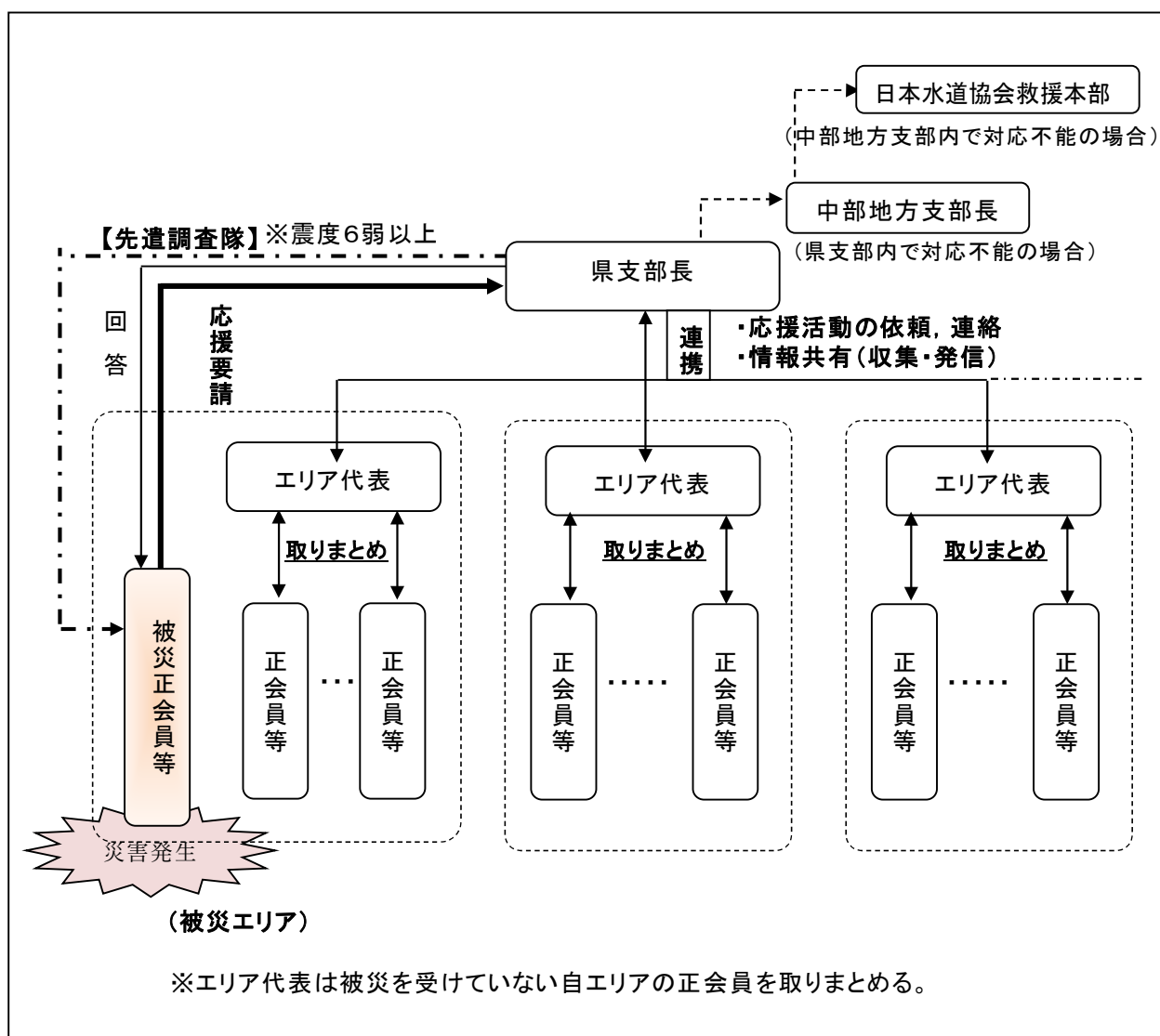


③・・・被災正会員等が複数ある場合



別表第 6

県支部災害等発生時における応援要請及び情報伝達の流れ



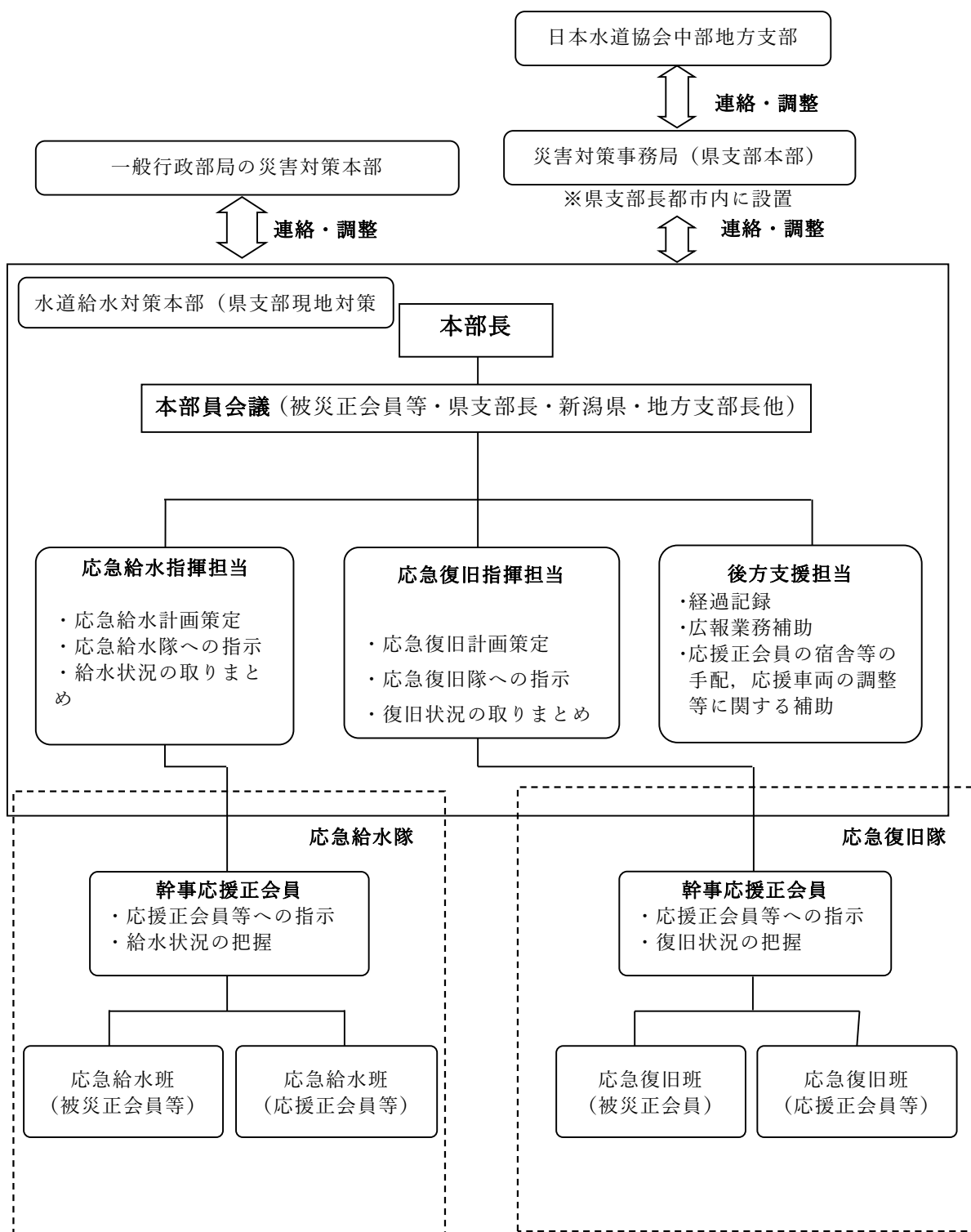
別表第 7

応援正会員等の基本編成

項目	基本編成
応急給水活動	1 応急給水班は、1 班当たり 3 名体制（運転手 1 名及び給水要員 2 名）を基本とする。 2 3 班以上の編成で応援隊を派遣する場合は、県支部長と協議し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。 4 応援正会員等の職員（以下「応援職員」という）の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。
応急復旧活動	1 応急復旧班は、1 班当たり 8 名体制（責任者 1 名、記録者 1 名及び作業員 6 名）を基本とする。 2 3 班以上の編成で応援を派遣する場合は、県支部長と協議し、指揮監督するための総括責任者を併せて派遣することができる。 3 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。 4 応援職員の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。 1 漏水調査班は、1 班当たり 4 名体制（責任者 1 名及び作業員 3 名）を基本とする。 2 派遣期間については、応援活動の継続性等を考慮し、水道給水対策本部が判断する。 3 応援職員の交代については、応援正会員等の判断とするが、交代時期については、事前に水道給水対策本部へ連絡を行うこととする。

別表第 8

水道給水対策本部の組織（例）



別表第 9

応援に要する費用負担の原則

	被災正会員等の負担とすべき費用	応援正会員等の負担とすべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当を含む。）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	継ぎ手、直管等	
請負工事代金	請負工事代金	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油、重油、灯油及びその他の燃料） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊料（仮設ハウス設置費用・宿泊施設使用料等）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服費（防寒服、貸与被服のない職員分及びクリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品、 電話料金（FAX等） トランシーバー、消火器、地図 コピー代等	写真代（記録・広報用） 事務用品（左欄に掲げるものを除く。）
補償関係	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害補償金の負担（応援作業中）	応援職員の災害補償費（出張中の公務災害） 第三者に対する損害補償金の負担（往復途上）

災害時における水道施設の応急給水及び応急復旧の応援に関する協定書

新発田市水道局（以下「甲」という。）と新発田管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急給水及び応急復旧（以下「復旧作業等」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して水道施設の復旧作業等を実施することより、住民の水道水の安定給水を確保することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生において実施する水道施設の復旧作業等（甲が他都市等から応援要請を受けて実施する復旧作業等を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援体制を確立し、甲が行う復旧作業等に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い作業に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙がこの規定に基づく協力のために要した費用については、甲の定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が復旧作業等に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧等により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、乙の組合員の労災保険により補償を受けるものとする。

（連絡責任）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第8条 乙は、この協定による応急復旧等に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

平成13年12月1日

甲 新発田市水道事業
新発田市長 片山 吉忠

乙 新発田管工事業協同組合
代表理事 熊倉 七衛

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、新発田市（以下「甲」という。）と新発田地区防災協議会（以下「乙」という。）との災害時における応援を要請に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 復旧・復興に関する業務
- (2) 避難所対策（運営）に関する業務
- (3) 物資支援に関する業務
- (4) 家屋等被害判定に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(要請手続きの方法)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な要請の内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前各号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その損害の責について、甲乙協議して定める。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責において行うものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定で定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成21年1月28日

甲 新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市長 片山 吉忠

乙 新発田市中央町4丁目10番10号
新発田地区防災協議会会長 佐藤 哲也
(新発田商工会議所会頭)

平成 21 年 7 月 16 日 締結

平成 29 年 2 月 17 日 再締結

災害時における救援物資の供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、乙が甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において「物資」とは、乙が甲に対して行う救援物資としての備蓄飲料水、及び甲が指定する飲料水全般をいう。なお、災害時においては、乙の設置した緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品を甲に無償提供すること。

（対象機）

第 2 条の 2 緊急時飲料提供自動販売機は次のとおりとする。

設置先	所在地	機種名	管理番号
刈刈ヶノやすらぎ公園	御幸町 4 丁目 14	BD0930USB	01440750

2 本協定有効期間中は、緊急時飲料提供自動販売機の行政財産使用料について、甲は免除するものとする。

3 緊急時飲料提供自動販売機で販売する商品の販売価格は甲乙協議による標準小価格とする。

（備蓄）

第 3 条 新規に自動販売機を設置した際、第 2 条に定める自動販売機内の機内在庫の提供のほか、救援物資の備蓄品を甲に無償提供すること。

1 前項の備蓄品は「サントリー天然水（南アルプス）2 リットル」とし、甲の指定した場所へ納入し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。

2 備蓄品の賞味期限は乙において管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請）

第 4 条 甲は、災害時において、物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

1 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書により行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資の供給方法)

第6条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

- 1 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

(物資の納入方法)

第7条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 1 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 2 甲は、物資の納入場所に甲の職員または甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。
- 3 前項の物資は「500ml ペット商品」とする。

(物資の対価等)

第8条 物資の対価については甲が負担するものとし、その価格は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 1 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害時による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

(被災による制限)

第10条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成29年2月17日から平成30年2月16日までとする。
ただし、この期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、同一条件でこの協定をさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月17日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 長野市真島町真島1388
サントリービバレッジサービス株式会社
関東・信越営業本部長 青木 厚司

平成 24 年 7 月 1 日 締結
令和元年 12 月 23 日 再締結

災害時の情報収集等に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新発田ハイヤー協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震又は風水害その他による災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報収集及び要配慮者等の避難輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

「要配慮者」とは、市内に在宅で居住する高齢者や障がい者等で、災害時に自力で避難することが難しく、災害情報の入手が困難な者などで家族等の支援を得ることができないおそれのある者をいう。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

（平素の協力）

第 5 条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（要請の方法）

第 6 条 第 3 条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の支払い）

第 7 条 輸送協力に要した経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 前項の経費は、災害等が発生する直前における適正な価格を基準とし、輸送等終了後、乙の提出する請求書により決定するものとする。ただし、請求書には、乗車年月日、乗客名及び乗車経路その他必要な事項について記載するものとする。

3 甲は、第1項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(燃料確保及び車両の通行)

第9条 甲は、乙が第3条により要請された業務の運行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第3条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第3条の規定により乙に協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への輸送を避けるなど、輸送業務従事者の生命の安全に配慮するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、令和元年12月23日から効力を生じる。

この協定の締結の証として、正本2通を作成し、甲・乙記名押印し、双方各1通を保管する。

令和元年12月23日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市豊町4丁目1番32号
新発田ハイヤー協会 会長 庭山 奈津子

災害時における物資の供給に関する協定書

第1条（趣旨）

この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、新発田市(以下「甲」という。)とレンゴー株式会社(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、物資の調達及び安定提供の協力に関する事項について定めるものとする。

第2条（物資類の協力要請）

災害時において甲が物資類を必要とするときは、甲は乙に対し、物資類の供給について要請することができる。

第3条（物資類供給の確保）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資類の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

第4条（物資類）

甲が乙に要請する災害時の物資類は、被害の状況に応じ、乙が供給できる以下に示す物資類の中から甲が指定することとする。

この中で物資とは以下に示す。

- ①段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- ②段ボール製簡易ベッド
- ③その他、乙の取り扱う商品

第5条（物資類供給の要請手続等）

- 1 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

第6条（対価及び費用）

第2条及び第3条の規定により、乙が供給した物資類の対価及び運搬等の経費については甲が負担するものとする

第7条（協議）

この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

第8条（効力）

この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を作成し、各自記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成 25 年 3 月 21 日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市 新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新発田市佐々木2885番地
レンゴー株式会社新潟工場
工場長 結城 剛之

平成 25 年 4 月 1 日 締結
平成 29 年 2 月 23 日 再締結
令和 4 年 4 月 1 日 再協定
令和 4 年 6 月 29 日 再締結

災害時における飲料水の提供に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について次のとおり協定を締結する。

（協力）

- 第 1 条 甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。
- 2 甲の管轄する場所に設置してある災害対応型自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供とする。
- 3 乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（対象機）

第 1 条の 2 本協定に規定する災害対応型自動販売機は次のとおりとする。

設置先	所在地	設置場所
新発田市地域整備庁舎	中央町 5-2-13	1 階入口ホール
猿橋コミュニティセンター	住吉町 1-7-17	入口脇
東豊コミュニティ防災センター	豊町 4-8-30	下足コーナー

- 2 本協定有効期間中は、災害対応型自動販売機の行政財産目的外使用料について、甲は免除するものとする。
- 3 災害対応型自動販売機で販売する商品の販売価格は甲乙協議による標準小売価格とする。

（要請）

- 第 2 条 甲は、前条第 1 項の要請を文書により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

- 第 3 条 飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（運搬）

第4条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等の指示をするものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

(有効期間等)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申し入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附 則

令和4年4月1日付けで締結した災害時における飲料水の提供に関する協定は、廃止する。

令和4年6月29日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長 本庄 大介

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間でのレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有するレンタル機材（以下「機材」という。）を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲で、機材の供給に努めるものとする。

（機材の引渡し）

第4条 機材の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上、受領又は返還するものとする。

4 乙は、機材を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が実施した機材の供給及び運搬に係る費用（カナモト補償制度に係る補償料を含む。以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 乙は、資機材を供給したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が機材供給のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない場合又は甲乙間に紛争が生じ、当該紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月25日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 北海道札幌市中央区大通東3丁目1番地19
株式会社カナモト
代表取締役社長 金本 寛中

災害時における機材の供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社エムオーテック（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での重仮設機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新発田市内に於いて災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有する重仮設機材（以下「機材」という。）を供給すること（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 この協定に基づき、乙が実施する支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 鋼矢板・H形鋼・鉄板・覆工板等の機材の提供。
- 2) 搬送及び人的協力。
- 3) 前の各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項。

（要請の手続き）

第3条 甲は新発田市内に於いて災害が発生し、又は発生する恐れがあり、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その支援の協力を要請すること（以下「要請」という。）が出来る。要請は文書により行うものとするが、事態が急迫するときは、口頭、電話またはファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は前条の要請を受けた時は、可能な範囲で、機材の供給に努めるものとする。ただし、特別な事情そのほかで支援出来ない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 1) 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。
- 2) 甲は、機材の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、機材の種類及び数量等を確認の上、受領又は返還するものとする。
- 3) 乙は、機材を供給した時は、甲に対し、速やかにその引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が支援のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、自らの要請により乙がなした支援に要して費用につき、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第8条 乙は、前条の規定する費用を甲に請求するものとし、甲は当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合はこの限りではない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示が無いときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定につき、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月1日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新潟市中央区万代2丁目3番地16号
株式会社エムオーテック
執行役員支店長 熊谷 泰博

災害時における応急対策業務に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県瓦工事業連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での建築物の損壊箇所の応急処置・障害物の除去等（以下「応急対策工事」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の応急対策業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策工事の必要があると認めるときは、乙に対し、その応急対策工事を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに応急対策工事を実施するものとする。

（応急対策工事）

第4条 応急対策工事を実施する対象は、原則として甲が指定する対象とし、作業員及び資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の実施に関し必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

3 応急対策工事に必要な車両、資機材及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

4 乙は、甲に対し応急対策工事の内容を書面で報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が実施した応急対策工事及び運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 応急対策工事及び関連業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の賠償補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（費用の支払い）

第6条 乙は、応急対策工事を実施したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が応急対策工事のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月22日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新潟市西区小新1711-1
新潟県瓦工事業連合会
会長 南日 伸夫

(新潟県土地家屋調査士会、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

※本協定は、新潟県が取り交わした協定であるが、新発田市内において支援業務の必要が生じた時は、市から県に協力要請することで本協定に基づいた支援業務が行われる。

災害時の応援業務に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県内において災害が発生した場合に、乙及び丙が甲及び県内市町村に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(支援の内容)

第3条 甲の要請により乙及び丙が行う支援は次に掲げるものとする。

- (1) 被災した家屋等の登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設
- (2) 前号に定めるもののほか、特に必要な支援

2 甲と乙及び丙は、相談所を開設する際、その開設場所について、あらかじめ市町村と協議するものとする。

(支援の要請)

第4条 甲は、市町村から第3条に規定する支援の要請があったときは、次に掲げる事項を示して、乙及び丙に支援を要請する。

- (1) 支援の実施期間及び場所
- (2) 支援の目的
- (3) 支援の内容
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は文書により行うが、緊急を要する場合は電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに書面を送付する。

(支援の実施)

第5条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援が出来ない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙及び丙は、支援上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、又は知り得た情報を営業目的に使用してはならない。

(費用負担)

第7条 第3条に係る乙の会員及び丙の社員の人件費及び派遣に係る費用は、乙及び丙が負担する。

2 その他の費用負担については、甲と乙及び丙が協議して定める。

(補償)

第8条 甲の要請に基づき、支援業務に従事し、又は協力する乙の会員及び丙の社員が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、乙及び丙の負担とする。

(被害認定調査への協力)

第9条 甲は、災害時に市町村から被害認定調査に関する支援要請があったときは、乙及び丙に当該市町村への協力を要請する。

2 乙及び丙は、前項の要請があったときは、これに協力するように努める。

3 前2項の実施にあたり、実施方法など必要な事項は市町村と乙又は丙の間で協議し、甲は必要な助言を行う。

(要請窓口)

第10条 第4条及び第9条の要請は、乙に対して行い、乙は要請内容を丙に伝達する。

(情報交換等)

第11条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び被害認定に関する事項について情報交換等を行う。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び、この協定の実施に関して疑義が生じた時は、その都度甲乙丙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名のうえ各1通を保有するものとする。

平成27年4月22日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5 三好マンション鏡橋3階

乙 新潟県土地家屋調査士会

代表者 会長 阿部 春男

新潟市中央区明石二丁目2番20号 明石ビル101号

丙 公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表者 代表理事 小林 貞夫

平成27年4月1日 締結
令和2年4月30日 再締結

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

新発田市長（以下「甲」という。）と社会福祉法人のぞみの家福祉会（以下「乙」という。）は、新発田市内に発生した地震その他による災害時において、新発田市地域防災計画に基づく避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所の施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を、被災した要配慮者を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、新発田市内に発生した地震その他による災害により被災した、障がい者及び障がい児及びその家族または介護者とする。
2 甲は、災害が発生し、乙の施設にかかる福祉避難所の利用を必要とする者が生じたときは、当該対象者の氏名、住所等について、遅滞なく乙に通知するものとする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地 新発田市島潟 1454 番地
施設名 新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i
所在地 新発田市御幸町 2 丁目 14 番 14 号
施設名 生活介護事業所 あおの風

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）によって通知するものとする。
2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（利用対象者の移送）

第6条 避難所利用対象者の移送については、甲の責任において行う。

（避難所の運営管理）

第7条 災害時の福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 福祉避難所に必要な日常生活用品、食糧及び医療品、医療材料等の物資は、甲が調達するものとする。

ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

4 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から90日以内とする。

ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議結果に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、令和2年4月30日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年4月30日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市島潟1454番地
社会福祉法人のぞみの家福祉会
理事長 齋藤 敏郎

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所開設通知書

「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

1 開設日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

2 福祉避難所使用施設

新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i
生活介護事業所 あおの風

3 利用対象者

要配慮者 名
家族または介護者 名
別紙対象者リストのとおり

4 その他

【連絡先】

所属：

担当者名：

電話：

E-mail：

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所使用許可期限の延長をお願いします。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

- 1 福祉避難所使用施設
新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i
生活介護事業所 あおの風
- 2 延長日時 of 予定
年 月 日 時から 年 月 日 時まで
- 3 利用対象者
要配慮者 名
家族または介護者 名
別紙対象者リストのとおり
- 4 延長の理由

【連絡先】

所属：
担当者名：
電話：
E-mail：

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所使用終了届

「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」に基づく災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 福祉避難所使用施設

新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i

☐生活介護事業所 あおの風

2 終了日時 年 月 日 時まで

3 引渡し予定日時 年 月 日 時まで

【連絡先】

所属：

担当者名：

電話：

E-mail：

災害時における仮設ハウス等の供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社ナガワ（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での仮設ハウス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有する仮設ハウス、暖房機器、その他甲が指定する什器備品、倉庫等（以下「仮設ハウス等」という。）を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
ただし、災害救助法の適用による「応急仮設住宅」については本協定から除く。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、仮設ハウス等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。
2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲で、仮設ハウス等の供給に努めるものとする。

（機材の設置、引渡し及び撤去）

第4条 仮設ハウス等の設置（引渡し）場所は、原則として甲が指定する場所とし、設置（引渡し）場所までの運搬及び設置工事は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬及び設置が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。
2 仮設ハウス等の運搬及び設置に必要な車両、資材、器具類及び人員の確保は、乙がこれを行うものとし、設置の完了をもって引渡しとする。
3 甲は、仮設ハウス等の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、仮設ハウス等の種類、数量等及び適切な設置を確認の上、適正と認められる場合に受領するものとする。
4 乙は、仮設ハウス等を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面（納品書等）で報告するものとする。
5 甲は契約期間終了前に、賃貸借物件を撤去する必要がある場合、乙にその旨を通知し、乙は甲の指示する日までに賃貸借物件を撤去しなければならない。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が実施した仮設ハウス等の供給、運搬、設置及び撤去に係る費用を負担するものとする。
2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
3 甲は故意又は過失により賃貸借物件を荒廃又はき損した場合には、遅滞なく甲の費用において復旧修繕しなければならない。

(費用の支払い)

第6条 乙は、仮設ハウス等を供給したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が仮設ハウス等供給のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月7日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京都千代田区丸の内1-4-1丸の内永楽ビルディング22F
株式会社ナガワ 代表取締役社長 高橋 修

※本協定は、新潟県が取り交わした協定であるが、新発田市内において支援業務の必要が生じた時は、市から県に協力要請することで本協定に基づいた支援業務が行われる。

災害時における法律相談業務に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、県内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

- 第 1 条 甲は、災害時において、県内市町村から法律相談会の開催について要請があったときは、乙に対して、支援対象市町村での法律相談会の開催を要請することができる。
- 2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲、乙及び支援対象市町村が協議し、必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

- 第 2 条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲及び支援対象市町村へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。
- 2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

- 第 3 条 支援対象市町村は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、支援対象市町村の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

- 第 4 条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲及び支援対象市町村に書面で報告するものとする。

（費用負担）

- 第 5 条 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）

- 第 6 条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

（協議解決）

- 第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成28年3月14日

甲	新潟市中央区新光町4番地1
	新潟県
代表者	新潟県知事 泉田 裕彦
乙	新潟市中央区学校町通1番町1番地
	新潟県弁護士会
代表者	会長 平 哲也

災害時における水道施設に係る応急対策業務の応援に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における水道施設に係る応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等の発生により水道施設が被災した場合に、甲が実施する応急対策業務のため、甲が乙に要請する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援業務）

第2条 乙が行う応援業務は、次のとおりとする。

- (1) 水道業務に関する電話対応
- (2) 水道業務に関する広報活動
- (3) 応急給水活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請）

第3条 甲は、災害等の発生時において実施する応急対策業務に乙の応援が必要と認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第4条 前条の規定による応援の要請は、次の各号に掲げる事項を記載した応援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日文書を送付するものとする。

- (1) 応援の期間
- (2) 災害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) 必要とする人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に必要な事項

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に対し、応援業務に対応できる人員及び機材等の状況を把握し、甲に報告するものとする。

（応援）

第6条 乙は、第3条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員・機材等を出動させ、甲が行う応急対策業務に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき、乙の行った応援業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、新発田市水道料金等徴収業務委託契約に基づく業務時間内における費用負担については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（労務補償）

第8条 乙が出動させた人員が、応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における労災補償は、乙の加入する労働者災害保険によるものとする。

（連絡担当者）

第9条 この協定に関し、甲及び乙はあらかじめ連絡担当者を定めることとし、災害等が発生した際には、速やかに連絡を取り合うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲

新潟県新発田市下内竹747番地

新発田市長 二階堂 馨

乙

埼玉県幸手市緑台一丁目19番11号

日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体

代表会社 株式会社日本ウォーターテックス

代表取締役 佐藤 亮

別記様式

年 月 日

日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体

代表会社 株式会社 日本ウォーターテックス

代表取締役 様

新発田市長

応援要請書

災害時における水道施設に係る応急対策業務の応援に関する協定書第4条の規定に基づき、
応急対策業務の応援について、次のとおり要請します。

応援の期間	年 月 日から 年 月 日まで
災害の状況	
業務内容及び人数	① 電話対応 名 ② 広報活動 名 ② 応急給水活動 名 ③ その他 () 名
その他	

高齢者のみ世帯見守り活動に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体（以下「乙」という。）は、一人暮らしの高齢者又は高齢者のみで構成される世帯（以下「高齢者のみ世帯」という。）の見守り活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が業務上の連携を図り、積極的に高齢者のみ世帯の見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに資するものとする。

（活動内容）

第2条 乙は、新発田市内において検針業務等の業務を遂行するにあたり、高齢者のみ世帯において次に掲げる状況が認められるときは、甲に連絡するものとする。ただし、緊急を要すると思われる場合は、警察又は消防署に直接通報するものとする。

- (1) 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が溜まっている。
- (2) 夜になっても洗濯物が取り込まれていない。
- (3) 屋内の電灯が昼夜を通して点灯している又は数日にわたって点灯していない。
- (4) 庭先の鉢植えなどが枯れている。
- (5) ゴミなどが処理されず溜まっている。
- (6) いつも挨拶するのに、声をかけても出てこない又は返事がない。
- (7) いつも泣き声や怒鳴り声がする。
- (8) 不自然な服装（季節に合わない服を着ている、服が極端に汚れている等）で歩いている。
- (9) その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。

2 前項の規定による通報に係る費用は、乙の負担とする。

（対応）

第3条 甲は、前条第1項の規定による連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して当該高齢者のみ世帯における問題等の解消のために誠実に対応するものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による連絡を行うことができなかった場合であっても、高齢者のみ世帯において生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 乙は、この協定に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和３年４月１日

甲

新潟県新発田市下内竹７４７番地

新発田市長 二階堂 馨

乙

埼玉県幸手市緑台一丁目１９番１１号

日本ウォーターテックス・マイシステム共同企業体

代表会社 株式会社日本ウォーターテックス

代表取締役 佐藤 亮

災害時における車両等障害物除去に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）とNPO法人全日本レッカー協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での車両等障害物除去に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に加え、降積雪及び道路凍結によるスタック車両等による渋滞をいう）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙又は乙の構成団体の保有するレッカー車及びその他の重機、運転手、作業機器オペレーター等（以下「レッカー車等」という。）を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、レッカー車等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲で、レッカー車等の供給に努めるものとする。

（除去作業等）

第4条 除去作業等の場所は、原則として甲が指定する場所とし、除去対象物を原則として甲が指定する場所への移動、又は原則として甲が指定する方法による除去対象物の破壊及び破壊後の撤去をもって除去作業完了とする。

乙は除去作業が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、除去作業等に際し、甲の職員等を派遣し、作業完了の確認を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、乙が実施した除去作業に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前における乙の適切な提供価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は故意又は過失により道路占有物等を破損した場合は、当該管理者及び甲との協議により、原則として乙の費用において復旧修繕又は賠償しなければならない。

（費用の支払い）

第6条 乙は、除去作業を行ったときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が除去作業に従事する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

2 甲乙間に紛争が生じ、前項により解決しない場合又は当該紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月21日

甲 新潟県新発田市中央町4丁目10番4号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京都町田市野津田町165番地1
NPO法人全日本レッカー協会
理事長 塚本 好明

災害時における物資供給及び店舗駐車場の提供に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での物資の供給及び店舗駐車場の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有する物資供給及び店舗駐車場の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資及び店舗駐車場を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、物資の供給及び店舗駐車場の優先提供に努めるものとする。

2 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 生活・日用品
- (4) 救援及び災害復旧に必要な用品
- (5) その他甲が指定する用品

3 甲が乙に店舗駐車場の提供を要請する範囲は次に掲げるものとし、駐車場の提供区画、期間、利用用途の変更は甲乙の協議により決定するものとする。

- (1) 場 所 新発田市舟入町 3-6-28
- (2) 施設名称 ホームセンタームサシ新発田コモ店 駐車場
- (3) 利用用途 緊急物資供給拠点等として

（物資等の引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、原則として甲が指定する場所とし、指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、要請した物資の種類、規格、数量等を確認の上、適正と認められる場合に受領するものとする。

3 乙は、物資を供給したときは、甲に対し速やかに、そのつど書面（納品書等）で報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、乙が実施した物資の供給、運搬に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、要請の直前に小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 店舗駐車場については、無償とする。但し、甲が乙の施設に及び備品に損害を与えた場合は、甲は復旧に係る実費を乙に弁償するものとする。

(費用の支払い)

第6条 乙は、物資を供給したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資供給のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県三条市上須頃445番地
アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長 坂本 雅俊

災害時の協力に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社新発田電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速な災害情報の提供、共有を図るものとする。
2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（甲の災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ、甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。
2 前項の規定により派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公庁・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。
2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保に当たっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年 8月24日

甲 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市新栄町3丁目1番34号
東北電力株式会社 新発田電力センター
所長 菊池 健

災害時における畳の供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と下越畳業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有する畳を供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、畳を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、応援業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り次に掲げる応援業務を行うものとし、業務の優先実施に努めるものとする。

- (1) 避難所等で利用する畳の調達
- (2) 避難所等への畳の搬送
- (3) 避難所等で利用した畳の処分及び処分に係る搬送

2 乙は、甲から要請を受けた場合、要請のあった日を含め3日以内に、第4条に規定する畳を概ね50枚を供給できる体制をとるものとする。

（仕様）

第4条 供給する畳については、新潟県と新潟県畳業組合連合会との協定により取り交わしたものに準拠するものとする。

（畳の引渡し）

第5条 畳の引渡し場所は、原則として甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 畳の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。

3 甲は、畳の引渡しに際し、引渡し場所に甲の職員等を派遣し、畳の種類及び数量等を確認の上、受領又は返還するものとする。

4 乙は、畳を供給したときは、甲に対し、速やかに、その引渡し場所毎に書面で報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙が実施した畳の供給及び搬送に係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、新潟県と新潟県畳業組合連合会との協定により取り交わした単価に準拠するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、畳を供給したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を要する場合は、この限りでない。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が畳供給のために使用する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月31日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新発田市御幸町4丁目1番21号
下越畳業組合
理事長 岩渕 重文

災害時等における新発田市と公益社団法人隊友会
新潟県隊友会新発田支部の応援に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と公益社団法人 隊友会新潟県隊友会新発田支部（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における各種応援復旧活動等に関し、甲乙間での人的応援について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、それらを円滑に行うため、平時における応援についても定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、新発田市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の応援の必要があると認めるときは、乙に対し、その応援を要請すること（以下「要請」という。）ができる。

また、平時における防災普及活動等への応援に関しても同様のものとする。

2 前項の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれにより事態が急迫し、文書によるいとまがないときは、口頭、電話又はファクシミリその他の方法によるものとし、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に交付するものとする。

- (1) 必要な要請の内容及び人員
- (2) 派遣を求める日時及び場所
- (3) 前各号に掲げるものの他、要請に必要な事項

(内容)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で、次の各号に掲げる応援業務を実施するものとする。

- (1) 甲が行う復旧・復興に関する補助的業務
- (2) 甲が管理する避難所における運営に関する補助的業務
- (3) 救援物資・資材等の受け入れ、配分及び積載卸下等の補助的業務
- (4) 平時における防災普及活動への応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙間の協議により実施する応援

(派遣)

第4条 乙の所属会員の派遣場所は、原則として甲が指定する場所とし、指定場所までの交通手段等については乙が手配するものとする。ただし、甲が交通手段を指定する場合は、指定の方法に努めるものとする。

2 乙は、参じることが困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲乙協議の上、じ後について決定するものとする。

3 乙は、指定場所に参じた時には、甲又は甲から指定を受けた者若しくは現地の管理者へ、人員その他の必要な事項を報告し、乙代表者の指揮の下、甲又は甲から指定を受けた者若しくは現地の管理者の掌握において活動するものとする。

4 甲は、乙の人員等について、書面により記録するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が応援を行うために要した経費については、甲乙協議を経たものを除き、原則乙が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 乙は、本協定を実施するに当たり、必要に応じて「ボランティア活動保険」に加入するなどし、乙会員の事故等については原則、乙の責任において対処するものとする。

2 甲は、本協定の実施によって乙会員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法、その他関係する法律等で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又は遺族若しくは被扶養者にその損害を補償するものとする。

3 甲が乙の備品等に損害を与えた場合は、復旧に係る実費又は要請の直前における小売価格等を基準とした額を弁償するものとする。

4 乙が甲の備品等に損害を与えた場合は、甲乙間の協議により弁償の有無及びその額を決するものとする。

(支払い)

第7条 第5条及び前条により甲が乙に支払うべき費用が発生した場合については、乙は甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置等を要する場合は、この限りでない。

2 第5条及び前条により乙が甲に支払うべき費用が発生した場合については、甲乙協議により決定するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が応援を行うのために使用する車両について、緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定において疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月31日

甲 新潟県新潟田市中心町3丁目3番3号
新潟田市
新潟田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新潟田市
公益社団法人 隊友会 新潟県隊友会
新潟田支部支部長 西塚 一朔

災害時における物資の供給等のに関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社ウオロク（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な食料品、日用品等（以下、「物資」という。）の供給及び店舗駐車場の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害基本法〔昭和36年法律第223号〕第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙の保有する物資の供給及び店舗駐車場の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、新発田市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達及び緊急避難場所を必要とするときは、乙に対して、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有し、又は調達できる物資を甲に提供すること
- (2) 市内にある乙の店舗駐車場を緊急避難場所として使用すること

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置を講ずるものとする。

（物資の運搬、引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲又は甲が指定する者が物資の品目及び数量等の確認を行ったうえ、引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が物資の引渡しのために乙の店舗以外の場所に物資を運搬する場合には、甲は乙が使用する車両を緊急通行車両とする等の必要な措置をとるものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲の要請により乙が提供した物資の代金及び乙が行った運搬にかかる費用（以下「代金等」という。）は、甲がこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定による代金等のうち、物資の代金は甲の協力要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬にかかる費用は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第7条 乙は前条に規定する代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し速やかに代金等を乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく物資及び店舗駐車場の利用の提供に関する連絡調整を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者及び連絡先を定め、相手方に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、この協定を同一条件でさらに1年間延長するものとし、以後、この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれが1通を保有するものとする。

平成31年2月1日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟市中央区鏡2丁目14番13号
株式会社ウオロク
代表取締役社長 本多 伸一

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社ほっとしばたケアセンター（以下「乙」という。）は、新発田市内に発生した地震その他による災害時において、新発田市地域防災計画に基づく避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所の施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設を、被災した要配慮者を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、新発田市内に発生した地震その他による災害により被災した、高齢者及びその家族または介護者とする。

2 甲は、災害が発生し、乙の施設にかかる福祉避難所の利用を必要とする者が生じたときは、当該対象者の氏名、住所等について、遅滞なく乙に通知するものとする。

（避難所として利用できる施設）

第3条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

(1)	所在地	新発田市豊町3丁目5番11号
	施設種別	認知症対応型共同生活介護
	施設名	ほっとしばたケアセンター
(2)	所在地	新発田市豊町3丁目5番12号
	施設種別	通所介護サービス
	施設名	ほっとしばたケアセンターひまわり
(3)	所在地	新発田市豊町3丁目5番12号
	施設種別	短期入所生活介護サービス
	施設名	ほっとしばたケアセンター

（避難所の開設）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、前条において定められた対象施設について、その被害状況及び利用状況を乙に確認の上、福祉避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）によって通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより開設することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

（利用対象者の移送）

第6条 避難所利用対象者の移送については、甲の責任において行う。

（避難所の運営管理）

第7条 災害時の福祉避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、福祉避難所運営組織について乙に通知するものとする。

3 福祉避難所に必要な日常生活用品、食糧及び医療品、医療材料等の物資は、甲が調達するものとする。

ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

4 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

（費用負担）

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から90日以内とする。

ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は甲乙で協議するものとし、甲は当該協議結果に基づき、福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により、乙に期間の延長を申請するものとする。

（避難所解消への努力）

第10条 甲は、福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第11条 甲は、乙が管理する施設について福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届（様式第3号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、令和元年12月24日から令和2年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了30日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年12月24日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市豊町3丁目5番11号
株式会社ほっとしばたケアセンター
代表取締役 遠藤 恵子

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所開設通知書

「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

1 開設日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

2 福祉避難所使用施設

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-11）

ほっとしばたケアセンターひまわり（豊町 3-5-12）

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-12）

3 利用対象者

要配慮者 名

家族または介護者 名

別紙対象者リストのとおり

4 その他

【連絡先】

所属：

担当者名：

電話：

E-mail：

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所使用許可期限の延長をお願いします。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

1 福祉避難所使用施設

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-11）

ほっとしばたケアセンターひまわり（豊町 3-5-12）

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-12）

2 延長日時の予定

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

3 利用対象者

要配慮者 名

家族または介護者 名

別紙対象者リストのとおり

4 延長の理由

【連絡先】

所属：

担当者名：

電話：

E-mail：

第 号
年 月 日

様

新発田市長 二階堂 馨

福祉避難所使用終了届

「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書」に基づく災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了します。

なお、協定書に基づき、施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 福祉避難所使用施設

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-11）

ほっとしばたケアセンターひまわり（豊町 3-5-12）

ほっとしばたケアセンター（豊町 3-5-12）

2 終了日時

年 月 日 時まで

3 引渡し予定日時

年 月 日 時まで

【連絡先】

所属：

担当者名：

電話：

E-mail：

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、新発田市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、新発田市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年2月7日

甲) 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙) 新潟市中央区東大通1丁目3番10号
株式会社ゼンリン 新潟営業所
所長 小林 光晴

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
- ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
- ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙 1 から乙 27 まで）（以下、乙 1 から乙 27 までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧

支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第 2 条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（１）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（２）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第 10 条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第 10 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第 3 条 丙は、第 2 条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第 4 条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協력에係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第 5 条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものと

する。

- 3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

- 2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- （2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会とする。
- （3）その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- （4）連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

- 2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

- 2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協

定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合には、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年3月8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

(略)

乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市長 二階堂 馨

(略)

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司

甲	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課	甲	新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所
乙1	新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課	乙2	新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課
乙3	新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課	乙4	新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課
乙5	新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課	乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課	乙8	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局
乙9	新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課	乙10	新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課
乙11	新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局	乙12	新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局
乙13	新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局	乙14	新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課
乙15	新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局	乙16	新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課
乙17	新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課	乙18	新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課
乙19	新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課	乙20	新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課
乙21	新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課	乙22	新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課
乙23	新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課	乙24	新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課
乙25	新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課	乙26	新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課
乙27	新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課		
丙	新潟県新潟市中央区新光町6番地1 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部新潟県部会		

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立新発田高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立新発田高等学校
所在地	新発田市豊町3丁目7番6号
管理者	新潟県立新発田高等学校長
指定避難所等	大体育館、小体育館、剣道場、柔道場
避難経路	校舎棟学校開放用玄関から2階に上り大体育館等へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
校舎棟学校開放用玄関	1本
体育館棟3階倉庫8	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

- 2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 使用施設の使用料は無料とする。
- 3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。
- 2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。
 - 3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市豊町3丁目7番6号
新潟県立新発田高等学校長 中戸 義文

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立新発田商業高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立新発田商業高等学校
所在地	新発田市板敷5 2 1 番地 1
管理者	新潟県立新発田商業高等学校長
指定避難所等	大体育館
避難経路	渡り廊下シャッター（正面側）から、大体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
渡り廊下シャッター（正面側）	1 本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

- 2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるとときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 使用施設の使用料は無料とする。
- 3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。
- 2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。
 - 3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市板敷521番地1
新潟県立新発田商業高等学校長 笠井 富夫

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立新発田竹俣特別支援学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立新発田竹俣特別支援学校
所在地	新発田市下楠川702番地
管理者	新潟県立新発田竹俣特別支援学校長
指定避難所等	体育館
避難経路	体育館入口玄関から体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
体育館入口玄関	1本
体育館器具庫	1本
多目的室	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

- 2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 使用施設の使用料は無料とする。
- 3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。
- 2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。
 - 3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市下楠川702番地
新潟県立新発田竹俣特別支援学校長 松井 隆夫

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立新発田南高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立新発田南高等学校
所在地	新発田市大栄町3丁目6番6号
管理者	新潟県立新発田南高等学校長
指定避難所等	大体育館
避難経路	職員玄関入口から大体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
職員玄関入口	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。

- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 使用施設の使用料は無料とする。

3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

（表示板の設置）

第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。

2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。

3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市大栄町3丁目6番6号
新潟県立新発田南高等学校長 大湊 卓郎

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立新発田農業高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立新発田農業高等学校
所在地	新発田市大栄町6丁目4番23号
管理者	新潟県立新発田農業高等学校長
指定避難所等	大体育館
避難経路	正面入口から大体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
大体育館入口	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。

- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 使用施設の使用料は無料とする。

3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

（表示板の設置）

第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。

2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。

3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市大栄町6丁目4番23号
新潟県立新発田農業高等学校長 佐々木 雅伸

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県立西新発田高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新潟県立西新発田高等学校
所在地	新発田市西園町3丁目1番2号
管理者	新潟県立西新発田高等学校長
指定避難所等	大体育館及びステージ下
避難経路	正面玄関から、大体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
正面玄関	1本
大体育館入口	1本
大体育館ステージ下物置放送室側	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

- 2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 使用施設の使用料は無料とする。
- 3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。
- 2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。
 - 3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市西園町3丁目1番2号
新潟県立西新発田高等学校長 佐藤 雄二

災害時における避難所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新発田中央高等学校（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）としての施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設を指定避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 甲が指定避難所等として使用できる施設（以下「使用施設」という。）は次のとおりとする。

施設名称	新発田中央高等学校
所在地	新発田市曽根570
管理者	新発田中央高等学校長
指定避難所等	大体育館及び小体育館
避難経路	駐車場入口から大体育館へ避難する。

（鍵の貸与及び複製）

第3条 乙は、甲に指定避難所等の開設のために必要な鍵（以下「鍵」という。）を貸与するものとする。

2 乙が、第1項の規定により甲に貸与する鍵は、次のとおりとする。

施設（部屋）名	本数
小体育館入口	1本
小体育館入口脇ポンプ室	1本
駐車場脇入口	1本

3 甲は、貸与された鍵について、乙の許可を得た上で、甲の判断と責任のもとで必要最小限の複製を行い、鍵の複製が完了したときは、甲は遅滞なく乙に鍵を返却するものとする。

なお、鍵の複製にかかる費用は甲が負担する。

4 甲は、複製した鍵を甲が管理する施設内で保管するものとし、複製した本数並びに保管場所の所在地並びに責任者、連絡先等を乙に報告するものとする。

ただし、夜間・休日等において避難所等を開設するため、甲があらかじめ指名する職員（以下、「指名職員」という）に鍵を保管させる場合は、甲は、複製した鍵の本数並びに指名職員の住所、氏名及び連絡先を乙に報告した上で、甲の施設外で指名職員が鍵を管理するものとする。

5 使用施設が指定避難所等の指定を解除されたときは、甲は乙に通知するとともに、複製した鍵を遅滞なく廃棄するものとする。

6 甲は、乙から貸与された鍵及び複製した鍵について、善良な管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。

なお、鍵の紛失又は毀損等により、甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとする。

（指定避難所等の開設及び運営）

第4条 甲は、新発田市地域防災計画に定めるところにより、甲の責任において、使用施設を指定避難所等として開設し、管理運営するものとする。

- 2 乙は、新潟県地域防災計画に定めるところにより、指定避難所等の開設及び運営に協力するものとする。
- 3 指定避難所を円滑に運営するため、甲が新発田市地域防災計画に定める「避難所運営委員会」を設置するときは、乙は避難所運営委員会の構成員として運営に協力するものとする。

(施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(費用負担)

第6条 指定避難所等の開設及び運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 使用施設の使用料は無料とする。
- 3 指定避難所等を閉鎖するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第7条 乙は、使用施設を指定避難所等として使用した場合に発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(表示板の設置)

- 第8条 甲は、乙と協議の上、乙の敷地内又は建物壁面等に避難所の表示板を設置することができる。
- 2 前項の規定により表示板設置後、甲又は乙の都合により表示板を移設する場合は、費用は原因者が負担する。
 - 3 本協定解除により表示板が不要となった場合は、甲の負担により撤去する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第10条 この協定の締結期間は、協定の日から令和2年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年2月25日

甲 新発田市中心部3丁目3番3号
新発田市
代表者 新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市曾根570番地
新発田中央高等学校長 関矢 伸雄

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社中条ゴルフ倶楽部（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲は乙が所有又は使用する敷地及び建物（以下「避難場所等」という。）の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用可能な避難場所等の範囲）

第2条 甲が使用できる避難場所等の一部の範囲とは、次のとおりとする。

ただし、施設の被災状況等により、使用できる範囲が制限される場合は、その都度、乙の指示により使用範囲を決定するものとする。

- (1) 所在地 胎内市村松浜555番地
- (2) 所有者 株式会社 中条ゴルフ倶楽部
- (3) 使用可能避難場所 クラブハウス及び屋外ゴルフホール

（使用可能期間）

第3条 使用可能期間は、地震が発生し、津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「津波情報」という。）が発表されたときから、津波情報又は避難情報が解除され、津波災害のおそれが無くなった時までとする。

（使用の禁止）

第4条 大規模な地震等で第2条に規定する避難場所等の範囲の安全が確保されない場合は、使用を禁止する。

（避難場所等の安全確認）

第5条 乙の営業時間内の場合は、乙が安全確認を行うものとする。また、乙の営業時間外の場合は、甲が安全確認を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、甲及び乙の安全確認を待たず、避難する者が安全を確認し避難を行うものとする。

（指定緊急一時避難場所の指定・周知）

第6条 甲は、新発田市地域防災計画の定めるところにより、甲の責任において、第2条に規定する避難場所等を津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定緊急一時避難場所として指定するものとする。

2 この協定による指定緊急一時避難場所は、民間協力緊急指定避難場所と位置付け、市民に周知する。

（費用負担）

第7条 避難場所等の使用料は無料とする。

- 2 指定緊急一時避難場所として使用した場合の施設における人為的破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。
- 3 避難場所等の使用を終了するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第 8 条 乙は、地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（施設変更の報告）

第 9 条 避難場所等が、何らかの事情により、指定緊急一時避難場所として機能しない状態に至った場合は、甲に連絡するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 11 条 この協定の締結機関は、協定の日から令和年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 部を保有する。

令和 2 年 11 月 1 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 胎内市村松浜 555 番地
株式会社 中条ゴルフ倶楽部
代表取締役 高瀬 孝三

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社北日本ホーム食品（以下「乙」という。）は、新発田市地域防災計画に掲げる指定緊急避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲は乙が所有する敷地及び建物（以下「避難場所等」という。）の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用可能な避難場所等の範囲）

第2条 甲が使用できる避難場所等の一部の範囲とは、次のとおりとする。

ただし、施設の被災状況等により、使用できる範囲が制限される場合は、その都度、乙の指示により使用範囲を決定するものとする。

- (1) 所在地 新発田市藤塚浜3544番地2
- (2) 所有者 株式会社 北日本ホーム食品
- (3) 使用可能避難場所 株式会社北日本ホーム食品駐車場、工場2階ベランダ
- (4) 工場2階ベランダへの避難経路 建物内部へは立ち入らず、外階段を使用し避難する。

（使用可能期間）

第3条 使用可能期間は、地震が発生し、津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「津波情報」という。）が発表されたときから、津波情報又は避難情報が解除され、津波災害のおそれが無くなった時までとする。

（使用の禁止）

第4条 大規模な地震等で第2条に規定する避難場所等の範囲の安全が確保されない場合は、使用を禁止する。

（避難場所等の安全確認）

第5条 乙の営業時間内の場合は、乙が安全確認を行うものとする。また、乙の営業時間外の場合は、甲が安全確認を行うものとする。但し、緊急を要する場合は、甲及び乙の安全確認を待たず、避難する者が安全を確認し避難を行うものとする。

（指定緊急一時避難場所の指定・周知）

第6条 甲は、新発田市地域防災計画の定めるところにより、甲の責任において、第2条に規定する避難場所等を津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における指定緊急一時避難場所として指定するものとする。

2 この協定による指定緊急一時避難場所は、民間協力緊急指定避難場所と位置付け、市民に周知する。

（費用負担）

第7条 避難場所等の使用料は無料とする。

- 2 指定緊急一時避難場所として使用した場合の施設における人為的破損については、甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。
- 3 避難場所等の使用を終了するときは、甲の責任において原状回復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(施設変更の報告)

第9条 避難場所等が、何らかの事情により、指定緊急一時避難場所として機能しない状態に至った場合は、甲に連絡するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の締結機関は、協定の日から令和3年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

令和2年11月1日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市藤塚浜3544番地2
株式会社 北日本ホーム食品
代表取締役社長 多田 浩

災害時における救急医薬品の調達等に関する協定書

新発田市長（以下「甲」という。）と一般社団法人下越薬剤師会（以下「乙」という。）は、大規模な地震又は風水害その他による災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市地域防災計画に基づき、甲が災害時に確保しようとする応急物資及び生活必需物資のうち救急医薬品（以下「救急医薬品」という。）の調達に乙が協力することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（救急医薬品調達の要請）

第2条 甲は、災害時において救急医薬品の確保を図るために必要が生じたときは、乙に対し、調達の要請をするものとする。

- 2 前項の規定による要請は、救急医薬品調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、適切な調達ができるよう速やかに協力するとともに、その対応状況を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、連絡責任者を置くとともに、いつでも要請に協力できる連絡体制を平時から確立しておくものとする。

（救急医薬品の引渡し）

第4条 救急医薬品の引渡し場所は、一般社団法人下越薬剤師会支援センター薬局とし、甲は、引渡し場所に職員を派遣し、救急医薬品を引き取るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要が生じたときは、乙が指定する場所を引渡し場所とすること又は乙に所属する者により救急医薬品を搬送させることができる。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請により、乙が実施した救急医薬品の調達において生じた次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救急医薬品の実費
- (2) 救急医薬品の調達等に伴う旅費

- 2 乙は、前項第1号に規定する費用を請求しようとするときは、救急医薬品調達費用請求書（第2号様式）を、同項第2号に規定する費用を請求しようとするときは、費用弁償等請求書（第3号様式）を甲に対し提出するものとする。
- 3 前項の請求があったときは、甲は、その内容を確認し、適当と認めるときは、乙に費用を支払うものとする。

（労災補償）

第6条 救急医薬品の調達等により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、乙の会員の労災保険により補償を受けるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限終了前1カ月前までに甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月4日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市本町1丁目14番8号
一般社団法人下越薬剤師会
会長 桂 重之

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

一般社団法人下越薬剤師会長 様

新発田市長 ⑩

救急医薬品調達要請書

令和 2 年 月 日に締結した災害時における救急医薬品の調達等に関する協定書第 2 条の規定により、救急医薬品の調達等について、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職 氏名 連絡先電話番号	
要請の日時	年 月 日 () 時 分	
要請内容	救急医薬品名	数量等
実施期日	年 月 日 ()	
引渡し場所	☐ 一般社団法人下越薬剤師会支援センター薬局 ☐ その他 ()	
引渡し方法	☐ 市職員を派遣 ☐ その他 ()	
備考		

年 月 日

新発田市長 宛て

一般社団法人下越薬剤師会長

㊞

救急医薬品費用請求書

令和2年 月 日に締結した災害時における救急医薬品の調達等に関する協定書第5条の規定により、救急医薬品の実費について、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2 請求内訳 別紙「内訳書」のとおり

内訳書

救急医薬品名	数量	単価	金額	引渡し日等
小 計				
消 費 税				
合 計				

年 月 日

新発田市長 宛て

一般社団法人下越薬剤師会長

㊞

費用弁償等請求書

令和2年 月 日に締結した災害時における救急医薬品の調達等に関する協定書第5条の規定により、救急医薬品の調達等に伴う旅費について、次のとおり請求します。

1 請求金額 _____円

2 請求内訳

(1) 救急医薬品の調達等に伴う旅費 _____円

(2) その他実費 _____円

3 添付書類

(1) 調達活動等に従事した薬剤師名簿

(2) その他実費の内訳書

(1) 調達活動等に従事した薬剤師名簿

従事日	所属	氏名	従事場所

(2) その他実費の内訳書

項目	単価	金額	備考	
小 計				
消 費 税				
合 計				

平成 25 年 1 月 9 日 締結
平成 26 年 7 月 1 日 一部改定

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る
住民の安全確保に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する新発田市民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

- 第 1 条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的に開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

- 第 2 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合
- (2) 原災法第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (3) 原災法第 15 条第 1 項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 134 条の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成 24 年経済産業省令第 71 号）第 3 条又は電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 3 条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合
- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5 パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）

又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合

- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
 - (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するものを除く。）
 - (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
 - (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
 - (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
 - (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するものを除く。）
 - (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
 - (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないものを除く。）
 - (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
 - (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
 - (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合
 - (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
- 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれから当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る 住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成 25 年 1 月 9 日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。

なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第 1 条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成 25 年 1 月 9 日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第 3 条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3 市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第 2 条 協定第 1 条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第 3 条 協定第 2 条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
 - ア 協定第 2 条第 1 項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
 - イ 協定第 2 条第 2 項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第 1 号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30 km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30 km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京電力株式会社
原子力運営管理部長 武井 一浩

協定締結市町村

長岡市	新潟市	上越市	三条市	新発田市
小千谷市	加茂市	十日町市	見附市	村上市
燕市	糸魚川市	妙高市	五泉市	阿賀野市
佐渡市	魚沼市	南魚沼市	胎内市	聖籠町
弥彦村	田上町	阿賀町	出雲崎町	湯沢町
津南町	関川村	粟島浦村		

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙１から乙２７まで）（以下、乙１から乙２７までを総称して「乙」という。）と一般社団法人新潟県下水道維持改築協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第２条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧

支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第２条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（３）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（４）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２ 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第１０条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１０条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第３条 丙は、第２条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

２ 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第４条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第５条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

２ 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものと

する。

- 3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

- 2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （5）甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- （6）丙の事務局は、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会とする。
- （7）その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- （8）連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

- 2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。
- 3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

- 2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協

定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合には、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年3月8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

(略)

乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市長 二階堂 馨

(略)

丙 新潟県新潟市江南区下早通柳田2丁目2番17号
一般社団法人新潟県下水道維持改築協会

理事長 五十嵐 豊

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙１から乙２７まで）（以下、乙１から乙２７までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

（技術支援協力の範囲）

第３条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

（技術支援協力の要請）

第４条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第１０条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第１０条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

２ 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

３ 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

４ 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（委託契約の締結及び費用）

第５条 甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

２ 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

３ 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

４ 第１項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第６条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(労災及び損害補償)

第9条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

(9) 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。

(10) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。

(11) 甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(12) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(情報の保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

(補則)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年3月8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

(略)

乙4 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市長 二階堂 馨

(略)

丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中部支部長 上田 直和

(新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合新発田支部)

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合新発田支部（以下「乙」という。）は、甲が、災害時に一時的な避難先として乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の施設（以下「宿泊施設」という。）を活用するため本協定を締結する。

(要請及び協力)

第1条 甲は、新発田市内の地震並びに風水害その他の災害時において市民等の避難を必要とするとき及び、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において避難先として宿泊施設を確保する必要があるとき、又は避難所での避難生活が困難な者の一時的な避難先として宿泊施設を必要とするときは、乙に宿泊施設の提供を要請するものとし、乙は、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

(利用者の範囲等)

第2条 この協定における利用者は次に掲げる者とする。

- (1) 新発田市内で被災した者
- (2) 被災地等から本市へ避難した被災者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(協力を要請する内容)

第3条 乙は、第1条の規定による要請に応じて避難所として提供する宿泊施設において、次に掲げる業務を可能な範囲で実施するよう要請するものとする。

- (1) 宿泊場所(部屋)、入浴施設、食事および食事場所の提供
- (2) 利用者の名簿管理（利用者ごとの住所、氏名、年齢、性別、電話番号）
- (3) 甲からの連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置
- (4) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

(移送)

第4条 この協定に基づき宿泊施設を利用する避難者を移送する必要がある場合は、原則、甲が行う。ただし、甲において移送が著しく困難な場合は、乙の組合員は可能な範囲で移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協力要請の方法等)

第6条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、宿泊施設提供要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 受け入れ要請の人数
- (2) 給食要請数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず緊急の場合、甲は口頭または電話等の手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力要請の承諾)

第7条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に協力宿泊施設提供承諾書(第2号様式)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、第1条の規定に基づき協力した場合は、速やかに乙の組合員について確認を行い、甲に宿泊施設提供実績報告書(第3号様式)により、次の事項を報告するものとする。

(1) 宿泊施設名

(2) 利用者数

(3) 提供食数

(4) 利用者の移送

(5) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず緊急の場合、甲は口頭または電話等の手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。)を、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議し定め、乙からの支払請求により支払うものとする。

(取消料)

第10条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲および乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者について次の各号のとおり定める。

(1) 連絡責任者は、責任者報告票(第4号様式)によるものとする。

(2) 毎年4月又は連絡責任者に変更があったときは、責任者報告票を更新するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は締結の日から、1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し書面によりこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月26日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市諏訪町1丁目2番1号
新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合新発田支部
代 表 水野 貴弘

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と月岡温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）は、甲が、災害時に一時的な避難先として乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の施設（以下「宿泊施設」という。）を活用するため本協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、新発田市内の地震並びに風水害その他の災害時において市民等の避難を必要とするとき及び、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において避難先として宿泊施設を確保する必要があるとき、又は避難所での避難生活が困難な者の一時的な避難先として宿泊施設を必要とするときは、乙に宿泊施設の提供を要請するものとし、乙は、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

（利用者の範囲等）

第2条 この協定における利用者は次に掲げる者とする。

- (1) 新発田市内で被災した者
- (2) 被災地等から本市へ避難した被災者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（協力を要請する内容）

第3条 乙は、第1条の規定による要請に応じて避難所として提供する宿泊施設において、次に掲げる業務を可能な範囲で実施するよう要請するものとする。

- (1) 宿泊場所(部屋)、入浴施設、食事および食事場所の提供
- (2) 利用者の名簿管理（利用者ごとの住所、氏名、年齢、性別、電話番号）
- (3) 甲からの連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置
- (4) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

（移送）

第4条 この協定に基づき宿泊施設を利用する避難者を移送する必要がある場合は、原則、甲が行う。ただし、甲において移送が著しく困難な場合は、乙の組合員は可能な範囲で移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協力要請の方法等）

第6条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、宿泊施設提供要請書（第1号様式）により行うものとする。

- (1) 受け入れ要請の人数

(2) 給食要請数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず緊急の場合、甲は口頭または電話等の手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力要請の承諾)

第7条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に協力宿泊施設提供承諾書(第2号様式)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、第1条の規定に基づき協力した場合は、速やかに乙の組合員について確認を行い、甲に宿泊施設提供実績報告書(第3号様式)により、次の事項を報告するものとする。

(1) 宿泊施設名

(2) 利用者数

(3) 提供食数

(4) 利用者の移送

(5) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず緊急の場合、甲は口頭または電話等の手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。)を、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議し定め、乙からの支払請求により支払うものとする。

(取消料)

第10条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲および乙は、宿泊施設の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者について次の各号のとおり定める。

(1) 連絡責任者は、責任者報告票(第4号様式)によるものとする。

(2) 毎年4月又は連絡責任者に変更があったときは、責任者報告票を更新するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は締結の日から、1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲または乙から相手方に対し書面によりこの協定を更新しない旨の通知がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年8月26日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市月岡温泉546-1
月岡温泉旅館協同組合
理事長 斎藤 泰弘

防災パートナーシップに関する協定書

新潟田市（以下「甲」という。）と株式会社新潟放送（以下「乙」という。）は、地震や風水害などの自然災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、被害の軽減に連携して取り組むため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が災害の発生時、または発生のおそれがある際に連携して防災情報を発信すること、並びに平時から防災活動に協力して取り組むことにより、住民の安全確保や防災意識の向上に寄与することを目的とする。

（緊急時の情報伝達の要請）

第2条 甲は、避難指示など住民への情報提供が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファックス等により、乙にテレビやラジオ、インターネット等による情報伝達を直接要請することができる。

（災害情報の提供）

第3条 甲は、災害の規模や被害の状況、避難場所等の開設及び復旧の見通しなど災害に関する情報を乙に対し、可能な限り速やかに提供するよう努める。

2 甲は、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が乙の要請に基づき、電話などの通信手段を使った生中継などに可能な限り協力するよう努める。

（災害情報の伝達）

第4条 災害の発生時、または発生のおそれのある場合、乙は、甲から提供を受けた防災情報を乙が運用するテレビやラジオ、ホームページ、アプリ等を通じ、住民への速やかな情報伝達に努める。乙は、伝達の形式、内容、時刻および送信系統をその都度自主的に決定し、住民に対して重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第5条 甲及び乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する画像や資料等を相手方に提供する。

2 甲は、住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

（連絡担当者）

第6条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲及び乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第7条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月20日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新潟市中央区川岸町3-18
株式会社新潟放送
代表取締役社長 佐藤 隆夫

災害に係る情報発信等に関する協定

新発田市（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、新発田市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、新発田市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、新発田市内の避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の新発田市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、新発田市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、新発田市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年11月10日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

新発田市（以下「甲」という。）と医療法人社団M & B コラボレーション（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要支援者」という。）を受け入れるための福祉避難所の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の運営する福祉施設内を新発田市地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の避難者とその家族等支援者（1名程度）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定及び利用できる施設）

第3条 この協定に基づき、福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	新発田市虎丸 452 番地
施設名	介護老人保健施設 二王子
受入可能人数	10 人（介助者含む）

2 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、あらかじめ福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

（福祉避難所の受入れ対象者）

第4条 この協定により開設する施設が受け入れる対象者は、次のとおりとし、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の在宅者及びその家族等支援者（1名程度）とする。

対象者	要介護認定を受けた高齢者

（福祉避難所の開設要請）

第5条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、福祉避難所開設要請書（第2号様式）により、乙に福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第6条 乙は、甲から前条第1項の規定により要請を受けた場合は、対象施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて受入態勢を整えとともに、福祉避難所を開設するように努めるものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第7条 乙は、福祉避難所を開設した場合、次に掲げる業務を行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- (1) 要支援者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 避難所の管理運営のために必要な人員の配置
- (3) 要支援者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（施設の緊急点検）

第8条 乙は、新発田市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等問わず、速やかに施設の緊急点検を行わなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する緊急点検により、福祉避難所開設の可否を判断し、福祉避難所被害状況等報告書（第3号様式）により速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、自ら被災する等やむを得ない事情により、福祉避難所を開設できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

（要支援者名簿の作成）

第9条 乙は、第4条に規定する要支援者を受け入れるときは、要支援者の氏名、年齢、住所等を記載した福祉避難所避難者名簿（第4号様式）を作成するものとする。

（ボランティア等の人材支援要請）

第10条 乙は、第7条に規定する業務を行うにあたり、必要があると認めるときは、甲に対して福祉避難所人材支援依頼書（第5号様式）によりボランティアの派遣を要請できるものとする。

- 2 甲は、必要に応じて、新発田市社会福祉協議会へ人員の派遣要請を行うものとする。

（利用者の避難手段）

第11条 第4条に規定する要支援者の移動手段は、原則としてその家族等支援者が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難であると判断した場合は、甲が搬送を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の規定する搬送の支援にあたり、乙に協力を求めることができる。

（管理運営の期間）

第12条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合は、甲乙協議のうえ、必要に応じて期間の延長ができるものとする。

（経費の負担）

第13条 福祉避難所の管理運営に要した経費のうち、次の掲げる経費については、原則として、甲が負担するものとする。

- (1) 要支援者の介助等の支援にあたる者に要した人件費
- (2) 要支援者に要した食費
- (3) 要支援者に要する生活物資等で乙が直接支払ったものに要した費用

(請求及び支払)

第 14 条 福祉避難所閉鎖後、乙は前条に定める費用を請求書（第 6 号様式）により、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、1 か月以内に乙へ支払うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第 15 条 甲は、災害による危険がなくなった場合、要支援者がすべて退所した場合など、福祉避難所としての目的を達成したときは、福祉避難所閉鎖通知書（第 7 号様式）により乙へ通知し、福祉避難所を閉鎖するとともに、施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要支援者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 17 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 18 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

(備蓄)

第 19 条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料その他非常用物資の備蓄に努めるものとする。

(マニュアルの作成及び訓練)

第 20 条 乙は、災害時に備えて、施設の実情に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルを作成するものとする。

2 福祉避難所が円滑に運営できるよう、平常時から防災訓練等を通じて、福祉避難所開設・運営マニュアルの検証、見直しに努めるものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(連絡責任者)

第 21 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において速やかに相互に連絡を取れる体制をとるものとする。

(情報交換)

第 22 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第 23 条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第 24 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 25 条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 4 月 1 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市虎丸 4 5 2
医療法人社団 M & B コラボレーション
理事長 祖父江 展

災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時の救助に必要な機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、新発田市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがあり、機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、機材のレンタル供給を要請することができるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、資機材供給協力依頼書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書よることができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（資機材の種類）

- 第3条 資機材の種類は次のとおりとする。

- （1）発電機
- （2）照明機器
- （3）仮設トイレ
- （4）その他乙の取扱い商品

（機材の引渡し）

- 第4条 機材の引渡し場所は、甲の状況に応じ、指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- 2 機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。
- 3 甲又は甲が指定する者は、機材の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、これを受領するものとする。
- 4 乙は、甲又は甲が指定する者に機材を引き渡した場合は、速やかに書面により引き渡しが完了した旨を甲に報告するものとする。
- 5 甲は、前項の報告を受けた場合は、報告内容が適正であると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が前条第1項の規定により機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(機材のレンタル費用等)

第6条 機材のレンタル費用及び第4条第2項の規定により乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適切な提供価格を基準として考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第4条第5項の通知を受けたときは、書類により機材のレンタル費用及び運搬費用を甲に対して請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

2 この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月1日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 東京都中央区日本橋3丁目12番2号朝日ビルディング7F
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼 直人

災害時における水道施設の電気設備応急復旧の応援に関する協定書

新発田市水道局（以下「甲」という。）と菖城電設協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の電気設備（以下「水道施設」という。）応急復旧の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において浄水及び配水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して水道施設の応急復旧を実施することにより、住民の水道水を確保することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生において実施する水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援体制を確立し、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い作業に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙がこの規定に基づく協力のため要した費用については、甲の定める基準により積算した額に基づき、乙が甲に請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧等により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、乙の組合員の労災保険により補償を受けるものとする。

（連絡責任）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第8条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 新発田市下内竹 7 4 7 番地
新発田市水道事業

新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市佐々木 2184 番地 17
菖城電設協同組合

代表理事 二 瓶 雄 司

災害時における応急対策業務に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、甲が乙及び丙と協力して、迅速かつ円滑に応急対策業務を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（支援業務）

第2条 乙が災害時において、本協定に基づき実施する支援業務は以下の通りとする。

- （1） 甲が管理する道路や公園、墓地、学校等において、転倒し又は残置された石造物（石碑・墓石等）や土石等の撤去・集積・復旧等
- （2） 応急対策活動に必要な資材の提供
- （3） この他、甲が乙に協力を要請する業務で乙が実施可能なもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、乙の協力を必要とする場合、別紙（第1号様式）により乙に協力要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合、丙が作成した災害対策マニュアルに基づき、支援業務を実施するものとする。

（相互協力体制）

第4条 乙は、支援業務の実施に要する人員等が不足する場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

2 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、支援業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、支援業務の完了後は、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙又は丙が支援業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、「新潟県土木工事設計労務単価」を参考にするなどし、実勢価格を算定することを原則とした上で、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 前条第1項に規定する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙が、支援業務の実施に際し、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその賠償の責を負うものとする。

2 乙が支援業務の実施に際し、乙の責に帰さない事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況等を文書により甲に報告し、その処置は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 第4条の規定に基づき丙が支援業務を行った場合、前二項の規定を丙に準用する。

(災害補償)

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責任を負わないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、連絡責任者の変更があった場合は、相手方の連絡責任者に対し、速やかにその旨を伝達するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及び丙は、この協定に基づき実施する業務上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

(協定の効力)

第12条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(疑義等の解決)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年5月11日

甲 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟市北区葛塚4804番地
一般社団法人日本石材産業協会新潟県支部
支部長 齋藤 繁樹

丙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人日本石材産業協会
会長 森田 浩介

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人新発田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付

- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 新発田市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。
- 3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。
- 3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第 14 条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 6 月 1 日

甲 新潟県新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟県新発田市本町 4 丁目 1 6 号 8 3 号
社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
会 長 白田 久由

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

新発田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人二王子会 特別養護老人ホーム二の丸（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要支援者」という。）を受け入れるための福祉避難所の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の運営する福祉施設内を新発田市地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の避難者とその家族等支援者（1名程度）を一時的に受入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定及び利用できる施設）

第3条 この協定に基づき、福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	新発田市上館 520 番地 1
施設名	特別養護老人ホーム二の丸
受入可能人数	10 人

2 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、あらかじめ福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

（福祉避難所の受入れ対象者）

第4条 この協定により開設する施設が受け入れる対象者は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の在宅者及びその家族等支援者（1名程度）とする。

（福祉避難所の開設要請）

第5条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、福祉避難所開設要請書（第2号様式）により、乙に福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第6条 乙は、甲から前条第1項の規定により要請を受けた場合は、対象施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて受け入れ態勢を整えるとともに、福祉避難所を開設するように努めるものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第7条 乙は、福祉避難所を開設した場合、次に掲げる業務を行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- (1) 要支援者の日常生活上の支援及び相談
- (2) 避難所の管理運営のために必要な人員の配置
- (3) 要支援者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

(施設の緊急点検)

第8条 乙は、新発田市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等問わず、速やかに施設の緊急点検を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する緊急点検により、福祉避難所開設の可否を判断し、福祉避難所被害状況等報告書(第3号様式)により速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 乙は、自ら被災する等やむを得ない事情により、福祉避難所を開設できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(要支援者名簿の作成)

第9条 乙は、第4条に規定する要支援者を受け入れるときは、要支援者の氏名、年齢、住所等を記載した福祉避難所避難者名簿(第4号様式)を作成するものとする。

(ボランティア等の人材支援要請)

第10条 乙は、第7条に規定する業務を行うにあたり、必要があると認めるときは、甲に対して福祉避難所人材支援依頼書(第5号様式)によりボランティアの派遣を要請できるものとする。

2 甲は、必要に応じて、新発田市社会福祉協議会へ人員の派遣要請を行うものとする。

(利用者の避難手段)

第11条 第4条に規定する要支援者の移動手段は、原則としてその家族等支援者が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難であると判断した場合は、甲が搬送を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定する搬送の支援にあたり、乙に協力を求めることができる。

(管理運営の期間)

第12条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合は、甲乙協議のうえ、必要に応じて期間の延長ができるものとする。

(経費の負担)

第13条 福祉避難所の管理運営に要した経費のうち、次の掲げる経費については、原則として、甲が負担するものとする。

- (1) 要支援者の介助等の支援にあたる者に要した人件費
- (2) 要支援者に要した食費
- (3) 要支援者に要する生活物資等で乙が直接支払ったものに要した費用

(請求及び支払)

第14条 福祉避難所閉鎖後、乙は前条に定める費用を請求書(第6号様式)により、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、1か月以内に乙へ支払うものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第 15 条 甲は、災害による危険がなくなった場合、要支援者がすべて退所した場合など、福祉避難所としての目的を達成したときは、福祉避難所閉鎖通知書（第 7 号様式）により乙へ通知し、福祉避難所を閉鎖するとともに、施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要支援者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 17 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 18 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

（備蓄）

第 19 条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料その他非常用物資の備蓄に努めるものとする。

（マニュアルの作成及び訓練）

第 20 条 乙は、災害時に備えて、施設の実情に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルを作成するものとする。

2 福祉避難所が円滑に運営できるよう、平常時から防災訓練等を通じて、福祉避難所開設・運営マニュアルの検証、見直しに努めるものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

（連絡責任者）

第 21 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において速やかに相互に連絡を取れる体制をとるものとする。

（情報交換）

第 22 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

（協定の解除）

第 23 条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 24 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 25 条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 10 月 1 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市新発田市長
二階堂 馨

乙 新発田市上館 520 番地 1
社会福祉法人二王子会理事長
笹川 康夫

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

新発田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人二王子会 特別養護老人ホームつきおかの里（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要支援者」という。）を受け入れるための福祉避難所の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新発田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の運営する福祉施設内を新発田市地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする者で、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の避難者とその家族等支援者（1名程度）を一時的に受入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定及び利用できる施設）

第3条 この協定に基づき、福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	新発田市本田壬 393 番地 1
施設名	特別養護老人ホームつきおかの里
受入可能人数	10 人

2 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定め、あらかじめ福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

（福祉避難所の受入れ対象者）

第4条 この協定により開設する施設が受け入れる対象者は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設、医療機関等に入所又は入院するには至らない程度の在宅者及びその家族等支援者（1名程度）とする。

（福祉避難所の開設要請）

第5条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、福祉避難所開設要請書（第2号様式）により、乙に福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第6条 乙は、甲から前条第1項の規定により要請を受けた場合は、対象施設の被災状況及び職員の参集状況等に応じて受け入れ態勢を整えとともに、福祉避難所を開設するように努めるものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第7条 乙は、福祉避難所を開設した場合、次に掲げる業務を行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

（1） 要支援者の日常生活上の支援及び相談

- (2) 避難所の管理運営のために必要な人員の配置
- (3) 要支援者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

(施設の緊急点検)

第8条 乙は、新発田市内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等問わず、速やかに施設の緊急点検を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する緊急点検により、福祉避難所開設の可否を判断し、福祉避難所被害状況等報告書(第3号様式)により速やかにその状況を甲に報告するものとする。

3 乙は、自ら被災する等やむを得ない事情により、福祉避難所を開設できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(要支援者名簿の作成)

第9条 乙は、第4条に規定する要支援者を受け入れるときは、要支援者の氏名、年齢、住所等を記載した福祉避難所避難者名簿(第4号様式)を作成するものとする。

(ボランティア等の人材支援要請)

第10条 乙は、第7条に規定する業務を行うにあたり、必要があると認めるときは、甲に対して福祉避難所人材支援依頼書(第5号様式)によりボランティアの派遣を要請できるものとする。

2 甲は、必要に応じて、新発田市社会福祉協議会へ人員の派遣要請を行うものとする。

(利用者の避難手段)

第11条 第4条に規定する要支援者の移動手段は、原則としてその家族等支援者が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難であると判断した場合は、甲が搬送を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定する搬送の支援にあたり、乙に協力を求めることができる。

(管理運営の期間)

第12条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合は、甲乙協議のうえ、必要に応じて期間の延長ができるものとする。

(経費の負担)

第13条 福祉避難所の管理運営に要した経費のうち、次の掲げる経費については、原則として、甲が負担するものとする。

- (1) 要支援者の介助等の支援にあたる者に要した人件費
- (2) 要支援者に要した食費
- (3) 要支援者に要する生活物資等で乙が直接支払ったものに要した費用

(請求及び支払)

第14条 福祉避難所閉鎖後、乙は前条に定める費用を請求書(第6号様式)により、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、1か月以内に乙へ支払うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第 15 条 甲は、災害による危険がなくなった場合、要支援者がすべて退所した場合など、福祉避難所としての目的を達成したときは、福祉避難所閉鎖通知書（第 7 号様式）により乙へ通知し、福祉避難所を閉鎖するとともに、施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た要支援者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 17 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 18 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

（備蓄）

第 19 条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料その他非常用物資の備蓄に努めるものとする。

（マニュアルの作成及び訓練）

第 20 条 乙は、災害時に備えて、施設の実情に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルを作成するものとする。

2 福祉避難所が円滑に運営できるよう、平常時から防災訓練等を通じて、福祉避難所開設・運営マニュアルの検証、見直しに努めるものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

（連絡責任者）

第 21 条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において速やかに相互に連絡を取れる体制をとるものとする。

（情報交換）

第 22 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

（協定の解除）

第 23 条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 24 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 25 条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 12 月 1 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市新発田市長
二階堂 馨

乙 新発田市上館 520 番地 1
社会福祉法人二王子会理事長
笹川 康夫

災害時における法律相談業務に関する協定

新発田市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、新発田市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。

2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。但し、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。但し、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。但し、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、乙が取り組む被災者支援における情報共有、甲が行う防災関連事業への連携・協力、その他情報交換や相互の連携協力を努めるものとする。

（協議解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和7年1月31日

新発田市中央町3丁目3番3号
甲 新発田市
新発田市長 二階堂 馨

新潟市中央区学校町通1番町1番地
乙 新潟県弁護士会
会 長 中村 崇

災害時等における応援業務に関する協定書

新発田市は（以下「甲」という。）と株式会社トップライズ（以下「乙」という。）は、災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時等に乙が甲の要請に基づき実施する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、新発田市内における災害時等に行う災害応急対策において、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、原則として、甲の指示に基づき、次の各号に掲げる事項（以下「応援業務」という。）について協力し、応援業務が完了した際は、速やかに活動内容を甲に報告をするものとする。

- (1) 航空映像及び画像情報の収集による被災状況の調査
- (2) 収集したデータ情報の処理、加工
- (3) その他、甲が必要と認める事項

（要請手続き）

第4条 甲は、第2条の要請（以下「応援要請」という。）を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話又はその他の方法により当該応援要請を行い、後日速やかに書面による応援要請を行うものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 応援業務を実施する場所及び予定期間
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が第3条第1号及び第2号の応援業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。また、乙が第3条第3号の応援業務の実施に要した費用負担については、別途協議するものとする。

（訓練）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平常時から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務の実施に必要な平常時及び緊急時の連絡先並びに連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。なお、これらの事項に変更が生じた場合は、相手へ速やかに通知するものとする。

（著作権の譲渡）

第8条 乙は、第3条の措置により収集した映像及び画像等のデータに関する著作権は、甲へ成果品として提供する際に無償譲渡する。

（事故発生時の責任）

第9条 乙は、この協定の運用にあたり、乙の構成員及び機材の事故、トラブルが発生した場合は、原則、乙の責任において対処するものとする。また、発生状況について、速やかに甲へ報告するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和8年4月10日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がない場合は、引き続き1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月10日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟市秋葉区川口2000番地
株式会社トップライズ
代表取締役社長 大滝 充司

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

新発田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人いじみの福祉会（以下「乙」という。）は、災害時において、避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の指定及び設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、新発田市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の運営する施設内を新発田市地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において要配慮者とは、新発田市避難行動要支援者避難支援プランに定める避難行動要支援者をいう。

2 この協定において福祉避難所とは、避難行動要支援者のうち避難所での生活が困難な者で、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設又は医療機関等に入所・入院するには至らない程度の在宅の避難行動要支援者及びその家族や介助者（1名程度）（以下「介助者等」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

(福祉避難所の指定及び利用できる施設)

第3条 甲は、この協定に基づき、次の施設を福祉避難所として指定する。

(1) 所在地 新発田市中央町5丁目4番2号

(2) 施設名 社会福祉法人いじみの福祉会 パル陽だまり苑

2 前項の指定にあたり、乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めたうえで、福祉避難所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出するものとする。

(福祉避難所の受入れ対象者)

第4条 この協定により福祉避難所への受け入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、要配慮者のうち、避難所生活において特別な配慮を必要とする者及びその介助者で、甲が福祉避難所での避難生活が必要と判断し、乙に受け入れを要請した者とする。

(福祉避難所の開設要請)

第5条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、福祉避難所開設要請書（第2号様式）により、乙に福祉避難所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は他の方法で要請を行い、後日速やかに書面を提出するものとする。

(福祉避難所の開設及び受入れ)

第6条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けた場合は、施設の被災状況、施設職員の参集状況、備蓄状況等を踏まえ、受け入れ態勢を迅速に整え、福祉避難所を開設するように努めるものとする。

2 乙は、施設職員の安全確保や施設の通常利用者の保護を最優先としつつ、可能な範囲で対象者を受け入れるよう努めるものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 乙は、福祉避難所を開設した場合は、次に掲げる業務を担うものとし、甲は乙と連携してこれに協力するものとする。

- (1) 対象者の受け入れ、生活支援、健康管理及び相談に関すること
- (2) 福祉避難所の管理運営に必要な人員の配置に関すること
- (3) 対象者の健康状態の急変等に対応するための関係機関との連携体制の確保に関すること
- (4) その他、福祉避難所の円滑な運営のため甲の要請により、乙が応じられる事項

2 甲は、福祉避難所が開設された場合、対象者の受け入れ状況や乙の対応状況等を勘案し、必要に応じて、職員を当該福祉避難所に派遣し、乙の業務を支援するとともに、連絡調整を行うものとする。

(施設の緊急点検)

第8条 乙は、甲から福祉避難所開設の要請があった場合は、夜間、休日等問わず、速やかに施設の緊急点検を実施するものとする。

2 乙は、前項の緊急点検の結果、福祉避難所開設の可否を判断し、福祉避難所被害状況等報告書(第3号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、施設の被災状況、施設職員の参集状況等により、福祉避難所の開設が困難であると判断した場合は、電話又は他の方法で速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(要支援者名簿の作成)

第9条 乙は、対象者を受け入れるときは、対象者の氏名、年齢、住所等を記載した福祉避難所避難者名簿(第4号様式)を作成し、適正に管理するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、前項に定める名簿を速やかに甲に提供するものとする。

(ボランティア等の人材支援要請)

第10条 乙は、第7条に規定する業務を円滑に行うため、必要があると認めるときは、甲に対して福祉避難所人材支援依頼書(第5号様式)により、職員又はボランティア等の人材支援を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請を受けたときは、必要に応じて、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、人材の派遣調整を行うものとする。

(対象者の搬送)

第 11 条 第 4 条に規定する対象者の福祉避難所への搬送は、原則として対象者の介助者等が行うものとする。ただし、甲は、介助者等による搬送が困難であると判断した場合は、乙と連携して対象者の搬送手段を確保するなどの支援に努めるものとする。

2 甲は、前項の規定する搬送の支援にあたり、必要に応じて乙に協力を求めることができる。

(管理運営の期間)

第 12 条 この協定に基づく福祉避難所の管理運営期間は、福祉避難所の開設日から原則として 7 日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長できるものとする。

(経費の負担)

第 13 条 甲の要請に基づき、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費のうち、災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）その他関連法令等の定めるところにより、次に掲げる経費については、甲がその実費を負担するものとする。

- (1) 対象者の介助、健康管理等の支援にあたる者に要した人件費
- (2) 対象者に要した食糧費
- (3) 対象者に要する生活物資（紙おむつ、医薬品、衛生用品等）で乙が直接支払ったものに要した費用
- (4) その他、甲乙協議により特に必要と認められる費用

2 前項に掲げるもののほか、介助者等のために要した費用についても、甲が負担するものとする。

3 乙が通常負担すべき経費については、原則として甲は負担しないものとする。ただし、甲乙協議により必要と認められる場合は、この限りではない。

(請求及び支払)

第 14 条 福祉避難所閉鎖後、乙は前条に定める費用を請求書（第 6 号様式）により、速やかに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を精査したうえで、1 か月以内に乙へ支払うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第 15 条 甲は、災害による危険がなくなった場合、又は対象者がすべて退所した場合など、福祉避難所としての目的を達成したと認められるときは、福祉避難所閉鎖通知書（第 7 号様式）により乙へ通知し、福祉避難所を閉鎖するものとする。

2 甲は、福祉避難所の閉鎖にあたり、乙及び関係機関等と連携して、対象者の新たな避難先への移送を支援するとともに、乙が早期に通常の施設運営が再開できるよう配慮するものとする。

3 乙は、福祉避難所の閉鎖後、甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績を速やかに報告するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た対象者及び介助者等の個人情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、その保護に最大限配慮するものとする。

2 災害対応に必要な範囲で個人情報の取扱いを行う場合は、「災害時における個人情報の取扱いに関するガイドライン」(内閣府)に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 17 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 18 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

(備蓄)

第 19 条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水、食糧、衛生用品、医薬品その他要配慮者に配慮した非常用物資の備蓄に努めるものとする。

(マニュアルの作成及び訓練)

第 20 条 乙は、甲と連携して、施設の実情に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルを作成するものとする。

2 乙は、福祉避難所が円滑に運営できるよう、平常時から防災訓練等を通じて、福祉避難所開設・運営マニュアルの検証、見直しに努めるとともに、施設職員に対する研修等を実施するものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(連絡責任者)

第 21 条 この協定に基づく福祉避難所の設置運営に関する連絡調整を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者及び連絡先を定め、福祉避難所連絡責任者等報告書(第 8 号様式)により相手方に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(情報交換)

第 22 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い緊急時に備えるものとする。

(協定の解除)

第 23 条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(有効期間)

第 24 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

2 甲及び乙は、災害事例や法令改正等の状況を踏まえ、概ね 3 年ごとに協定の内容について協議し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(疑義の解決)

第 25 条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 9 月 19 日

甲 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市中央町 5 丁目 4 番 2 号
社会福祉法人いじみの福祉会
理事長 馬場 成男

災害時における施設利用に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と下越福祉行政組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救護所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害により救護所の設置が必要な場合に、甲が乙の施設に新発田市地域防災計画に定める「救護所」を設置及び運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（救護所の定義）

第2条 この協定書において「救護所」とは、初期救急医療、トリアージを伴う医療救護活動を実施する施設をいう。

（救護所設置場所の指定）

第3条 救護所設置場所は、次のとおりとする。

所在地 新発田市本町1丁目16番14号

施設名 新発田地区救急診療所・休日救急歯科診療所

（施設等の利用範囲）

第4条 救護所として利用できる範囲は、前条で規定する施設及び駐車場とする。

2 施設内に設置又は配備されている医療機器、医療機材、通信機器、備品類、薬剤及び消耗品等については、必要に応じて全て使用できるものとする。

（救護所の開設要請）

第5条 甲は、発災後、救護所の開設が必要と判断した場合は、乙に対し救護所開設届の提出により救護所の開設を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により要請を行い、後日、速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、救護所開設に当たり、必要に応じて二次災害を防止するため、早急に応急危険度判定員を派遣し、施設の安全性について調査を行うものとする。

3 乙は、救護所開設に当たり、指定管理者と本来業務の停止に係る調整を行うとともに、そのほか、開設に係る準備等に協力するものとする。

（救護所の管理運営）

第6条 救護所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 救護所の管理運営について、甲は必要に応じて乙に協力を求めることができるものとし、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第7条 救護所の開設期間は、災害発生から72時間以内とする。ただし、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができるものとする。

(救護所閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、救護所の早期閉鎖に努めるものとする。

(原状回復義務)

第9条 甲は、救護所を閉鎖する際は、乙に救護所閉鎖届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、救護所の管理運営に係る費用及び使用した薬剤、消耗品に係る費用を負担するものとする。

2 甲は、故意又は過失により施設や医療機器、医療機材、通信機器又は備品類を荒廃、き損又は紛失した場合には、遅滞なく甲の費用負担において復旧修繕、弁済しなければならない。

3 施設使用に係る賃借料は無償とする。

(訓練等)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において速やかに相互に連絡を取れる体制をとるものとする。

(情報交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからでも協定の解除、変更又は異議の申立てがない限り、さらに1年間自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年10月31日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長代理
副市長 伊藤 純一

乙 新発田市中央町5丁目4番7号
下越福祉行政組合
管理者 新発田市長 二階堂 馨

災害時等における葬祭協力等に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と 新潟県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における遺体の収容、安置、搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合に、乙が甲に対して葬祭協力等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 この協定において甲が乙に葬祭協力等を要請できる業務は、次に掲げる事項をいう。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車、霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他、甲が必要と認める事項

（要請）

第3条 甲は、災害等に葬祭協力等を必要とするときは、乙に対して葬祭協力等を要請できるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として災害時等における葬祭協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の葬祭協力等を行うものとする。

- 2 甲は、乙が第2条各号の葬祭協力等を行うときは、乙の協力業務について必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の葬祭協力等を実施したときは、事後に災害時における葬祭協力等報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は前条による乙の報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算定については、災害救助法における基準額の範囲内であることとする。ただし、同法が適用されない場合は、市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

- 2 乙は、遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、第7条第1項による乙からの請求書を受領した場合は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、葬祭協力等実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、葬祭協力等を行う場合において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第12条 この協定に基づく葬祭協力等を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡責任者および連絡先を定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和8年12月24日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がない場合は、引き続き1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年12月24日

甲 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新潟市中央区鋳三丁目9番20号
コーポ南沢102号
新潟県葬祭業協同組合
理事長 斎藤 毅

災害時等における緊急放送に関する協定書

新発田市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムしばた（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定に基づき、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市域に災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が連携し、乙の放送設備を活用して災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を緊急に放送することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定における「緊急放送」とは 前条に定める目的を達成するため、甲の要請に基づき、乙が通常のコミュニティ放送に優先して実施する次の放送方式による臨時の放送をいう。

- (1) スタジオ放送 乙の職員がスタジオから行う放送。
- (2) J - A L E R T 放送 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を介して送出される自動音声、又は即時音声合成情報による放送。
- (3) 緊急告知 F M ラジオ放送 緊急信号を発し、受信機を自動起動させる緊急告知 F M ラジオへの放送。

（緊急放送の要請手続）

第 3 条 甲は、市民への災害情報伝達のため、緊急放送が必要であると判断した場合は、電話その他迅速な方法により、口頭で乙に緊急放送を要請するものとする。

（削除）

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、その内容（要請日時、放送内容、要請した職員の所属及び氏名等）について、任意の方法により記録を保存するものとする。

（緊急放送の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、通常のコミュニティ放送に優先して直ちに緊急放送を行うものとする。

- 2 乙は、放送時間外であっても、甲からの要請があった場合は、迅速に緊急放送を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた情報に基づき、報道機関としての判断をもって放送の形式、内容及び時刻を決定するものとする。

（情報等の提供）

第 5 条 甲は、乙が緊急放送を実施するにあたり、災害の規模、被害の状況、復旧の見通し、その他の緊急放送に必要な情報を迅速かつ正確に乙に提供するものとする。

（連絡員の参集）

第6条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ正確な情報発信を図るため必要があると認めるときは、乙に対し連絡員の参集を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、必要と認めるときは、甲からの要請を待つことなく、自らの判断により、連絡員を災害対策本部等に参集させることができる。

3 前2項により参集した連絡員は、災害対策本部等において情報の収集及び連絡調整にあたるものとし、乙は、当該連絡員を通じて甲と連携し、迅速な放送の実施に努めるものとする。

（緊急情報放送体制）

第7条 甲は、新発田市災害対策本部運営規程第13条に規定する警戒本部を設置した場合は、速やかに乙へその旨を連絡するものとする。

2 乙は、甲からの連絡を受けた場合は、直ちに参集し、緊急放送を実施するための体制を整備するものとする。

3 甲は、警戒本部を解散した場合、又は災害のおそれがなくなつたと判断した場合は、緊急放送体制を解除するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲の要請に基づく緊急放送に要する費用は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に運用するため、それぞれの連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（別記1号様式）により、あらかじめ相互に届け出るものとする。また、連絡責任者に変更があつた場合も同様とする。

（機器の維持管理）

第10条 緊急放送に使用する緊急告知FMラジオ起動装置、全国瞬時警報システム（Jアラート）関連装置の維持管理は、甲が責任をもって行うものとする。

（放送基準の適用）

第11条 災害時における緊急放送の基準及び放送時間帯区分は、甲及び乙が協議して定める別表災害緊急放送基準に定めるところによる。

2 別表に定める放送基準を変更する必要がある場合は、甲及び乙は協議のうえ、この協定の変更手続きを経ることなく、別表のみを改定することができるものとする。

（放送方式ごとの運用）

第12条 緊急放送の運用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 緊急告知FMラジオ放送 乙は、甲の要請に基づき、乙の設備に接続された災害緊急情報伝達装置により緊急信号を発し、自動起動させる。

(2) J-A L E R T放送 J-A L E R T放送に必要な受信装置は、乙の事務室内に設置し、乙が運用する。

（マニュアルの作成及び訓練）

第13条 乙は、甲と連携して、緊急放送マニュアルを作成するものとする。

- 2 乙は、甲の要請に応じ迅速に緊急放送が実施できるよう、平常時から訓練等を通じて、緊急放送マニュアルの検証、見直しに努めるとともに、社員に対する研修等を実施するものとする。
- 3 乙は、甲から要請に基づき、甲が実施する防災訓練等に参加・協力するものとする。

（協定の見直し及び協議）

- 第 14 条 この協定は、災害対策基本法、電波法その他の法令の改正、又は甲及び乙を取り巻く状況の変化に応じ、必要と認めるときに甲及び乙が協議のうえ見直しを行うものとする。
- 2 この協定に定めない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の解除）

- 第 15 条 甲は、乙がこの協定に基づいて実施する指示に違反したことにより、この協定の目的が達成できないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

- 第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲及び乙いずれからも協定の解除又は変更、異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

- 第 17 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

附則

平成 9 年 9 月 26 日に締結した「新発田市災害緊急放送に関する協定」は、本協定の成立をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 1 日

甲 新発田市中心部 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

乙 新発田市中心部 5 丁目 8 番 47 号
株式会社 エフエムしばた
代表取締役 西村 純子

別表 災害緊急放送基準

(1) 災害対策本部設置前

災害等の種類	スタジオ放送	J-ALERT（自動音声）放送 （緊急告知FMラジオ自動起動）
地震情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内で緊急地震速報・震度速報で震度4以上を受信した場合に自動放送する
津波情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	新潟県沿岸で大津波警報・津波警報・津波注意報を受信した場合に自動放送する
気象情報	右記、J-ALERT の情報をもとに放送する	市内に各種特別警報、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報を受信した場合に自動放送する
河川情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない
停電情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない
国民保護情報	原則放送しない（甲の要請で実施可）	市内に危険を及ぼすおそれがある国民保護法に基づいた各種警報を受信した場合に自動放送する
その他（火災・交通・防犯）	原則放送しない（甲の要請で実施可）	放送しない

※本表において「放送しない」とされている事案であっても、乙が放送局としての判断に基づき、市民の安全確保に資すると認める詳細情報を独自に放送することを妨げるものではない。

(2) 対策本部等設置後

段階	スタジオ放送（必要に応じて緊急告知FMラジオ自動起動）
初動対応期	1 避難情報 2 災害対策本部等設置情報 3 避難所開設情報（開設施設、混雑状況等） 4 被害情報（建物被害、火災、道路、ライフライン等） 5 その他必要と思われる情報
応急復旧期	上記に加え、 1 生活関連支援情報（救援物資、給水・入浴等） 2 安否情報（安否確認の方法等） 3 廃棄物・衛生情報（ごみ収集・処理、消毒、トイレ等） 4 生活再建関連情報（罹災証明、義援金、仮設住宅等） 5 感染症・健康管理情報（予防、食中毒、こころのケア等） 6 その他必要と思われる情報

年 月 日

様

届出者

連絡責任者報告書

災害時等における緊急放送に関する協定書第 9 条の規定に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告（変更）します。

記

		新	旧
連絡責任者	所 属		
	役職等		
	氏 名		
連 絡 先	T E L		
	F A X		
	E-mail		

10 遺体の搜索、埋葬に関する資料

10－1	埋葬業者.....	342
10－2	火葬場（新発田保健所管内）	342

10-1 埋葬業者

業者名	所在地	電話番号
アークベル新発田セレモニー	新発田市城北町 3-8-12	23-3111
セレモニーホール新発田	新発田市大栄町 3-3-24	22-8835
セレモニーホールあやめ ラソあやめ	新発田市本町 3-1-2	22-8686
セレモニーホール飯豊	新発田市住吉町 3-4-25	38-2100
セレモニーホールみどり	新発田市緑町 2-4-22	21-7151
新発田斎場	新発田市荒町 1521	22-1320
マルフヂ葬祭	新発田市大手町 2-7-10	22-2882
アートホール桜	新発田市緑町 2-12-18	22-2882
虹のホールしばた	新発田市館野小路 141-1	26-6644
虹のホールしばた東	新発田市諏訪町 1-11-11	28-1166

令和7年4月1日現在

10-2 火葬場（新発田保健所管内）

名称	火葬場所在地連絡先	管理者連絡先	葬炉数
新発田地域広域 葬斎センター 願文院	新発田市古楯 495 Tel:33-2904 Fax:33-0450	新発田地域広域事務組合 Tel:26-1501	5 基
阿賀北広域組合葬斎場	阿賀野市下条字千刈 70-1 Tel:0250-62-5730 Fax:0250-62-5735	阿賀北広域組合 Tel:025-387-2000	5 基

（資料：県地域防災計画資料編令和7年度修正版）

11 その他の資料

11-1	災害発生状況.....	343
11-2	過去の火災発生状況.....	347
11-3	気象統計.....	347
11-4	水害の記録.....	349
11-5	水害時の主要観測所の雨量記録.....	351
11-6	水害時の加治川治水ダム放流量記録.....	352
11-7	新発田市周辺の活断層.....	354
11-8	気象警報・注意報発表基準.....	357
11-9	津波予報・警報.....	362
11-10	雨の強さと降り方.....	363
11-11	風の強さと吹き方.....	363
11-12	気象庁震度階級関連解説表.....	364
11-13	新発田市道路除雪計画の概要.....	368
11-14	災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表.....	369
11-15	被害状況判定基準.....	373
11-16	災害弔慰金、災害援護資金.....	374
11-17	指定文化財.....	379

11-1 災害発生状況

(1) 地震災害

発生年月日	規模	地名	災害の状況
1669.5.5 (寛文 9)		越後国 新発田	・新発田城の石垣崩壊 ・余震が 30 日間続く
1964.6.16 (昭和 39) (新潟地震)	M7.5	粟島付近	・人的被害：死者 1 名、負傷者 4 名 ・建物被害：500 棟以上 (全壊・半壊、一部損壊含む。)
1995.4.1 (平成 7) (新潟県北部地震)	M5.6	北蒲原南部	・人的被害：負傷者 10 名 ・建物被害：住家全壊 3、半壊 12、一部破損 541、 県指定文化財市島家住宅「湖月閣」倒壊

(2) 台風災害

名称・発生年月日	災害の状況
台風第 21 号 (S33.9.18～19)	台風第 21 号の影響により市内をはじめ県下被害多数
第 2 室戸台風 (S36.9.16)	室戸岬付近に上陸した台風 18 号が日本海に沿って北上し、佐渡付近を通過したことにより、本市も台風圏域に入り大きな被害が発生した。 ・住家被害 (市内)：全壊 1,052 棟、半壊 991 棟

(3) 水害

名称・発生年月日	災害の状況
27 年 7 月梅雨前線豪雨 (S27.7.27～30)	梅雨前線により大水害 市内 612 町歩冠水
31 年 7 月梅雨前線豪雨 (S31.7.14)	梅雨前線により県下一帯大水害 市内 420 町歩冠水
36 年 8 月集中豪雨 (S36.8.5)	県下一帯集中豪雨 市内 128 町歩冠水
41 年 7 月水害 (S41.7.17)	7 月 16 日から下越地方に雨が降り続き、明け方には加治川が警戒水位 (2.60m) を超え、向中条・西名柄地区で破堤し、蒲原平野の穀倉地帯に水が流れ込んだ。その後、下高関地区など、上流部の堤防も破堤するなど、下越地方の多くの河川が氾濫した。 ・人的被害：死者 1 名、重傷者 9 名、軽傷者 156 名 ・建物被害：全壊 21 棟、半壊 120 棟、流失 3 棟 床上浸水 1,452 棟、床下浸水 7,254 棟 ・被害総額：54 億 9 千万円 ・災害救助法、激甚法、天災融資法適用
42 年 8 月羽越水害 (S42.8.28)	8 月 28 日夕方から強い雨が降り、29 日の夜中には加治川など、県北部の河川の流域で豪雨となった。向中条・西名柄・下高関地区など、市内各所で河川が破堤した。また、土石流による甚大な被害も発生した。 ・人的被害：重傷者 1 名、軽傷者 21 名 ・建物被害：全壊 15 棟、半壊 253 棟、流失 4 棟 床上浸水 2,110 棟、床下浸水 8,222 棟 ・被害総額：70 億円 ・災害救助法、激甚法、天災融資法適用
46 年 6 月集中豪雨 (S46.6.28)	日本海中部の低気圧から南東にのびる前線に沿ってかなり強い雨雲が下越地方に流れ込み、28 日午前 3 時頃から急激に降り始め午前 3 時から 7 時までの雨量 133 ミリを観測した。 これは、7.17 水害 (87 ミリ)、8.28 水害 (132 ミリ) を超す降水量となったが、午前 7 時過ぎにはほとんど止んだ。 ・建物被害：床上浸水 508 棟、床下浸水 3,040 棟 ・被害総額：7 億円 ・災害救助法適用
53 年 6 月梅雨前線豪雨 (S53.6.26)	6 月 25 日夕方から雨が降り出し、27 日までに、赤谷の降雨量が全国で 2 番目 (当時) となる 520 ミリを記録した。新発田川、太田川が破堤したほか、曾根・上中沢・佐々木・鳥穴・砂山地区が一時孤立するなど、市内各所に甚大な被害をもたらした。

名称・発生年月日	災害の状況
	・建物被害：床上浸水 257 棟、床下浸水 1,164 棟 ・被害総額：12 億円 ・災害救助法適用
56 年 6 月梅雨前線豪雨 (S56.6.22)	22 日未明から降り出した雨は、午前 11 時頃から強まり、11 時から 12 時までの 1 時間雨量が 25 ミリを観測し、午後 3 時には加治川岡田水位観測所では警戒水位を突破し、4.54m を記録した。 ・建物被害：床上浸水 103 棟、床下浸水 834 棟 ・被害総額：3 億 9 千万円
10 年 8 月豪雨 (H10.8.4)	日本海から北陸に伸びる梅雨前線が停滞し、ここに太平洋高気圧の西側から暖湿気流が流れ込んだことで前線の活動が活発になり、北陸から東北にかけて日本海側で断続的に大雨となった。本市においても松岡川の決壊や水田の冠水（9.7ha）など市内各所に甚大な被害をもたらした。 ・建物被害：床上浸水 18 棟、床下浸水 87 棟 ・被害総額：7 億 2 千万円
16 年 7.13 新潟豪雨 (H16.7.13)	日本海から東南北部にのびる梅雨前線の活動が活発になり、新潟県中越地方や福島県会津地方で非常に強い雨が降った。本市では、大きな被害には至らなかったが、道路・がけ崩れ、農林水産施設等に被害を受けた。 ・被害総額：18,851 千円
17 年 6 月水害 (H17.6.27)	梅雨前線の影響を受け記録的な豪雨となり、五十公野・川東地区の一部 8 地区、314 世帯、1,182 人に避難勧告を発令した。大きな被害は受けなかったが、土砂崩れ、一部停電、河川の浸食などの被害が発生した。 ・建物被害：床上浸水 1 棟、床下浸水 18 棟 ・被害総額：71,395 千円
18 年 7 月豪雨 (H18.7.13～15)	梅雨前線の影響を受け雨が降り続き、荒川川上流で土砂が崩落し、土石流の危険性から新荒川地区 8 世帯、25 名に避難勧告を発令したが、大きな被害には至らなかった。 ・建物被害：床下浸水 10 棟 ・被害総額：69,900 千円
26 年 7 月豪雨 (H26.7.9)	台風 8 号に伴う梅雨前線の影響を受け暴風雨が続き、土砂災害警戒情報が発表された。それをうけ避難準備情報を飯塚、大沢、乙次、箱岩、中々山に発令し、各避難所を開設した。大きな被害にはいたらなかったが、中々山地内で土砂崩れが発生した。 ・建物被害：床上・床下浸水 2 棟他、一部被害多数 ・被害総額：約 7 億 2 千万円
令和 2 年 7 月豪雨 (R2.7.31)	長期にわたり梅雨前線が本州付近に停滞し、本市では、7 月 31 日には市街地で 1 時間に 50 ミリの降雨量を観測し、一部地域では土砂災害警戒情報が発表されるなど記録的な豪雨となった。五十公野地区、川東地区、菅谷地区の一部と市街地の中田川沿線の 17 地区、計 3,139 世帯、8,255 名に避難勧告を発令し、26 か所の避難所を開設した。 市街地を中心に広範囲にわたり道路が冠水したほか、床上浸水 1 棟、床下浸水 44 棟、土砂崩れなどの被害が発生した。また、一部の公共施設も被害を受けた。
令和 3 年 8 月豪雨 (R3.8.23)	前日から降り続いた大雨の影響により、赤谷の雨量観測局では 1 時間当たり 50 ミリの降雨量を観測し、午前 2 時 40 分に大雨警報が、午前 3 時 52 分には、土砂災害の危険性が極めて高くなったことから、土砂災害警戒情報が発令され、市内 14 地区、計 1,476 世帯、3,685 人に避難指示を発令し、指定避難所を 7 カ所開設した。 田貝地内高知野線 1 件、中々山地内で 2 件の土砂崩れが発生し、見城二区周辺で 20 棟の床下浸水が発生した。避難者は合計 7 名。
令和 4 年 6 月豪雨 (R4.6.27)	日本海に暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12 時 47 分に大雨警報が発令され、下中山雨量観測所では、14 時 30 分に 1 時間当たり 47 ミリの降雨量を観測した。その後、土砂災害の危険性が高まったことから、土砂災害警戒情報が 14 時 40 分に発表され、市内 36 地区、計 2,793 世帯、7,626 人に避難指示を発令し、指定避難所を 12 カ所開設した（コロナ対応避難所含む）。避難者数は延べ 18 世帯 42 人となった。 市内各所に道路冠水が見られ、東新町 2 丁目、豊町 1・2 丁目、緑町では合わせて 9 棟の床下浸水が発生した。

名称・発生年月日	災害の状況
令和4年8月豪雨 (R4.8.3～4)	前線が日本海から北陸地方を通して日本の東にのび、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、12時58分に大雨警報が発令され、14時20分に土砂災害警戒情報が発表された。 市内各所で道路冠水が見られ、床上浸水が4棟、床下浸水が44棟発生し、寺内川の護岸工が崩落、上寺内、田貝、熊出、小出で計6ヶ所で路肩崩落、林道寺沢線で法面崩壊、北谷線で擁壁崩壊が発生した。 この豪雨で、村上市、胎内市、関川村に大雨特別警報が発令され、県北地域に甚大な被害をもたらした。
令和7年8月・9月豪雨	前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で、8月～9月にかけて、非常に激しい雨が頻発した。市内各所で道路冠水が発生し、東新町2丁目地内ではJR羽越線の下を通るアンダーパスで車3台が水没した他、多数の床下浸水が発生した。また、加治川地域・菅谷地域の一部に土砂災害警戒情報が発令されたため、避難指示を発令した。

(4) 雪害

名称・発生年月日	災害の状況
昭和38年1月豪雪 (S38.1.27～2.17)	年末から降り続いた雪が1月下旬にさらに強まり、県下一帯が豪雪となった。
昭和43年豪雪 (S43.2.14～26)	冬型の気圧配置のうえ寒気団が継続的に南下し大雪を降らせ、交通機関等が麻痺し市内は大混乱した。
昭和56年豪雪	県下一帯が豪雪となり、被害が発生した。 ・人的被害：軽傷者1名 ・建物被害：公共施設1棟、その他22棟
昭和59年豪雪	12月中旬から西高東低の気圧配置となり、大陸の寒気がより強く日本列島に流れ込み、日本海沿岸地域で降雪が続いた。 ・建物被害：非住家倒壊3棟 ・道路、農林水産施設に被害 ・最大積雪深1.48m（市街地）
昭和60年豪雪 (S59.12.30 ～60.2.28)	12月中旬から雪が降り始め、下旬には強い寒気の影響により大雪となった。（豪雪対策本部を設置） ・人的被害：死者1名 ・建物被害：一部損壊14棟 ・被害総額：6億5千万円
令和3年1月豪雪	12月から2月にかけて日本海側を中心に広い範囲で大雪、暴風雪により、被害が発生した。（雪害対策本部を設置） ・人的被害：重傷者5名、軽傷者3名、その他2名 ・住家被害：一部損壊8人 ・非住家被害：全壊13棟、半壊4棟、一部損壊6棟 ・最大積雪深（令和3年1月11日） 新発田130cm、赤谷234cm、菅谷153cm、豊浦150cm 紫雲寺95cm、加治川140cm

(5) 火災

名称・発生年月日	災害の状況
新発田大火 (M28.6.2)	立売町より出火、南東からの南東の烈風にあおられ、死者1名、負傷者24名、公共施設を含む建物など2,410棟を焼失した。
江口大火 (S34.4.8)	五十公野（江口）より出火、南からの強風にあおられ、全焼住宅9棟・非住宅24棟、半壊非住宅1棟、集落全戸の3分の2焼失した。
山林火災 (H1.4.3)	金山地内の民有林から出火し、民有林・国有林を22ha焼失した。
古タイヤ火災 (H13.6.5)	真野原外地内の古タイヤ集積場から出火し、松林47ha、松約600本、古タイヤ約22,000本焼失した。
諏訪神社火災 (H13.11.5)	午前2時頃、新発田総鎮守諏訪神社から出火し、本殿（約230㎡）全焼、市指定文化財紙本著色富士図扁額1面及び板絵著色三十六歌仙扁12面焼失した。

(6) 停電

名称・発生年月日	災害の状況
新潟大停電 (H17.12.22～23)	22日8時10分頃、暴風雪等の影響を受けて、下越地方を中心に65万戸の大規模な停電が発生した。 本市においても各所で停電が発生したが、23日1時30分に全て復旧した。

(7) 油流出事故災害

名称・発生年月日	災害の状況
タンカー「ナホトカ号」 重油流出事故 (H9.1.2)	2日午前2時51分頃、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」(13,157総トン：32人乗組み)は、C重油約19,000キロリットルを積んで島根県沖を航行中、冬型の気圧配置が断続的に続き、北西の季節風が主体となった悪天候のため、長さ180mの船体部分が船首部分約50mを残して沈没し、重油が日本海の広い範囲で漂着し、藤塚浜においても漂着が確認された。

11-2 過去の火災発生状況

年	火災件数					焼損棟数					損害額 (千円)
	建物	林野	車両	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	計	
H10	22		7	7	36	9	2	8	9	28	327,652
H11	27	1	7	13	48	11	1	7	21	40	84,454
H12	22		3	3	28	9	4	11	13	37	61,134
H13	21	5	4	2	32	10		10	9	29	217,652
H14	32	1	3	3	39	14	1	21	13	49	485,949
H15	24		5	6	35	12	6	19	14	51	79,504
H16	23	2	1	3	29	8	4	15	6	33	66,821
H17	24			2	26	8	5	14	10	37	89,010
H18	25		5	4	34	10	2	12	10	34	90,027
H19	17	2	10	4	33	10	2	7	7	26	45,935
H20	26			4	30	13	4	18	15	50	88,558
H21	22	1	4	2	29	10	4	16	8	38	126,818
H22	25	1	1	5	32	12	1	11	12	36	122,926
H23	27	1	6	1	35	16	5	32	9	62	128,424
H24	24		2	3	29	14	3	13	11	41	56,690
H25	16		3	2	21	10	2	8	6	26	28,693
H26	13	1	1	5	20	8	3	5	6	22	67,504
H27	17	0	2	2	21	7	2	8	9	26	106,320
H28	17	0	4	2	23	17	1	6	10	34	99,727
H29	8	0	0	1	9	4	1	3	4	12	36,232
H30	19	0	5	2	26	9	2	7	20	38	90,020
R1	8	0	1	1	10	5	1	3	3	12	88,027
R2	9	2	1	4	16	4	3	3	9	17	6,961
R3	12	0	3	6	21	8	0	2	14	24	26,916
R4	10	0	2	2	14	4	1	4	9	18	41,450
R5	13	0	0	2	15	6	1	11	5	23	74,844
R6	15	0	2	3	20	8	0	7	16	31	209,644

※市町村合併前の数値を含む。令和7年11月1日現在（資料：消防年報）

11-3 気象統計

(1) 気象概況（観測地点：新発田消防署）

年別	気温(℃)			年間 降水量 (mm)	最多 風向	年間最大 風速 (m)	天候日数		
	平均	最高	最低				快晴晴	曇天	降雨雪
H9	13.9	36.6	-6.2	1,829.0	北	29.0	118	187	60
H10	14.5	36.7	-6.9	1,905.5	北西	32.3	98	192	75
H11	14.4	38.4	-5.5	1,697.0	南南東	27.7	130	149	85
H12	14.2	38.3	-3.9	1,431.5	南南西	27.3	124	134	108
H13	13.8	36.4	-5.8	1,391.5	南南西	22.6	135	138	92
H14	14.1	37.6	-3.2	1,992.0	南南西	25.5	126	139	100
H15	13.9	36.0	-6.9	1,464.0	西南西	33.5	101	129	145
H16	14.6	36.0	-4.6	1,710.5	西南西	32.6	103	143	120
H17	13.7	30.7	-2.7	1,572.5	南南西	32.3	115	132	118
H18	13.7	37.7	-5.6	1,773.0	南南東	27.2	105	154	106
H19	14.5	37.6	-0.7	1,401.5	南東	32.1	135	121	104
H20	13.9	36.2	-3.9	1,507.0	北	27.1	142	166	59
H21	13.7	35.5	-3.5	1,450.0	西南西	23.5	126	139	99
H22	14.0	36.7	-3.7	1,645.0	南南西	28.4	138	159	68
H23	11.6	36.3	-4.1	1,565.0	北	22.6	111	116	138
H24	13.5	36.3	-5.5	1,307.5	南南西	29.6	156	115	95
H25	13.7	35.3	-4.6	2,044.0	南南西	29.2	136	125	104
H26	13.6	37.5	-4.3	1,645.0	南南西	25.3	119	154	92
H27	14.2	38.4	-3.7	1,408.5	南南西	25.2	135	130	100

年別	気温(℃)			年間 降水量 (mm)	最多 風向	年間最大 風速 (m)	天候日数		
	平均	最高	最低				快晴晴	曇天	降雨雪
H28	14.3	36.7	-5.6	1,433.0	北	25.4	132	160	73
H29	13.5	36.2	-4.2	2,098.0	南南西	28.8	105	185	75
H30	14.4	40.8	-6.3	2,413.0	南南西	23.5	132	157	76
R1	14.5	37.9	-2.5	1,127.0	北・東南東	28.2	132	108	125
R2	14.6	37.4	-4.2	2,200.5	南南西	27.5	97	195	74
R3	14.4	37.7	-6.0	1924.5	東南東	32.2	119	180	66
R4	14.3	36.8	-4.4	2,132.5	東南東	26.1	165	114	85
R5	15.3	38.7	-5.9	1,705.5	南東	25.9	170	93	102
R6	15.1	37.3	-2.2	2,034.5	北	27.7	160	126	80

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：消防年報）

(2) 過去の最大積雪深

(m)

地区 年度	市街地	赤谷	菅谷	川東	豊浦	紫雲寺	加治川	平均
S39	0.30	1.17	1.20	—	—	—	—	0.89
S40	0.67	1.30	1.03	—	—	—	—	1.00
S41	0.19	2.20	1.60	—	—	—	—	1.33
S42	0.38	1.48	1.90	—	—	—	—	1.25
S43	1.28	4.85	3.20	—	—	—	—	3.11
S44	1.00	4.00	3.00	—	—	—	—	2.67
S45	0.70	2.60	1.95	—	—	—	—	1.75
S46	0.18	0.40	0.30	—	—	—	—	0.29
S47	0.29	0.60	0.50	—	—	—	—	0.46
S48	1.32	3.58	2.35	—	—	—	—	2.41
S49	0.55	1.40	1.09	—	—	—	—	1.01
S50	0.78	2.25	1.80	—	0.88	0.55	0.62	1.14
S51	1.00	2.32	1.40	—	1.20	1.23	1.20	1.39
S52	0.88	1.65	1.28	—	0.68	0.91	0.79	1.03
S53	0.38	0.70	0.42	—	0.34	0.28	0.27	0.39
S54	1.16	2.47	1.58	—	1.03	0.87	0.95	1.34
S55	0.98	2.25	1.70	—	1.02	1.08	1.01	1.34
S56	0.49	1.15	1.08	—	0.66	0.50	0.78	0.77
S57	0.68	1.70	1.30	—	0.76	0.90	0.80	1.02
S58	1.45	2.15	1.78	—	1.49	1.45	1.48	1.63
S59	1.60	2.60	1.98	—	1.67	1.46	1.57	1.81
S60	1.05	2.80	1.90	—	0.91	1.18	0.95	1.46
S61	0.38	1.10	—	0.39	0.30	0.20	0.30	0.44
S62	0.84	1.70	—	0.84	0.62	0.45	0.79	0.87
S63	0.33	0.80	—	0.21	0.28	0.16	0.23	0.33
H1	0.40	0.87	—	0.36	0.45	0.37	0.49	0.49
H2	0.83	1.83	—	1.13	0.78	0.77	0.85	1.03
H3	0.20	0.67	—	0.33	0.18	0.23	0.25	0.31
H4	0.17	0.45	—	0.17	0.12	0.13	0.19	0.20
H5	0.67	0.95	—	0.73	0.58	0.70	0.75	0.73
H6	0.55	1.44	—	0.71	0.48	0.50	0.52	0.70
H7	0.77	2.15	1.20	1.86	0.58	0.60	0.60	1.10
H8	0.20	0.76	0.55	0.42	0.20	0.17	0.18	0.35
H9	0.69	1.82	1.25	0.87	0.62	0.65	0.82	0.96
H10	0.31	0.91	0.75	0.42	0.40	0.35	0.28	0.48
H11	0.62	1.19	0.75	0.58	0.45	0.53	0.74	0.69
H12	0.85	2.09	1.54	1.12	0.78	0.62	0.85	1.12
H13	0.35	1.47	0.97	0.57	0.30	0.39	0.50	0.65
H14	0.34	1.07	—	—	0.51	0.37	0.46	0.55
H15	0.39	1.16	—	—	0.35	0.30	0.41	0.52
H16	0.48	2.10	—	—	0.45	—	—	1.01
H17	0.54	1.88	—	—	0.55	0.80	0.60	0.89

地区 年度	市街地	赤谷	菅谷	川東	豊浦	紫雲寺	加治川	平均
H18	0.17	0.26	—	—	0.15	0.07	0.18	0.19
H19	0.42	1.17	—	—	0.37	0.34	0.56	0.57
H20	0.36	0.85	—	—	0.46	0.40	0.50	0.51
H21	0.68	1.78	—	—	0.71	0.53	0.60	0.86
H22	0.64	1.96	—	—	0.60	0.68	0.65	0.90
H23	1.01	2.64	—	—	0.94	0.93	1.05	1.31
H24	0.37	1.93	0.68	—	0.40	0.35	0.35	0.68
H25	0.21	0.79	0.34	—	0.30	0.30	0.25	0.37
H26	0.65	1.73	0.95	—	0.60	0.55	0.60	0.84
H27	0.72	1.35	0.93	—	0.78	0.51	0.65	0.82
H28	0.77	1.60	1.00	—	0.93	0.47	0.80	0.93
H29	0.85	1.80	1.08	—	0.85	0.45	0.85	0.98
H30	0.29	1.35	0.45	—	0.28	0.14	0.27	0.46
R1	0.06	0.36	0.16	—	0.07	0.02	0.08	0.125
R2	1.30	2.34	1.53	—	1.50	0.95	1.40	1.503
R3	0.71	1.68	0.96	—	0.50	0.28	0.53	0.776
R4	0.86	1.38	1.36	—	0.75	0.39	0.85	0.931
R5	0.43	0.67	0.64	—	0.52	0.32	0.53	0.518
R6	0.89	2.03	1.73	—	0.79	0.34	0.68	1.08

(資料：地域安全課)

- 注 ○昭和 47 年～昭和 60 年／観測所
 県新発田土木事務所、中央公民館赤谷分館、菅谷連絡所、豊浦町役場、紫雲寺町役場、加治川村役場
- 昭和 61 年～平成 3 年／観測所
 県新発田土木事務所、中央公民館赤谷分館、新発田市農業研修センター（川東）、豊浦町役場、紫雲寺町役場、加治川村役場
- 平成 4 年～平成 14 年／観測所
 県新発田土木事務所、中央公民館赤谷分館、石喜（委託測定場所：本間知一宅）、豊浦町役場、紫雲寺町役場、加治川村役場
- 平成 15 年～平成 16 年／観測所
 新発田地域振興局、中央公民館赤谷分館、豊浦支所
- 平成 17 年～平成 18 年／観測所
 新発田地域振興局、中央公民館赤谷分館、豊浦支所、新発田消防署紫雲寺出張所・加治川出張所
- 平成 19 年～平成 23 年／観測所
 新発田地域振興局、中央公民館赤谷分館、豊浦・紫雲寺支所、新発田消防署加治川出張所
- 平成 24 年以降／観測所
 新発田地域振興局、中央公民館赤谷分館、豊浦支所、紫雲寺支所(～H27 年度 稲荷岡 2361：H28 年度～真野原外 3331-5)、新発田消防署加治川出張所、菅谷コミュニティセンター
- 令和元年以降／観測所
 新発田地域振興局、新発田地区公民館赤谷分館、豊浦支所、紫雲寺支所(～H27 年度 稲荷岡 2361：H28 年度～真野原外 3331-5)、加治川支所、菅谷コミュニティセンター

11-4 水害の記録

被害	年	昭和 41.7.17	昭和 42.8.28	昭和 45		昭和 46.6.28	昭和 53.6.26
				7.17	8.18		
死者(人)		1					
重軽傷者(人)		165	22				
全壊(戸)		21	15				
半壊(戸)		120	248				
流出(戸)		3	4				
床上浸水(戸)		1,452	2,110		56	508	258
床下浸水(戸)		7,254	8,222	30	1,414	3,040	1,163
田畑流出、埋没冠水(ha)		4,820	5,620			542	1,178
道路・橋梁、堤防流出、決壊等(カ所)		354	110	3	1	172	53
被害額(千円)		5,500,000	7,000,000	4,730	6,820	700,000	1,199,562
累計雨量(mm)		赤谷 486	赤谷 414	赤谷 262	赤谷 120	赤谷 72	赤谷 547

	二王子 43	二王子 424	二王子 213 新発田 120 菅谷 170	二王子 73 新発田 112 菅谷 218	二王子 229 新発田 164 菅谷 140	二王子 480 新発田 370

被害 \ 年	昭和 56.6.22	平成 10.8.4	平成 17.6.27 ～6.29	平成 18.7.13 ～7.15	平成 26.7.9	令和 2.7.31
死者(人)						
重軽傷者(人)						
全壊(戸)						
半壊(戸)						
流出(戸)						
床上浸水(戸)	103	45	5	0	2	1
床下浸水(戸)	834	221	83	53		44
田畑流出、埋没冠水(ha)	1,141	9.7	12	250.15	28.1	
道路・橋梁、堤防流出、 決壊等(カ所)	36	185	53	34	50	
被害額(千円)	396,061	713,557	71,395	69,900	720,000	41,756
累計雨量(mm)	赤谷 183 二王子 188 新発田 164	赤谷 176 二王子 119 新発田 133 菅谷 131	赤谷 313 二王子 263	赤谷 198 二王子 246	赤谷 177.5	上赤谷 146 豊町 148

被害 \ 年	令和 3.8.23	令和 4.6.27	令和 4.8.3 ～8.4
死者(人)			
重軽傷者(人)			
全壊(戸)			
半壊(戸)			
流出(戸)			
床上浸水(戸)			4
床下浸水(戸)	20	9	44
田畑流出、埋没冠水(ha)		5.1	26
道路・橋梁、堤防流出、 決壊等(カ所)			
被害額(千円)		4,507	3,828
累計雨量(mm)	赤谷 170	下中山 157 南俣 142 豊町 133	下中山 270 赤谷 185 豊町 176

(資料：地域安全課)

11-5 水害時の主要観測所の雨量記録

雨量	年度	観測地点			
		赤谷	二王子	加治川ダム	新発田
1 時間雨量	S41	36	25	34	17
	S42	51	39	60	45
	S46	17	82	78	78
	S53	31	20	32	17
	S56	23	40	36	31
	H10	55	21	21	36
	H17	1	1	—	1
	H18	4	2	3	2
	H26	34	25	35	19
	R2	26	—	27	50
	R3	54	36	47	32
	R4	18	—	41	46
3 時間雨量	S41	1	64	87	39
	S42	87	88	132	100
	S46	35	168	150	148
	S53	55	54	90	43
	S56	60	78	91	82
	H10	105	40	62	59
	H17	3	3	—	3
	H18	5	4	4	2
	H26	61	62	65	43
	R2	62	—	59	85
	R3	94	60	115	61
	R4	48	—	89	76
24 時間雨量	S41	25	263	375	140
	S42	355	339	496	254
	S46	77	229	245	185
	S53	263	202	405	151
	S56	183	188	235	164
	H10	176	120	155	133
	H17	123	105	—	94
	H18	20	15	15	13
	H26	178	149	181	109
	R2	146	—	134	148
	R3	171	156	189	101
	R4	151	—	230	155
24 時間最大雨量	S41	225	334	395	151
	S42	355	339	540	269
	S46	—	—	—	—
	S53	268	230	414	180
	S56	183	188	235	164
	H10	176	119	15	133
	H17	17	18	—	16
	H18	2	2	2	2
	H26	207	157	217	127
	R2	146	—	134	148
	R3	171	156	189	101
	R4	151	—	230	155
累計雨量	S41	486	543	486	361
	S42	414	424	373	370
	S46	—	—	—	—
	S53	547	480	783	365
	S56	183	188	241	164
	H10	176	214	155	199

雨量	年度	観測地点			
		赤谷	二王子	加治川ダム	新発田
	H17	123	105	－	94
	H18	20	15	15	13
	H26	214	165	220	131
	R2	146	－	134	148
	R3	171	156	189	101
	R4	174	－	241	176

(注) 観測地点(新発田)

(資料 新発田地域振興局地域整備部治水課、ダム管理課)

昭和 41 年 (7.17 水害)、昭和 42 年 (8.28 羽越水害)、昭和 46 年 (6.28 水害)、昭和 53 年 (6.26 水害)、昭和 56 年 (6.22 水害)、平成 10 年 (8.4 水害)、平成 17 年 (6.27 水害)、平成 18 年 (7.13 害)、平成 26 年 (7.9 水害)、令和 2 年 (7.31 水害)、令和 3 年 (8.23 水害)、令和 4 年 (8.3～8.4 水害)

11-6 水害時の加治川治水ダム放流量記録

年月日	時刻	放流量 (t)	岡田観水位 (m)	
昭和 41.7.16	16:00	203.0	2.70	
	20:00	288.0	3.60	
	24:00	253.3	3.40	
昭和 41.7.17	7:00	356.0	3.00	
	8:00	432.6	3.80	
	9:00	432.0	4.10	
昭和 42. 8.28	11:00	396.6	4.45	
	15:31	341.0	14 時	2.60
	16:09	342.0		
昭和 42.8.29	24:00	341.0		
	1:00	672.0	22 時	4.80
	3:00	632.0		
昭和 46.6.28	6:00	213.0		
	5:00	57		
	6:00	332		
	7:00	454		
	7:30	516		
	8:00	287		
昭和 53.6.26	9:00	138		
	7:00～15:00	347		
昭和 56.6.22	16:00	287	13 時	3.80
			15 時	4.54
平成 10.8.4	2:07～15:37	7,814	7 時	13.52
			8 時	14.56
			7 時	14.22
平成 17.6.27	21:10	349.57		
平成 17.6.28	1:26	300.18		
平成 18.7.12	8:45	278.91		
平成 18.7.13	20:37	200.09		
平成 18.7.14	8:21	174.87		
平成 18.7.15	9:53	250.29		
平成 26.7.9	14:20	150.06		
令和 2.7.31	11:40	109.12		
令和 3.8.23	5:00	148.15	13.56	
	6:00	147.68	13.57	
	7:00	147.58	13.83	
	8:00	146.28	13.51	
	9:00	143.68	13.28	
	10:00	140.38	13.15	
	11:00	136.63	13.05	
	12:00	132.31	12.98	
令和 4.6.27	11:00	119.20	12.13	
	12:00	131.07	12.36	

年月日	時刻	放流量 (t)	岡田観水位 (m)
	13:00	129.26	12.75
	14:00	132.49	12.86
	15:00	131.40	13.03
	16:00	147.55	13.04
	17:00	147.95	13.26
	18:00	147.85	13.31
	19:00	146.65	13.19
	20:00	129.98	13.10
令和 4.8.3	15:00	145.55	11.98
	16:00	146.15	12.70
	17:00	147.81	13.01
	18:00	147.63	12.97
	19:00	146.90	13.10
	20:00	145.83	13.12
	21:00	143.98	13.07
	22:00	147.37	13.03
	23:00	146.37	13.41
	24:00	146.73	13.87
令和 4.8.4	1:00	146.39	13.93
	2:00	145.10	13.57
	3:00	143.57	13.29
	4:00	141.80	13.22
	5:00	146.24	13.17
	6:00	146.59	13.71
	7:00	147.83	13.63
	8:00	146.73	14.09
	9:00	145.56	13.66
	10:00	144.03	13.54
	11:00	142.03	13.40
	12:00	139.56	13.27
	13:00	136.79	13.19
	14:00	133.68	13.12

(資料：新発田地域振興局地域整備部治水課、ダム管理課)

11-7 新発田市周辺の活断層

(1) 新発田市周辺の活断層



(2) 月岡活断層の長期評価

ア 将来の地震発生確率（地震調査研究推進本部（文部科学省）平成14年9月11日公表）

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
地震発生経過率	0.1 以下～0.9	中程度
今後 30 年以内の発生確率	ほぼ 0～1%	
今後 50 年以内の発生確率	ほぼ 0～2%	
今後 100 年以内の発生確率	ほぼ 0～3%	
今後 300 年以内の発生確率	ほぼ 0～10%	
集積確率	ほぼ 0～30%	

イ 特性

項目	特性	信頼度
1 断層帯の位置・形態		
(1) 月岡断層帯を構成する断層	月岡断層、庵地断層、村松断層	
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 (北端) 北緯 37° 55′ 東経 139° 19′ (南端) 北緯 37° 40′ 東経 139° 12′ 長さ: 約 30 km 一般走向: N 20° E 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置: 地表での長さ・位置と同じ 一般走向: N 20° E 上端の深: 0 km 傾斜: 西傾斜 25° 程度 (地下十数 m 以浅) 西傾斜: 50~60° 程度 (地価数十 m~300m 程度) 幅: 15~20 km 程度	低い 中程度 低い 中程度 低い 中程度 高い 中程度 低い
(3) 断層のずれの向きと種類	西側隆起の逆断層	高い
2 断層帯の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	0.4m/千年程度 (上下成分)	中程度
(2) 過去の活動時期	活動 1 (最新活動) 約 6 千 5 百年前以後、約 9 百年前以前	中程度
(3) 1 回のずれの量と平均活動間隔	1 回のずれの量: 3 m 程度若しくはそれ以上 (上下成分) 平均活動間隔: 7 千 5 百年以上	低い 低い
(4) 過去の活動区間	不明	
3 断層帯の将来の活動		
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間: 断層帯全体で 1 区間 地震の規模: マグニチュード 7.3 程度 ずれの量: 3 m 程度若しくはそれ以上 (上下成分)	低い 低い 低い

(3) 橢形山脈断層帯（橢形山地東方活断層、加治川活断層）の長期評価

ア 将来の地震発生確率（地震調査研究推進本部（文部科学省）一部改訂 平成 18 年 10 月 17 日公表）

項目	将来の地震発生確率等	信頼度
地震発生経過率	0.6～1.1	高い
今後 30 年以内の発生確率	0.3～5%	
今後 50 年以内の発生確率	0.6～8%	
今後 100 年以内の発生確率	1～20%	
今後 300 年以内の発生確率	5～40%	
集積確率	3～80%	

イ 特性

項目	特性	信頼度
1 断層帯の位置・形態		
(1) 橢形山脈断層帯を構成する断層	加治川断層、坂町付近の断層、橢形山地西方断層など	
(2) 断層帯の位置・形状等	地表における断層帯の位置・形状 断層帯の位置 （北端）北緯 38° 08′ 東経 139° 28′ （南端）北緯 38° 00′ 東経 139° 23′ 長さ:約 16 km 地下における断層面の位置・形状 長さ及び上端の位置:地表での長さ・位置と同じ 上端の深さ:0 km 一般走向:N30° E 傾斜:西傾斜 45° 程度（地下十数 m 以浅） 幅:不明	低い 低い 低い 低い 高い 低い 中程度
(3) 断層のずれの向きと種類	西側隆起の逆断層	高い
2 断層帯の過去の活動		
(1) 平均的なずれの速度	0.2～0.4m／千年程度（上下成分）	低い
(2) 過去の活動時期	活動 1（最新活動） 約 3 千 2 百年前以後、約 2 千 6 百年前以前 活動 2（1 つ前の活動） 約 6 千 8 百年前以後、約 5 千 6 百年前以前 活動 3（2 つ前の活動） 約 1 万 1 千年前以後、約 8 千 7 百年前以前	中程度 低い 中程度
(3) 1 回のずれの量と平均活動間隔	1 回のずれの量:1 m 程度（上下成分） 平均活動間隔:約 2 千 8 百～4 千 2 百年	低い 中程度
(4) 過去の活動区間	断層帯全体で 1 区間	低い
3 断層帯の将来の活動		
(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	活動区間:断層帯全体で 1 区間 地震の規模:マグニチュード 6.8 程度 ずれの量:1 m 程度（上下成分）	低い 低い 低い

11-8 気象警報・注意報発表基準

(1) 特別警報

種類	概要・発表基準
大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 ・発表基準：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ・発表基準：数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ・発表基準：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ・発表基準：数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 ・発表基準：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮	台風や低気圧等による海面上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・発表基準：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

(2) 警報

種類	概要・発表基準
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・表面雨量指数基準：15 ・土壌雨量指数基準：119
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ※ 別表「洪水警報・洪水注意報基準」を参照
大雪（平地6時間・山沿い12時間降雪の深さ）	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平地：35cm 山沿い：55cm
暴風（平均風速）	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 陸上：20m/s 海上：25m/s
暴風雪（平均風速）	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 陸上：20m/s 海上：25m/s 雪を伴う
波浪（有義波高）	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種類	概要・発表基準
	る。新潟：5.5m
高潮（潮位：TP 上）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 新潟：1.0m

(3) 注意報

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。 ・表面雨量指数基準：9 ・土壌雨量指数基準：89
洪水	河川の上流域 ※別表「洪水警報・洪水注意報基準」を参照
大雪（平地 6 時間・山沿い 12 時間降雪の深さ）	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平野：15cm 山沿い：30cm
強風（平均風速）	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 陸上：4～9 月 12m/s 10～3 月 15m/s 海上：15m/s
風雪（平均風速）	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる規程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 陸上：4～9 月 12m/s 10～3 月 15m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
波浪（有義波高）	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 新潟：2.5m
高潮（潮位：TP 上）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。新潟：1.0m
濃霧（視程）	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 陸上：100m 海上：500m
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 最小湿度：40% 実効湿度：65%
なだれ	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 1 24 時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20mm 以上の降雨がある場合
着氷・着雪	著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 1 著しい着氷が予想される場合 2 気温 0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 7℃以上かつ日平均風速 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上
霜（最低気温）	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。早霜、晩霜期に 3℃以下

種類	発表基準
低温（最低気温）	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 5～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上連続 11～4月：海岸－4℃以下、平地－7℃以下 山沿い－10℃以下

※別表 洪水警報・洪水注意報基準

河川	警報基準			注意報基準		
	単独基準	複合基準		単独基準	複合基準	
	流域雨量 指数	流域雨量 指数	表面雨量 指数	流域雨量 指数	流域雨量 指数	表面雨量 指数
新発田川	4.0	-	-	3.2	3.2	5
松岡川	7.5	-	-	6.0	6.0	5
荒川川	8.2	8.1	6	6.6	6.4	5
太田川	8.5	-	-	6.8	-	-
新発田川	4.1	-	-	2.6	2.6	5
芋卸江川	8.5	-	-	6.8	-	-
加治川	31.7	-	-	25.3	25.3	5
姫田川	24.5	-	-	19.6	-	-
坂井川	19.8	-	-	15.8	-	-
石川川	8.9	-	-	7.1	-	-
小出川	5.5	-	-	4.4	-	-
姫田川	11.6	-	-	9.2	-	-
高知山川	7.2	-	-	5.8	-	-
大井川	3.2	-	-	2.5	-	-
見透川	4.5	-	-	3.6	-	-
貝屋川	5.2	-	-	4.1	-	-

(4) その他

種類	概要・発表基準
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	100mm

警報・注意報基準の見方

- ・警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。
- ・警報・注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素等を示す。例えば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、高潮警報（注意報）の欄にある「T P 上」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味する。
- ・地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- ・この基準は令和元年5月29日現在のものである。

警報・注意報基準値の見方

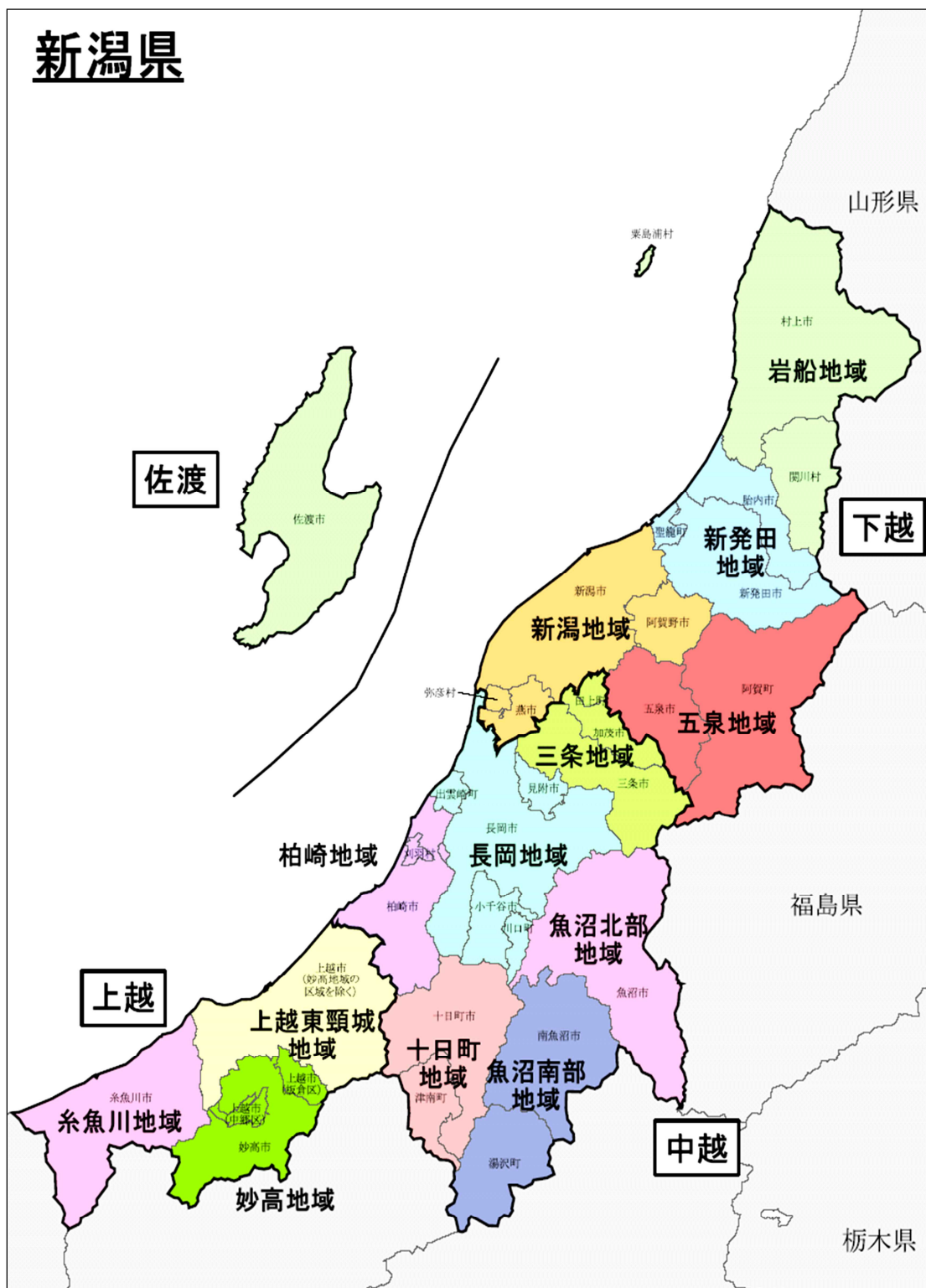
- ・土壌雨量指数：降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。1kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表基準に用いられる。土砂災害発生危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。
- ・流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及

びその他河川の氾濫において、6 時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。なお、3 時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。

- ・表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。

（新潟県地域防災計画資料編令和 7 年度修正版）

新潟県



11-9 津波予報・警報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想 の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで3 mを超える 場合	10m超 (10m<予想高 さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波に よる流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに 高台や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≦10m)		
		5 m (3m<予想高さ ≦5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1m<予想高さ ≦3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸 水被害が発生する。人は津波による流れ に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や津波避難ビルなど 安全な場所へ避難する。警報が解除され るまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波 による災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m≦予想高 さ≦1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型船舶 が転覆する。海の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸から離れる。海水 浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり 海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

① 津波警報等の留意事項等

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

② 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(令和8年度 新発田市水防計画より抜粋)

11-10 雨の強さと降り方

1 時間雨量 (mm)	10 以上～ 20 未満	20 以上～ 30 未満	30 以上～ 50 未満	50 以上～ 80 未満	80 以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に 激しい雨	猛烈な雨
人の受ける イメージ	ザーザー降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような威圧感がある 恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内（木造住宅）	雨の音で話声がよく聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	車の運転は危険	

(資料：気象庁 令和2年11月)

11-11 風の強さと吹き方

(資料：気象庁 令和2年11月)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	種(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていけないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km					住家や倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。	60
	40以上	140km～						

11-12 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、市内であっても場所によって震度が異なることがあります。
また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）耐震性が高い	木造建物（住宅）耐震性が低い	鉄筋コンクリート造建物（耐震性が高い）	鉄筋コンクリート構造物（耐震性が低い）	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、震度計には記録される。							
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。							
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れをわずかに感じる人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。						
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。					

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）耐震性が高い	木造建物（住宅）耐震性が低い	鉄筋コンクリート造建物（耐震性が高い）	鉄筋コンクリート造建物（耐震性が低い）	地盤・斜面
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。					
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

震度 階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅) 耐 震性が高い	木造建物 (住 宅) 耐震性が 低い	鉄筋コンク リート造建 物 (耐震性 が高い)	鉄筋コンク リート構造物 (耐震性が低 い)	地盤・斜面
7		固定してい ない家具の ほとんどが 移動したり 倒れたり し、飛ぶこ ともある。	壁のタイル や窓ガラス が破損、落 下する建物 がさらに多 くなる。補 強されてい るブロック 塀も破損す るものがあ る。	壁などのひ び割れ・亀裂 が多くなる。 まれに傾く ことがある。	傾くものや、倒 れるものがさ らに多くなる。	壁、梁 (はり)、柱など の部材に、ひ び割れ・亀裂 がさらに多 くなる。1 階 あるいは中 間階が変形 し、まれに傾 くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材 に、斜めや X 状のひび割 れ・亀裂が多 くなる。1 階 あるいは中間 階の柱が崩 れ、倒れるも のが多くなる。	

(6) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

（資料：気象庁 令和2年11月）

11-13 新発田市道路除雪計画の概要

(1) 目的

この計画は、新発田市地域防災計画に基づき、冬期における地域の産業経済活動と民生の安定を図るため、除雪可能区域について、道路交通の確保を目的とした除雪活動に関する基本的事項を定め、除雪作業の円滑な実施を図るものとする。

(2) 除雪路線

市内の主要幹線道路を主体として、国道・県道との連絡、物資の輸送、通園通学路、その他直接市民生活に重要な公共施設等に通ずる路線について、交通量を基準として、路線の性格を勘案し、除雪作業を実施する。

除雪路線で除雪作業を実施する業者の選定は、その除雪路線を熟知している業者とする。

ア 早朝除雪路線

1車線以上の幅員確保（1車線の場合は待避所を設ける）を目標とし、早朝からの除雪対象路線とする。

イ 日中除雪路線

1車線幅員で必要な待避所を設けることを目標とするが異常降雪の際は通行不能となる場合もある。

(3) 除雪作業

除雪作業を早朝除雪、日中除雪、歩道除雪、排雪及び圧雪除去に分け、次の要領により実施する。

ア 早朝除雪

10 cm以上の降雪又は風による吹溜がある場合については、午前1時を除雪機械の出動時間として、通勤・通学・バス路線等の除雪にあたる。

イ 日中除雪

路面拡幅・整備などの除雪にあたる。

ウ 歩道除雪

小型歩道除雪機械、人力（直営及び委託）により、歩道の除雪にあたるが、保育園・小学校等の通園、通学の安全確保のため、車道除雪により歩道に積み上げた雪については、可能な限り排雪等を行い歩道の確保に努める。

エ 排雪

特に重要な幹線道路について、機械除雪が不能になった場合、関係機関、地元町内会等の協力を得ながら実施する。

（資料：令和7年度新発田市道路除雪計画書）

11-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

この基準は毎年度改定し、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害の救助に適用する。

なお、この基準により難い特別な事情があるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

資料：災害救助法の概要（令和7年10月）：内閣府 HP

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり360円以内	災害発生の日から7日以内	・対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。
福祉避難所の設置	上記対象者のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上記限度額に加えて、右記対象経費の通常の実費を加算	同上	上記対象経費に加えて、 ①おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。 なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	1戸当たり平均7,089,000円以内	完成の日から最長2年（建築基準法85条）。 なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 なお、プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する。 ・集会施設の設置は、おおむね50戸に1施設設置可。 なお、50戸未満でも小規模な集会施設の設置可。 ・着工時期は災害発生の日から20日以内
応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】	住家が全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者。 なお、半壊であっても住み続けることが困難な程度の痛みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	最長2年（建設型応急住宅と同様） なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能。	・住宅の規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模 ・着工時期は、災害発生の非から速やかに提供
炊き出しその他の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害による	1人1日当たり1,390円以内 ※1人平均かつ3食でという意味である	災害発生の日から7日以内	対象経費は、主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他
	り現に炊事のできない者			は借上費、消耗器材費、雑費
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	(定めなし)	災害発生の日から7日以内	対象経費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ※機械：自動車、給水車、ポンプ等。器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 ※薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等。資材：ろ水器に使用するフィルター等
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全半壊(焼)、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	以下のとおり なお、住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる (1)住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 1人世帯…夏季 20,300 円 冬季 33,700 円 2人世帯…夏季 26,100 円 冬季 43,500 円 3人世帯…夏季 38,700 円 冬季 60,600 円 4人世帯…夏季 46,200 円 冬季 70,900 円 5人世帯…夏季 58,500 円 冬季 89,300 円 6人世帯以上…1人増すごとに夏季 8,500 円、冬季 12,300 円加算 (2)住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 1人世帯…夏季 6,700 円 冬季 10,700 円 2人世帯…夏季 8,900 円 冬季 14,000 円 3人世帯…夏季 13,400 円 冬季 19,900 円 4人世帯…夏季 16,300 円 冬季 23,600 円 5人世帯…夏季 20,500 円 冬季 29,800 円 6人世帯以上…1人増すごとに夏季 2,900 円、冬季 3,900 円加算 ※ここでのいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。 この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。	災害発生の日から10日以内	対象経費 ①被服、寝具及び身の回り品 ※洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②日用品 ※石けん、歯みがき、トイレトペーパー等 ③炊事用具及び食器 ※炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④光熱材料 ※マッチ等 ⑤防寒・熱中症対策 ※電気ストーブ、扇風機等(エアコンは対象外)
医療及び助産【医療】	災害により医療の途を失った者(あくまでの応急的な処置)	対象経費 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具等の修繕費等の実費	災害発生の日から14日以内	・医療の実施は、救護班により行うこと。 ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他
		病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 施術者…協定料金の額以内		は診療所において医療（施術）を行うことができる。 ※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む ・医療の範囲は、 ①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護
医療及び助産【助産】	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む）	対象経費は、救護班…使用した衛生材料費等の実費 助産師…慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	・助産の実施は、救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。 ・助産の範囲は、①分娩の介助、②分娩前及び分娩後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
被災者の救出	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	対象経費は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内（死体の捜索の場合は10日以内） ※通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行	
住宅の応急修理「大規模半壊・中規模半壊・半壊」	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部に対して、1世帯当たり739,000円以内 ※特別基準の設定はなし ※1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額	災害発生の日から3か月以内に完了 ※ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了	
住宅の応急修理「準半壊」	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 ※住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上20%未満のものを指す	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり358,000円以内 ※特別基準の設定はなし ※1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額	災害発生の日から3か月以内に完了 ※ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了	

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助期間	その他
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	①教科書、正規の教材:実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品 小学校児童:5,500円以内 中学校生徒:5,800円以内 高等学校等生徒:6,300円以内	災害発生の日から ①教科書、教材:1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品:15日以内	対象経費 ①教科書及び正規の教材 ※学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②文房具 ※ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③通学用品 ※傘、靴、長靴等 ④その他の学用品 ※運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内 ※被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る	災害発生の日から10日以内	①棺(付属品を含む) ②埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) ③骨壺及び骨箱
死体の搜索・処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする ※通常死体の発見から埋葬移る過程において行われる	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり:3,700円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合:1体当たり5,900円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ※既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③検案:救護班以外は慣行料金 ※救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。	災害発生の日から10日以内	
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 ※雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる	1世帯当たり143,900円以内 ※対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない	災害発生の日から10日以内	対象経費 スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

11-15 被害状況判定基準

資料：災害救助事務取扱要領（令和4年度）：内閣府 HP

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。
住家の被害	住家が滅失したもの（全壊、全焼又は流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（半壊又は半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
	住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（床上浸水）	上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(注)(1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

11-16 災害弔慰金、災害援護資金

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和 7 年 12 月 1 日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(市条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円
2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限
3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害		※ 兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)	②対象災害区分が5の場合 県1/2 市1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)		2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害			3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

問い合わせ窓口：社会福祉課

(2) 災害死亡者弔慰金(日本赤十字社新潟支部)

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(3) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(令和 7 年 12 月 1 日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市(市条例による)	災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円
2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限
3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
			2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)			第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

問い合わせ窓口：社会福祉課

(4) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。
(令和7年12月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問合せ窓口
1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満のものに限る。)に係る自然災害 5 1～3区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)に係る自然災害 6 1若しくは2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)	1 事業主体 新潟県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国1/2 県1/2 (被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号))	左記の被害により 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	別表のとおり	(公財)都道府県センター

(別表)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸
支給額	200万円 (100万円)	100万円 (50万円)	50万円 (25万円)

※支給額下段は、中規模半壊の場合の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

(5) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
(令和7年12月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市(市条例による) 3 経費負担 国2/3 県1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で市が条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%

問い合わせ窓口：社会福祉課

(6) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

ア 生活福祉資金(福祉費(災害臨時経費))

(令和7年12月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯等(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7	貸付限度 1世帯	1 据置期間 貸付の日から6カ月以内

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、但し、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	月28日厚生労働省発社援0728第9号」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	150万円以内	2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと

イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修経費））

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内） 2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと

(7) 母子父子寡婦福祉資金貸付

（令和7年12月1日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
			7 年以内 4 利率（年利） 無利子又は 1.0%（連帯保証人の有無による）

問い合わせ窓口：社会福祉課

＊その他（特例措置）

No.	項 目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第 19 条、第 31 条の 7 及び第 38 条、附則第 7 条及び附則第 8 条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1 年以内（1 年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第 17 条、第 31 条の 7 及び第 38 条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第 8 条、第 31 条の 6 及び第 37 条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から 1 年以内に貸付けられる場合には、2 年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000 円以上 30,000 円未満 6 か月 30,000 円以上 1 年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000 円以上 30,000 円未満 6 か月 30,000 円以上 45,000 円未満 1 年 45,000 円以上 1 年 6 か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第 32 条第 3 項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

11-17 指定文化財

(1) 国指定

No.	種別	名称/員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	建	新発田城表門、旧二の丸隅櫓/2 棟 附 表門板札、隅櫓棟札	昭 32.6.18	大手町 6	文部科学省・新発田市
2	建	旧新発田藩足輕長屋/1 棟	昭 44.12.18	諏訪町 3	(一財)北方文化博物館
3	考	新潟県村尻遺跡出土品/土偶形容器 1 点、土器 14 点、骨垂飾 2 点、附石片 1 点	平 25.6.19	新潟県立歴史博物館	新発田市・新潟県立歴史博物館
4	史	奥山荘城館遺跡 金山城跡/4 遺跡	平 6.3.30	金山	個人、国、新潟県、新発田市
5	名	旧新発田藩下屋敷(清水谷御殿)庭園 および五十公野御茶屋庭園	平 15.8.27	大栄町 7 五十公野	(一財)北方文化博物館、新発田市、豊田神社
6	天	椽平サクラ樹林/1,000 本以上	昭 9.1.22	貝屋	国
7	天	ヤマネ	昭 50.6.26		
8	天	ヒシクイ	昭 46.6.28		
9	天	マガン	昭 46.6.28		
10	特天	カモシカ	昭 30.2.15	飯豊山地	

令和 7 年 11 月 1 日現在 (資料：文化行政課)

(2) 県指定

No.	種別	名称/員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	建	市島家住宅/12 棟 1 構	昭 37.3.29	天王	新発田市
2	彫	木造薬師如来立像/1 軀	昭 33.3.5	西名柄	龍蔵寺
3	彫	木造地藏菩薩立像/1 軀	平 28.3.25	諏訪町 2	宝光寺
4	古	市島家文書/16,528 点	昭 47. 3.28	新潟県立文書館	新発田市・新潟県立文書館
5	古	正保越後国絵図(元禄年間写)/1 鋪 (附 古絵図/3 鋪)	平 8.3.29	中央町 4	市立歴史図書館
6	古	新発田藩資料/5,848 点	令 3.3.26	中央町 4	新発田市
7	考	大沢経塚出土品/一括	昭 56.3.27	小舟町 2	大沢区ほか 5 区・市教育委員会
8	考	鉦鼓/1 口	昭 57.3.26	福島	個人
9	考	山草荷遺跡出土品/45 点	令 3.3.26	小舟町 2	新発田市
10	歴	旧新発田町上水道敷設関係資料/一括 48 点	平 15.3.28	下内竹	新発田市
11	風慣	ショウキ祭り(浦の正貴祭り)	平 17.3.25	浦	力行講社講中
12	天	貝屋のお葉附イチョウ樹/2 本	昭 31.3.23	貝屋	個人

令和 7 年 11 月 1 日現在 (資料：文化行政課)

(3) 市指定

No.	種別	名称/員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
1	建	宝光寺山門/1 棟 附 棟札、山門絵図	昭 50.8.1	諏訪町 2	宝光寺
2	建	旧新発田藩石黒家住宅/1 棟	平 11.8.4	大栄町 7	(一財)北方文化博物館
3	建	紫雲閣(旧白勢家観音堂)/1 棟	平 23.12.7	中央町 1	個人
4	建	宝光寺経蔵/1 棟	平 27.4.3	諏訪町 2	宝光寺
5	建	菅谷寺本堂及び山門/2 棟 附 本堂棟札、山門棟札、山門版木	平 27.4.3	菅谷	菅谷寺
6	建	間藤家住宅 主屋及び土蔵並びに門 小屋/3 棟 附 主屋棟札及び土蔵棟札	平 28.4.5	古田	個人

No.	種別	名称/員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
7	絵	新発田藩歴代藩主肖像画/13 幅	昭 49. 3.15	諏訪町 2、 中央町 2	宝光寺、 託明寺
8	絵	陣立図屏風/1 双	昭 52. 4.9	中央町 4	市立歴史図書館
9	彫	木造阿弥陀如来立像/1 軀	昭 52.4.9	諏訪町 2	宝光寺
10	彫	木造十一面観音坐像/1 軀	昭 57.7.8	下中	若宮八幡宮
11	工	銅製孔雀文磬/1 面	平 6.1.5	岡田	法音寺
12	工	諏訪神社神輿/2 基	平 29.5.2	諏訪町 2	諏訪神社
13	古	聿修碑/1 基	昭 49.11.13	上赤谷	上赤谷区
14	古	竹前家文書/21 点	平 17.5.1	米子	個人
15	古	神田家文書/11 点	平 17.5.1	大中島	個人
16	古	宮川家文書/13 点	平 17.5.1	中央町 4	個人
17	古	伊藤家文書/11 点	平 17.5.1	住田	個人
18	古	世臣譜及び続世臣譜/28 点	令 6.7.2	中央町 4	市立歴史図書館
19	考	板山中野遺跡出土品/5 個	昭 49.3.15	下小中山、 住吉町 1	市教育委員会
20	考	蔵光十二林遺跡出土品/3 個	昭 55.3.27	蔵光	個人
21	考	法音寺大日堂五輪塔/1 基	昭 63.2.24	岡田	法音寺
22	考	蚤取橋遺跡出土古墳時代木製品/7 点	平 22.12.2	下小中山	市教育委員会
23	考	宝積寺館跡出土墨書板碑/1 点	平 22.12.2	住吉町 1	市教育委員会
24	歴	菅谷寺算額/1 面	昭 50.3.31	菅谷	菅谷寺
25	歴	白勢検校遺品/5 点	昭 51.3.23	諏訪町 3	個人
26	歴	新発田藩学資料/3,258 点	昭 51.3.23 追 52.4.9	中央町 4	豊田神社、市立歴史図書館
27	歴	丹羽伯弘資料/214 点	昭 52.4.9	中央町 4	市立歴史図書館
28	歴	藤戸神社算額/1 面	昭 54.2.7	大栄町 7	藤戸神社・(一財)北方文化博物館
29	歴	上館八幡宮算額/1 面	昭 55.3.27	上館	八幡宮
30	歴	丸田正通和算資料/115 点	昭 56.3.25	中央町 4	市立歴史図書館
31	歴	新発田藩版の版木/1,192 枚	平 21.3.4	諏訪町 2、 中央町 4	宝光寺、 市立歴史図書館
32	歴	奉先堂扁額/1 面	平 22.12.2	中央町 4	豊田神社
33	歴	新発田藩主溝口家花押印、印章及び丹羽長重印章/30 顆	平 22.12.2	中央町 4、 五十公野	豊田神社
34	歴	赤穂四十七士木像及び長徳寺義士堂/ 47 軀、1 棟 附「義士堂」扁額、天井書画、堀部安兵衛銅像、「萬山不重」額	平 26.1.8	大栄町 2	武庸会、長徳寺
35	歴	五十公野城館出土 観音立像	平 31.3.5	小舟町 2	新発田市
36	有民	しばた台輪 (上町)1 基、額面纏 1 点、纏 1 点、幣束 1 点 (下町)1 基、額面纏 1 点、纏 1 点 (四ノ町)1 基、額面纏 1 点、纏 1 点 (三ノ町)1 基、額面纏 1 点、纏 1 点 (両町)1 基、額面纏 1 点 (泉町)1 基、額面纏 1 点	昭 47.6.1 追 平 3.4.3 追 平 22.3.3	中央町 3 大手町 1、 御幸町 1、 大栄町 1、 大栄町 7、 諏訪町 1	上町町内会、下町町内会、四之町町内会、三之町町内会、両町町内会、泉組台輪保存会
37	有民	職人町額面纏/1 点	平 3.4.3	御幸町 1	職人町町内会
38	無民	職人町獅子舞	平 12.8.17	御幸町 1	職人町獅子保存会
39	無民	稲荷岡神楽	平 17.5.1	稲荷岡	稲荷岡神楽保存会
40	無民	五ヶ字神楽	平 17.5.1	五ヶ字地区	五ヶ字神楽連
41	無民	下小中山獅子舞	平 17.5.1	下小中山	下小中山獅子組
42	史	旧会津街道一里塚/1 基	昭 48.1.19	上赤谷	市教育委員会
43	史	新発田城跡/1 構	平 14.1.7	大手町 6	財務省、新発田市
44	史	新発田藩主溝口家墓所/37 基	平 21.3.4	諏訪町 2	個人・宝光寺
45	史	溝口勝政墓/1 基	平 22.12.2	中央町 2	個人・託明寺
46	史	加治城跡/1 構	平 28.4.5	黒岩・東宮内	新発田市他 9 名
47	天	滝沢のミズバシヨウ群落	平 15.7.7	滝沢	滝沢地区

No.	種別	名称/員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
48	天	旧会津街道松並木/アカマツ 12 本	平 26.1.8	大槻	市教育委員会

令和 7 年 11 月 1 日現在（資料：文化行政課）

種別

(建) 建造物	(特天) 特別天然記念物	(彫) 彫刻
(古) 古文書	(考) 考古資料	(名) 名勝
(絵) 絵画	(工) 工芸品	(歴) 歴史資料
(有民) 有形民俗文化財	(無民) 無形民俗文化財	(史) 史跡
(風慣) 風俗慣習		

12 各種災害報告等資料

12-1	参集途中状況報告書.....	382
12-2	被害報告等受付処理票.....	383
12-3	自衛隊災害派遣要請依頼書.....	384
12-4	自衛隊災害派遣撤収要請依頼書.....	385
12-5	災害報告取扱要領.....	386
12-6	災害被害報告（速報）様式.....	390
12-7	災害被害報告（速報）による添付書類.....	391
12-8	災害救助.....	394
12-9	応急対策用緊急通行車両等事前届出兼事前届出済証.....	434
12-10	緊急通行車両確認申請書.....	435
12-11	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領.....	436
12-12	消防庁への火災・災害即報基準.....	439
12-13	罹災証明書.....	442
12-14	加治川水防警報文.....	443
12-15	水防（巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況）報告.....	444
12-16	水防活動報告書.....	445
12-17	水防活動実施報告書.....	446
12-18	応援要請依頼書.....	447
12-19	災害広報文例.....	449
12-20	新発田市ハザードマップ.....	451

12-1 参集途中状況報告書

参集途中状況報告書

※参集後に必要に応じて各自が記入し、対策部内庶務担当班がとりまとめ、速やかに災害対策本部事務局へ報告すること。

参 集 日 時	月 日 (曜日) 時 分	
参 集 場 所		
報 告 者	所 属 課 等 名	
	職 ・ 氏 名	
家族・自宅等の被害状況	家 族 の 状 況	
	自 宅 等 の 状 況	
参 集 途 中 の 状 況		

※1 「家族・自宅等の被害状況」とは、家族の安否確認やケガの有無、自宅の破損状況などを記入すること。

2 「参集途中の状況」とは、参集途中における道路、倒壊家屋、火災、がけ崩れ、ライフラインの状況や市民（避難者）の状況などを記入すること。

12-2 被害報告等受付処理票

被害報告等受付処理票

整 理 番 号	No.
対策部名等	対策部 班
記 入 者	

[illegible][illegible]

※対応後は、速やかに連絡通報者へ連絡するとともに、情報連絡員へ報告すること。

12-3 自衛隊災害派遣要請依頼書

新発田市災害対策本部発 第 年 月 日 号

新潟県知事 様

新発田市長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請について、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の種類

(2) 災害発生日時

(3) 災害発生場所

(4) 派遣を要請する事由

2 派遣を要請する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

※1 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

※2 新潟県防災局危機対策課

TEL：025-282-1638 FAX：025-282-1640

衛星電話番号：8-401-823 衛星電話FAX番号：8-401-881

12-4 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

新発田市災害対策本部発 第 号
年 月 日

新潟県知事 様

新発田市長 ㊟

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼した
ことについて、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時

年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

12-5 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

第1 総 則

1 主 旨

この要領は、災害に関する報告について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものにより生ずる被害とする。

3 報告義務

災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市長は必要な報告を県知事に行うものとする。

4 報告すべき災害等

市長は、市内に災害が生じた場合はすべて県知事あてに報告するものとする。

- (1) 災害即報は、被害を覚知したとき、原則として30分以内に別紙様式により報告する。
- (2) 災害確定報告は、応急対策を終了した後20日以内に、別紙様式により報告する。
- (3) 雪害は長期にわたるので個々の被害ごとに(1)、(2)と同様に報告し、積雪期間終了後に期間全体の被害状況を別紙様式により報告する。

5 報告先

新潟県防災局危機対策課危機対策第1

電 話 025-282-1638（直通）

防災無線 8-401-20-6111,6434,6435,6436,6439

NTT fax 025-282-1640

電子メール ngt130040@pref.niigata.lg.jp

第2 記入要領

被害報告の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

※雪害による人的被害として計上する必要がある事案は、下記のとおりとする。

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの。
- (2) 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの。
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの。
- (4) 屋根雪等の落下によるもの。
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの。
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの。
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの。

- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの。あるいは凍死したもの。
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの。あるいは、川等に転落したことによるもの。
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む）
- (11) 除排雪作業中、又はその直後に発症した疾病のうち、
 - ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。
 - ② 当該疾病の発病が直接、かつ、明らかに当該除排雪作業に起因すること。等が客観的に認められるものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物をいうものとする。これらの施設に人が居住しているときには、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用(昭和 39 年法律第 167 号)され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- (20) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、カッコ書きするものとする。
- (6) 「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林業被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

6 その他

欄外には、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、災害対策の概要、その他について簡潔に記入するものとする。

12-6 災害被害報告（速報）様式

被 害 報 告

報告者	市町村名	電 話	現在期日	平成 年 月 日	現在	続く	・ 最終					
死者	被災状況	人数	行方不明	被災状況	人数	重傷	被災状況	人数	軽傷	被災状況	人数	
		人			人			人			人	
建物被害	区分	全壊(棟)			半壊(棟)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
	被害原因	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他		
住家	棟数											
	世帯数											
	人数											
アパート等集合住宅	棟数											
	世帯数											
	人数											
り災世帯(世帯)												
り災者(人)												
公共建物	公立保育所											
	公民館											
	体育施設											
	その他											
倉庫												
車庫												
作業所												
その他												
幼稚園												
小学校												
中学校												
高等学校												
養護学校等												
その他												
病院												
社会福祉施設												
清掃施設	ごみ処理施設											
	し尿処理施設											
その他 ()												
その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数				
一般道路												
農道												
林道												
河川												
農業用水路												
港湾												
砂防施設												
被害船舶												
その他 ()												
火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件						
鉄道不通区間	路線名	線	駅～	駅	駅～	駅	駅～	駅				
水道	断水		世帯	配管被害		世帯	配管被害					
ガス	不通		世帯	配管被害		世帯	配管被害					
下水道を使えない世帯			世帯									
田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha				
畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha				
崖崩れ		2	箇所									
土砂崩れ			箇所									
地すべり			箇所									
電話不通			世帯									
電気停電			世帯									
ブロック塀倒壊等			件									

5 その他

- 災害原因
- 災害の発生日時 平成 年 月 日
- 災害の発生場所(必要により地図等を添付)
- 災害対策の概要
 - 災害対策本部の名称
ア 災害対策基本法に 基づく本部 ・ 基づかない本部
イ 本部設置日時 平成 年 月 日 時 分
ウ 本部解散日時 平成 年 月 日 時 分
 - 避難勧告・指示の状況
別紙避難等の状況報告のとおり
 - 消防機関等の活動状況(延べ出動人員)
消防職員 人 消防団員 人 市職員 人
 - 応急措置の概要

(1) 災害被害状況 (人的)

391

(2) 災害被害状況 (建物)

[illegible]

(3)災害対策本部等設置状況

		名称	年	月	日	時	分	状況	災対法に基づく
市町村本部									
新潟市									
長岡市									
三条市									
柏崎市									
新発田市									
小千谷市									
加茂市									

12-8 災害救助

1 災害救助法による救助

災害救助法による災害救助については、関係法令及び新潟県災害救助法施行細則によるほか救助実施要領によって取り扱うこととされており、別記のとおり所定の様式が定められている。

別記

第1号様式

被害状況調

(年 月 日 時現在)

新発田市

区分			被害数	備考	
人的被害	死者				
	行方不明				
	負傷	重傷			
		軽傷			
		小計			
計					
住家の被害	棟数	全壊・全焼及び流失			
		半壊及び半焼			
		一部破損			
		床上浸水			
		床下浸水			
	世帯数及び人員	全壊・全焼及び流失	世帯		
			人員		
		半壊及び半焼	世帯		
			人員		
		一部破損	世帯		
			人員		
		床上浸水	世帯		
			人員		
		床下浸水	世帯		
			人員		
		災害発生年月日 年 月 日			

- 注 1 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は小計をもって報告すること。
- 2 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とすること。
- 3 「一部破損」とは、住家の損壊が半壊に達しない程度のものであるとする。
- 4 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものであるとする。
- 5 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告する。

救 助 日 報

報 告 機 関				受 信 機 関				
発 信 者				受 信 者				
報 告 時 間		月 日 時現在		発 信 時 間		月 日 時 分		
避 難 所 設 置	開設期間	開 設 日 時	日 時	被服寝具等生活必需品給与	県から受入又は前日からの繰越量			
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全 壊 世 帯 数	世帯 点	
	既存建物	個 所 数	か所			半壊、床上浸水世帯数	世帯 点	
		収 容 人 員	人		翌 日 へ の 繰 越 量		点	
	野外仮設	個 所 数	か所		医療班	医 療 班 出 動 数		班
		収 容 人 員	人			救助地区		
炊 き 出 し	炊出期間	開 設 月 日	月 日	医療班	診療者数	医 療	人	
		終了予定区	月 日			助 産	人	
	炊 出 個 所 数		か所	医療機関	医 療	施 設 数	か所	
	炊出人員	朝	人			診療人員	人	
		昼	人		助 産	施 設 数	か所	
		夕	人			診療人員	人	
		計			人	救助終了予定月日		月 日
	飲 料 水 の 供 給	給 水 地 区 数			地区	り患者救出	救 出 地 区	
		給 水 実 員 数		人	救 出 を し た 人 員		人	
		供 給 水 量		L	今後救出を要する人員		人	
給水期間		開 始 月 日	月 日	救 出 終 了 予 定 日			月 日	
		終了予定日	月 日					
給水方法			救出の方法					

学用品支給	県から受入又は前日から の繰越量		点	死体の 処理	死亡原因別人員		直接 その他		人 人
	本日 支給	小学生	人		死体 処理	死体洗浄		体	
			点			死体縫合		体	
		中学生	人			死体消毒		体	
			点		死体 保存	既存建物利用		か所	
	高等学校等生徒	人	仮設建物			か所			
		点	死体処理機関						
翌日への繰越量		点	今後死体処理を要する死体		体				
埋葬 救助	前日までの埋葬		体	死体処理終了予定月日		月 日			
	本日埋葬	大人	体	障害物 除去	障害物を 要する戸数		戸		
		小人	体		本日除去した戸数		(計 戸) 戸		
		計	体		今後除去を要する戸数		戸		
	翌日以降の要埋葬数		体	障害物除去の終了予定月日		月 日			
	埋葬終了予定月日		月 日	公用車使用		台			
			借上車使用		台				
死体の 捜索	搜索地区			輸 送	救助の種類				
	死 体	搜索を要する死体			体				
		本日発見死体			体				
		今後の要搜索死体		体		賃金職員等雇上数		人	
	搜索の方法				賃金 職員等	従事作業			
	搜索終了予定月日		月 日			その他			
仮設 住宅	着工月日		月 日	備 考					
	しゅん工月日		月 日						
住宅 修理	着工月日		月 日						
	しゅん工月日		月 日						

災 害 救 助 費 調 書

種目別区分			市 町 村 支 弁 額 (市町村支弁見込額) A			算定基準による算定額 B			県費負担基本額 (A又はBのうち いずれか少ない額)
			員数等	単価(円)	金額(円)	員数等	単価(円)	金額(円)	
I 救 助 費									
1	収容施設供与費								
(1)	避難所設置費		延人			延人			
(2)	応急仮設住宅設置費		戸			戸			
2	炊き出しその他による 食品の給与費		延人			延人			
3	飲料水供給費		延人			延人			
4	被服、寝具その他生活必 需品の給与費		世帯			世帯			
(1)	全壊(焼)、流失		世帯			世帯			
(2)	半壊(焼)、床上浸水		世帯			世帯			
5	医療及び助産費		延人			延人			
(1)	医 療 費		延人			延人			
(2)	助 産 費		延人			延人			
6	災害にかかった者の救 出費		人			人			
7	住宅の応急修理費		世帯			世帯			
8	生業資金の貸与費		世帯			世帯			
9	(1) 小 学 校 児 童	教 科 書	人			人			
		文 房 具 等	人			人			
	(2) 中 学 校 徒 徒	教 科 書	人			人			
		文 房 具 等	人			人			
	(3) 高 校 等 徒 徒	教 科 書	人			人			
		文 房 具 等	人			人			
	計		人			人			
10	埋 葬 費		体			体			
(1)	大 人		体			体			
(2)	小 人		体			体			
11	死体の捜索費		体			体			
12	死体の処理費		体			体			
(1)	洗浄、縫合、消毒等		体			体			
(2)	一時保存		体			体			
(3)	検 案		体			体			
13	障害物の除去費		世帯			世帯			
14	輸 送 費								
15	賃金職員等雇上費								
II 市町村救助事務費									
合 計									

注 1 この表は、中間報告、完了報告及び繰替支弁金交付申請に使用する。

2 中間報告については、状況により段階的に整備していくものとする。

第6号様式

番号										
被災者台帳										
調査責任者氏名 (平成 年 月 日現在)										
世帯主 氏 名				住 所				避難先		
被害の 程 度	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水・一部破損・土砂流入有無									
住家の 状 況	自家・借家（間）			面積（ ）m ²		住家・非住家（ ）棟				
家 族 の 状 況	氏 名	性別	年 令	職業(含む学校・学年)	死亡	行方 不明	重傷	軽傷	備 考	
課税の 状 況	非課税・均等割・所得割			世 帯 類 型	被保護・身障・老人・母子・要保護・その他・救助対象外					
必要な 救 助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・ 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・災害障害見舞金・資金 (災害援護・)									

(裏 面)

月	日	記	事

記入上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中・高等学校等の児童、生徒の有無についてはもれなく記入すること。
- 2 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は、該当欄に○印を付すこと。
- 3 重・軽傷の区分は下記による。
 - (1) 重傷とは1ヵ月以上の治療を要する見込みのものをいう。
 - (2) 軽傷とは1ヵ月未満で治癒できる見込みのものをいう。
- 4 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。
- 5 裏面には、救助の実施状況等について記入すること。

第8号様式

救助 の 種 類	避	炊	水	救出	救 助 実 施 記 録 日 計 票	
	修理	学	死	死		
	障					
No. _____ (月 日 時 分)					市 町 村 責任者 班氏名 地区責任者氏名	
員 数 (世帯)						
品 目 (数量金額)						
受 入 先						
払 出 先						
場 所						
方 法						
記 事						

救助実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5訂正のように記載のうえ前回分No.5の記録票には朱で×印を附し、(No.11に訂正済)とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。
 なお、救助の実施種類が多い場合には救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等が無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- (6) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と、市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

避難所設置費

種別	避難所の名称	開設期間	収容実人員	収容延人員	実支出額（支出見込額）内訳												算定基準 による算 定額 B	県負担額 （A又は Bのいずれか少ない額）
									計									
					品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額		
			人	人			円	円				円	円		円			

注 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設又は天幕の別を記入すること。
 2 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用料、賃借料等の費目名を記入すること。

応 急 仮 設 住 宅 設 置 費

図 面 番 号	構 造 区 分	面 積	敷 区 分	所在地	工 事 請 契 約 年 月 日	工事実施 期 間		入 居 日 年 月 日	入 居 者 内 訳		実支出額 (支出見込額)	算定基準に よる算定額	県負担額 (A又はB のいずれか 少ない額)
						着 工 年 月 日	完 成 年 月 日		世帯主 氏 名	家族数			
		m ²									A 円	B 円	円

- 注 1 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅又はパイプ式組立住宅の別を記入すること。
- 2 「敷地区分」欄は、公有地又は私有地の別及び有償又は無償の別を明らかにするとともに、私有地については、地主との間の賃貸契約書の写しを添付すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を設置した設置箇所を記入すること。
- 4 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
- 5 設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 6 工事請負契約書又は請書の写し及び設計図面並びに入居者との間に締結した応急仮設住宅使用貸借契約書又は使用許可に対する請書の写しを添付すること。

飲 料 水 供 給 費

給水 地区	給水 対象 人員	給水 期間	給 水 用 機 械 器 具				実 支 出 額（支出見込額）								計 （県負担額）					
			品 名		借 上 げ		修 繕		品 名 数量 単価 金額				品 名 数量 単価 金額							
					数量	所有者（管理者） 氏 名	修繕 月 日	故障の概要												

注 1 「給水用機械器具」欄は、借上げの有償、無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合は、「金額」欄に額を記入すること。
2 「故障の概要」欄に、修理の原因および主な修理箇所を記入すること。
3 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用料、貸借料等の費目を記すること。

被服、寝具その他生活必需品の給与費

季別 ()

住家の被 害程 度区分	給 与 日 月	世帯主 氏 名	基礎と なった 世帯構 成人員	給 与						算定基準に よる算定額 B	県負担額 (A又はB のいずれか 少ない額)
				実支出額 A	毛 布 (円)	作業用 ズボン (円)	地下足袋 (円)	大人シャツ (円)	品 名		
				円		円	円	円		円	円

- 注 1 「住家の被害程度区分」欄は、「全壊、全焼、流失」と「半壊、半焼、床上浸水」に区分して小計を記入すること。
- 2 「給与月日」欄は、給与責任者がその世帯に対して物資の給与を終えた月日を記入すること。
- 3 世帯主ごとの実支出額は、季別、被害程度別、世帯構成員別の算定基準による金額以下でなければならない点に留意すること。
- 4 「給与物資品名」欄のかっこ書きの部分に単価を記入し、世帯主ごとに金額で表示するとともに、金額の左肩の部分に配付数量を○で囲って記入すること。
- 5 物資給与責任者は給与証明書の写しを添付するとともに、責任者の配付世帯分を識別できるよう、世帯主氏名のところに日付を付すること。

医療費（救護班分）

救護班構成					患者	病名	措置概要	実支出額（支出見込額）内訳						計 (県負担額)		
班長 氏名	医師	薬剤師	保健師 看護師	その他				品名	数量	単価	金額	品名	数量		単価	金額
									円				円			円

注 1 救護班員別に区分して記入すること。
2 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用量、賃借料の費目別を記入すること。

医療費（病院診療所分）

医療機関名	診療区分	患 者		病 名	診 療 期 間 ～	措 置 概 要	実支出額内訳（県負担分）			備 考	
		氏 名	年 齢				役 務	金 額			
									診療報酬点数		
	入 院						点		円		
	入 院 外										
	入 院										
	入 院 外										
	小 計	入 院	名								
		入 院 外	名								
合 計（ 箇所）		名									

注 医療機関別に区分すること。

被災者の救出費

被災者 救 出 区	救 出 人 員	救 出 期 間	救 出 用 機 械 器 具				実 支 出 額 （支出見込額） 内 訳								計 (県負担額)	
			品 名	借 上		修繕 月 日	修繕 故障の概要	品 名	数量	単価	金 額	品 名	数量	単価		金 額
				数量	所 有 者 (管理者)											
									円							円

- 注 1 「救出用機械器具」欄は、借上げの有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合には「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「故障の概要」欄に、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
- 3 「実支出額内訳」欄の空欄には、需用費、使用料、賃借料等の費目名を記入すること。

住 宅 の 応 急 修 理 費

工 事 請 契 負 約 年 月 日	工 事 期 間		世 帯 主 氏 名	実支出額（支出見込額） 内 訳 修理箇所 概 要	A 金 額	算定基準に よる算定額 B	県 負 担 額 (A又はB のいずれな 少ない額)
	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日					
					円	円	円

生 業 資 金 の 貸 与 費

貸付を受けた者		保 証 人		借受者と の 関 係	事 業 計 画 概 要	貸 与 期 間	貸 与 金 額	考 備
住 所	氏 名	住 所	氏 名 職 業					
							円	
	計	世帯						

注 1 「貸与期間」欄は、「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のでん末を明らかにしておくこと。

学用品の給与費

学校名	学年別	被災児童 (生徒)氏名	給与品の内訳										県負担額 (A + D)	
			給与 月日	教科書			その他学用品					B又はC のいずれ な少ない 額D		
				()	()	()	()	()	()	()	計 A			算定基準 による算 定額C

学用品を上記のとおり給与したことを証明します。

平成 年 月 日 給与責任者 (学校長)

氏 名 印

- 注 1 小・中・高等学校等の学校別に区分して記入すること。
- 2 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した日を記入すること。
- 3 「給与の内訳」欄中空欄の部分には、教科書又はその他学用品の名称を記入し、かつこ書きの部分に単価をそれぞれ記入すること。被災児童（生徒）ごとの欄は、金額を記入し、金額の左肩部分に配付数量を○で囲って記入すること。

埋 葬 費

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	大 人 小 人 の 別	死 亡 者	埋葬を行った者	実支出額（支出見込額）内訳				算定基準に よる算定額	県負担額 (A又はB のいずれか、 少ない額)
氏 名	年 齢	死 亡 者 と 関 係	氏 名	棺（附属品 を含む）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	A	B	
				円	円	円	円	円	円	円

注 大人とは満12才以上の者をいい、小人とは満12才に満たない者をいう。

死 体 の 捜 索 費

年 月 日	捜 索 人 員	捜 索 用 機 械 器 具							計 (県負担額) A + B C	
		名 称	借 上 費		金 額 A	修 繕 費				燃 料 費 B
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏 名		修 繕 年 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要		
						円		円		

注 1 借上げについては、有償、無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合には、「金額」欄に記入すること。
2 「修繕の概要」欄には、故障の原因および故障箇所を記入すること。

死 体 の 処 理 費

処 理 期 間	死体の 発見日 時・場 所	死 亡 者 氏 名	実 支 出 額 (支 出 見 込 額) 内 記 算												計 (県負担額)		
			洗浄、縫合、消毒等処置費				検 査		料 料		一 時 保 存 料						
			実施医 療機関	件数	実支出額	算定基準 による 算定額	検案を した者	件数	実支出額	算定基準 による 算定額	一時保 存場所	件数	実支出額	算定基準 による 算定額			

注 「計」欄は、「洗浄、縫合、消毒等処置費」「検案料」及び「一時保存料」欄の実支出額と算定基準による算定額のいずれか少ない額を記入すること。

障 害 物 の 除 去 費

地区別	住家被害程度区分	世帯主 氏 名	世帯類型					住民税課税状況			実支出額（支出見込額）内訳				算定基準による算定額 B 円	県負担額 (A又はBのいずれか少ない額) 円
			被保護	身障	老人	母子	要保護	その他	非課税	均等割	所得割	実施者	実施日 (月日)	単価		

注 「世帯類型」欄及び「住民税課税状況」欄は、それぞれ該当するものに○印を付し、「所得割」欄は、金額を記入すること。なお、所得割を課税されている者を対象とした場合は、その理由を付した書面を添付すること。

注 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。

3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

雇 上 賃 金 職 員 等 勤 務 状 況 表

新 潟 県
新 発 田 市

住 所	氏 名	年 齢	単 価	雇 用 月 日						基本賃金		割増賃金		計	備考
				日	日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
			円								円		円	円	
計	名			名	名	名	名	名	名						

- 注 1 救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
- 2 時間外務に従事させた場合は、その時間を「日別」欄に記入しておくこと。
- 3 必要に応じ、「賃金」受領欄を設けてしつかえないこと。
- 4 適当な箇所に、勤務証明の奥書きをしておくこと。

2 新潟県災害救助条例による救助

(1) 新潟県災害救助条例（以下「県条例」という。）の概要

災害救助法（以下「法」という。）の適用されない災害に際して、市が応急的に必要な救助を行う場合に、県が費用の一部を負担することによって被災者の保護を図る。

(2) 県条例は必ず新発田市災害救助条例（以下「市条例」という。）の適用が要件となるものであり、市条例は、市独自の判断でもって適用されうるものである。

(3) 法及び県条例と生活保護法の関係について

法が適用となった場合の生活保護世帯に対する救助措置は、法が生活保護法に優先し適用されるものであり、県条例の場合は、生活保護法が県条例に優先し適用されるものである。

(4) 法と県条例の相違点

法は県が救助実施主体となるのに対し（市長に救助の委任が可能）、県条例による救助は市が実施主体となる。

法の手続は県と市と国が関係するが、県条例の手続は県と市で行う。

なお、救助の種類、対象費用の限度額、期間等の考え方については法と同様である。

(5) 「法による救助の程度、方法及び期間」早見表

資料編 11－14 を参照

(6) 被害状況判定基準

資料編 11－15 を参照

新潟県災害救助条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)が適用されない災害に際して、市町村が応急的に必要な救助を行なう場合に、県がその費用の一部を負担することによつて、被災者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第 2 条 この条例により県が費用の一部を負担する救助(以下「救助」という。)は、次に定める程度の災害が発生した市町村の区域内におけるものとする。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じてそれぞれ次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	10
5,000 人以上 10,000 人未満	15
10,000 人以上 20,000 人未満	20
20,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

- (2) 知事が特に必要と認めた場合

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 炊き出しその他による食品の給与
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (3) 応急仮設住宅の供与
- (4) 被災した住宅の応急修理
- (5) 被災者の救出
- (6) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

2 前項第 3 号及び第 4 号の救助は、生活困窮者を対象として行なうものとする。

(救助についての協議)

第 4 条 市町村が救助を行なう場合には、その種類及び内容について、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

(費用負担)

第 5 条 県は、市町村が第 2 条及び第 3 条に該当する救助に要した費用が地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第 1 条第 1 項第 5 号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の 100 分の 2 以下であるときにあつては当該救助に要した額についてその 100 分の 80 を負担するものとし、収入見込額の 100 分の 2 をこえるときにあつては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の定めるところによるものとする。

- (1) 収入見込額の 100 分の 2 以下の部分については、その額の 100 分の 80
- (2) 収入見込額の 100 分の 2 をこえ 100 分の 4 以下の部分については、その額の 100 分の 90
- (3) 収入見込額の 100 分の 4 をこえる部分については、その額の 100 分の 100

第 6 条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行つた場合は、その被害が第 2 条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第 3 条の規定による種類以外のものであるとしても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の 100 分の 50 を負担することができる。この場合において、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに法第 4 条第 1 項第 7 号及び災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 2 条第 2 号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。

(平 12 条例 61・平 25 条例 36・平 25 条例 46・一部改正)

(知事への委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、救助に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平 18 条例 16・旧附則・一部改正)

(救助の実施要件の特例)

2 平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に廃置分合のあつた市町村で第 2 条第 1 号に規定する救助の実施要件を満たさない市町村の区域について、同条各号列記以外の部分中「市町村」を「平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における当該市町村の廃置分合(以下「廃置分合」という。)に係る関係市町村(2 以上の廃置分合があつた場合にあつては、第 1 号に規定する救助の実施要件を満たすこととなる廃置分合に係る関係市町村のうち最後に行われた廃置分合に係る関係市町村をいう。以下この条において「市町村」という。)」と、同条第 1 号中「人口」を「直近の国勢調査に基づく人口」と読み替えて同条の規定を適用した場合において同号に規定する救助の実施要件を満たすときは、この項の規定の適用により第 2 条第 1 号に規定する救助の実施要件を満たすこととなる当該市町村の区域に係る廃置分合のうち最後に行われた廃置分合の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの間における同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における当該市町村の廃置分合(以下「廃置分合」という。)に係る関係市町村(2 以上の廃置分合があつた場合にあつては、第 1 号に規定する救助の実施要件を満たすこととなる廃置分合に係る関係市町村のうち最後に行われた廃置分合に係る関係市町村をいう。以下この条において「市町村」という。)」と、同条第 1 号中「人口」とあるのは「直近の国勢調査に基づく人口」とする。

(平 18 条例 16・追加)

附 則(平成 12 年条例第 61 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 36 号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 54 号)附則第 1 条第 1 号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 年 月 号
日

新潟県知事 様

新発田市長



新潟県災害救助条例の適用について（協議）

新潟県災害救助条例第 4 条の規定により下記のとおり協議します。

記

- 1 救助の種類
- 2 救助の程度、方法及び期間
- 3 救助費用の見込額
- 4 前各号に掲げるもののほか、救助について必要な事項

3 市で整備すべき書類

新潟県災害救助法施行規則、救助実施要領に定める様式の他に、救助及び生活再建を円滑に実施するために次の様式を作成する。

- (1) 生活再建支援カルテ
- (2) 被災世帯状況一覧表
- (3) 応急仮設住宅入居予定対象者調
- (4) 住宅の応急修理予定対象者調
- (5) 世帯構成員別被害状況調
- (6) 障害物除去対象者調
- (7) 救助の種目別物資受払状況

生活再建支援カルテ

						番号	—			
続柄	氏 名	性別	年齢	勤務先・就学先等	年 収	備 考 (障害者、世帯主と異なる住所など)				
合計					0					
震災前の住所					現在の住所					
	住宅									
	宅地									
	生業									
		義援金	1次	千円		千円	1次	千円	2次	千円
		支援金	国	千円	県	千円	国	千円	県	千円
		計	0 千円				0 千円			
住宅再建 の意向										
住宅再建に 向けた課題										
課題に対する 対応策等										
備 考										

記 事	
年月日	内 容

(7)

被災世帯状況一覽表

No.

災害発生月日 月 日

災害程度

[illegible]

(注) 1 この表は(1)全壊、全焼、流失、(2)半壊、半焼、(3)床上浸水の災害程度ごとにまとめて作成すること。

2 「1 台帳番号」とは、被災者台帳の番号をいう。

3 「5 被災人員」とは、被災時における実際の世帯構成員とし、世帯主も含むものとする。

4 災害の様相から各世帯によって被災月日が異なるときは、備考欄にその被災月日を記入のこと。

5 死者、行方不明者、重傷者等は備考欄に記入のこと。

6 「6 市町村民税課税状況」は、最近時のもので非課税世帯は○印を付し均等割、所得割世帯は、課税者数とその金額累計額を設入のこと。

7 7～12までは、その世帯の生活状況であって、該当欄に○印を付すこと。

8 「13 救助項目」は、各世帯ごとに該当欄に○印を付すこと。

(イ)

応急仮設住宅入居予定対象者調

台帳番号	被害区分	世帯主氏名	家族数	市町村民税課税状況			生活状況					火災保険	備考
				非課税	均等割	所得割	被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他	

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

(ウ)

住宅の応急修理予定対象者調

台帳番号	被害区分	世帯主氏名	家族数	市町村民税課税状況			生活状況						火災保険	備考
				非課税	均等割	所得割	被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他		

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

(工)

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況 調

新 発 田 市

世帯区分 被害区分	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯								計
全壊・全焼・流失											
半 壊 ・ 半 焼											
床 上 浸 水											
計											

(オ)

障 害 物 除 去 対 象 者 調

台帳番号	被害区分	世帯主氏名	家族数	除 去 状 態 の 概 要 を 要 す べ き	市町村民税 課税状況			生 活 状 況						備 考
					非 課 税	均 等 割	所 得 割	被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯	そ の 他	

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

(カ)

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
なお、「備考」欄に、払出数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

12-9 応急対策用緊急通行車両等事前届出兼事前提出済証

地震防災 災 害	応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	地震防災 災 害	応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	第 号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		
平成 年 月 日		平成 年 月 日		
公安委員会 殿		公安委員会 印		
申請者住所 (電話) 氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
印				
番号標に表示さ れている番号	車両の用途(緊急 輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は品 名)	(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察 本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてくだ さい。		
使用者	住 所	2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、 破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を 受けてください。		
	氏 名	3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
	出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄 する警察本部に提出してください。				

12-10 緊急通行車両確認申請書

年 月 日			
緊急通行車両確認申請書			
新潟県公安委員会 殿			
申請者 住所 (電話) 氏 名			
印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあっては、輸送人員又 は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出発地	経由地	目的地
備 考			

12-11 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(新発田地域広域消防本部→新潟県消防防災航空隊)

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性

地域並びに地域住民の生活、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）

(3) 非代替性

消防防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合

ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合

ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、上空からの救出が必要と認められる場合

ハ 洪水、山崩れ等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車災害、高速道路等での大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等との航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号）に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合（緊急運航の要請）

第 6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）

ロ 要請を行う機関の長（以下「他機関の長」という。）

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第 1 号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第 5 の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

（緊急運航の決定）

第 7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするものとする。

- 2 運航管理責任者は、第 6 に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。
- 3 運航指揮者は第 6 に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。
- 4 運航管理責任者は第 1 項又は第 2 項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第 8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の確保及び病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火に伴う消火バケットへの給水体制
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第 9 運航指揮者は、緊急運行中に把握した災害の状況を、災害等速報(様式第 2 号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

- 2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求める事ができるものとする。

(附則)

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

12-12 消防庁への火災・災害即報基準

(市・消防本部 → 県) (「火災・災害等即報要領(消防庁)」(令和3年1月現在))

火災・災害等区分				即報基準
災害即報	一般基準			(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの (2) 県又は市が災害対策本部を設置したもの (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合同一災害で大きな被害を生じているもの (4) 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの (5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	災害	地震	(1) 県又は市内で震度5弱以上を記録したもの (2) 人的被害又は住家被害が生じたもの
			津波	(1) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの (2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
			風水害	(1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			雪害	(1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの (2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
			火山災害	(1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの (2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準			一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。
火災等即報	一般基準			(1) 死者が3人以上生じたもの (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	火災	建物火災	(1) 特定防火対象物で死者が発生した火災 (2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの (3) 大使館・領事館又は国指定重要文化財の火災 (4) 特定違反対象物の火災 (5) 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 (6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 (7) 損害額が1億円以上と推定される火災
			林野火災	(1) 焼損面積が10ha以上と推定されるもの (2) 空中消火を要請又は実施したもの (3) 住家等へ延焼するおそれがあるもの

火災・災害等区分			即報基準
		交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
		その他	特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故		(1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの (3) 特定事業所内の火災 ((1)以外のもの。)
	危険物等に係る事故		危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。） (1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明を生じたもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 周辺地域住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (4) 500 キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故 (5) 海上、河川への危険物等流出事故 (6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	原子力災害等		(1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故		可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
	消防職員及び消防団の消火活動等に伴う重大事故		
社会的影響基準			一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

火災・災害等区分	即報基準
救急・救助事故即報	(1) 死者が5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） (例) ・列車、航空機、船舶に関わる救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
武力攻撃災害即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

12-14 加治川水防警報文

(新発田地域振興局地域整備部 → 市)

河川名

加 治 川

警戒レベル

通知	内 容	種 類		号 数
	水 位 情 報 周 知	加 治 川		第 号
	水 防 警 報	岡田 観測所	観測所	第 号

平成 年 月 日 時 分発表

新発田地域振興局地域整備部長通知

Na	内 容	基準水位(流量)観測所		岡田 観 測 所		観 測 所		
		堤 防 天 端(流量)		17.50	m	m		
		はん濫危険水位 ※1(流量)		16.18	m	m		
		避難判断水位 ※2(流量)		15.30	m	m		
		はん濫注意水位 ※3(流量)		14.30	m	m		
		水防団待機水位 ※4(流量)		13.80	m	m		
1	雨量情報	累計雨量	[]	観測所では、 日 時 分現在で mmに達しました。				
		時間雨量	[]	観測所では、 日 時～ 時の1時間で、 mmを観測しました。				
		現在は、						
2	水位情報	現在の水位(流量)	観測所では、 日 時 分現在で m (m³/s) に達し、 [岡田] に達し、 堤防天端まであと mです。 現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。					
			観測所では、 日 時 分現在で m (m³/s) [] 堤防天端まであと mです。 現在は、 水位変動量は1時間あたり m程度です。					
3	水防機関伝達	水防機関は、						
4	ダム情報	[] ダムは、 日 時 分に						
5	堤防等情報	堤防は、 で 地先名は、次のとおりです。						
6	注意	地先においては、〇〇市より発令される避難勧告等に十分注意して下さい。						
伝達確認	通知先	河川事務所	新発田市	聖籠町				河川管理課
	電話番号		0254-22-4400	0254-27-2111				025-280-5414
	通報者							
	受報者							
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

[問い合わせ先]
新発田市〇〇地内の避難情報：新発田市地域安全課 0254-22-4400 聖籠町〇〇地内の避難情報：聖籠町生活環境課 0254-27-2111 (代)
河川情報：新発田地域振興局地域整備部治水課 0254-22-5113

[警戒レベル]

レベル		水 位	内 容
5		はん濫発生	洪水の発生または堤防が破堤し、極めて危険な状況です。 市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。
4	※1	はん濫危険水位 (危険水位)	河川のはん濫（溢水や破堤）の恐れがある水位で、非常に危険な状況です。 市町村長が行う避難勧告等に従って下さい。
3	※2	避難判断水位 (特別警戒水位)	市町村長が避難勧告等を行う目安の一つとなる水位です。 市町村長が行う避難勧告等に十分に注意して下さい。
2	※3	はん濫注意水位 (警戒水位)	市町村長が避難準備情報等を行う目安の一つとなる水位です。 水防団が出動する目安となる水位です。
1	※4	水防団待機水位 (通報水位)	各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。

[ダムのただし書き操作]
異常な洪水により、ダムに洪水を貯めることができなくなることが予想される場合に、徐々に流入量と放流量が同じになるように操作をすることであり、下流河川の水位が急激に上昇する恐れがあります。

[illegible]

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告			
報告者機関名		No.	
種別	通報の内容		
① 巡視出動状況	_____日 _____時 _____分 _____頃から _____川 _____市町 (午前) (午後) から に (左岸) (右岸) { _____で } { _____が _____名 } { _____イ、出動し前川の巡視を、 _____ロ、被災ヶ所へむけ、出動します。 } { _____ハ、実施します。 _____二、実施中です。 _____ホ、実施した。 } { _____ } { _____ } 巡視所見等連絡事項		
② 水防作業状況	{ _____イ、を実施します。 _____ロ、を実施中です。 _____ハ、を実施した。 _____ニ、は実施していません。 } { _____日 _____時 _____分 _____頃から _____に } 離れ { _____水防工法 } { _____川 _____市町 } { _____地元で _____が _____名より } { _____数量 } { _____を _____です。 } 資材の要請、見通し等連絡事項		
③ 被災状況と要請事項	_____日 _____時 _____分 _____川 _____市町 _____地先 (河川距離標 km) { _____イ、堤防 _____口、護岸 _____ハ、_____水門、樋門、樋管 _____二、_____ } { _____が _____の _____から _____ } { _____ホ、破壊 _____へ、越水 _____ト、欠損 _____チ、法くずれ _____リ、先掘 _____ヌ、漏水 _____ル、_____ } { _____オ、する恐れがある。 } { _____ワ、_____ヶ所発生した。 } { _____カ、している。 } { _____ヨ、_____ } 要請事項等		

12-16 水防活動報告書

(市 → 新発田地域振興局地域整備部)

第1号様式

水防活動報告書
作成者 住所氏名
水防管理団体名

出水の概況		川		警戒水位 雨量		m mm											
水防実施箇所		川		左右岸		地先		m									
日	時	自	月	日	時	至	月	日	時								
出	動	水防団員		消防団員		その他の		合計									
人	員	人		人		人		人		人							
水防作業の概況及び工法		箇所		工法		m											
水防の結果	効果被害	堤防	m	田	m ²	畑	m ²	家	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	その他	人
	かます、俵																
使用資器材	麻袋、土俵																
	なわ																
	丸太																
	その他																
水防活動に関する自己批判備考																	

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

12-17 水防活動実施報告書

(市 → 新発田地域振興局地域整備部)

第2号様式

水防活動実施報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

新潟県

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動人	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材	計	
県(都道府)分 前回迄	—	—	円	円	円				
月分	—	—							
月分	—	—							
月分	—	—							
小計	—	—							
累計	—	—							
水防管理団体分 前回迄									
月分	()								
月分	()								
月分	()								
小計									
累計									

12-18 應援要請依頼書

(市 → 応援要請依頼先)

(1) 応援要請依頼書（発災直後）

災害応援要請依頼書

新発田市災害対策本部発第 号
年 月 日 時 分

応援要請先	
応援要請依頼日	年 月 日 午前・午後 時 分
応援要請を必要とする理由	
応援要請種別	☐ 生活物資 ☐ 資機材 ☐ 燃料 ☐ 人員 ☐ 車両 ☐ その他（ ）
応援要請内容	
応援要請を必要とする期間	年 月 日から平成 年 月 日まで 年 月 日から必要とする期間まで
応援要請を必要とする場所	住 所 新発田市 地内 施設等の名称

応援要請依頼者	新発田市災害対策本部 本部長 新発田市長 ○○○ ○○○
担当課・氏名	新発田市災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 ○○○ ○○○ NTT/TEL 0254-28-9510 NTT/FAX 0254-24-9005 VSAT/TEL [発信]-431-10 VSAT/FAX [発信]-431-40
現地連絡窓口	

(2) 応援要請依頼書（事後）

災害応援要請依頼書

新発田市災害対策本部発第 号
年 月 日

（災害応援協定依頼先） 様

新発田市災害対策本部長
新発田市長

㊟

協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援要請を必要とする理由

2 応援要請を必要とする期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から必要とする期間まで

3 応援要請を必要とする場所

住 所
施設等の名称

4 その他応援要請に関する必要な事項

12-19 災害広報文例

(1) 水害

高齢者等避難	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。〇〇〇町（地区）に高齢者等避難を発令しましたので、今後の気象情報等に注意し避難の準備をしてください。 なお、体の不自由な方、お年寄りやお子さんのいるご家庭など、避難に時間を要する方は、〇〇〇〇（指定緊急避難場所）へ避難してください。
避難指示	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。〇〇〇町（地区）に避難指示を発令しましたので、速やかに避難してください。
緊急安全確保	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 まだ避難していない方は緊急に避難してください。 指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の高いところに避難してください。
	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇で堤防から水があふれだしました。避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急避難するか、屋内の高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。

(2) 土砂災害

高齢者等避難	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇町（地区）は、土砂災害が発生するおそれのある状態に近づきました。 土砂災害警戒区域内にお住まいの方は、今後の気象情報に注意し避難の準備をしてください。 なお、体の不自由な方、お年寄りやお子さんのいるご家庭など、避難に時間を要する方は、〇〇〇〇（指定緊急避難場所）へ避難してください。
避難指示、緊急安全確保	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇町（地区）は、土砂災害は発生するおそれがあります。 速やかに、〇〇〇〇（指定緊急避難場所）へ避難してください。
	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇で土砂災害が発生しました。続発する可能性があります。まだ避難していない方は緊急に避難してください。 指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急避難し、命を守る行動をとってください。

(3) 地震・津波

地震情報	こちらは、新発田市広報車です。 先ほど発生した地震は、「震度 ○」を観測しました。 今後、余震が発生するおそれがあります。 火の元に十分注意し、落ち着いて行動してください。
津波情報	こちらは、新発田市広報車です。 先ほど発生した地震は、「震度 ○」を観測しました。 津波の発生するおそれがありますので、海岸付近にいる方は、高台へ避難してください。
	こちらは、新発田市広報車です。 先ほど発生した地震により津波注意報（警報）、大津波警報が発表されました。 海岸付近にいる方は、速やかに高台へ避難してください。
	こちらは、新発田市広報車です。 津波注意報（警報）は、〇〇時〇〇分解除されました。
避難指示	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇地区では、（土砂災害、火災）が発生し、非常に危険な状態となり、避難指示を発令しましたので、速やかに避難してください。 （指定緊急避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急避難し、命を守る行動をとってください。）
避難所の開設	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇〇（指定避難所）を避難所として開設しました。 被災された方は、最寄りの避難所へ避難してください。

(4) その他

救護所の開設	こちらは、新発田市広報車です。 〇〇〇〇（指定避難所）に救護所を開設しました。 怪我をされた方は、最寄りの〇〇〇〇（指定避難所）へ避難してください。
応急給水の供給	こちらは、新発田市水道局です。 現在、地震の影響により市内の広い範囲（〇〇地区）で断水しています。 〇〇〇〇（指定避難所）では、応急給水所を設置しましたので、ご利用ください。
水道の復旧状況	こちらは、新発田市水道局です。 現在、地震の影響により市内の広い範囲（〇〇地区）で断水していますが、〇日、〇〇時（頃）復旧（する見込みです。）しました。
道路状況と交通規制	こちらは、新発田市広報車です。 現在、地震の影響により市内の広い範囲（〇〇地区）で車の通行が不能（禁止）となっています。 車での移動は、ご遠慮ください。
道路の復旧状況	こちらは、新発田市広報車です。

	現在、地震の影響により市内の広い範囲（〇〇地区）で車の通行が不能（禁止）となっていました。〇日、〇〇時（頃）開通（する見込みです。）しました。 現場の指示に従って通行してください。

12-20 新発田市ハザードマップ

新発田市ハザードマップ 平成 30 年 4 月発行

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/iza/sonae/1008873/1008875.html>（市ホームページ）

新発田市地域防災計画 資料編
(令和 8 年 5 月 修正)

編集発行：新発田市防災会議
(事務局：新発田市地域安全課)

〒957-8686 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
TEL 0254-28-9510 FAX 0254-24-9005
